

協議第 3 0 号	合併協定項目 9	「一般職の職員の身分の取扱い」
協議第 3 2 号	合併協定項目 1 1	「特別職の職員の身分の取扱い」
協議第 3 3 号	合併協定項目 1 5	「使用料、手数料等の取扱い」
協議第 3 4 号	合併協定項目 1 7	「補助金、交付金等の取扱い」
協議第 3 5 号	合併協定項目 1 8	「町名・字名の取扱い」
協議第 3 6 号	合併協定項目 2 0	「国民健康保険事業の取扱い」
協議第 3 7 号	合併協定項目 2 1	「介護保険事業の取扱い」

平成 1 6 年 9 月 1 1 日

山口県中部 1 市 4 町合併協議会事務局

目 次

協議第30号 一般職の職員の身分の取扱い	公園施設使用料(占用料) P 28	山口南総合センター使用料 P 47
現況 P 2	環境保全関係	福祉関係
関係法令等 P 5	斎場・葬儀所使用料 P 29	老人憩いの家等使用 P 48
協議第32号 特別職の職員の身分の取扱い	公営墓地使用料 P 31	老人福祉センター使用 P 49
状況 P 8	教育・文化関係	児童館使用料 P 50
関係法令等 P 10	公立幼稚園の授業料・入園料 P 32	隣保館使用料 P 51
協議第33号 使用料、手数料等の取扱い	教員住宅貸付料 P 33	経済関係
【使用料の部】	小中学校等の施設使用料 P 34	農業集落排水処理施設使用料 P 52
建設関係	公民館使用料 P 36	農業関連施設使用料 P 53
道路占用料 P 16	山口ふれあい館使用料 P 38	森林ふれあいセンター使用料 P 54
公営駐車場使用料 P 18	文化会館・文化ホール使用料 P 39	漁港使用・占用料 P 55
市町営住宅使用料 P 19	市民館・公会堂使用料 P 41	漁港区域内占用料等 P 56
特定公共賃貸住宅使用料 P 20	博物館・資料館等利用料 P 42	海岸保全区域内占用料等 P 57
河川占用料等 P 22	体育館使用料 P 44	山口ふるさと伝承センター使用料 . . . P 58
港湾区域内占用料等 P 23	陸上競技場使用料 P 44	勤労者施設使用料 P 59
法定外公共物占用料 P 24	野球場使用料 P 44	国民宿舎使用料 P 60
都市公園関係	多目的運動場使用料 P 44	観光関連施設使用料 P 61
公園施設使用料 P 26	テニスコート使用料 P 44	区画漁業権(入漁料) P 62
公園使用料(行為許可) P 27	プール使用料 P 44	
	剣道柔道場(武道館)使用料 P 44	
	屋外夜間照明設備器具等使用料 P 44	

コミュニティ関係

地域交流ステーション使用料 . . . P 63
 集会所コミュニティ施設使用料 . . . P 63

【手数料の部】

税務関係

課税、納税に関する証明手数料 . . P 64
 公募・函面の閲覧手数料 P 64
 複写手数料 P 64
 住宅用家屋証明手数料 P 64
 税の督促手数料 P 64

住民窓口関係

印鑑に関する証明手数料 P 66
 身分に関する証明手数料 P 66
 その他所証明手数料 P 66
 外人登録済証明手数料 P 66
 住民基本台帳閲覧手数料 P 66
 住民票の写し交付手数料 P 66
 住民票記載事項証明交付手数料 . . P 66
 戸籍附票の写し交付手数料 P 66
 印鑑登録証交付交付手数料 P 66
 印鑑登録証再交付交付手数料 . . . P 66

戸籍謄本・抄本交付手数料 . . . P 66
 除籍（改製原）謄本・抄本交付手数料 P 66

戸籍記載事項証明交付手数料 P 66
 除籍記載事項証明交付手数料 P 66
 臨時運行許可申請手数料 P 66
 雇入契約の公認に関する事務・船員手帳の
 訂正手数料 P 66
 船員手帳の交付・書換手数料 P 66

都市計画関係

開発行為に関する申請手数 P 68
 建築確認申請手数料 P 69
 優良宅地・優良住宅認定手数料 P 70

環境衛生・保健医療関係

休日夜間診療手数料 P 71
 狂犬病予防事業に関する登録手数料 . . P 72

農林関係

鳥獣飼養許可手数料 P 73
 地籍調査成果品交付手数料 P 74
 農地法による現況確認証明手数料 . . . P 75

協議第34号 補助金、交付金等の取扱い

税務関係

前納報奨金 P 78
 たばこ販売組合補助金 P 79

都市計画関係

狭隘道路拡幅にかかる補助金 P 80
 いけがき設置奨励補助金 P 81
 緑化推進にかかる補助金 P 82
 保存樹等補助金 P 83

環境衛生関係

ごみ収集場所整備補助金 P 84
 家庭用生ごみ処理容器等購入補助 . . P 85
 資源ごみ回収事業報奨金 P 86
 資源ごみ回収事業奨励金 P 87

環境保全関係

環境保全団体に対する補助 P 88
 合併浄化槽設置補助金 P 89

教育・文化関係	社会福祉施設整備補助金	・ ・ ・ ・ ・ P 110	商店街支援事業にかかる補助	・ ・ ・ ・ ・ P 133
就園奨励費補助金	老人クラブ補助金	・ ・ ・ ・ ・ P 111	起業化向け支援補助金	・ ・ ・ ・ ・ P 134
私立幼稚園運営費補助金	福祉団体等に対する助成	・ ・ ・ ・ ・ P 112	地場産業活性化推進にかかる補助金	・ ・ ・ ・ ・ P 135
私立幼稚園設備費補助金	母親クラブ育成費補助金	・ ・ ・ ・ ・ P 113	商工団体関係団体に対する補助	・ ・ ・ P 136
私立幼稚園障害児教育費補助金	民間保育所施設設備費補助金	・ ・ ・ ・ P 114	中小企業退職金共済掛金補助金	・ ・ ・ P 137
私立高校運営費補助	母子寡婦福祉連合会補助金	・ ・ ・ ・ P 115	労働関係団体に対する補助	・ ・ ・ ・ P 138
就学費	社会福祉団体に対する補助金	・ ・ ・ ・ P 116	まつり・イベント事業にかかる補助金	・ ・ ・ ・ ・ P 139
遠距離児童・生徒通学費補助	病院群輪番制病院運営費補助	・ ・ ・ ・ P 117	観光関係団体に対する補助	・ ・ ・ ・ P 140
通学バス維持費補助金	経済関係		住民関係	
特殊学級就学奨励補助	農業・畜産振興対策事業補助(国事業)	・ ・ P 118	交通安全推進団体に対する補助	・ ・ ・ P 141
社会教育団体等補助金	農業・畜産振興対策事業補助(県事業)	・ ・ P 119	チャイルドシート購入費補助	・ ・ ・ ・ P 142
文化芸術団体に対する補助	農業・畜産振興対策事業補助(単独事業)	・ P 120	その他	
文化財保護に関する補助	生産調整事業にかかる補助金	・ ・ ・ ・ P 123	定住促進にかかる奨励金	・ ・ ・ ・ P 143
企業職場人権教育連絡協議会運営費補助金	畜産振興事業にかかる補助金	・ ・ ・ ・ P 124		
・ ・ ・ ・ ・ P 103	農業・畜産関係団体に対する補助	・ ・ ・ ・ P 125		
スポーツ推進団体に対する補助	有害鳥獣対策事業にかかる補助金	・ ・ ・ ・ P 126		
全国大会出場にかかる経費補助	林業振興にかかる補助金	・ ・ ・ ・ ・ P 128		
福祉・保健医療関係	林業関係団体に対する補助	・ ・ ・ ・ ・ P 130		
心身障害児福祉施設整備費補助	種苗放流養殖事業費補助金	・ ・ ・ ・ ・ P 131		
障害者関係団体に対する補助	水産振興事業にかかる助成	・ ・ ・ ・ ・ P 132		
・ ・ ・ ・ P 109				

協議第35号 町名・字名の取扱い

町名・字名の状況 P 146

協議第36号 国民健康保険事業の取扱い

調整案の総括表 P 148

保険料(税)の賦課割合、料率 P 149

任意給付の内容・状況 P 151

はり・きゅう施術支給状況 P 152

人間ドックの利用状況 P 154

協議第37号 介護保険事業の取扱い

介護相談員派遣事業 P 156

介護保険料(算定基準・賦課徴収) . . . P 157

サービス利用における低所得者対策 . . . P 159

協議第 3 0 号

合併協定項目 9

一般職の職員の身分の取扱い

『一般職の職員の身分の取扱い』に関する資料

(1) 実職員数調べ

(平成16年4月1日現在 単位：人)

区分	首長部局	議 会	選挙管理委員会	監査委員会	教育委員会	その他の委員会	消 防	水 道	計
山 口 市	720	10	5	4	170	7	-	47	963
小 郡 町	185	2	1	1	22	-	-	15	226
秋 穂 町	78	1	1	1	13	1	-	-	95
阿 知 須 町	77	2	-	-	14	-	-	3	96
徳 地 町	113	2	-	-	20	2	-	-	137
合 計	1,173	17	7	6	239	10	0	65	1,517

本表には教育長を含まない。

(2) 条例定数及び実職員数

(平成16年4月1日現在 単位：人)

	条例定数	実職員数	備 考
山 口 市	998	963	一部事務組合関係業務（消防、ごみ・し尿処理、火葬事業、水道供給事業等）の職員は含まない。
小 郡 町	230	226	一部事務組合関係業務（消防、ごみ・し尿処理、火葬事業、水道供給事業等）の職員は含まない。
秋 穂 町	100	95	一部事務組合関係業務（ごみ・し尿処理、火葬事業、水道供給事業等）の職員は含まない。
阿 知 須 町	96	96	一部事務組合関係業務（水道供給事業、下水道事業等）の職員は含まない。
徳 地 町	145	137	
合 計	1,569	1,517	

参考資料 関係一部事務組合 (平成16年4月1日 単位：人)

	定員	職員数	(組合構成団体)					
			山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	その他
山口防府地区広域事務組合	2	1						防府市、阿東町、美東町、秋芳町
山口地域消防組合	179	179						阿東町
山口県中部環境施設組合	61	61						阿東町
山口市・秋穂町水道企業団	7	5						
山口・小郡地域広域水道企業団	20	13						
養護老人ホーム秋楽園組合	24	23						美東町、秋芳町
宇部・阿知須公共下水道組合	13	12						宇部市
計	306	294						

(3) 年齢別職員数 本表には、教育長を含まない

(平成16年4月1日現在)

年 齢	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	計
18歳	2人					2人
19歳	7人					7人
20歳	6人					6人
21歳	5人	1人				6人
22歳	11人		1人		3人	15人
23歳	16人	3人		3人	4人	26人
24歳	22人	7人	4人			33人
25歳	28人	6人	2人	4人	3人	43人
26歳	23人	10人	3人	4人	4人	44人
27歳	35人	4人	2人	2人	5人	48人
28歳	38人	5人	1人		11人	55人
29歳	41人	13人	6人	3人	4人	67人
30歳	50人	9人		5人	10人	74人
31歳	36人	9人	4人	4人	6人	59人
32歳	53人	5人	4人	4人	5人	71人
33歳	39人	10人	2人	4人	3人	58人
34歳	26人	4人		3人	4人	37人
35歳	29人	5人	4人	5人	3人	46人
36歳	32人	3人	1人	2人	2人	40人
37歳	26人	1人	2人	3人	2人	34人
38歳	26人	3人	4人	1人	3人	37人
39歳	25人	7人	1人	3人	2人	38人
40歳	19人	6人	1人	5人	1人	32人
41歳	34人	9人	1人	5人		49人
42歳	28人	10人	3人		1人	42人
43歳	23人	6人	3人	3人	1人	36人
44歳	18人	11人	2人		3人	34人
45歳	14人	11人	1人	1人	5人	32人
46歳	18人	4人	3人	1人	4人	30人
47歳	5人	4人	6人	1人	4人	20人
48歳	13人	6人	3人	1人	2人	25人
49歳	20人	9人	2人	1人	5人	37人
50歳	27人	5人	6人	2人	5人	45人
51歳	16人	5人	1人	2人	4人	28人
52歳	20人	5人	1人		3人	29人
53歳	27人	6人	3人	6人	5人	47人
54歳	27人	4人	9人	1人	5人	46人
55歳	15人	6人	3人	1人	5人	30人
56歳	28人	5人	5人	10人	3人	51人
57歳	14人	2人	1人	2人	4人	23人
58歳	11人	4人		1人	1人	17人
59歳	10人	3人		3人	2人	18人
60歳						0人
計	963人	226人	95人	96人	137人	1,517人

(4) 職務上の地位別職員数(一般行政職)

(平成16年4月1日現在 単位:人)

	部長級		部次長級		課長級		課長補佐級		係長級		その他の職員		合計	
		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
山口市	13	0	18	0	77	8	102	31	139	50	614	281	963	370
小郡町	3	0	4	0	12	1	39	10	82	19	86	27	226	57
秋穂町	\		\		13	0	3	0	24	4	55	33	95	37
阿知須町					16	1	1	0	30	4	49	28	96	33
徳地町					13	1	11	1	28	12	85	35	137	49
計	16	0	22	0	131	11	156	42	303	89	889	404	1,517	546

(5) 給料表、手当等の状況 (平成16年4月1日現在)

		山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
給料表	行政職 一	9級制	9級制	8級制	8級制	8級制
	その他	企業職 技能労務職	-	現業職 (行政職 二)	行政職 二	技能労務職 (行政職 二)
初任給 (行政職一)	大卒	177,400円	177,400円	170,700円	160,200円	170,700円
	短大卒	154,300円	154,300円	148,500円	148,500円	148,500円
	高卒	143,300円	143,300円	138,800円	138,800円	138,800円
手当	扶養					
	住居					
	通勤					
	特殊勤務					
	時間外勤務					
	休日勤務					
	宿日直					
	寒冷地	-	-	-	-	-
	単身赴任	-	-	-	-	-
	管理職					
	管理職員特別					
	期末 勤勉					

(6) 級別職務分類の比較及び職員数

表	区分	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町
行政職 (一)	1級	定型的な業務を行う職務	定型的な業務を行う職務	定型的な業務を行う職務	定期的な業務を行う職務	定型的な業務を行う職務
	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	中度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	相当高度な知識と経験を必要とする業務を行う職務	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	高度な知識と経験を必要とする業務を行う職務	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	4級	主任主事、主任技師の職務又はこれに準じた職務	主任主事並びに主任技師の職務又はこれに相当する職務	主任の職務又はこれに相当する職務及び係長の職務	係長（保育所の主任保母を含む。以下同じ。）、主任及び極めて高度な知識と経験を必要とする業務を行う職務	主任の職務又はこれに相当する職務及び係長の職務
	5級	本庁、外局及び教育委員会の事務部局の副主幹の職務又はこれに相当する職務	係長並びに主任の職務又はこれに相当する職務	困難な業務を分掌する係長の職務又はこれに相当する主任の職務	困難な業務を行う係長及び主任の職務	相当困難な業務を分掌する係長の職務又はこれに相当する主任の職務
	6級	本庁、外局及び教育委員会の事務部局の課長補佐並びに主幹、困難な業務を行う副主幹の職務又はこれに相当する職務	主査並びに困難な業務を行なう係長の職務又はこれに相当する職務	特に困難な業務を分掌する係長の職務又はこれに相当する主査の職務 主幹、課長補佐及び課長の職務	課長（局長、園長、所長、室長を含む。以下同じ。）、課長補佐及び主査の職務	課長補佐、室長補佐、主査又は困難な業務を分掌する係長及び主任の職務
	7級	本庁、外局及び教育委員会の事務部局の困難な業務を行う課長補佐並びに主幹の職務又はこれに相当する職務	課長補佐並びに主幹の職務又はこれに相当する職務	困難な課長の職務	困難な業務を行う課長及び課長補佐の職務	課長、室長、主幹及び局長の職務
	8級	本庁、外局及び教育委員会の事務部局の課長並びに副参事の職務又はこれに相当する職務	部次長並びに課長の職務又はこれに相当する職務	特に困難な課長の職務	特に困難な業務を行う課長の職務	町長が特に必要と認める課長等の職務
	9級	本庁の部長及び部次長の職務又はこれに相当する職務 外局の局長、教育次長及び参事の職務又はこれに相当する職務	部長の職務	\		

(7)「一般職の職員の身分の取扱い」に関する法令

地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1の2) 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1の3) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(分限及び懲戒の基準)

第27条 すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、左の各号の1に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2・3・4《略》

市町村の合併の特例に関する法律

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

協議第 3 2 号

合併協定項目 1 1

特別職の職員の身分の取扱い

1. 常勤特別職等の状況

(平成16年4月1日現在)

	山口市		小郡町		秋穂町		徳地町		阿知須町		現員数計	根拠法令
	現員数	任期	現員数	任期	現員数	任期	現員数	任期	現員数	任期		
市長・町長	1人	自:H14. 5.13 至:H18. 5.12	1人	自:H13. 6.18 至:H17. 6.17	1人	自:H13. 2.18 至:H17. 2.17	1人	自:H13. 3.18 至:H17. 3.17	1人	自:H16. 1.24 至:H20. 1.23	5人	自治法第139条 自治法令第1条の2
助 役	1人	自:H14.11. 1 至:H18.10.31	1人	自:H13. 8.20 至:H17. 8.19	1人	自:H15.12.17 至:H19.12.16	1人	自:H14. 7. 1 至:H18. 6.30	1人	自:H14. 4. 1 至:H18. 3.31	5人	自治法第161条
収入役	1人	自:H14.11. 1 至:H18.10.31	1人	自:H13.10.11 至:H17.10.10	助役が兼掌		助役が兼掌		助役が兼掌		2人	自治法第168条
教育長	1人	自:H12.10. 5 至:H16.10. 4	1人	自:H12.10. 1 至:H16. 9.30	1人	自:H12.10.13 至:H16.10.12	1人	自:H14.10. 1 至:H18. 9.30	1人	自:H14.10. 1 至:H18. 9.30	5人	地教法第16条 地教法令第19条
水道事業管理者	1人	自:H13. 4. 1 至:H17. 3.31	-	-	-	-	-	-	-	-	1人	地公企法第7条の2
常勤の監査委員	1人	自:H16. 4. 1 至:H20. 3.31	-	-	-	-	-	-	-	-	1人	自治法第195条
現員数の計	6人	-	4人	-	3人	-	3人	-	3人	-	19人	

2. 各行政委員会委員及び監査委員（地方自治法第180条の5）

(平成16年4月1日現在)

	山口市		小郡町		秋穂町		徳地町		阿知須町		現員数計	根拠法令
	委員数	任期	委員数	任期	委員数	任期	委員数	任期	委員数	任期		
教育委員会	委員長 1人 委員 4人 (教育長 1人)	4年	委員長 1人 委員 4人 (教育長 1人)	4年	委員長 1人 委員 4人 (教育長 1人)	4年	委員長 1人 委員 4人 (教育長 1人)	4年	委員長 1人 委員 4人 (教育長 1人)	4年	25人 (教育長5人)	地教法第2条 地教法令第18条
選挙管理委員会	委員長 1人 委員 3人	4年	委員長 1人 委員 3人	4年	委員長 1人 委員 3人	4年	委員長 1人 委員 3人	4年	委員長 1人 委員 3人	4年	20人	自治法第181条 自治法令第4条
公平委員会	委員長 1人 委員 2人	4年	地方公務員法第7条第4項の規定により、山口県市町村公平委員会に加入								3人	地公法第7条
監査委員	識見委員 2人 (常勤 1人) 議員選出委員 1人	4年	識見委員 1人 議員選出委員 1人	4年	識見委員 1人 議員選出委員 1人	4年	識見委員 1人 議員選出委員 1人	4年	識見委員 1人 議員選出委員 1人	4年	6人 (常勤 1人) 議員選出委員 5人	自治法第195条
固定資産評価 審査委員会	委員 15人	3年	委員 3人	3年	委員 3人	3年	委員 3人	3年	委員 3人	3年	27人	地税法第423条

表内の()は内書き

(法令名)・・・ 自治法(地方自治法)、自治法令(地方自治法施行令)、地教法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

3. 特別職等の報酬等抜粋表

(平成16年4月1日現在)

区 分		山口市		小郡町		秋穂町		徳地町		阿知須町		
		区分	支給金額	区分	支給金額	区分	支給金額	区分	支給金額	区分	支給金額	
常勤特別職	市長、町長	月額	960,000円	月額	792,000円	月額	731,000円	月額	715,000円	月額	735,000円	
	助役	月額	785,000円	月額	655,000円	月額	597,000円	月額	583,000円	月額	600,000円	
	収入役	月額	685,000円	月額	598,000円		-		-		-	
	教育長	月額	690,000円	月額	598,000円	月額	546,000円	月額	539,000円	月額	550,000円	
	水道事業管理者	月額	685,000円		-		-		-		-	
	監査委員	月額	500,000円		-		-		-		-	
議会	市(町)議会	議長	月額	540,000円	月額	303,000円	月額	272,000円	月額	265,000円	月額	280,000円
		副議長	月額	465,000円	月額	241,000円	月額	215,000円	月額	215,000円	月額	223,000円
	常任委員会	委員長	月額	445,000円	月額	230,000円	月額	210,000円	月額	203,000円	月額	212,000円
	議会運営委員会	委員長	月額	445,000円	月額	230,000円	月額	210,000円	月額	203,000円	月額	212,000円
	合併特別委員会	委員長		-		-		-	月額	203,000円		-
	常任委員会	副委員長	月額	440,000円		-		-		-		-
	議会運営委員会	副委員長	月額	440,000円		-		-		-		-
市(町)議会	議員	月額	435,000円	月額	220,000円	月額	200,000円	月額	194,000円	月額	207,000円	
行政委員会	教育委員会	委員長	月額	105,600円	月額	32,400円	月額	24,000円	月額	25,500円	年額	288,000円
		委員	月額	88,000円	月額	29,400円	月額	20,000円	月額	21,300円	年額	240,000円
	農業委員会	会長	月額	51,800円	月額	15,200円	月額	22,000円	月額	25,500円	年額	246,000円
		会長(職務)代理	月額	38,300円		-		-		-		-
		部会長	月額	37,300円		-		-		-		-
		部会委員	月額	32,100円		-		-		-		-
		小委員会委員長		-		-		-		-		-
		委員	月額	29,000円	月額	14,300円	月額	18,000円	月額	21,300円	年額	204,000円
	選挙管理委員会	委員長	月額	52,800円	日額	8,400円	日額	11,000円	日額	7,900円	日額	10,000円
		委員	月額	46,600円	日額	7,600円	日額	9,500円	日額	7,300円	日額	9,000円
		補充員	日額	6,000円	日額	7,600円	日額	9,500円		-		-
	公平委員会	委員長	月額	38,300円	山口県市町村公平委員会							
		委員	月額	37,300円								
	非常勤の監査委員	識見を有する者の中から選任された者	月額	247,500円	日額	14,800円	日額	14,000円	月額	30,500円	日額	14,500円
		市議会議員の中から選任された者	月額	37,300円	日額	11,300円	日額	11,000円	月額	19,000円	日額	11,000円
固定資産評価審査委員会委員	委員長		-	日額	8,400円		-	日額	6,500円		-	
	委員	日額	6,700円	日額	7,600円	日額	9,000円	日額	6,100円	日額	8,500円	

『特別職の職員の身分の取扱い』に関する主な法令等（抜粋）

地方公務員法

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

（1）就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

（1の2）地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

（1の3）地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

（2）法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

（3）臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

（4）地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

（5）非常勤の消防団員及び水防団員の職

地方自治法

（委員会及び委員の設置）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

（1）教育委員会

（2）選挙管理委員会

（3）人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

（4）監査委員

2 《略》

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

（1）農業委員会

（2）固定資産評価審査委員会

4～8 《略》

【市町村長】

地方自治法

（市町村長）

第139条 《略》

2 市町村に市町村長を置く。

（長の任期）

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

2 《略》

公職選挙法

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条 1・2項《略》

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項（市町村の設置の告示）の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4・5項 《略》

地方自治法施行令

（長の職務を暫定的に行う者）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職を行うべき者を定めなければならない。

3 第1項の場合において関係地方公共団体が1であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

【助役】

地方自治法

(助役の設置)

第161条 《略》

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

(助役の選任)

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(助役の任期)

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

【収入役】

地方自治法

(収入役・副収入役)

第168条 《略》

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 《略》

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8・9 《略》

【水道事業管理者】

地方公営企業法

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

(1) 水道事業(簡易水道事業を除く。)

(2) 工業用水道事業

(3) 軌道事業

(4) 自動車運送事業

(5) 鉄道事業

(6) 電気事業

(7) ガス事業

2・3項 《略》

(管理者の設置)

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。《以下略》

(管理者の選任及び身分取扱い)

第7条の2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2・3 《略》

4 管理者の任期は、4年とする。

5 管理者は、再任されることができる。

6 管理者は、常勤とする。

7～11 《略》

(管理者の地位及び権限)

第8条 《第1項略》

2 第7条ただし書の規定により管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。

地方公営企業法施行令

(管理者を置かないことができる企業)

第8条の2 法第7条ただし書に規定する政令で定める地方公営企業は、次に掲げる事業(普通地方公共団体の設置があった場合において、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間に限り、当該普通地方公共団体の経営する事業を除く。)以外の事業とする。

1～5 《略》

【教育長、教育委員会】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(設置)

第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあっては3人の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2・3・4 《略》

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者の中から、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員として任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令

(最初の委員の選任等)

第18条 市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものの中から、当該市町村の教育委員会の

委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者の中から選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村職務執行者が招集する。

(最初の教育長の互選)

第19条 市町村の設置があった場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。

(最初に任命される委員の任期)

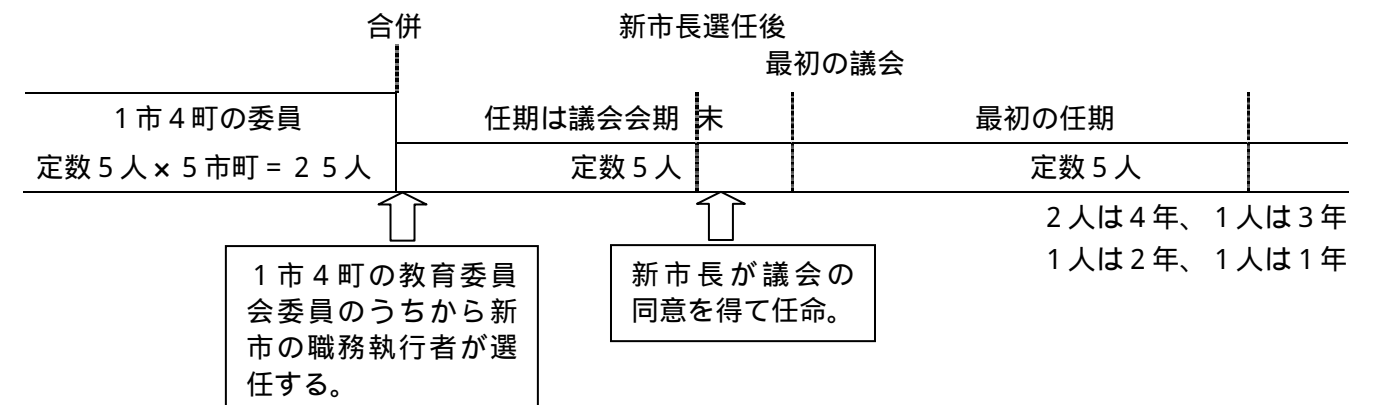
第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあっては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあっては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。

教育公務員特例法

(教育長の給与等)

第17条 教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで(条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は、適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。



【選挙管理委員会】

地方自治法

(選挙管理委員会の設置及び組織)

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以ってこれを組織する。

(選挙管理委員及び補充員の選挙)

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

3～8 《略》

(任期)

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

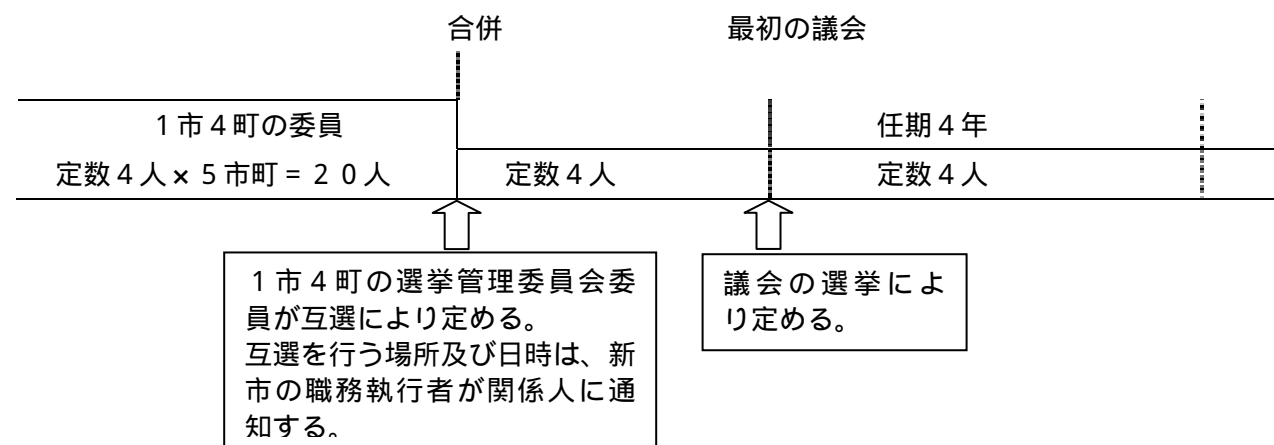
2～4 《略》

地方自治法施行令

(暫定的選挙管理委員)

第4条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもつてこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であった者がいないときは、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であった者(これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもつてこれに充てるものとする。

2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。



【人事委員会・公平委員会】

地方自治法

(その他委員会の職務権限等)

第202条の2 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

2 公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

3～5 《略》

地方公務員法

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第7条 都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～9 《略》

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～13 《略》

【監査委員】

地方自治法

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2・3 《略》

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 都道府県及び政令で定める市にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

地方自治法施行令

(監査委員の定数4人の市)

第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。

(常勤監査委員選任の市)

第140条の4 地方自治法第196条第5項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。

【固定資産評価審査委員会】

地方税法

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産税課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

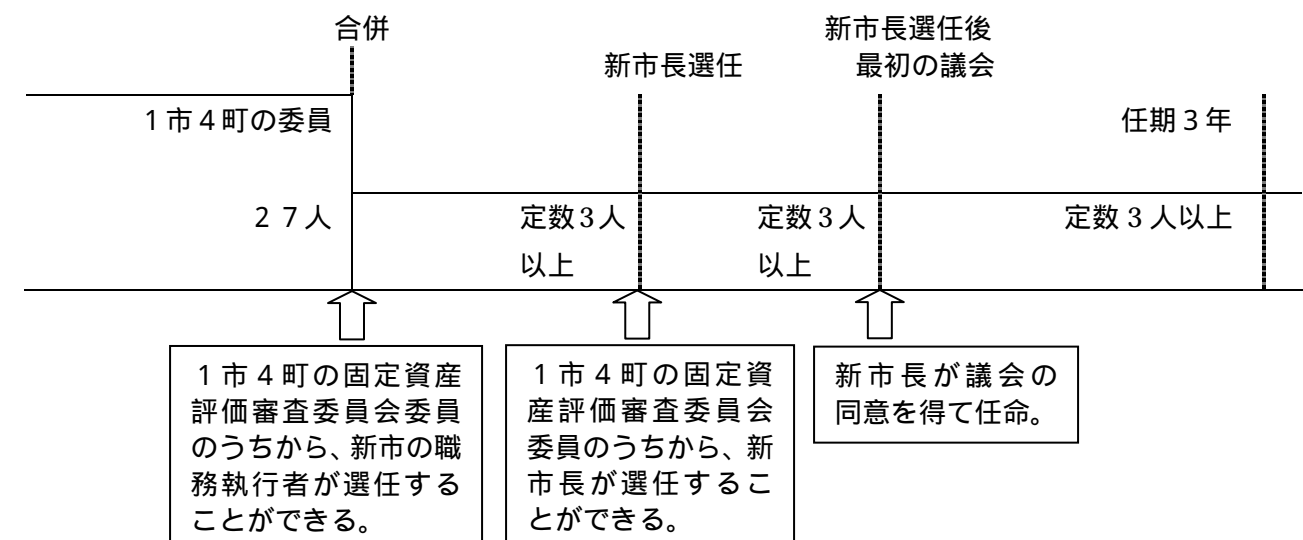
4・5 《略》

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 《略》

8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域に属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。



協議第 3 3 号

合併協定項目 1 5

使用料、手数料等の取扱い

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況	小項目	道路占用料
事業名	道路占用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会	コード	10-01-06-01

現況

道路占用料

占 用 物 件		単 位	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	770円	770円	770円
	第二種電柱		1,600円	1,200円	770円	1,200円	1,200円
	第三種電柱		2,200円	1,600円	770円	1,600円	1,600円
	第一種電話柱		930円	690円	690円	690円	690円
	第二種電話柱		1,500円	1,100円	690円	1,100円	1,100円
	第三種電話柱		2,100円	1,500円	690円	1,500円	1,500円
	その他柱類		72円	53円	53円	53円	53円
	共架電線その他上空に設ける線類	1mにつき1年	10円	7円		7円	7円
	地下電線その他地下に設ける線類		5円	4円		4円	4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	520円		520円	520円
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	480円	360円		360円	360円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	郵便差出箱		600円	450円		450円	450円
広告塔	表示面積1㎡につき1年	4,400円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,400円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	1mにつき1年	48円	36円	36円	36円	36円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		72円	53円	53円	53円	53円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		95円	71円	71円	71円	71円
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		190円	140円	140円	140円	140円
	外径が0.4m以上1m未満のもの		480円	360円	360円	360円	360円
	外径が1m以上のもの		950円	710円	710円	710円	710円
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,400円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額		Aに0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路		2,900円	710円	710円		710円
	地下に設ける通路		1,500円	360円	360円		360円
その他のもの		1,400円	1,100円	1,100円		1,100円	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況					小項目	道路占用料																																																																																																									
事業名	道路占用料							協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																																																																									
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会					コード	10-01-06-01																																																																																																									
現況								分析																																																																																																										
調整上の課題								市町間で道路占用料が異なっている。																																																																																																										
課題への対応																																																																																																																		
調整案								() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2 . 山口市の例により調整する。 ただし、国道、県道の取扱いに準じ、経過措置を設けることとする。 () 3 . 新たに制度等を創設する。 () 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 () 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6 . 廃止の方向で検討する。 () 7 . その他()																																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">占用物件</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 10%;">山口市</th> <th style="width: 10%;">小郡町</th> <th style="width: 10%;">秋穂町</th> <th style="width: 10%;">徳地町</th> <th style="width: 10%;">阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路法第32条第1項第6号に掲げる施設</td> <td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>占有面積1㎡につき1日</td> <td>44円</td> <td>11円</td> <td>11円</td> <td>11円</td> <td>11円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>占有面積1㎡につき1月</td> <td>440円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">道路法施行令(昭和27年政令第479号。この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件</td> <td rowspan="2">看板(アーチであるものを除く。)</td> <td>一時的に設けるもの</td> <td>表示面積1㎡につき1月</td> <td>440円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>表示面積1㎡につき1月</td> <td>4,400円</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td></td> <td>1本につき1年</td> <td>1,100円</td> <td>850円</td> <td>850円</td> <td>850円</td> <td>850円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旗ざお</td> <td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>1本につき1日</td> <td>44円</td> <td>11円</td> <td>11円</td> <td>11円</td> <td>11円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>1本につき1月</td> <td>440円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)</td> <td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>その面積1㎡につき1日</td> <td>44円</td> <td>11円</td> <td>11円</td> <td>11円</td> <td>11円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>その面積1㎡につき1日</td> <td>440円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アーチ</td> <td>車道を横断するもの</td> <td>1基につき1月</td> <td>4,400円</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>2,200円</td> <td>540円</td> <td>540円</td> <td>540円</td> <td>540円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td> <td>占有面積1㎡につき1月</td> <td>440円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td></td> <td>140円</td> <td>110円</td> <td></td> <td></td> <td>110円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A : 近傍類似の土地の時価</p> <p>【根拠法令等】 道路法 道路法施行令 山口市道路占用料徴収条例 小郡町道路占用料徴収条例 秋穂町道路占用料徴収条例 徳地町道路占用料徴収条例 阿知須町道路占用料徴収条例</p>									占用物件	単位	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日	44円	11円	11円	11円	11円	その他のもの	占有面積1㎡につき1月	440円	110円	110円	110円	110円	道路法施行令(昭和27年政令第479号。この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	440円	110円	110円	110円	110円	その他のもの	表示面積1㎡につき1月	4,400円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	標識		1本につき1年	1,100円	850円	850円	850円	850円	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44円	11円	11円	11円	11円	その他のもの	1本につき1月	440円	110円	110円	110円	110円	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	44円	11円	11円	11円	11円	その他のもの	その面積1㎡につき1日	440円	110円	110円	110円	110円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	その他のもの		2,200円	540円	540円	540円	540円	道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1㎡につき1月	440円	110円	110円	110円	110円	道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140円	110円		
占用物件	単位	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町																																																																																																												
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日	44円	11円	11円	11円	11円																																																																																																											
	その他のもの	占有面積1㎡につき1月	440円	110円	110円	110円	110円																																																																																																											
道路法施行令(昭和27年政令第479号。この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	440円	110円	110円	110円	110円																																																																																																										
		その他のもの	表示面積1㎡につき1月	4,400円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円																																																																																																										
	標識		1本につき1年	1,100円	850円	850円	850円	850円																																																																																																										
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44円	11円	11円	11円	11円																																																																																																										
		その他のもの	1本につき1月	440円	110円	110円	110円	110円																																																																																																										
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	44円	11円	11円	11円	11円																																																																																																										
		その他のもの	その面積1㎡につき1日	440円	110円	110円	110円	110円																																																																																																										
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円																																																																																																										
その他のもの			2,200円	540円	540円	540円	540円																																																																																																											
道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1㎡につき1月	440円	110円	110円	110円	110円																																																																																																											
道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140円	110円			110円																																																																																																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	駐車場・駐輪場の状況	小項目	公営駐車場																										
事業名	公営駐車場の設置状況及び使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																										
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	10-02-01-01																										
現況			分析																												
山口市			小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町																												
<p>・名称 山口市中央駐車場</p> <p>・位置 山口市亀山町2-1</p> <p>・延面積 6,724㎡</p> <p>・台数 350台</p> <p>・駐車場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般料金</td> <td>午前7時～午後9時</td> <td>1時間まで 100円 30分増までごと 50円</td> </tr> <tr> <td>午後9時～翌日午前7時</td> <td>1時間まで 50円 1時間増までごと 50円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">定期券</td> <td>全日</td> <td>午前0時～午後12時 1か月 6,000円</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>午前7時～午後7時 1か月 4,000円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後6時～翌日午前8時 1か月 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記により計算した額に100分の105を乗じて得た額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回数券</th> <th>金額</th> <th>枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10円</td> <td>100円</td> <td>10枚</td> </tr> <tr> <td>50円</td> <td>500円</td> <td>11枚</td> </tr> <tr> <td>100円</td> <td>1,000円</td> <td>11枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>午後9時から翌日の午前7時までは車の入出庫はできません。</p>			区分	使用時間	使用料	一般料金	午前7時～午後9時	1時間まで 100円 30分増までごと 50円	午後9時～翌日午前7時	1時間まで 50円 1時間増までごと 50円	定期券	全日	午前0時～午後12時 1か月 6,000円	昼間	午前7時～午後7時 1か月 4,000円	夜間	午後6時～翌日午前8時 1か月 3,000円	回数券	金額	枚数	10円	100円	10枚	50円	500円	11枚	100円	1,000円	11枚	<p>該当なし</p>	<p>山口市のみ公営駐車場を設置しているが、特に問題はない。</p>
区分	使用時間	使用料																													
一般料金	午前7時～午後9時	1時間まで 100円 30分増までごと 50円																													
	午後9時～翌日午前7時	1時間まで 50円 1時間増までごと 50円																													
定期券	全日	午前0時～午後12時 1か月 6,000円																													
	昼間	午前7時～午後7時 1か月 4,000円																													
	夜間	午後6時～翌日午前8時 1か月 3,000円																													
回数券	金額	枚数																													
10円	100円	10枚																													
50円	500円	11枚																													
100円	1,000円	11枚																													
<p>・名称 山口市河原原駐車場</p> <p>・位置 山口市河原原町4-16</p> <p>・延面積 847㎡</p> <p>・台数 30台</p> <p>・駐車場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般料金</td> <td>午前8時～午後7時</td> <td>30分まで 50円 30分増までごと 50円</td> </tr> <tr> <td>午後7時～翌日午前8時</td> <td>1時間まで 50円 1時間増までごと 50円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">定期券</td> <td>全日</td> <td>午前0時～午後12時 1か月 6,000円</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>午前8時～午後7時 1か月 3,500円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後6時～翌日午前9時 1か月 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記により計算した額に100分の105を乗じて得た額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回数券</th> <th>金額</th> <th>枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10円</td> <td>100円</td> <td>10枚</td> </tr> <tr> <td>50円</td> <td>500円</td> <td>11枚</td> </tr> <tr> <td>100円</td> <td>1,000円</td> <td>11枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>午後7時から翌日の午前8時までは車の入出庫はできません。</p>			区分	使用時間	使用料	一般料金	午前8時～午後7時	30分まで 50円 30分増までごと 50円	午後7時～翌日午前8時	1時間まで 50円 1時間増までごと 50円	定期券	全日	午前0時～午後12時 1か月 6,000円	昼間	午前8時～午後7時 1か月 3,500円	夜間	午後6時～翌日午前9時 1か月 3,000円	回数券	金額	枚数	10円	100円	10枚	50円	500円	11枚	100円	1,000円	11枚	<p>課 題 へ の 対 応</p> <p>使用料及び使用時間帯については、周辺の民間路上駐車場の状況等を考慮の上、決定しているため、特に問題はなく、現行のまま新市に引き継ぐこととする。</p>	
区分	使用時間	使用料																													
一般料金	午前8時～午後7時	30分まで 50円 30分増までごと 50円																													
	午後7時～翌日午前8時	1時間まで 50円 1時間増までごと 50円																													
定期券	全日	午前0時～午後12時 1か月 6,000円																													
	昼間	午前8時～午後7時 1か月 3,500円																													
	夜間	午後6時～翌日午前9時 1か月 3,000円																													
回数券	金額	枚数																													
10円	100円	10枚																													
50円	500円	11枚																													
100円	1,000円	11枚																													
<p>【根拠法令等】 山口市駐車場条例、同施行規則</p>			<p>調 整 案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																												

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	公営住宅の状況	小項目	市町営住宅																																				
事業名	市町営住宅使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																				
専門部会名	建設部会	分科会名	建築・住宅分科会	コード	10-04-01-02																																				
現況				分析																																					
<p>市町営住宅の家賃（使用料）は、公営住宅法に基づく計算式により定められます。</p> <p>家賃計算式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{本来入居者の家賃} = \text{家賃算定基礎} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$ </div> <p>家賃の試算の例示</p> <p>例えば、下記の家族が市町営住宅の申込みをした場合、</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>父(40才)</td> <td>母(38才)</td> <td>長男(10才)</td> <td>長女(8才)</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>150万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>350万円(+) - 114万円(控除額38万円×3人) = 236万円(控除後総所得金額) 236万円 ÷ 12月 = 196,667円(入居申込み資格有)</p> <p>この家族の家賃算定基礎額は61,400円となり、公営住宅法に基づく計算式により、各市町における家賃は下記の通りとなります。(利便性係数は同一とする。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>建設年度</th> <th>構造・間取り</th> <th>専用面積</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>徳地町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S45</td> <td>非木造・2DK</td> <td>42.00㎡</td> <td>14,700円</td> <td>13,700円</td> <td>なし</td> <td>12,800円</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>H1</td> <td>非木造・3DK</td> <td>70.00㎡</td> <td>33,000円</td> <td>30,900円</td> <td>なし</td> <td>28,800円</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>家賃については、入居者の収入、団地の立地条件、住宅の規模などに基づき、毎年その世帯の家賃が決まります。</p> <p>【根拠法令等】 山口市営住宅条例、山口市市営住宅条例施行規則、山口市営小集落改良住宅条例、山口市小集落改良住宅条例施行規則 小郡町営住宅管理条例、小郡町営住宅管理条例施行規則、小郡町営小集落改良住宅条例、小郡町営小集落改良住宅条例施行規則 徳地町営住宅管理条例、徳地町営住宅管理条例施行規則、徳地町営小集落改良住宅条例</p>				父(40才)	母(38才)	長男(10才)	長女(8才)	200万円	150万円							建設年度	構造・間取り	専用面積	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	S45	非木造・2DK	42.00㎡	14,700円	13,700円	なし	12,800円	なし	H1	非木造・3DK	70.00㎡	33,000円	30,900円	なし	28,800円	なし	調整上の課題	
父(40才)	母(38才)	長男(10才)	長女(8才)																																						
200万円	150万円																																								
建設年度	構造・間取り	専用面積	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町																																		
S45	非木造・2DK	42.00㎡	14,700円	13,700円	なし	12,800円	なし																																		
H1	非木造・3DK	70.00㎡	33,000円	30,900円	なし	28,800円	なし																																		
				<p>山口市、小郡町、徳地町のみ設置している。</p> <p>市町営住宅の使用料については、公営住宅法に基づく計算式により定められるため、原則として、各市町において差はない。しかしながら、合併すると立地係数（国が市町村単位で定める。）利便性係数（各市町が利便性等を基に団地ごとに定める。）が変更となるため使用料に差が生ずることとなる。</p> <p>具体的には、新市の立地係数は現行の山口市と同様の0.80となると予想されることから、小郡町、徳地町においては使用料が上がることとなる。</p> <p>また、利便性係数は新市全体のバランス等を考慮し、新たに調整することとなると予想され、多少の増減が考えられる。</p> <p>想定される増加金額（月額：利便性係数は反映していない。）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行立地係数</th> <th>最大</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>0.80</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>0.75</td> <td>約2,700円</td> <td>約700円</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>0.70</td> <td>約4,100円</td> <td>約2,100円</td> </tr> </tbody> </table>			現行立地係数	最大	平均	山口市	0.80	0円	0円	小郡町	0.75	約2,700円	約700円	徳地町	0.70	約4,100円	約2,100円																				
	現行立地係数	最大	平均																																						
山口市	0.80	0円	0円																																						
小郡町	0.75	約2,700円	約700円																																						
徳地町	0.70	約4,100円	約2,100円																																						
				課題への対応																																					
				<p>住民の急激な負担増を考慮し、市町営住宅の使用料の取り扱いについては、当分の間、現行どおりとする。</p>																																					
				調整案																																					
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	建設	中項目	公営住宅の状況	小項目	市町営住宅
事業名	特定公共賃貸住宅使用料	分科会名	建築・住宅分科会	協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	建設部会			コード	10-04-01-03

現況

山口市						秋穂町						徳地町					
平成13年4月1日現在						平成13年4月1日現在						平成13年4月1日現在					
建設年度	名称	構造	1戸当り床面積	戸数	1戸当り家賃(月額)	建設年度	名称	構造	1戸当り床面積	戸数	1戸当り家賃(月額)	建設年度	名称	構造	1戸当り床面積	戸数	1戸当り家賃(月額)
平成10年度	佐山特定公共賃貸住宅(3LDK)	耐火構造 3階建	78.49㎡	12	71,900円	平成8年度	さくら団地(3LDK)	中層耐火 2階建	Aタイプ 82.21㎡ Bタイプ 82.78㎡	6	75,000円	平成8年度	伊賀地団地(3LDK)	木造2階建	87.4㎡	4	65,000円
佐山特定公共賃貸住宅						さくら団地住宅						伊賀地団地住宅					
家賃			所得区分			家賃			所得区分			家賃			所得区分		
71,900円			238,000円以下			322,000円以下			322,000円を超え 445,000円以下			322,000円以下			322,000円を超え 445,000円以下		
			238,000円を超え 268,000円以下			445,000円を超え 601,000円以下			445,000円を超え 601,000円以下			445,000円を超え 601,000円以下			445,000円を超え 601,000円以下		
			268,000円を超え 322,000円以下														
			322,000円を超え 445,000円以下														
			445,000円を超え 601,000円以下														
<p>(入居資格)</p> <p>自ら居住するために必要としていること。 (持ち家の有る方は原則として不可) 現に同居し、又は同居しようとする親族のある方。 (事実上婚姻関係と同様の事情にある方、婚約者を含む。) 入居収入基準に該当する事 申込者及び同居しようとする親族(婚約者を含む)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から次に掲げる金額(注)を控除した額を12で割った額が20万円以上60万1千円以下であることが必要です。</p> <p>(注)入居希望者全員の総所得額(所得税法によって計算した過去1年間の所得額)から次のア～カを差し引いたもの ア 同居親族及び扶養親族1人について38万円 イ 老人扶養親族(70歳以上)1人について10万円 ウ 障害者1人について27万円(特別障害者は40万円) エ 特定扶養親族(16歳以上23歳未満で総所得38万円以下)1人について20万円 オ 高齢者(65歳以上)1人について本人の所得からのみ50万円以内で カ 寡婦・夫1人について本人の所得からのみ27万円以内で</p> <p>(敷金の納入) 215,700円</p> <p>【根拠法令等】 山口市営特定公共賃貸住宅条例 山口市営特定公共賃貸住宅条例施行規則</p>						<p>(入居者の資格)</p> <p>現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、次に掲げる者については、この限りではない。 イ 前条に該当する事情がある者 ロ 同居親族がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅に入居しようとする者 規則で定める基準に該当する者であること。 申込者及び同居しようとする親族(婚約者を含む)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から次に掲げる金額(注)を控除した額を12で割った額が20万円以上60万1千円以下であることが必要です。</p> <p>(注)入居希望者全員の総所得額(所得税法によって計算した過去1年間の所得額)から次のア～カを差し引いたもの ア 同居親族及び扶養親族1人について38万円 イ 老人扶養親族(70歳以上)1人について10万円 ウ 障害者1人について27万円(特別障害者は40万円) エ 特定扶養親族(16歳以上23歳未満で総所得38万円以下)1人について20万円 オ 高齢者(65歳以上)1人について本人の所得からのみ50万円以内で カ 寡婦・夫1人について本人の所得からのみ27万円以内で</p> <p>市町村税を完納している者であること。 自ら居住するため住宅を必要とする者</p> <p>(敷金の納入) 225,000円</p> <p>【根拠法令等】 秋穂町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例</p>						<p>(入居資格)</p> <p>自ら居住するために必要としていること。 現に同居し、又は同居しようとする親族のある方。 入居収入基準に該当する事 申込者及び同居しようとする親族の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から次に掲げる金額(注)を控除した額を12で割った額が20万円以上60万1千円以下であることが必要です。</p> <p>(注)入居希望者全員の総所得額(所得税法によって計算した過去1年間の所得額)から次のア～カを差し引いたもの ア 同居親族及び扶養親族1人について38万円 イ 老人扶養親族(70歳以上)1人について10万円 ウ 障害者1人について27万円(特別障害者は40万円) エ 特定扶養親族(16歳以上23歳未満で総所得38万円以下)1人について20万円 オ 高齢者(65歳以上)1人について本人の所得からのみ50万円以内で カ 寡婦・夫1人について本人の所得からのみ27万円以内で</p> <p>(敷金の納入) 195,000円</p> <p>【根拠法令等】 徳地町特定公共賃貸住宅管理条例 徳地町特定公共賃貸住宅管理条例施行規則</p>					

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	建設	中項目	公営住宅の状況	小項目	市町営住宅
事業名	特定公共賃貸住宅使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	建設部会	分科会名	建築・住宅分科会	コード	10-04-01-03
阿知須町			小郡町		分析
平成13年4月1日現在			該当なし		調整上の課題
建設年度	名称	構造	1戸当り床面積	戸数	1戸当り家賃(月額)
平成9年度	飛石特定公共賃貸住宅(3LDK)	耐火構造 3階建	81.30㎡	12	76,000円
飛石特定公共賃貸住宅					
家賃	所得区分		入居者負担額		
76,000円	322,000円以下		60,000円		
	322,000円を超え	445,000円以下	65,000円		
	445,000円を超え	601,000円以下	70,000円		
(入居者の資格)					
特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。					
現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、次に掲げる者については、この限りではない。					
イ 前条に該当する事情がある者					
ロ 同居親族がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅に入居しようとする者					
所得が町長の定める基準に該当する者であること。					
申込者及び同居しようとする親族(婚約者を含む)の過去1年間における所得税法によって算定した年間所得金額の合計から次に掲げる金額(注)を控除した額を12で割った額が20万円以上60万1千円以下であることが必要です。					
(注)入居希望者全員の総所得額(所得税法によって計算した過去1年間の所得額)から次のア～カを差し引いたもの					
ア 同居親族及び扶養親族1人について38万円					
イ 老人扶養親族(70歳以上)1人について10万円					
ウ 障害者1人について27万円(特別障害者は40万円)					
エ 特定扶養親族(16歳以上23歳未満で総所得38万円以下)1人について20万円					
オ 老年人(65歳以上)1人について本人の所得からのみ50万円以内で					
カ 寡婦・夫1人について本人の所得からのみ27万円以内で					
市町村税を完納している者であること。					
自ら居住するため住宅を必要とする者であること。					
(敷金の納入)					
228,000円					
【根拠法令等】					
阿知須町特定公共賃貸住宅条例					
特になし					
課題への対応					
特定公共賃貸住宅の使用料は、市場家賃主義をとることが基本とされており、各市町とも不動産鑑定評価によって算出しており問題はない。したがって合併後も現行のとおりとする。					
調整案					
() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。					
() 2. 市・町の例により調整する。					
() 3. 新たに制度等を創設する。					
() 4. 新市移行後、速やかに調整する。					
() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。					
() 6. 廃止の方向で検討する。					
() 7. その他()					

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	河川の状況	小項目	河川占用料																																																										
事業名	河川占用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																										
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会	コード	10-05-02-01																																																										
現況			分析																																																												
山口市			小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町																																																												
<p>山口市準用河川流水占用料等徴収条例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流水占用料</td> <td>工業用その他に供する場合</td> <td>許可水量毎秒1ℓにつき 年額 5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">土石採取料</td> <td>砂利又は砂れき</td> <td>1 m3につき 110円</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>1 m3につき 90円</td> </tr> <tr> <td>くり石又は玉石</td> <td>1 m3につき 110円</td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td>1 m3につき 80円</td> </tr> <tr> <td>転石</td> <td>30センチメートル立方以下のもの 1個につき 50円 30センチメートル立方を超え 45センチメートル立方以下のもの 1個につき 80円 45センチメートル立方を超えるもの 1個につき 110円</td> </tr> <tr> <td>埋立に伴う浚渫又は浚渫に伴う埋立のために採取する土砂</td> <td>1 m3につき 25円</td> </tr> <tr> <td>河川産出物採取料</td> <td>竹木、あし、かや、埋もれ木 ささ、じゅん菜等</td> <td>市長が時価を考慮して定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：採取する量が1 m3未満であるとき又は採取する量に1 m3未満の端数があるときは、1 m3として計算するものとする。</p>			名称	区分	金額	流水占用料	工業用その他に供する場合	許可水量毎秒1ℓにつき 年額 5,000円	土石採取料	砂利又は砂れき	1 m3につき 110円	砂	1 m3につき 90円	くり石又は玉石	1 m3につき 110円	土砂	1 m3につき 80円	転石	30センチメートル立方以下のもの 1個につき 50円 30センチメートル立方を超え 45センチメートル立方以下のもの 1個につき 80円 45センチメートル立方を超えるもの 1個につき 110円	埋立に伴う浚渫又は浚渫に伴う埋立のために採取する土砂	1 m3につき 25円	河川産出物採取料	竹木、あし、かや、埋もれ木 ささ、じゅん菜等	市長が時価を考慮して定める額	<p>該当なし</p>																																						
名称	区分	金額																																																													
流水占用料	工業用その他に供する場合	許可水量毎秒1ℓにつき 年額 5,000円																																																													
土石採取料	砂利又は砂れき	1 m3につき 110円																																																													
	砂	1 m3につき 90円																																																													
	くり石又は玉石	1 m3につき 110円																																																													
	土砂	1 m3につき 80円																																																													
	転石	30センチメートル立方以下のもの 1個につき 50円 30センチメートル立方を超え 45センチメートル立方以下のもの 1個につき 80円 45センチメートル立方を超えるもの 1個につき 110円																																																													
	埋立に伴う浚渫又は浚渫に伴う埋立のために採取する土砂	1 m3につき 25円																																																													
河川産出物採取料	竹木、あし、かや、埋もれ木 ささ、じゅん菜等	市長が時価を考慮して定める額																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>占用物件の区別</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">土地 占用料 (年額)</td> <td>電柱(支線及び支柱を含む。)</td> <td>1本につき</td> <td>453円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">架空電線(ケーブル、ワイヤー等を含む)</td> <td>外径10mm未満のもの</td> <td>1本につき</td> <td>3円</td> </tr> <tr> <td>外径10mm以上のもの</td> <td>1本につき</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>街路照明灯柱類</td> <td>1本につき</td> <td>345円</td> </tr> <tr> <td>その他の柱又はさお類</td> <td>1本につき</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>1基につき</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">看板(そで看板を含む。)</td> <td>表示面積</td> <td></td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>1㎡につき</td> <td></td> <td>1,680円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地下埋設物</td> <td>口径10cm未満のもの</td> <td>長さ</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>口径10cm以上のもの</td> <td>1mにつき</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による軌道</td> <td>1㎡につき</td> <td></td> <td>125円</td> </tr> <tr> <td>簡易軌条</td> <td>1㎡につき</td> <td></td> <td>960円</td> </tr> <tr> <td>囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場</td> <td>1㎡につき</td> <td></td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>露店その他これに類するもの</td> <td>1㎡につき</td> <td></td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td colspan="2">1年につき占用地の接続地又は付近地の価格の100分の9に相当する額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 「接続地又は付近地の1㎡当たりの価格」とは、占用の許可の申請提出の日において、地方税法第341条第10号に規定する土地補充税台帳に記載されている土地課税台帳に記載されている価格の1㎡あたりの価格とする。</p> <p>備考2 表示面積とは、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。</p>			名称	占用物件の区別	単位	占用料	土地 占用料 (年額)	電柱(支線及び支柱を含む。)	1本につき	453円	架空電線(ケーブル、ワイヤー等を含む)	外径10mm未満のもの	1本につき	3円	外径10mm以上のもの	1本につき	5円	街路照明灯柱類	1本につき	345円	その他の柱又はさお類	1本につき	420円	広告塔	1基につき	4,800円	看板(そで看板を含む。)	表示面積		420円	1㎡につき		1,680円	地下埋設物	口径10cm未満のもの	長さ	120円	口径10cm以上のもの	1mにつき	140円	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による軌道	1㎡につき		125円	簡易軌条	1㎡につき		960円	囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場	1㎡につき		360円	露店その他これに類するもの	1㎡につき		1,200円	その他のもの	1年につき占用地の接続地又は付近地の価格の100分の9に相当する額			<p>山口市は占用料を定めているが、他の市町は定めていない。</p>		
名称	占用物件の区別	単位	占用料																																																												
土地 占用料 (年額)	電柱(支線及び支柱を含む。)	1本につき	453円																																																												
	架空電線(ケーブル、ワイヤー等を含む)	外径10mm未満のもの	1本につき	3円																																																											
		外径10mm以上のもの	1本につき	5円																																																											
	街路照明灯柱類	1本につき	345円																																																												
	その他の柱又はさお類	1本につき	420円																																																												
	広告塔	1基につき	4,800円																																																												
	看板(そで看板を含む。)	表示面積		420円																																																											
		1㎡につき		1,680円																																																											
	地下埋設物	口径10cm未満のもの	長さ	120円																																																											
		口径10cm以上のもの	1mにつき	140円																																																											
	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による軌道	1㎡につき		125円																																																											
	簡易軌条	1㎡につき		960円																																																											
	囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場	1㎡につき		360円																																																											
	露店その他これに類するもの	1㎡につき		1,200円																																																											
その他のもの	1年につき占用地の接続地又は付近地の価格の100分の9に相当する額																																																														
課題への対応			<p>河川の占用については国、県が管理している一級河川、二級河川において占用料を徴収していることから、市町村が管理する準用河川においても占用料を徴収することとし、山口市の例により調整することとする。</p>																																																												
調整案			<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																												

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	港湾の状況	小項目	市町の管理港湾																									
事業名	港湾区域内占用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																									
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会	コード	10-06-03-01																									
現況			分析																											
山口市・秋穂町			小郡町・徳地町・阿知須町																											
山口東港港湾区域内占用料等徴収条例 秋穂町港湾区域占用料等徴収条例			該当なし																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>占用料</td> <td>水域又は公共空地</td> <td>1平方メートル1年につき、接続地又は付近地の1平方メートル当たりの価格の100分の9に相当する額</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">土砂採取料</td> <td>砂利または砂れき</td> <td>1立方メートルにつき 110円</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>1立方メートルにつき 90円</td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートルにつき 80円</td> </tr> <tr> <td>くり石又は玉石</td> <td>1立方メートルにつき 110円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">転石</td> <td>30センチメートル立方以下のもの</td> <td>1個につき 50円</td> </tr> <tr> <td>30センチメートル立方を超え45センチメートル立方以下のもの</td> <td>1個につき 80円</td> </tr> <tr> <td>45センチメートル立方を超えるもの</td> <td>1個につき 110円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">埋立てに伴うしゅんせつ又はしゅんせつに伴う埋立てのために採取する土砂等</td> <td>1立方メートルにつき 25円</td> </tr> </tbody> </table>			名称	区分	金額	占用料	水域又は公共空地	1平方メートル1年につき、接続地又は付近地の1平方メートル当たりの価格の100分の9に相当する額	土砂採取料	砂利または砂れき	1立方メートルにつき 110円	砂	1立方メートルにつき 90円	土砂	1立方メートルにつき 80円	くり石又は玉石	1立方メートルにつき 110円	転石	30センチメートル立方以下のもの	1個につき 50円	30センチメートル立方を超え45センチメートル立方以下のもの	1個につき 80円	45センチメートル立方を超えるもの	1個につき 110円	埋立てに伴うしゅんせつ又はしゅんせつに伴う埋立てのために採取する土砂等		1立方メートルにつき 25円			
名称	区分	金額																												
占用料	水域又は公共空地	1平方メートル1年につき、接続地又は付近地の1平方メートル当たりの価格の100分の9に相当する額																												
土砂採取料	砂利または砂れき	1立方メートルにつき 110円																												
	砂	1立方メートルにつき 90円																												
	土砂	1立方メートルにつき 80円																												
	くり石又は玉石	1立方メートルにつき 110円																												
	転石	30センチメートル立方以下のもの	1個につき 50円																											
		30センチメートル立方を超え45センチメートル立方以下のもの	1個につき 80円																											
		45センチメートル立方を超えるもの	1個につき 110円																											
埋立てに伴うしゅんせつ又はしゅんせつに伴う埋立てのために採取する土砂等		1立方メートルにつき 25円																												
備考			課題への対応																											
<p>1 「接続地又は付近地の1平方メートル当たりの価格」とは、占用の許可の申請書提出の日において、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号に規定する土地課税台帳又は同条第11号に規定する土地補充課税台帳に記載されている価格の1平方メートル当たりの価格とする。</p> <p>2 料金の基礎となる面積等が1平方メートル又は1立方メートル未満の端数を生じたときは、それぞれ1平方メートル又は1立方メートルとする。</p> <p>3 占用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。ただし、占用期間が1月未満であるときは、日割をもって計算した額に100分の105を乗じて得た金額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>4 土砂採取料の額は、この表に定める金額に100分の105を乗じて得た金額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。</p>			<p>山口市、秋穂町においては港湾法に基づき市町村が管理すべき港湾等についてその占用料を定めているが、その額も同一であり、また山口県とも同額であることから現行のままとする。 (小郡町、徳地町、阿知須町は町が管理すべき港湾を有していない。)</p>																											
			調整案																											
			<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																											

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	建設	中項目	法定外公共物	小項目	法定外公共物の管理
事業名	法定外公共物占用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会	コード	10-09-01-02

現況

法定外公共物占用料		単 位	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占 用 物 件						
	第一種電柱	1本につき1年	1,000円	770円			
	第二種電柱		1,600円	1,200円			
	第三種電柱		2,200円	1,600円			
	第一種電話柱		930円	690円			
	第二種電話柱		1,500円	1,100円			
	第三種電話柱		2,100円	1,500円			
	その他柱類		72円	53円			
	共架電線その他上空に設ける線類	1mにつき1年	10円	7円			
	地下電線その他地下に設ける線類		5円	4円			
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	520円			
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	480円	360円			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円	1,100円			
	郵便差出箱		600円	450円			
広告塔	表示面積1㎡につき1年	4,400円	1,100円				
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,400円	1,100円				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	1mにつき1年	48円	36円			
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		72円	53円			
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		95円	71円			
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		190円	140円			
	外径が0.4m以上1m未満のもの		480円	360円			
	外径が1m以上のもの		950円	710円			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,400円	1,100円			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額			
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額			
	上空に設ける通路		2,900円	710円			
	地下に設ける通路		1,500円	360円			
その他のもの		1,400円	1,100円				

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	建設	中項目	法定外公共物				小項目	法定外公共物の管理																																																																																								
事業名	法定外公共物占用料					協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																																																									
専門部会名	建設部会	分科会名	土木・河川分科会			コード	10-09-01-02																																																																																									
現況						分析																																																																																										
調整上の課題						山口市、小郡町は条例で占用料を定めているが金額が異なる。 他の3町は条例を定めていない。																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>徳地町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法第32条第1項第6号に掲げる施設</td> <td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>占有面積1㎡につき1日</td> <td>44円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>占有面積1㎡につき1月</td> <td>440円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">道路法施行令(昭和27年政令第479号。この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件</td> <td rowspan="2">看板(アーチであるものを除く。)</td> <td>一時的に設けるもの</td> <td>表示面積1㎡につき1月</td> <td>440円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>表示面積1㎡につき1月</td> <td>4,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td>1本につき1年</td> <td>1,100円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旗ざお</td> <td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>1本につき1日</td> <td>44円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>1本につき1月</td> <td>440円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幕(令第7条第2号に掲げる工事中施設であるものを除く。)</td> <td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>その面積1㎡につき1日</td> <td>44円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>その面積1㎡につき1日</td> <td>440円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アーチ</td> <td>車道を横断するもの</td> <td>1基につき1月</td> <td>4,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>2,200円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料</td> <td></td> <td>占有面積1㎡につき1月</td> <td>440円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td></td> <td></td> <td>140円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								占用物件	単位	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日	44円				その他のもの	占有面積1㎡につき1月	440円				道路法施行令(昭和27年政令第479号。この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	440円			その他のもの	表示面積1㎡につき1月	4,400円			標識	1本につき1年	1,100円				旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44円				その他のもの	1本につき1月	440円				幕(令第7条第2号に掲げる工事中施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	44円				その他のもの	その面積1㎡につき1日	440円				アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400円				その他のもの		2,200円				令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料		占有面積1㎡につき1月	440円				令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140円	
占用物件	単位	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町																																																																																										
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日	44円																																																																																													
	その他のもの	占有面積1㎡につき1月	440円																																																																																													
道路法施行令(昭和27年政令第479号。この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	440円																																																																																												
		その他のもの	表示面積1㎡につき1月	4,400円																																																																																												
	標識	1本につき1年	1,100円																																																																																													
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44円																																																																																												
		その他のもの	1本につき1月	440円																																																																																												
	幕(令第7条第2号に掲げる工事中施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	44円																																																																																												
		その他のもの	その面積1㎡につき1日	440円																																																																																												
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400円																																																																																												
その他のもの			2,200円																																																																																													
令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料		占有面積1㎡につき1月	440円																																																																																													
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140円																																																																																													
A：近傍類似の土地の時価						課題への対応																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>徳地町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂利又は砂れき</td> <td>1 m3につき</td> <td>110円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>1 m3につき</td> <td>90円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>くり石又は玉石</td> <td>1 m3につき</td> <td>110円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td>1 m3につき</td> <td>80円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">転石</td> <td>30センチメートル立方以下のもの1個につき</td> <td>50円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30センチメートル立方を超え</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>45センチメートル立方以下のもの1個につき</td> <td>80円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>45センチメートル立方を超えるもの1個につき</td> <td>110円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋立に伴う浚渫又は浚渫に伴う埋立のために採取する土砂</td> <td>1 m3につき</td> <td>25円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竹木、あし、かや、埋もれ木、ささ、じゅん菜等</td> <td></td> <td>市長が時価を考慮して定める額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区分	金額	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	砂利又は砂れき	1 m3につき	110円					砂	1 m3につき	90円					くり石又は玉石	1 m3につき	110円					土砂	1 m3につき	80円					転石	30センチメートル立方以下のもの1個につき	50円					30センチメートル立方を超え						45センチメートル立方以下のもの1個につき	80円					45センチメートル立方を超えるもの1個につき	110円					埋立に伴う浚渫又は浚渫に伴う埋立のために採取する土砂	1 m3につき	25円					竹木、あし、かや、埋もれ木、ささ、じゅん菜等		市長が時価を考慮して定める額					法定外公共物の占用の態様は、道路占用、河川占用と同様であることから道路占用料、河川占用料に準じて金額を設定している山口市の例により調整することとする。																
区分	金額	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町																																																																																										
砂利又は砂れき	1 m3につき	110円																																																																																														
砂	1 m3につき	90円																																																																																														
くり石又は玉石	1 m3につき	110円																																																																																														
土砂	1 m3につき	80円																																																																																														
転石	30センチメートル立方以下のもの1個につき	50円																																																																																														
	30センチメートル立方を超え																																																																																															
	45センチメートル立方以下のもの1個につき	80円																																																																																														
	45センチメートル立方を超えるもの1個につき	110円																																																																																														
埋立に伴う浚渫又は浚渫に伴う埋立のために採取する土砂	1 m3につき	25円																																																																																														
竹木、あし、かや、埋もれ木、ささ、じゅん菜等		市長が時価を考慮して定める額																																																																																														
備考：採取する量が1 m3未満であるとき又は採取する量に1 m3未満の端数があるときは、1 m3として計算するものとする。																																																																																																
【根拠法令等】 山口市法定外公共物管理条例 小郡町法定外公共物の管理に関する条例						調整案																																																																																										
						() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																																																																																										

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	公園・緑化の状況	小項目	都市公園使用料																	
事業名	施設使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																	
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	11-03-03-01																	
現況			分析																			
山口市			小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町																			
公園使用料 専用使用料			該当なし																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">亀山公園 庭球場</td> <td>入場料その他これに類する料金を徴収しないもの 1面につき 1時間まで150円 1時間増すまで毎に150円を加算する。</td> </tr> <tr> <td>庭球場照明施設 1面につき 1時間まで200円 1時間増すまで毎に200円を加算する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、所定の額の2倍とする。 2 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</td> </tr> <tr> <td>亀山公園 駐車場</td> <td>2時間まで 100円 30分増すまで毎に50円を加算する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河原谷公園 パーク ゴルフ場</td> <td>大人 1日1ラウンド 1人につき300円 1ラウンド増すごとに200円を加算する。</td> </tr> <tr> <td>小学生以下 1日1ラウンド 1人につき200円 1ラウンド増すごとに100円を加算する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 1 パークゴルフ用具を使用する場合には、1人1式につき200円を加算する。 2 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河原谷公園 庭球場</td> <td>入場料その他これに類する料金を徴収しないもの 1面につき 1時間まで150円 1時間増すまで毎に150円を加算する。</td> </tr> <tr> <td>備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、所定の額の2倍とする。 2 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</td> </tr> </tbody> </table>			種別	金額	亀山公園 庭球場	入場料その他これに類する料金を徴収しないもの 1面につき 1時間まで150円 1時間増すまで毎に150円を加算する。	庭球場照明施設 1面につき 1時間まで200円 1時間増すまで毎に200円を加算する。	備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、所定の額の2倍とする。 2 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。		亀山公園 駐車場	2時間まで 100円 30分増すまで毎に50円を加算する。	河原谷公園 パーク ゴルフ場	大人 1日1ラウンド 1人につき300円 1ラウンド増すごとに200円を加算する。	小学生以下 1日1ラウンド 1人につき200円 1ラウンド増すごとに100円を加算する。	備考 1 パークゴルフ用具を使用する場合には、1人1式につき200円を加算する。 2 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。		河原谷公園 庭球場	入場料その他これに類する料金を徴収しないもの 1面につき 1時間まで150円 1時間増すまで毎に150円を加算する。	備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、所定の額の2倍とする。 2 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	<p>【根拠法令等】 山口市使用料，手数料徴収条例</p>		
種別	金額																					
亀山公園 庭球場	入場料その他これに類する料金を徴収しないもの 1面につき 1時間まで150円 1時間増すまで毎に150円を加算する。																					
	庭球場照明施設 1面につき 1時間まで200円 1時間増すまで毎に200円を加算する。																					
備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、所定の額の2倍とする。 2 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。																						
亀山公園 駐車場	2時間まで 100円 30分増すまで毎に50円を加算する。																					
河原谷公園 パーク ゴルフ場	大人 1日1ラウンド 1人につき300円 1ラウンド増すごとに200円を加算する。																					
	小学生以下 1日1ラウンド 1人につき200円 1ラウンド増すごとに100円を加算する。																					
備考 1 パークゴルフ用具を使用する場合には、1人1式につき200円を加算する。 2 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。																						
河原谷公園 庭球場	入場料その他これに類する料金を徴収しないもの 1面につき 1時間まで150円 1時間増すまで毎に150円を加算する。																					
	備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、所定の額の2倍とする。 2 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。																					
			<p>調整上の課題</p> <p>山口市のみ対象となる施設を有し、使用料を定めているが、特に問題はない。</p>																			
			<p>課題への対応</p> <p>特に問題はないため、現行のとおりとする。</p>																			
			<p>調整案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																			

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	公園・緑化の状況	小項目	都市公園使用料																							
事業名	施設使用料(行為の許可)			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																							
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	11-03-03-03																							
現況				分析																								
山口市		秋穂町・徳地町・阿知須町		調整上の課題																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">公園一時使用料</td> <td style="width: 15%;">1日</td> <td style="width: 40%;">1平方メートル 3時間以内</td> <td style="width: 30%;">10円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6時間以内</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6時間を超えるもの</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="4">1 5平方メートル未満のものは5平方メートルとして計算する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</td> </tr> </table> <p>【根拠法令等】 山口市使用料、手数料徴収条例</p>		公園一時使用料	1日	1平方メートル 3時間以内	10円		6時間以内	20円			6時間を超えるもの	30円	備考				1 5平方メートル未満のものは5平方メートルとして計算する。				2 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。				<p>該当なし</p>		<p>山口市は時間単位で、小郡町は使用時間に関係なく1日単位での使用料としている。</p>	
公園一時使用料	1日		1平方メートル 3時間以内	10円																								
		6時間以内	20円																									
		6時間を超えるもの	30円																									
備考																												
1 5平方メートル未満のものは5平方メートルとして計算する。																												
2 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。																												
課題への対応																												
<p>使用時間の長短に関わらず使用料が一律(1日分)であることは、公園の一部を独占的に占有させるという意味から問題であるため、時間単位としている山口市の例により調整することとする。</p>																												
小郡町																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商、募金その他のこれに類する行為をすること。</td> <td>1㎡1日につき</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>業として写真又は映画等を撮影すること。</td> <td>1㎡1日につき</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>興業を行うこと</td> <td>1㎡1日につき</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。</td> <td>1㎡1日につき</td> <td>10円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 小郡町都市公園条例 小郡町使用料及び手数料徴収条例</p>			単 位	金 額	行商、募金その他のこれに類する行為をすること。	1㎡1日につき	10円	業として写真又は映画等を撮影すること。	1㎡1日につき	10円	興業を行うこと	1㎡1日につき	10円	競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。	1㎡1日につき	10円	<p>該当なし</p>				<p style="text-align: center;">調 整 案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>							
	単 位	金 額																										
行商、募金その他のこれに類する行為をすること。	1㎡1日につき	10円																										
業として写真又は映画等を撮影すること。	1㎡1日につき	10円																										
興業を行うこと	1㎡1日につき	10円																										
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。	1㎡1日につき	10円																										

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画		中項目	公園・緑化の状況			小項目	都市公園使用料																																																																																																																																																																																																									
事業名	施設使用料(占用)						協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																																																																																																																																																																									
専門部会名	建設部会		分科会名	都市計画分科会			コード	11-03-03-04																																																																																																																																																																																																									
現況							分析																																																																																																																																																																																																										
調整上の課題							課題への対応																																																																																																																																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>占用物件名</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>徳地町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種電柱</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> <td>770円</td> <td></td> <td></td> <td>770円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> <td>1,200円</td> <td></td> <td></td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> <td>1,600円</td> <td></td> <td></td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> <td>690円</td> <td></td> <td></td> <td>690円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> <td>1,100円</td> <td></td> <td></td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td></td> <td></td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>1.7㎡</td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> <td>1,100円</td> <td></td> <td></td> <td>3 1,100円</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>1m</td> <td>1年</td> <td>電柱に含む</td> <td>7円</td> <td></td> <td></td> <td>7円</td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>1m</td> <td>1年</td> <td>1 1,500円</td> <td>4円</td> <td></td> <td></td> <td>4円</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これらに類するもの</td> <td>1個</td> <td>1年</td> <td>1 1,500円</td> <td>1,100円</td> <td></td> <td></td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>鉄塔その他これらに類するもの</td> <td>1㎡</td> <td>1年</td> <td>1 1,500円</td> <td>1,100円</td> <td></td> <td></td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>法第7条第2号に掲げるもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 外径0.1m未満</td> <td>1m</td> <td>1年</td> <td>2</td> <td>36円</td> <td></td> <td></td> <td>36円</td> </tr> <tr> <td> 外径0.1m以上0.15m未満</td> <td>1m</td> <td>1年</td> <td>2</td> <td>53円</td> <td></td> <td></td> <td>53円</td> </tr> <tr> <td> 外径0.15m以上0.2m未満</td> <td>1m</td> <td>1年</td> <td>2</td> <td>71円</td> <td></td> <td></td> <td>71円</td> </tr> <tr> <td> 外径0.2m以上0.4m未満</td> <td>1m</td> <td>1年</td> <td>2</td> <td>140円</td> <td></td> <td></td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td> 外径0.4m以上1.0m未満</td> <td>1m</td> <td>1年</td> <td>2</td> <td>360円</td> <td></td> <td></td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td> 外径1.0m以上</td> <td>1m</td> <td>1年</td> <td>2</td> <td>710円</td> <td></td> <td></td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td>法第7条第4号に掲げるもの 公衆電話所</td> <td>1.7㎡</td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> <td>1,100円</td> <td></td> <td></td> <td>4 1,100円</td> </tr> <tr> <td> " 郵便差出箱</td> <td>1個</td> <td>1年</td> <td>2</td> <td>450円</td> <td></td> <td></td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>法第7条第6号に掲げるもの</td> <td>1㎡</td> <td>1日</td> <td>2</td> <td>10円</td> <td></td> <td></td> <td>11円</td> </tr> <tr> <td>令第12条第7号または第8号に掲げるもの</td> <td>1㎡</td> <td>1月</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>令第12条第9号に掲げるもの</td> <td>1㎡</td> <td>1月</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>パ・ソナル・ハンディホン・システム無線基地局</td> <td>1基</td> <td>1年</td> <td>1,500円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							占用物件名	単位	期間	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	第1種電柱	1本	1年	1,500円	770円			770円	第2種電柱	1本	1年	1,500円	1,200円			1,200円	第3種電柱	1本	1年	1,500円	1,600円			1,600円	第1種電話柱	1本	1年	1,500円	690円			690円	第2種電話柱	1本	1年	1,500円	1,100円			1,100円	第3種電話柱	1本	1年	1,500円	1,500円			1,500円	その他のもの	1.7㎡	1年	1,500円	1,100円			3 1,100円	共架電線その他上空に設ける線類	1m	1年	電柱に含む	7円			7円	地下電線その他地下に設ける線類	1m	1年	1 1,500円	4円			4円	変圧塔その他これらに類するもの	1個	1年	1 1,500円	1,100円			1,100円	鉄塔その他これらに類するもの	1㎡	1年	1 1,500円	1,100円			1,100円	法第7条第2号に掲げるもの								外径0.1m未満	1m	1年	2	36円			36円	外径0.1m以上0.15m未満	1m	1年	2	53円			53円	外径0.15m以上0.2m未満	1m	1年	2	71円			71円	外径0.2m以上0.4m未満	1m	1年	2	140円			140円	外径0.4m以上1.0m未満	1m	1年	2	360円			360円	外径1.0m以上	1m	1年	2	710円			710円	法第7条第4号に掲げるもの 公衆電話所	1.7㎡	1年	1,500円	1,100円			4 1,100円	" 郵便差出箱	1個	1年	2	450円			450円	法第7条第6号に掲げるもの	1㎡	1日	2	10円			11円	令第12条第7号または第8号に掲げるもの	1㎡	1月	2				110円	令第12条第9号に掲げるもの	1㎡	1月	2				110円	パ・ソナル・ハンディホン・システム無線基地局	1基	1年	1,500円					<p>市町により、占用料徴収の根拠が異なるため、占用料が異なっている。</p>		
占用物件名	単位	期間	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町																																																																																																																																																																																																										
第1種電柱	1本	1年	1,500円	770円			770円																																																																																																																																																																																																										
第2種電柱	1本	1年	1,500円	1,200円			1,200円																																																																																																																																																																																																										
第3種電柱	1本	1年	1,500円	1,600円			1,600円																																																																																																																																																																																																										
第1種電話柱	1本	1年	1,500円	690円			690円																																																																																																																																																																																																										
第2種電話柱	1本	1年	1,500円	1,100円			1,100円																																																																																																																																																																																																										
第3種電話柱	1本	1年	1,500円	1,500円			1,500円																																																																																																																																																																																																										
その他のもの	1.7㎡	1年	1,500円	1,100円			3 1,100円																																																																																																																																																																																																										
共架電線その他上空に設ける線類	1m	1年	電柱に含む	7円			7円																																																																																																																																																																																																										
地下電線その他地下に設ける線類	1m	1年	1 1,500円	4円			4円																																																																																																																																																																																																										
変圧塔その他これらに類するもの	1個	1年	1 1,500円	1,100円			1,100円																																																																																																																																																																																																										
鉄塔その他これらに類するもの	1㎡	1年	1 1,500円	1,100円			1,100円																																																																																																																																																																																																										
法第7条第2号に掲げるもの																																																																																																																																																																																																																	
外径0.1m未満	1m	1年	2	36円			36円																																																																																																																																																																																																										
外径0.1m以上0.15m未満	1m	1年	2	53円			53円																																																																																																																																																																																																										
外径0.15m以上0.2m未満	1m	1年	2	71円			71円																																																																																																																																																																																																										
外径0.2m以上0.4m未満	1m	1年	2	140円			140円																																																																																																																																																																																																										
外径0.4m以上1.0m未満	1m	1年	2	360円			360円																																																																																																																																																																																																										
外径1.0m以上	1m	1年	2	710円			710円																																																																																																																																																																																																										
法第7条第4号に掲げるもの 公衆電話所	1.7㎡	1年	1,500円	1,100円			4 1,100円																																																																																																																																																																																																										
" 郵便差出箱	1個	1年	2	450円			450円																																																																																																																																																																																																										
法第7条第6号に掲げるもの	1㎡	1日	2	10円			11円																																																																																																																																																																																																										
令第12条第7号または第8号に掲げるもの	1㎡	1月	2				110円																																																																																																																																																																																																										
令第12条第9号に掲げるもの	1㎡	1月	2				110円																																																																																																																																																																																																										
パ・ソナル・ハンディホン・システム無線基地局	1基	1年	1,500円																																																																																																																																																																																																														
<p>1 単位：1.7㎡ 2 1㎡1月につき、土地の価格の1,000分の6を超えない額の範囲内で市長が定める額 3 単位：1㎡ 4 単位：1個</p>							<p>主たる占用物件が電気通信事業に係る設備等であることから、当該設備等の使用の対価の額の基準を定めた電気通信事業法及び同施行令を準用している山口市の例により調整することとする。</p>																																																																																																																																																																																																										
<p>【根拠法令等】 電気通信事業法 電気通信事業法施行令 山口市都市公園条例 山口市使用料、手数料徴収条例 小郡町都市公園条例 小郡町使用料及び手数料徴収条例 阿知須町公園緑地管理条例 阿知須町使用料手数料条例</p>							調整案																																																																																																																																																																																																										
							<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																																																																																																																																																																										

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境保全	中項目	斎場・火葬場の状況	小項目	管理運営等
事業名	斎場・火葬場の使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境保全分科会	コード	17-03-01-02

現況

斎場・火葬場使用料

市町名			山口市北部		山口市小鯖地区		山口市南部・小郡町・秋穂町		徳地町		阿知須町	
施設名			山口市斎場		防府市斎場		山口県中部環境施設組合浄明苑		徳地火葬場		宇部市火葬場	
種別	区分	単位	市内住民	市外住民	市内住民	市外住民	関係区域住民	関係区域外住民	町内住民	町外住民	関係区域住民	関係区域外住民
火葬施設	大人(12歳以上)	1体につき	無料	30,000円	無料	35,000円*1	無料	30,000円	3,000円	4,500円	1,300円	1,950円
	小人(12歳未満)	1体につき	無料	20,000円	無料	25,000円*1	無料	20,000円			700円	1,050円
	死産児	1胎につき	無料	5,000円	無料	12,000円*1	無料	5,000円			300円	450円
	産汚物又は人体の一部	1件につき	無料	3,000円	1,500円*1	3,000円*1	無料	3,000円			100円	150円
待合室	1室につき	2時間	3,000円	6,000円	3,000円	3,000円	無料	無料				
	超過使用料	1時間あたり	1,000円	2,000円	1,500円	1,500円	-	-				
葬祭場	1回につき	3時間	20,000円	40,000円	30,000円	60,000円	20,000円	40,000円				
	超過使用料	1時間あたり	6,000円	12,000円	10,000円	20,000円	6,000円	12,000円				
	通夜による使用	午後5時～翌日午前9時まで	10,000円	20,000円	20,000円	40,000円						
通夜室	通夜に限る使用	午後5時～翌日午前9時まで	10,000円	20,000円	-	-	10,000円	20,000円				
	葬祭に使用 1回につき	3時間	20,000円	40,000円	-	-	20,000円	40,000円				
	超過使用料	1時間あたり	6,000円	12,000円	-	-	6,000円	12,000円				
多目的室	1回につき	2時間	-	-	3,000円	3,000円	-	-				
	超過使用料	1時間あたり	-	-	1,500円	1,500円	-	-				
霊安室	1体につき	24時間以内	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円	3,000円	6,000円				

*1 午後10時から翌日の午前5時までの作業は、3割増し。

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境保全	中項目	斎場・火葬場の状況	小項目	管理運営等																				
事業名	斎場・火葬場の使用料	分科会名	環境保全分科会	協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																				
専門部会名	環境部会			コード	17-03-01-02																				
調整上の課題		課題への対応		調整案																					
<p>(1) 斎場・火葬場を利用できるエリアが存在する。</p> <p>(2) 市町において斎場・火葬場の利用料金が異なる。 また、山口市小鯖地区においては、建設当初の約束事等あり防府市斎場についても使用可能であり、減免措置等により防府市民同様の料金として取り扱われている。</p> <p>(3) 各施設により定休日等が若干異なる。</p> <p>(4) 阿知須町は、宇部市斎場を関係区域住民扱いで有料で使用している。</p> <p>(5) 徳地火葬場においては、徳地町民であっても有料となる。</p>		<p>(1) 斎場・火葬場を利用できるエリアについては、現行のエリアを基本とし、調整を行う。なお、付近住民の感情を考慮する必要がある。</p> <p>(2) 斎場・火葬場の利用料金については、施設の程度(新旧)があることから、当面現行の料金体制とする。</p> <p>(3) 新市に以降後も当分の間現行どおりとし、使用者(エリア内住民等)の検討を考慮し、随時調整する。</p> <p>(4) 阿知須町については、新市で対応する場合は、利用エリアの見直しを検討する必要がある。 ・阿知須町民の火葬施設の使用料については、無料の方向で検討する。</p> <p>(5) 徳地町民の火葬施設の使用料については無料とし、徳地火葬場以外に山口市斎場(山口市仁保)を利用できる方向で検討する。</p> <p>(6) エリア外住民については、市外扱いとし、有料とする。</p> <p>[参考] 火葬施設の利用区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>炉数</th> <th>14年度使用・利用状況</th> <th>利用できる区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市斎場(山口市仁保)</td> <td>5基</td> <td>932件</td> <td>山口市北部(徳地町)</td> </tr> <tr> <td>防府市斎場</td> <td>7基</td> <td>64件</td> <td>山口市小鯖地区 他</td> </tr> <tr> <td>山口県中部環境施設組合斎場「浄明苑」</td> <td>4基</td> <td>243件 163件 99件</td> <td>山口市南部 小郡町 秋穂町 (阿知須町)</td> </tr> <tr> <td>徳地火葬場</td> <td>1基</td> <td>83件</td> <td>徳地町</td> </tr> </tbody> </table> <p>* () は、今後調整予定の区域。 * 汚物炉は対象外としている。 * 阿知須町は宇部市に業務委託している。14年度使用件数は、81件。</p>		施設名	炉数	14年度使用・利用状況	利用できる区域	山口市斎場(山口市仁保)	5基	932件	山口市北部(徳地町)	防府市斎場	7基	64件	山口市小鯖地区 他	山口県中部環境施設組合斎場「浄明苑」	4基	243件 163件 99件	山口市南部 小郡町 秋穂町 (阿知須町)	徳地火葬場	1基	83件	徳地町	<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 なお、徳地町民、阿知須町民の火葬施設の使用料については、無料で調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	
施設名	炉数	14年度使用・利用状況	利用できる区域																						
山口市斎場(山口市仁保)	5基	932件	山口市北部(徳地町)																						
防府市斎場	7基	64件	山口市小鯖地区 他																						
山口県中部環境施設組合斎場「浄明苑」	4基	243件 163件 99件	山口市南部 小郡町 秋穂町 (阿知須町)																						
徳地火葬場	1基	83件	徳地町																						

事務一元化現況・分析調書

大項目	環境保全	中項目	墓地・納骨堂の状況	小項目	管理運営等
事業名	公営墓地の使用料			協定項目	15 使用料・手数料等の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境保全分科会	コード	17-04-01-02

現況

分析

(1) 公営墓地の使用料

市町名	名称	区画の種別	面積	使用料	市町名	名称	区画の種別	面積	使用料					
山口市	山口市営 柘墓地	普通	4.00㎡ ~ 7.00㎡	1㎡につき 55,000円	小郡町	小郡町営 円座墓園	整形地	3.78㎡	S62年度中に使用許可した者	300,000円				
	山口市営 ふしの第一・ 第二墓地	第1種	3.24㎡	150,000円					阿知須町	個人墓地	不整形地	区画ごと	S63年度中に使用許可した者	310,000円
		第2種	4.00㎡	180,000円									平成元年度以降に使用許可した者	320,000円
		第3種	6.25㎡	250,000円									面積比率等により算定	
		第4種	16.00㎡	500,000円									無料	ただし、増設の墓地については、工事費により20万円~30万円の負担(工事代金)5㎡~6㎡
		不正形第1種	3.24㎡未満	面積に43,000円(1㎡につき)を乗じて得た額									資格：町内に在住する戸籍筆頭記載者に限る	
	不正形第2種	3.24㎡以上 4.00㎡未満	3.24㎡を超える面積に35,000円(1㎡につき)を乗じて得た額に150,000円を加算した額	納骨堂					保管料 200,000円	*ただし、阿知須町に住所を有する者及び町長の認められた者については、保管料を要しない。				
	不正形第3種	4.00㎡以上 6.25㎡未満	4.00㎡を超える面積に28,000円(1㎡につき)を乗じて得た額に180,000円を加算した額	納骨堂管理事務所					会議室及び研修文化活動等	9時~17時まで 17時~22時まで	1,050円 1,570円			
	不正形第4種	6.25㎡以上 16.00㎡未満	6.25㎡を超える面積に23,000円(1㎡につき)を乗じて得た額に250,000円を加算した額						冠婚葬祭等	9時~17時まで 一昼夜	3,150円 5,250円			
	不正形第5種	16.00㎡以上	16.00㎡を超える面積に20,000円(1㎡につき)を乗じて得た額に500,000円を加算した額											
山口市霊園	普通	4.00㎡ ~ 6.25㎡	1㎡につき 55,000円											
山口市営 柘第二霊園	普通	4.00㎡	1㎡につき 55,000円											
山口市営 柘第三霊園	普通	4.00㎡ ~ 5.00㎡	1㎡につき 65,000円											

- ・ 秋穂町、徳地町には、公営墓地がない。
 - ・ 市町において、墓地・墓園の使用料金、墓地返還時の料金の返還割合が異なる。
 - ・ 阿知須町のみ納骨堂がある。
- 墓園：公園付き墓地

課題への対応

- ・ 墓地・墓園については、使用可能な地域を限定しない。ただし、阿知須町の合同納骨塔については、現行どおりとし、当該地域住民についてのみ使用可とする。
- ・ 墓地・墓園の使用料金については、建設当時の価格設定の経緯を踏まえ、現状の価格とする。
- ・ 墓地等返還に伴う還付金については、一番条件のよい小郡町の例にならう。
- ・ 永代清掃料については、納入済みであることから、墓地等返還時には還付しない。

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。(墓地・墓園使用料、清掃料)
- () 2. 小郡町の例により調整する。(墓地・墓園返還に伴う使用料の返還割合)
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他()

(2) 墓地返還に伴う使用料還付金

返還額	山口市	小郡町
3年以内	全額	全額
3年~5年	2分の1	2分の1(3年を超えるとき)
5年~	4分の1	-

(1) 永代清掃料

単位\市町名	山口市	小郡町
1㎡あたり	5,000円×面積×1.05	
1区画あたり	ふしの第一、第二墓地 10,000円×1.05	21,000円(内税)

(2) 墓地返還に伴う清掃料還付金

返還額	小郡町
9年以内	納付清掃料を10で除した数値に経過年数を乗じて得た額を納付清掃料から控除した額
9年を超えるとき	還付しない

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校								
事業名	公立幼稚園の授業料・入園料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い								
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会	コード	18-01-01-02								
現況				分	析								
山口市		秋穂町		調整上の課題									
<p>公立幼稚園の授業料等</p> <p>○入園料 無料 ○授業料(1ヶ月) 5,900円 ○その期の授業料を徴収しない場合 ・休園が1学期以上にわたるとき ・伝染性の疾病等のため出席停止が1学期以上にわたるとき ・傷い又は疾病その他の事由により欠席が1学期以上にわたるとき</p> <p>○授業料の軽減 本市に居住し、山口市立幼稚園に在籍する幼児が次の各号の一に該当する者であるときは、その者に係る授業料を軽減する。</p> <table border="1"> <tr> <td>生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度の納付すべき市民税が非課税となる世帯</td> <td>1人目 年額 44,700円 2人目 年額 47,400円 3人目以降 年額 50,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯</td> <td>1人目 年額 41,000円 2人目 年額 44,000円 3人目以降 年額 47,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。)が5,000円以下となる世帯</td> <td>1人目 年額 27,500円 2人目 年額 31,900円 3人目以降 年額 36,200円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。)が5,000円を超え10,000円以下となる世帯</td> <td>1人目 年額 11,700円 2人目 年額 17,700円 3人目以降 年額 23,600円</td> </tr> </table> <p>【根拠法令等】 ・山口市立幼稚園授業料徴収条例</p>		生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度の納付すべき市民税が非課税となる世帯	1人目 年額 44,700円 2人目 年額 47,400円 3人目以降 年額 50,000円	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	1人目 年額 41,000円 2人目 年額 44,000円 3人目以降 年額 47,000円	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。)が5,000円以下となる世帯	1人目 年額 27,500円 2人目 年額 31,900円 3人目以降 年額 36,200円	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。)が5,000円を超え10,000円以下となる世帯	1人目 年額 11,700円 2人目 年額 17,700円 3人目以降 年額 23,600円	<p>公立幼稚園の授業料等</p> <p>○入園料 無料 ○授業料(1ヶ月) 5,000円 ○授業料の徴収 ・当月分を毎月末までに徴収する。 ○授業料の減免等 ・欠席又は休園が3ヶ月以上にわたるとき。 ・伝染病のため出席停止が3ヶ月以上にわたるとき。</p> <p>○授業料の減免(幼児1人につき) 1)生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に町民税の所得割りが非課税となる世帯。・・・授業料の金額 2)当該年度に納付すべき町民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については所得割課税の合計額とする。)が5,000円以下となる世帯。・・・授業料の額の2分の1以内 3)その他町長がとくに減免の必要があると認める特別な理由があるとき。・・・授業料の額のうち必要と認める額</p> <p>○減免措置の申請 1)授業料の減免措置を受けようとする保護者は、別に町長が指定する日までに秋穂町立幼稚園授業料減免措置申請書に当該年度の町民税の課税(非課税)証明書又は町民税の納付通知書の写しを添えて園長を経由して町長に提出するものとする。生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあっては、社会福祉事業法に規定する福祉に関する事務所の長の発行する証明書を添付してこれに代えることができる。 2)園長は、申請書を受けたときは、実情を調査のうえ、意見書を添えてこれを町長に進達しなければならない。</p> <p>【根拠法令等】 ・秋穂町立幼稚園授業料徴収条例 ・ " 施行規則</p>		<p>・ 授業料の額が異なる。 ・ 減免や軽減措置等の内容の相違がある。</p> <p>課題への対応</p> <p>・ 授業料の統一化を図るにあたり、算出根拠を交付税の算出単価に基づき調整する。 ・ 減免や軽減措置等の内容については、山口市の例により調整する。ただし、秋穂町の授業料については、3年間で統一化していく。</p> <p>調整案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。〔ただし、秋穂町の授業料については、3年間で調整する。〕 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	
生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度の納付すべき市民税が非課税となる世帯	1人目 年額 44,700円 2人目 年額 47,400円 3人目以降 年額 50,000円												
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	1人目 年額 41,000円 2人目 年額 44,000円 3人目以降 年額 47,000円												
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。)が5,000円以下となる世帯	1人目 年額 27,500円 2人目 年額 31,900円 3人目以降 年額 36,200円												
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。)が5,000円を超え10,000円以下となる世帯	1人目 年額 11,700円 2人目 年額 17,700円 3人目以降 年額 23,600円												
小郡町・阿知須町・徳地町 該当なし													

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進																																																																																																			
事業名	教員住宅の貸付			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																																																																			
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務分科会	コード	18-01-02-03																																																																																																			
現況			分析																																																																																																					
小郡町		徳地町		調整上の課題																																																																																																				
<p>目的：小郡町立小・中学校及び他の公立学校に勤務する教職員に貸し付けるものとする。 学校に勤務しないようになったときは、その日から30日以内に家屋の明渡しをしなければならない。 教員住宅の賃貸料を別表のとおり定め、貸付許可のあった月分から借受廃止届を提出した月分まで毎月その月分を徴収する。 賃貸料は、月の途中から貸付を開始する場合又は貸付を廃止する場合、その月分については日割を持って計算する。</p> <p>【貸付料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>建設年度</th> <th>戸数</th> <th>貸付料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小郡町小浜教職員住宅</td> <td>大字上郷2546-1</td> <td>38年度</td> <td>12戸</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 ・小郡町教職員住宅管理規則 (平成16年7月1日廃止)</p>		名称	位置	建設年度	戸数	貸付料(月額)	小郡町小浜教職員住宅	大字上郷2546-1	38年度	12戸	4,500円	<p>目的 学校に勤務する教職員に貸付けるものとする。 ・貸付期間は徳地町立学校教職員在勤中に限る。 ・教員住宅の賃貸料を別表のとおり定め、貸付許可のあった月分から退去届を提出した月分まで毎月その月分を徴収する。 ・賃貸料は、月の途中から貸付を開始する場合又は貸付を廃止する場合、当該月の入居が15日以下の場合については日割を持って計算する。</p> <p>【貸付料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>建設年度</th> <th>住宅番号</th> <th>戸数</th> <th>貸付料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堀中教員住宅</td> <td>大字堀1606-1</td> <td>51</td> <td>2-1AB</td> <td>2</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>八坂中教員住宅</td> <td>大字船路884-1</td> <td>51</td> <td>3-1AB</td> <td>2</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">引谷小教員住宅</td> <td>大字引谷636-2</td> <td>43</td> <td>3-3</td> <td>1</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>大字引谷636-2</td> <td>43</td> <td>3-4</td> <td>1</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">柚野木小教員住宅</td> <td>大字柚木1548</td> <td>53</td> <td>4-1</td> <td>1</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>大字柚木1598</td> <td>48</td> <td>4-2AB</td> <td>2</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>大字柚木719</td> <td>63</td> <td>4-3</td> <td>1</td> <td>9,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柚野中教員住宅</td> <td>大字柚木96</td> <td>44</td> <td>4-6</td> <td>1</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>大字柚木96</td> <td>52</td> <td>4-7AB</td> <td>2</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柚野小教員住宅</td> <td>大字野谷301</td> <td>50</td> <td>4-8AB</td> <td>2</td> <td>6,100円</td> </tr> <tr> <td>大字野谷291</td> <td>47</td> <td>4-9AB</td> <td>2</td> <td>6,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">島地中教員住宅</td> <td>大字島地146-1</td> <td>60</td> <td>5-2</td> <td>1</td> <td>9,200円</td> </tr> <tr> <td>大字島地146</td> <td>60</td> <td>5-3</td> <td>1</td> <td>9,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">串中教員住宅</td> <td>大字串426-5</td> <td>63</td> <td>6-2</td> <td>1</td> <td>9,200円</td> </tr> <tr> <td>大字串426-5</td> <td>44</td> <td>6-1</td> <td>1</td> <td>5,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 ・徳地町立学校教員住宅使用貸付規程</p>		名称	位置	建設年度	住宅番号	戸数	貸付料(月額)	堀中教員住宅	大字堀1606-1	51	2-1AB	2	5,100円	八坂中教員住宅	大字船路884-1	51	3-1AB	2	5,100円	引谷小教員住宅	大字引谷636-2	43	3-3	1	5,600円	大字引谷636-2	43	3-4	1	5,600円	柚野木小教員住宅	大字柚木1548	53	4-1	1	5,600円	大字柚木1598	48	4-2AB	2	5,100円	大字柚木719	63	4-3	1	9,200円	柚野中教員住宅	大字柚木96	44	4-6	1	5,600円	大字柚木96	52	4-7AB	2	5,100円	柚野小教員住宅	大字野谷301	50	4-8AB	2	6,100円	大字野谷291	47	4-9AB	2	6,100円	島地中教員住宅	大字島地146-1	60	5-2	1	9,200円	大字島地146	60	5-3	1	9,200円	串中教員住宅	大字串426-5	63	6-2	1	9,200円	大字串426-5	44	6-1	1	5,100円	<p>・徳地町のみ教員住宅がある。</p> <p>課題への対応</p> <p>・使用料については、施設の建設年次等を勘案され設定されているため、特に調整の必要は無いと考えられるため、現行のまま新市に引継ぐ。 ・建物自体については、需要は減少傾向であるし、財政面、世情等を考慮すると他市町に新たに設置は難しいと思われるが、特殊事情(冬季積雪等)があるため、廃止も難しい面がある。</p> <p>調整案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	
名称	位置	建設年度	戸数	貸付料(月額)																																																																																																				
小郡町小浜教職員住宅	大字上郷2546-1	38年度	12戸	4,500円																																																																																																				
名称	位置	建設年度	住宅番号	戸数	貸付料(月額)																																																																																																			
堀中教員住宅	大字堀1606-1	51	2-1AB	2	5,100円																																																																																																			
八坂中教員住宅	大字船路884-1	51	3-1AB	2	5,100円																																																																																																			
引谷小教員住宅	大字引谷636-2	43	3-3	1	5,600円																																																																																																			
	大字引谷636-2	43	3-4	1	5,600円																																																																																																			
柚野木小教員住宅	大字柚木1548	53	4-1	1	5,600円																																																																																																			
	大字柚木1598	48	4-2AB	2	5,100円																																																																																																			
	大字柚木719	63	4-3	1	9,200円																																																																																																			
柚野中教員住宅	大字柚木96	44	4-6	1	5,600円																																																																																																			
	大字柚木96	52	4-7AB	2	5,100円																																																																																																			
柚野小教員住宅	大字野谷301	50	4-8AB	2	6,100円																																																																																																			
	大字野谷291	47	4-9AB	2	6,100円																																																																																																			
島地中教員住宅	大字島地146-1	60	5-2	1	9,200円																																																																																																			
	大字島地146	60	5-3	1	9,200円																																																																																																			
串中教員住宅	大字串426-5	63	6-2	1	9,200円																																																																																																			
	大字串426-5	44	6-1	1	5,100円																																																																																																			
山口市・秋穂町・阿知須町																																																																																																								
該当なし																																																																																																								

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進
事業名	学校開放(学校施設のスポーツ開放を含む。)			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務分科会	コード	18-01-02-04(18-06-02-05)

現況

山口市	小郡町	秋穂町																																																																																																																																																			
<p>○使用料(スポーツ開放では、夜間照明利用料金以外は無料)</p> <p>午前9時~午後1時 午後1時~午後5時 午後5時~午後10時</p> <p>小中学校体育館 2,000円 2,000円 4,000円</p> <p>小中学校運動場 1時間まで 200円</p> <p>1時間増すまでごとに 200円を加算する。</p> <p>屋外運動場照明施設使用料 1時間 1,400円</p> <p>上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。</p> <p>○使用料の免除</p> <p>(1)法律、命令の規程により取り扱うもの</p> <p>(2)市長において特に公益上必要ありと認めたもの</p> <p>(3)生活保護法による保護を受けるものその他特別の理由があると認めるもの</p> <p>目的:社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のために、学校の施設を学校教育に支障のない範囲で児童・生徒その他一般市民の利用に供する。</p> <p>利用許可:学校施設の開放は、山口市内に在住、在勤又は在学する者で10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体の監督者として成人が含まれる場合に限り許可するものとする。</p> <p>開放の日時</p> <p>(運動場)</p> <table border="1"> <tr> <th>開放する日</th> <th colspan="2">開放する時間</th> </tr> <tr> <td></td> <td>5月から10月まで</td> <td>11月から4月まで</td> </tr> <tr> <td>土・日曜日、祝日</td> <td>午前8時から 午後7時まで</td> <td>午前9時から 午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>午後5時から</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期休業日</td> <td>午後7時まで</td> <td></td> </tr> </table> <p>(照明施設を設置した運動場)</p> <table border="1"> <tr> <th>開放する日</th> <th colspan="2">開放する時間</th> </tr> <tr> <td></td> <td>3月から10月まで</td> <td>11月から2月まで</td> </tr> <tr> <td>土・日曜日、祝日</td> <td>午前8時から 午後10時まで</td> <td>午前9時から 午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td colspan="2">午後5時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>長期休業日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(体育館)</p> <table border="1"> <tr> <th>開放する日</th> <th>開放する時間</th> </tr> <tr> <td>土・日曜日、祝日</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>午後5時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>長期休業日</td> <td></td> </tr> </table> <p>使用の制限</p> <p>教育上支障のない限りにおいて1日を限度として使用を許可する。</p> <p>学校開放施設連絡調整会議運営費補助金</p> <p>20,000円×29校=580,000円</p>	開放する日	開放する時間			5月から10月まで	11月から4月まで	土・日曜日、祝日	午前8時から 午後7時まで	午前9時から 午後5時まで	平日	午後5時から		長期休業日	午後7時まで		開放する日	開放する時間			3月から10月まで	11月から2月まで	土・日曜日、祝日	午前8時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	平日	午後5時から午後10時まで		長期休業日			開放する日	開放する時間	土・日曜日、祝日	午前9時から午後10時まで	平日	午後5時から午後10時まで	長期休業日		<p>使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>午前8時30分~正午</th> <th>正午~午後5時</th> <th>午後5時~午後10時</th> </tr> <tr> <td>小郡小学校体育館</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>上郷小学校体育館</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>小郡南小学校体育館</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>小郡中学校体育館</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> <td>2,100円</td> </tr> </table> <p>セミナーハウス使用料(小郡中学校内)</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>午前8時30分~正午</th> <th>正午~午後5時</th> <th>午後5時~午後10時</th> <th>午後10時~午前8時30分</th> </tr> <tr> <td>厨房</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊室</td> <td>1 800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>2 800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指導員室</td> <td>1 200円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2 200円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浴室洗面</td> <td>1 1回につき</td> <td></td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 1回につき</td> <td></td> <td>4,000円</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 冷暖房装置を使用する場合は、この表の金額に5割を加算した金額とする</p> <p>使用料の免除</p> <p>町長において特に公益上必要ありと認めたもの</p> <p>目的:小郡町における生涯学習の振興・普及のために、学校教育に支障のない範囲で学校の施設を開放する。</p> <p>利用の許可:学校施設の開放は、小郡町内に在住、在勤又は在学する者で団体を構成し、かつ、当該団体の監督者として成人が含まれる場合に限り許可するものとする。</p> <p>【開放事業費】</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>平成10年度</th> <th>平成11年度</th> <th>平成12年度</th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> </tr> <tr> <td>委託料等</td> <td>421,500円</td> <td>421,500円</td> <td>421,500円</td> <td>421,500円</td> <td>421,500円</td> </tr> </table>	種別	午前8時30分~正午	正午~午後5時	午後5時~午後10時	小郡小学校体育館	1,000円	1,200円	1,500円	上郷小学校体育館	1,000円	1,200円	1,500円	小郡南小学校体育館	1,000円	1,200円	1,500円	小郡中学校体育館	1,000円	1,500円	2,100円	種別	午前8時30分~正午	正午~午後5時	午後5時~午後10時	午後10時~午前8時30分	厨房	500円	500円	500円		研修室	500円	700円	800円		宿泊室	1 800円	1,000円	1,200円	600円	2 800円	1,000円	1,200円	600円	指導員室	1 200円	300円	300円	200円	2 200円	300円	300円	200円	浴室洗面	1 1回につき		4,000円		2 1回につき		4,000円		区分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	委託料等	421,500円	421,500円	421,500円	421,500円	421,500円	<p>使用料(スポーツ開放では、夜間照明利用料金以外は無料)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>8:30~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>18:00~22:00</th> <th>8:30~22:00</th> </tr> <tr> <td>秋穂中体育館</td> <td>2,060円</td> <td>3,090円</td> <td>6,690円</td> <td>12,360円</td> </tr> <tr> <td>秋穂小体育館</td> <td>1,540円</td> <td>2,570円</td> <td>5,150円</td> <td>9,270円</td> </tr> <tr> <td>大海小体育館</td> <td>1,540円</td> <td>2,570円</td> <td>5,150円</td> <td>9,270円</td> </tr> <tr> <td>小学校会議室</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>510円</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>普通教室</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>510円</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>特別教室</td> <td>410円</td> <td>610円</td> <td>1,030円</td> <td>2,060円</td> </tr> </table> <p>運動場 1回につき3,090円(4時間まで)</p> <p>1時間増すごとに510円を加算</p> <p>屋外運動場照明施設 全灯使用 1時間につき1,200円</p> <p>減灯使用 1時間につき600円</p> <p>町外居住者の団体が使用する場合 倍額</p> <p>使用料の減免</p> <p>(1)法律、命令等の規定により取扱うもの</p> <p>(2)公益上必要のあるもの</p> <p>(3)官公費の援助を受けるもの</p> <p>(4)町長において手数料納付の資力がないと認めたもの</p> <p>目的:体育施設を地域住民に開放し、広くスポーツの振興を図る。</p> <p>運営:学校教育に支障のない範囲内で実施する。</p> <p>円滑な運営をはかるため、秋穂町学校開放運営委員会を設置する。</p> <p>利用許可:学校開放は、秋穂町内に在住又は勤務するもので団体を構成し、かつ監督者を有し、教育委員会が適当と認めるものに限り許可するものとする。</p> <p>開放の日時</p> <p>運動場 日曜・祝日 午前10時~午後7時まで(冬季午後6時まで)</p> <p>平日 小学校のみ午後5時~午後7時まで(冬季午後6時まで)</p> <p>体育館 日曜・祝日 午前10時~午後10時まで</p> <p>平日 午後6時~午後10時まで</p> <p>夜間照明 日没から午後10時まで(4月1日から10月31日まで)</p> <p>学校体育施設開放事業運営委託 204,000円</p>		8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	8:30~22:00	秋穂中体育館	2,060円	3,090円	6,690円	12,360円	秋穂小体育館	1,540円	2,570円	5,150円	9,270円	大海小体育館	1,540円	2,570円	5,150円	9,270円	小学校会議室	200円	300円	510円	1,030円	普通教室	200円	300円	510円	1,030円	特別教室	410円	610円	1,030円	2,060円
開放する日	開放する時間																																																																																																																																																				
	5月から10月まで	11月から4月まで																																																																																																																																																			
土・日曜日、祝日	午前8時から 午後7時まで	午前9時から 午後5時まで																																																																																																																																																			
平日	午後5時から																																																																																																																																																				
長期休業日	午後7時まで																																																																																																																																																				
開放する日	開放する時間																																																																																																																																																				
	3月から10月まで	11月から2月まで																																																																																																																																																			
土・日曜日、祝日	午前8時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで																																																																																																																																																			
平日	午後5時から午後10時まで																																																																																																																																																				
長期休業日																																																																																																																																																					
開放する日	開放する時間																																																																																																																																																				
土・日曜日、祝日	午前9時から午後10時まで																																																																																																																																																				
平日	午後5時から午後10時まで																																																																																																																																																				
長期休業日																																																																																																																																																					
種別	午前8時30分~正午	正午~午後5時	午後5時~午後10時																																																																																																																																																		
小郡小学校体育館	1,000円	1,200円	1,500円																																																																																																																																																		
上郷小学校体育館	1,000円	1,200円	1,500円																																																																																																																																																		
小郡南小学校体育館	1,000円	1,200円	1,500円																																																																																																																																																		
小郡中学校体育館	1,000円	1,500円	2,100円																																																																																																																																																		
種別	午前8時30分~正午	正午~午後5時	午後5時~午後10時	午後10時~午前8時30分																																																																																																																																																	
厨房	500円	500円	500円																																																																																																																																																		
研修室	500円	700円	800円																																																																																																																																																		
宿泊室	1 800円	1,000円	1,200円	600円																																																																																																																																																	
	2 800円	1,000円	1,200円	600円																																																																																																																																																	
指導員室	1 200円	300円	300円	200円																																																																																																																																																	
	2 200円	300円	300円	200円																																																																																																																																																	
浴室洗面	1 1回につき		4,000円																																																																																																																																																		
	2 1回につき		4,000円																																																																																																																																																		
区分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度																																																																																																																																																
委託料等	421,500円	421,500円	421,500円	421,500円	421,500円																																																																																																																																																
	8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	8:30~22:00																																																																																																																																																	
秋穂中体育館	2,060円	3,090円	6,690円	12,360円																																																																																																																																																	
秋穂小体育館	1,540円	2,570円	5,150円	9,270円																																																																																																																																																	
大海小体育館	1,540円	2,570円	5,150円	9,270円																																																																																																																																																	
小学校会議室	200円	300円	510円	1,030円																																																																																																																																																	
普通教室	200円	300円	510円	1,030円																																																																																																																																																	
特別教室	410円	610円	1,030円	2,060円																																																																																																																																																	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進																																								
事業名	学校開放(学校施設のスポーツ開放を含む。)			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																								
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務分科会	コード	18-01-02-04(18-06-02-05)																																								
現況			分析																																										
阿知須町			徳地町																																										
<p>使用料：無料</p> <p>スポーツ開放 町内小学校、中学校の運動場、屋内運動場等を住民団体が行うスポーツ及びレクリエーション活動の場として開放する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：社会体育の振興・普及のために、学校教育上支障のない限り、学校の体育施設を開放する。 ・利用：町内に在住、在勤又は在学するもので団体を構成し、当該団体の監督者として成人が含まれる場合に限り許可するものとする。 ・開放の日時 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>開放する日</th> <th>開放する時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋外運動場</td> <td>日曜・祝日・長期休業中</td> <td>8:30～日没まで</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>8:30～日没まで</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>放課後～日没まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋内運動場</td> <td>日曜・祝日・長期休業中</td> <td>8:30～21:30</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>8:30～21:30</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>18:00～21:30</td> </tr> </tbody> </table> <p>学校施設の開放(平成16年4月1日施行) 阿知須町立井関小学校の施設を開放する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用：町内に在住、在勤する者で、成人が含まれる場合に限り許可するものとする。 ・利用時間：午前8時～午後10時 <p>開放事業費：該当なし</p>			施設	開放する日	開放する時間	屋外運動場	日曜・祝日・長期休業中	8:30～日没まで	土曜	8:30～日没まで	平日	放課後～日没まで	屋内運動場	日曜・祝日・長期休業中	8:30～21:30	土曜	8:30～21:30	平日	18:00～21:30	<p>使用料 小中学校体育館、クラブハウス(堀中学校内) 8:00～17:00 1時間につき 100円 17:00～22:00 1時間につき 210円 スポーツ開放での使用の場合は、基本的に無料。</p> <p>目的：町内学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において、地域住民のスポーツ活動に供するため学校体育施設を開放する。</p> <p>開放の日時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>開放する日</th> <th>開放する時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋外運動場</td> <td>日曜・祝日・長期休業中</td> <td>9:00～19:00</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>放課後～19:00</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>放課後～19:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋内運動場</td> <td>日曜・祝日・長期休業中</td> <td>9:00～22:00</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>13:00～22:00</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>17:00～22:00</td> </tr> <tr> <td>堀中 野外運動場 夜間照明</td> <td>4月～10月</td> <td>日没～21:30</td> </tr> </tbody> </table>			施設	開放する日	開放する時間	屋外運動場	日曜・祝日・長期休業中	9:00～19:00	土曜	放課後～19:00	平日	放課後～19:00	屋内運動場	日曜・祝日・長期休業中	9:00～22:00	土曜	13:00～22:00	平日	17:00～22:00	堀中 野外運動場 夜間照明	4月～10月	日没～21:30	<p>調整上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料に大きい相違がある。(ただし、スポーツ開放はほぼ統一されている。) ・開放施設、時間等利用形態が異なる。 ・開放に関する規則はあるが、条例はないところがある。 ・小郡陣は、小郡中学校内へセミナーハウスという施設がある。 <p>課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ・開放時間・減免規定等については、使用料が連動していることなどから条例とし、統一化していく必要があるが、現況からは住民には影響が少ないと思われるため、様子を見て必要に応じて調整する。 ・セミナーハウスについては小郡町独自のもの(スポーツ開放とは異なる。)なので、現行のまま新市に引継ぐ。 <p>調整案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。〔セミナーハウス〕 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>		
施設	開放する日	開放する時間																																											
屋外運動場	日曜・祝日・長期休業中	8:30～日没まで																																											
	土曜	8:30～日没まで																																											
	平日	放課後～日没まで																																											
屋内運動場	日曜・祝日・長期休業中	8:30～21:30																																											
	土曜	8:30～21:30																																											
	平日	18:00～21:30																																											
施設	開放する日	開放する時間																																											
屋外運動場	日曜・祝日・長期休業中	9:00～19:00																																											
	土曜	放課後～19:00																																											
	平日	放課後～19:00																																											
屋内運動場	日曜・祝日・長期休業中	9:00～22:00																																											
	土曜	13:00～22:00																																											
	平日	17:00～22:00																																											
堀中 野外運動場 夜間照明	4月～10月	日没～21:30																																											

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習
事業名	公民館の使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-03-01-04

現 況

山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町
-------	-------	-------

公民館使用料

種 別	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
1 白石公民館			
ア 第1講座室	2,000円	2,000円	4,000円
イ 第2講座室	900円	900円	1,800円
ウ 視聴覚室	2,000円	2,000円	4,000円
エ 和室	900円	900円	1,800円
2 公民館			
(1) 会議室又は 講座室			
ア 100㎡未満	(420円) 900円	(420円) 900円	(850円) 1,800円
イ 100㎡以上	(710円) 1,500円	(710円) 1,500円	(1,420円) 3,000円
(2) 調理実習室	(710円) 1,500円	(710円) 1,500円	(1,420円) 3,000円

備考

1. 冷暖房を使用の場合は、()書きの金額を加算。(白石公民館も同様)
2. 上記には消費税額は含まない。

使用料の免除

- 全額免除
- ・市が主催又は共催する行事
 - ・社会教育団体、社会福祉団体、社会体育関係団体が使用するとき
 - ・自治会等が使用するとき
 - ・学校関係の活動
 - ・地域に対して公共性、公開性がある団体
 - ・市長が認めるもの
 - ・各課長の副申があるもの
 - ・国県で免除申請のあるもの

公民館使用料

種 別	午 前	午 後	夜 間	時間外
	8時30分から 正午まで	正午から 17時まで	17時から 22時まで	1時間 につき
実 習 室	400円	600円	700円	
家 事 実 習 室	1,500円	1,800円	2,300円	
視 聴 覚 教 室	1,500円	1,800円	2,300円	
第 1 講 義 室	600円	700円	900円	
第 2 講 義 室	1,400円	1,500円	2,100円	
講 座 室	2,000円	2,500円	3,100円	
談 話 室	300円	300円	400円	
和 室	1,200円	1,500円	1,800円	
講 堂	7,800円	9,400円	11,500円	

冷暖房使用の場合は、4割を加算する。

○使用料の免除

社会教育団体、公務、教育上、公益上必要と認めたもの。

一 公民館使用料

種 別	午 前	午 後	夜 間	全 日
	8時30分から 正午まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	8時30分から 22時まで
講 堂	820円	1,230円	2,060円	4,120円
講 座 室	410円	610円	1,030円	2,060円
調 理 実 習 室	610円	920円	1,540円	3,090円
第 1 会 議 室	410円	610円	1,030円	2,060円
第 2 会 議 室	200円	300円	510円	1,030円
第 1 相 談 室	300円	460円	770円	1,540円
第 2 相 談 室	200円	300円	510円	1,030円
第 3 相 談 室	300円	460円	770円	1,540円
結 婚 式 場	1回につき3,090円(4時間まで)1時間増す毎に 510円加算。 冷暖房使用の場合5割を加算する。			

二 大海分館使用料

種 別	午 前	午 後	夜 間	全 日
	8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	8:30~22:00
会 議 室	1,230円	1,850円	3,090円	6,180円
小 会 議 室	610円	920円	1,540円	3,090円
調 理 実 習 室	1,440円	2,160円	3,600円	7,210円
和 室	1,230円	1,850円	3,090円	6,180円

○減免等：教育委員会の所管に属する教育機関及び法第10条に規定する社会教育団体とその目的のための事業(会議を含む)を行うために使用する場合は、その全額を免除する。町議会又は町執行機関(付属機関を含む)が行政上又は公務のため使用する場合は、その全額を免除する。町内の各種機関及び団体が使用する場合において、その内容が教育上又は公益上必要があると認めた場合は、全額を免除又はその一部を減額することができる。その他教育委員会が社会教育の振興上または公益上特に必要があると認めた場合は減免することができる。

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習																																																																															
事業名	公民館の使用料	分科会名	社会教育分科会	協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																																															
専門部会名	教育部会			コード	18-03-01-04																																																																															
現況			分析																																																																																	
阿知須町			徳地町																																																																																	
<p>公民館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>時間外</th> </tr> <tr> <th>8時30分から 12時まで</th> <th>13時から 17時まで</th> <th>17時から 22時まで</th> <th>1時間 につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座室</td> <td>1,260円</td> <td>1,470円</td> <td>2,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>2,100円</td> <td>2,520円</td> <td>3,780円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室(和室)</td> <td>1,260円</td> <td>1,470円</td> <td>2,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,260円</td> <td>1,470円</td> <td>2,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>視聴覚教室</td> <td>1,570円</td> <td>1,890円</td> <td>2,830円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講座室(和室)</td> <td>1,050円</td> <td>1,260円</td> <td>1,890円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>3,150円</td> <td>3,780円</td> <td>5,670円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大講堂</td> <td>8,400円</td> <td>10,080円</td> <td>13,860円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房使用の場合は、2割を加算する。</p> <p>○使用料の免除 全額免除 ・社会教育団体がその目的のための事業を行うために使用するとき。 ・行政上又は公務のために使用するとき。 全額免除又はその一部を減額 ・町内の各種機関及び団体が使用する場で、教育上、又は公益上必要があると認められた場合、又、その他教育委員会が社会教育振興上又は公益上特に必要があると認められた場合 ・その他社会教育振興上又は公益上必要があると認められたときは減免することができる。</p>			種別	午前	午後	夜間	時間外	8時30分から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	1時間 につき	講座室	1,260円	1,470円	2,200円		調理実習室	2,100円	2,520円	3,780円		研修室(和室)	1,260円	1,470円	2,200円		研修室	1,260円	1,470円	2,200円		視聴覚教室	1,570円	1,890円	2,830円		講座室(和室)	1,050円	1,260円	1,890円		大会議室	3,150円	3,780円	5,670円		大講堂	8,400円	10,080円	13,860円		<p>公民館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">1時間につき</th> <th rowspan="2">冷暖房料金</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>8時から 17時まで</th> <th>17時から 22時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小会議室 30㎡未満</td> <td>100円</td> <td>120円</td> <td>100円 ストーブ1台につき100円</td> <td>1、営利、営業等を目的とした場合、当該使用料の十分の十を加算した額。 2、町外居住者の場合は、当該使用料の十分の五を加算した額。 3、特に許可を受けた場合、使用料を徴収しない。</td> </tr> <tr> <td>中会議室 30㎡以上50㎡未満</td> <td>210円</td> <td>230円</td> <td>150円 ストーブ1台につき100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大会議室 50㎡以上100㎡未満</td> <td>230円</td> <td>260円</td> <td>210円 ストーブ1台につき100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大ホール</td> <td>260円</td> <td>290円</td> <td>610円 ストーブ1台につき100円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○減免等：教育委員会の所管に属する教育機関及び法第10条に規定する社会教育団体がその目的のための事業（会議を含む）を行うために使用する場合は、その全額を免除する。町議会又は町執行機関（付属機関を含む）が行政上又は公務のため使用する場合は、その全額を免除する。町内の各種機関及び団体が使用する場において、その内容が教育上又は公益上必要があると認められた場合は、全額を免除又はその一部を減額することができる。その他教育委員会が社会教育の振興上または公益上特に必要があると認められた場合は減免することができる。</p>			種別	1時間につき		冷暖房料金	備考	8時から 17時まで	17時から 22時まで	小会議室 30㎡未満	100円	120円	100円 ストーブ1台につき100円	1、営利、営業等を目的とした場合、当該使用料の十分の十を加算した額。 2、町外居住者の場合は、当該使用料の十分の五を加算した額。 3、特に許可を受けた場合、使用料を徴収しない。	中会議室 30㎡以上50㎡未満	210円	230円	150円 ストーブ1台につき100円		大会議室 50㎡以上100㎡未満	230円	260円	210円 ストーブ1台につき100円		大ホール	260円	290円	610円 ストーブ1台につき100円		<p>調整上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料の区分が異なる。(部屋毎と部屋の面積で料金設定をしている点、時間帯と1時間毎で料金設定をしている点など。) ・使用料及び減免基準の対象者などがかなり異なる。 ・冷暖房料金などの加算料金の相違がある。 ・開館時間や休館日(土日であったり、月曜日であったり、年末年始以外は無しであったりする。)の相違がある。 <p>課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料の区分や開館時間・休館日また減免の対象などの相違は、新市移行後速やかに調整する。 ・使用料金の相違は、施設の規模やレベル、建設年次がかなり異なることも考慮し、また、冷暖房料金などの加算料金についても、施設能力も影響するため、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <p>調整案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。〔減免規定等〕 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。〔使用料〕 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>		
種別	午前	午後		夜間	時間外																																																																															
	8時30分から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	1時間 につき																																																																																
講座室	1,260円	1,470円	2,200円																																																																																	
調理実習室	2,100円	2,520円	3,780円																																																																																	
研修室(和室)	1,260円	1,470円	2,200円																																																																																	
研修室	1,260円	1,470円	2,200円																																																																																	
視聴覚教室	1,570円	1,890円	2,830円																																																																																	
講座室(和室)	1,050円	1,260円	1,890円																																																																																	
大会議室	3,150円	3,780円	5,670円																																																																																	
大講堂	8,400円	10,080円	13,860円																																																																																	
種別	1時間につき		冷暖房料金	備考																																																																																
	8時から 17時まで	17時から 22時まで																																																																																		
小会議室 30㎡未満	100円	120円	100円 ストーブ1台につき100円	1、営利、営業等を目的とした場合、当該使用料の十分の十を加算した額。 2、町外居住者の場合は、当該使用料の十分の五を加算した額。 3、特に許可を受けた場合、使用料を徴収しない。																																																																																
中会議室 30㎡以上50㎡未満	210円	230円	150円 ストーブ1台につき100円																																																																																	
大会議室 50㎡以上100㎡未満	230円	260円	210円 ストーブ1台につき100円																																																																																	
大ホール	260円	290円	610円 ストーブ1台につき100円																																																																																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習																																					
事業名	山口ふれあい館の使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																					
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-03-01-17																																					
現 山 口 市 況				分 析																																						
山 口 市				調 整 上 の 課 題																																						
山口ふれあい館 [施設使用料] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後7時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">専用 使用</td> <td>創作室</td> <td style="text-align: center;">(500円)</td> <td style="text-align: center;">(500円)</td> <td style="text-align: center;">(250円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: center;">(500円)</td> <td style="text-align: center;">(500円)</td> <td style="text-align: center;">(250円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多目的スタジオ</td> <td colspan="3">1時間につき 500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使個 用人</td> <td>広間、浴室及び談話室</td> <td colspan="3">1人につき 100円 (すべて60歳以上の者で構成された30人以上の団体又は6歳未満の者については、1人につき50円とする)</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	専用 使用	創作室	(500円)	(500円)	(250円)		1,000円	1,000円	500円	茶室	1,000円	1,000円		会議室	(500円)	(500円)	(250円)			1,000円	1,000円	500円		多目的スタジオ	1時間につき 500円			使個 用人	広間、浴室及び談話室	1人につき 100円 (すべて60歳以上の者で構成された30人以上の団体又は6歳未満の者については、1人につき50円とする)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口市だけの施設であり、他市町には同様の施設が無い。 ・ 使用料や減免規定等については、他の社会教育施設との調整の必要がある。 	
区 分		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで																																						
専用 使用	創作室	(500円)	(500円)	(250円)																																						
		1,000円	1,000円	500円																																						
	茶室	1,000円	1,000円																																							
	会議室	(500円)	(500円)	(250円)																																						
		1,000円	1,000円	500円																																						
	多目的スタジオ	1時間につき 500円																																								
使個 用人	広間、浴室及び談話室	1人につき 100円 (すべて60歳以上の者で構成された30人以上の団体又は6歳未満の者については、1人につき50円とする)																																								
備 考 1. 冷暖房を使用する場合は、上段()書きの金額を加算する。 2. 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 [機器使用料] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>楽 器</td> <td>各楽器 1時間につき</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> <tr> <td>録音機器</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>				楽 器	各楽器 1時間につき	200円	録音機器	1時間につき	1,000円	課 題 へ の 対 応																																
楽 器	各楽器 1時間につき	200円																																								
録音機器	1時間につき	1,000円																																								
備 考 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 [軽食喫茶室使用料] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽食喫茶室</td> <td>月額 20,000円</td> <td>自動販売施設を含む。</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	使 用 料	備 考	軽食喫茶室	月額 20,000円	自動販売施設を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料については、他の社会教育施設との絡みもあるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ・ 減免規定等についても使用料と同様に他の社会教育施設との絡みを考慮し、新市移行後、速やかに調整するものとする。 																																
区 分	使 用 料	備 考																																								
軽食喫茶室	月額 20,000円	自動販売施設を含む。																																								
備 考 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 使用料の減免 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。				調 整 案																																						
小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町 該当なし				<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 [減免規定等] () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 [使用料] () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 																																						

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化																																																																																																																																																																																																																																																																													
事業名	文化会館の使用料	分科会名	社会教育分科会	協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																																																																																																																																																																																																																																													
専門部会名	教育部会			コード	18-03-03-02																																																																																																																																																																																																																																																																													
現況			分析																																																																																																																																																																																																																																																																															
山口市			秋穂町																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>クリエイティブ・スペース赤れんが使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>午後及び夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後6時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>午後1時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール1(1階)</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>8,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>ホール2(2階)</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>8,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>外庭</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>準備室</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用者が観覧料その他これに類する料金を徴収するときは、基本使用料に100分の20を乗じて得た額を加算する。</p> <p>クリエイティブ・スペース赤れんが 付属設備器具使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設備器具名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">冷房設備</td> <td>ホール 冷房設備</td> <td>1時間</td> <td>190円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホール 冷房設備</td> <td>1時間</td> <td>190円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備室 冷房設備</td> <td>1時間</td> <td>90円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">暖房設備</td> <td>ホール 暖房設備</td> <td>1時間</td> <td>230円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホール 暖房設備</td> <td>1時間</td> <td>230円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備室 暖房設備</td> <td>1時間</td> <td>90円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ギャラリー用設備器具</td> <td>展示用パネル</td> <td>1枚</td> <td>50円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>展示用スポットライト</td> <td>1台</td> <td>50円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">ホール用設備器具</td> <td>ステージ用平台</td> <td>1式</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡声装置</td> <td>1式</td> <td>1,000円</td> <td>マイク1本付</td> </tr> <tr> <td>ワイヤレスマイク装置</td> <td>1式</td> <td>500円</td> <td>移動用(マイク1本付)</td> </tr> <tr> <td>テープレコーダー</td> <td>1台</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>CDプレーヤー</td> <td>1台</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明用スポットライト</td> <td>1台</td> <td>200円</td> <td>500w</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td>照明用スポットライト</td> <td>1台</td> <td>100円</td> <td>300w</td> </tr> <tr> <td>ピアノ(1)</td> <td>1台</td> <td>3,000円</td> <td>グランド</td> </tr> <tr> <td>ピアノ(2)</td> <td>1台</td> <td>1,000円</td> <td>アップライト</td> </tr> <tr> <td>チェンバロ</td> <td>1台</td> <td>5,000円</td> <td>ハーブシコード</td> </tr> <tr> <td>持込み電気器具</td> <td>1kwh</td> <td>90円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料の減免</p> <p>(1) 市が主催して行う行事又はこれに相当する共催行事 免除</p> <p>(2) 市が後援して行う行事又はこれに相当する協賛行事 使用料の50%減額</p> <p>(3) 前2号のほか特に必要と認められるもの 市長が別に定める</p> <p>山口情報芸術センター センター施設基本使用料 付属設備器具使用料 使用料の減免</p> <p>(1) 市又は財団法人山口市文化振興財団が主催して行う事業に使用する場合 100%</p> <p>(2) 市又は財団法人山口市文化振興財団が共催又は画後援して行う事業に使用する場合 50%</p> <p>(3) 前2号のほか、市長が特に必要と認めるものに使用する場合 30%</p>			区分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	ホール1(1階)	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	8,000円	10,000円	ホール2(2階)	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	8,000円	10,000円	外庭	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	8,000円	準備室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円	区分	設備器具名	単位	使用料	備考	冷房設備	ホール 冷房設備	1時間	190円		ホール 冷房設備	1時間	190円		準備室 冷房設備	1時間	90円		暖房設備	ホール 暖房設備	1時間	230円		ホール 暖房設備	1時間	230円		準備室 暖房設備	1時間	90円		ギャラリー用設備器具	展示用パネル	1枚	50円		展示用スポットライト	1台	50円		ホール用設備器具	ステージ用平台	1式	1,000円		拡声装置	1式	1,000円	マイク1本付	ワイヤレスマイク装置	1式	500円	移動用(マイク1本付)	テープレコーダー	1台	500円		CDプレーヤー	1台	500円		照明用スポットライト	1台	200円	500w	その他	照明用スポットライト	1台	100円	300w	ピアノ(1)	1台	3,000円	グランド	ピアノ(2)	1台	1,000円	アップライト	チェンバロ	1台	5,000円	ハーブシコード	持込み電気器具	1kwh	90円		<p>大海総合センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>18:00~22:00</th> <th>8:30~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール(控室含む)</td> <td>8,240円</td> <td>12,360円</td> <td>20,600円</td> <td>41,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 使用者が入場料又はこれに類する金銭を徴する場合は、使用料に次の割合を乗じて得た額を加算する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>イ.</td> <td>入場料又は会費等が1,000円未満の場合</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>ロ.</td> <td>入場料又は会費等が1,000円以上2,000円未満の場合</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>ハ.</td> <td>入場料又は会費等が2,000円以上3,000円未満の場合</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>ニ.</td> <td>入場料又は会費等が3,000円以上の場合</td> <td>10割</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 冷暖房を使用する場合は、基本料金に5割を乗じた額を加算する。</p> <p>ホール設備使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>器具名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">音響設備</td> <td>ワイヤレスマイク</td> <td>1個</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>ダイナミックマイク</td> <td>1個</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>CDプレーヤー</td> <td>1台</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td>カセットデッキ</td> <td>1台</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">照明設備</td> <td>ポーターライト</td> <td>1列</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>サスペンションライト</td> <td>4台</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>アッパ-ホリゾントライト</td> <td>1列</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>フロントサイドスポットライト</td> <td>4台</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政上又は公務のために使用する場合及び社会教育団体がその目的のために使用する場合はその全額を免除する。 町内の団体等が使用する場合において、内容が教育上又は公益上必要であると認められた場合は、その全額を免除又はその一部を減額することができる。 その他町長が、特に必要と認めた場合。 <p>小郡町・阿知須町 該当なし</p>			種別	午前	午後	夜間	全日	8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	8:30~22:00	ホール(控室含む)	8,240円	12,360円	20,600円	41,200円	イ.	入場料又は会費等が1,000円未満の場合	3割	ロ.	入場料又は会費等が1,000円以上2,000円未満の場合	5割	ハ.	入場料又は会費等が2,000円以上3,000円未満の場合	8割	ニ.	入場料又は会費等が3,000円以上の場合	10割	区分	器具名	単位	使用料	音響設備	ワイヤレスマイク	1個	300円	ダイナミックマイク	1個	300円	CDプレーヤー	1台	510円	カセットデッキ	1台	510円	照明設備	ポーターライト	1列	200円	サスペンションライト	4台	410円	アッパ-ホリゾントライト	1列	250円	フロントサイドスポットライト	4台	450円	<p>徳地町文化ホール使用料(1時間につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ホール</th> <th rowspan="2">平日</th> <th>9時から 午後5時まで</th> <th>18時から 22時まで</th> <th rowspan="2">冷暖房使用料</th> </tr> <tr> <th>1,000円</th> <th>1,500円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホール</td> <td>平日</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> <td rowspan="2">1,500円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エントランス ホール</td> <td>平日</td> <td>300円</td> <td>450円</td> <td rowspan="2">800円</td> </tr> <tr> <td>土曜日・日曜日</td> <td>360円</td> <td>540円</td> </tr> <tr> <td>リハ-サル室</td> <td></td> <td>250円</td> <td>380円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>控え室</td> <td></td> <td>150円</td> <td>230円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1</td> <td>300円</td> <td>450円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>2</td> <td>300円</td> <td>450円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>3</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>徳地町文化ホール付属設備等別に教育委員会が定める額</p> <ol style="list-style-type: none"> この表の使用料の額は、時間を単位として定め、端数を生じたときは切り上げる。 入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合は、その最高額が千円未満の場合の使用料の額は、当該使用料の額に、当該使用料の額の十分の五に相当する額を加算した額とする。 入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合は、その最高額が千円以上三千円未満の場合の使用料の額は、当該使用料の額に、当該使用料の額の十分の十に相当する額を加算した額とする。 入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合は、その最高額が三千円以上の場合の使用料の額は、当該使用料の額に、当該使用料の額の十分の二十に相当する額を加算した額とする。 入場料その他これに類するものの徴収の有無にかかわらず、物品の販売を主として使用する場合は使用料の額は、当該使用料の額に、当該使用料の額の十分の四十に相当する額を加算した額とする。 入場料を徴収しないで商業宣伝等(招待状の発行を含む)で使用する場合は、当該使用料の額に、当該使用料の額の十分の五に相当する額を加算した額とする。 町外居住者が使用する場合は使用料の額は、当該使用料の額に、当該使用料の額の十分の十に相当する額を加算した額とする。 <p>使用料の減免</p> <p>(1) 徳地町、徳地町教育委員会が主催する行事。 免除</p> <p>(2) 町内の中学生以下が教育目的に使用する行事。 免除</p> <p>(3) その他町長が特に必要と認められたとき。 免除</p> <p>徳地町文化ホール付属設備等使用料(1回につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">舞台設備</td> <td>演台</td> <td>1式</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>平台</td> <td>1枚</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>指揮者台</td> <td>1台</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>指揮者用譜面台</td> <td>1台</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>音響反射板</td> <td>1式</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>金屏風</td> <td>1双</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>映写スクリーン</td> <td>1式</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ポーターライト</td> <td>1列</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>調光室照明機器</td> <td>1式</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>舞台袖照明機器</td> <td>1式</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(表は一部省略、詳細は、行政現況調書参照)</p>			ホール	平日	9時から 午後5時まで	18時から 22時まで	冷暖房使用料	1,000円	1,500円	ホール	平日	1,000円	1,500円	1,500円	土曜日・日曜日	1,200円	1,800円	エントランス ホール	平日	300円	450円	800円	土曜日・日曜日	360円	540円	リハ-サル室		250円	380円	100円	控え室		150円	230円	100円	会議室	1	300円	450円	150円	会議室	2	300円	450円	150円	会議室	3	200円	300円	100円	区分	品名	単位	使用料	舞台設備	演台	1式	500円	平台	1枚	200円	指揮者台	1台	100円	指揮者用譜面台	1台	100円	音響反射板	1式	3,000円	金屏風	1双	1,000円	映写スクリーン	1式	1,000円	ポーターライト	1列	1,000円	調光室照明機器	1式	1,000円	舞台袖照明機器	1式	1,000円
区分	午前	午後		夜間	昼間	午後及び夜間	全日																																																																																																																																																																																																																																																																											
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで																																																																																																																																																																																																																																																																												
ホール1(1階)	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	8,000円	10,000円																																																																																																																																																																																																																																																																												
ホール2(2階)	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	8,000円	10,000円																																																																																																																																																																																																																																																																												
外庭	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	8,000円																																																																																																																																																																																																																																																																												
準備室	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	3,000円																																																																																																																																																																																																																																																																												
区分	設備器具名	単位	使用料	備考																																																																																																																																																																																																																																																																														
冷房設備	ホール 冷房設備	1時間	190円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	ホール 冷房設備	1時間	190円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	準備室 冷房設備	1時間	90円																																																																																																																																																																																																																																																																															
暖房設備	ホール 暖房設備	1時間	230円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	ホール 暖房設備	1時間	230円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	準備室 暖房設備	1時間	90円																																																																																																																																																																																																																																																																															
ギャラリー用設備器具	展示用パネル	1枚	50円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	展示用スポットライト	1台	50円																																																																																																																																																																																																																																																																															
ホール用設備器具	ステージ用平台	1式	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	拡声装置	1式	1,000円	マイク1本付																																																																																																																																																																																																																																																																														
	ワイヤレスマイク装置	1式	500円	移動用(マイク1本付)																																																																																																																																																																																																																																																																														
	テープレコーダー	1台	500円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	CDプレーヤー	1台	500円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	照明用スポットライト	1台	200円	500w																																																																																																																																																																																																																																																																														
その他	照明用スポットライト	1台	100円	300w																																																																																																																																																																																																																																																																														
	ピアノ(1)	1台	3,000円	グランド																																																																																																																																																																																																																																																																														
	ピアノ(2)	1台	1,000円	アップライト																																																																																																																																																																																																																																																																														
	チェンバロ	1台	5,000円	ハーブシコード																																																																																																																																																																																																																																																																														
持込み電気器具	1kwh	90円																																																																																																																																																																																																																																																																																
種別	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	8:30~22:00																																																																																																																																																																																																																																																																														
ホール(控室含む)	8,240円	12,360円	20,600円	41,200円																																																																																																																																																																																																																																																																														
イ.	入場料又は会費等が1,000円未満の場合	3割																																																																																																																																																																																																																																																																																
ロ.	入場料又は会費等が1,000円以上2,000円未満の場合	5割																																																																																																																																																																																																																																																																																
ハ.	入場料又は会費等が2,000円以上3,000円未満の場合	8割																																																																																																																																																																																																																																																																																
ニ.	入場料又は会費等が3,000円以上の場合	10割																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	器具名	単位	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																															
音響設備	ワイヤレスマイク	1個	300円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	ダイナミックマイク	1個	300円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	CDプレーヤー	1台	510円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	カセットデッキ	1台	510円																																																																																																																																																																																																																																																																															
照明設備	ポーターライト	1列	200円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	サスペンションライト	4台	410円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	アッパ-ホリゾントライト	1列	250円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	フロントサイドスポットライト	4台	450円																																																																																																																																																																																																																																																																															
ホール	平日	9時から 午後5時まで	18時から 22時まで	冷暖房使用料																																																																																																																																																																																																																																																																														
		1,000円	1,500円																																																																																																																																																																																																																																																																															
ホール	平日	1,000円	1,500円	1,500円																																																																																																																																																																																																																																																																														
	土曜日・日曜日	1,200円	1,800円																																																																																																																																																																																																																																																																															
エントランス ホール	平日	300円	450円	800円																																																																																																																																																																																																																																																																														
	土曜日・日曜日	360円	540円																																																																																																																																																																																																																																																																															
リハ-サル室		250円	380円	100円																																																																																																																																																																																																																																																																														
控え室		150円	230円	100円																																																																																																																																																																																																																																																																														
会議室	1	300円	450円	150円																																																																																																																																																																																																																																																																														
会議室	2	300円	450円	150円																																																																																																																																																																																																																																																																														
会議室	3	200円	300円	100円																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分	品名	単位	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																															
舞台設備	演台	1式	500円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	平台	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	指揮者台	1台	100円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	指揮者用譜面台	1台	100円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	音響反射板	1式	3,000円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	金屏風	1双	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	映写スクリーン	1式	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	ポーターライト	1列	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	調光室照明機器	1式	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																															
	舞台袖照明機器	1式	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																															

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化
事業名	文化会館の使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-03-03-02
現況			分析		
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<ul style="list-style-type: none"> ・入場料を徴収する場合の基準が市町でまちまちである。 ・会場使用料及び附属設備使用料が異なる。 ・減免規定に相違がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・入場料及び会場使用料、また、附属設備使用料が異なる点については、施設自体の規模等も違うため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ・減免規定の相違については、新市移行後速やかに調整する。 		<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。〔減免規定等〕 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。〔使用料関係〕 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 	

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化
事業名	市民館の使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-03-03-05

現 況

山 口 市

分 析

調整上の課題

山口市市民会館ホール等基本使用料

使用区分	時間区分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日	備 考
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
大ホール	平日	15,000円	26,000円	33,000円	36,000円	54,000円	63,000円	控室、ロビーを含む
	土曜日、日曜日 祝日、休日	18,000円	32,000円	39,000円	45,000円	63,000円	76,000円	
小ホール	平日	5,000円	9,000円	11,000円	12,000円	18,000円	21,000円	控室を含む
	土曜日、日曜日 祝日、休日	6,000円	11,000円	12,000円	16,000円	22,000円	26,000円	
大ホールロビー		8,000円	10,000円	12,000円	15,000円	17,000円	20,000円	
展示ホール		3,000円	5,000円	6,000円	8,000円	10,000円	12,000円	
会議室		1,200円	1,600円	2,000円	2,400円	3,000円	3,600円	
第一控室		200円	400円	400円	600円	800円	900円	
第二控室		200円	400円	400円	600円	800円	900円	
第三控室		200円	400円	400円	600円	800円	900円	
第四控室		400円	800円	800円	1,100円	1,500円	1,800円	
小ホール控室(1階)		200円	400円	400円	600円	800円	900円	
小ホール控室(2階)		200円	400円	400円	600円	800円	900円	

軽食喫茶室使用料

区分	使用料	備 考
軽食喫茶室	月額 120,000円	売店施設を含む

山口市市民会館 付属設備器具使用料

区分	設 備 器 具 名	単 位	使 用 料	備 考	区分	設 備 器 具 名	単 位	使 用 料	備 考
冷房設備	大ホール冷房設備	1時間	10,000円		音	小ホールエコーマシン	1台	500円	
	小ホール冷房設備	1時間	3,500円			レコードプレーヤー	1台	800円	
	大ホールB1冷房設備	1時間	3,500円			テープレコーダー	1台	1,000円	
	展示ホール冷房設備(1)	1時間	420円	10.0馬力		コンデンサーマイク	1個	700円	
	展示ホール冷房設備(2)	1時間	330円	7.5馬力		ハンドマイク	1個	600円	
	控室冷房設備	1時間	1,000円			ダイナミックマイク	1個	500円	
	会議室冷房設備	1時間	400円			ワイヤレスマイク	1個	500円	
暖房設備	大ホール暖房設備	1時間	9,000円		マイクスタンド	1本	100円		
	小ホール暖房設備	1時間	3,000円		音響関係回路	1回路	200円	会館の設備を使用しない場合に限る	
	大ホールB1暖房設備	1時間	3,000円		地がすり	1枚	500円		
	展示ホール暖房設備(1)	1時間	380円	10.0馬力	緋毛せん(大)	1枚	300円		
	展示ホール暖房設備(2)	1時間	280円	7.5馬力	緋毛せん(小)	1枚	150円		
	控室暖房設備	1時間	1,000円		山台用座ぶとん	1枚	150円		
	会議室暖房設備	1時間	400円		上敷ござ	1枚	100円		
備	舞台大ぜり	1基	2,000円		鳥屋口	1式	500円		
	舞台小ぜり	1基	1,000円		演 台	1式	500円		
	音響反射板	1式	4,000円		指 揮 台	1台	200円		

(表を一部省略、詳細は、行政現況調書参照)

・使用料の減免

- (1) 市が主催する文化行事又は市民会館が国、県、やまぐち市民文化の会と共催で行う自主文化行事に使用するとき 100%以内減免
- (2) 市が共催又は後援して行う文化行事に使用するとき 50%以内減免
- (3) 前2号のほか、文化の向上に資することを目的として行われる行事で、市長が特に必要と認めるものに使用するとき 30%以内減免

小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町 該当なし

- ・ 山口市だけの施設であり、他町には同様の施設が無い。
- ・ 使用料や減免規定等については、他の社会教育施設との調整の必要がある。

課題への対応

- ・ 使用料については、他の社会教育施設との絡みもあるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ・ 減免規定等についても使用料と同様に他の社会教育施設との絡みを考慮し、新市移行後、速やかに調整するものとする。

調 整 案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. 市・町の例により調整する。
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。〔減免規定等〕
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
〔使用料〕
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他()

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化
事業名	博物館等の状況(利用料等の状況)			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-03-03-06

現況

山口市

小郡町

【中原中也記念館】

(入館料)

記念館に入館しようとする者は、下記に定める入館料を納付しなければならない。

区分	個人	団体(20人以上)	
常設展示	一般	300円	一人につき 250円
	大学生	200円	一人につき 150円
	高校生	150円	一人につき 100円
	中学生		
小学生			
特別展示	1,000円以内で市長が別に定める額		
備考	上記により計算した額に100分の105を乗じて得た額 ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。		

(入館料の減免)

市長は、特に必要があると認めるときは、入館料を減額又は免除することができる。

(入館料の不還付)

既納の入館料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。

(管理の委託)

山口市文化振興財団

(開館時間)

5月1日から10月31日までの期間

午前9時から午後6時まで

前号に定める期間以外の期間

午前9時から午後5時まで

(休館日)

月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日以降の日であって、当該休日に最も近い休日ではない日) 月例整理日(毎月最終火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は開館するものとする。) 12月29日から翌年の1月3日までの日

【山口市歴史民俗資料館・鑄銭司郷土館】

観覧料：資料館に展示した資料の観覧者は、次に定める観覧料を納付しなければならない。

区分	普通観覧料	団体観覧料(20人以上)
普通展示	大人(高校生以上)1人につき	100円
	小人(小・中学生)1人につき	50円
特別展示	1,000円の範囲内で市長が別に定める。	

備考 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た金額。

ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

観覧料の減免：特に必要があると認めるときは、これを減免することができる。

観覧料の還付：相当の理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。

開館時間：午前9時から午後5時まで。ただし、教育委員会が必要と認めるときは延長又は短縮することができる。

休館日：次のとおり。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

月曜日(当日が国民の祝日に関する法律に定める休日に当たるときその翌日)

国民の祝日に関する法律に定める休日の翌日

1月1日から同月5日まで及び12月26日から同月31日まで

管理の委託：山口市公営施設管理公社

【小郡町文化資料館】

観覧料

資料館に展示した資料の観覧料は徴収しない。ただし、期間を設けて催す特別の展示をしたときは、町長は、その実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。

使用の許可

資料館の施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

観覧料の減免

観覧料は、特に必要があると認めるときは、これを減免することができる。

開館時間：午前9時から午後4時30分までとする。

管理 小郡町教育委員会

秋穂町

【秋穂町歴史民俗資料館】

開館時間

午前9時から午後4時30分までとし、土曜日は午前12時までとする。但し、教育長が特に必要と認められた場合は開館し、又は開館時間を延長し、若しくは短縮することができる。

休館日

1. 日曜日
2. 12月28日から翌年1月3日まで
3. 国民の祝日に関する法律に定める休日
4. 前各号に掲げる日のほか、教育長が特に必要とみとめる日

入館料 無料

管理 秋穂町教育委員会

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化			
事業名	博物館等の状況(利用料等の状況)			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い			
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-03-03-06			
現況			分析					
阿知須町			徳地町					
<p>【阿知須町歴史民俗資料室】</p> <p>観覧料 資料の観覧料は徴収しない。</p> <p>観覧申し込み等 通常は、施設されているので、平日の午前8時30分から午後5時15分までに阿知須町教育委員会へ事前の申し込みが必要。 管理 阿知須町教育委員会</p> <p>条例、規則等は特になし。</p>			<p>【徳地町文化伝承館】</p> <p>観覧料 伝承館に展示した資料の観覧料は徴収しない。 2前項の規定にかかわらず、伝承館に特別の展示をしたときは、町長はそのつど一人につき、千円の範囲内で定める額の観覧料を徴収することができる。</p> <p>開館日 伝承館は次の各号に掲げる日又は期間を除き、毎日開館する。 1. 12月29日から翌年1月3日まで 2. 水曜日ただし祝日の場合はその翌日とする。 3. 教育委員会は特に必要があるとみとめられるときは、休館日を開館し、閉館日を休館することができる。</p> <p>開館時間 午前9時30分から午後5時までとする。ただし教育委員会は特に必要があるとみとめられるときは、開館時間を延長し、又は短縮できる。</p> <p>管理 徳地町教育委員会</p>			<p>・ 利用料を徴収する場合の基準が市町でまちまちである。</p> <p>・ 減免基準が異なっている。</p>		
			課題への対応					
			<p>・ 施設自体が独特のものであるため、調整困難なため、利用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>・ 減免基準については、新市移行後速やかに調整する。</p>					
			調整案					
			<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 [利用料]</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。 [減免基準]</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	体育施設
事業名	体育施設の使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-06-01-05

現 況

山 口 市

【やまぐちリフレッシュパーク】

1 施設基本使用料

使用区分	時間区分			延長料 1時間 につき			
	午前	午後	夜間				
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで				
総合体育館	競技場	スポーツのために使用する 場合	メインアリーナ	4,950円	6,600円	6,600円	1,650円
			サブアリーナ	750円	1,000円	1,000円	250円
	その他の場合	メインアリーナ	19,800円	26,400円	26,400円	6,600円	
		サブアリーナ	3,000円	4,000円	4,000円	1,000円	
	多目的室	スポーツのために使用する 場合		150円	200円	200円	50円
		その他の場合		600円	800円	800円	200円
選手控室	スポーツのために使用する 場合		150円	200円	200円	50円	
	その他の場合		600円	800円	800円	200円	
観客席	スポーツのために使用する 場合		750円	1,000円	1,000円	250円	
	その他の場合		3,000円	4,000円	4,000円	1,000円	
グラウンド(ソフトボール1面につき)				750円	1,000円	1,000円	250円
テニスコート(1面につき1時間)							150円

照明施設基本使用料、プール使用料、施設内営業使用料、附属設備使用料については省略。詳細は行政現況調書を参照。

使用料の減免

免除する場合

- ・市が主催して行う行事又はこれに相当する共催行事に使用するとき。
- ・市内に設置された学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く)並びに社会福祉施設の学生、生徒、児童及び幼児により組織された団体が使用するとき。
- ・市内に居住する生活保護法の適用を受けている者が使用するとき。

50%減額する場合

- ・市内に設置された学校教育法第1条の大学及び高等専門学校が使用するとき。
- ・市が後援して行う行事又はこれに相当する協賛行事に使用するとき。

【山口市民南部運動広場】

1 施設基本使用料

使用区分	単位	使用料の額
庭球場(1面につき)	1時間	150円
球技場	1時間	250円

2 照明施設基本使用料

使用区分	単位	使用料の額
庭球場(1面につき)	1時間	350円
球技場	1時間	1,900円

【山口市民柔剣道場】

1 施設使用料

種別	金額				
	午前5時から 午前9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
柔道場 剣道場	専用使用	1,500円	750円	750円	1,500円
	個人使用	大人 50円 小人 20円	大人 25円 小人 10円	大人 25円 小人 10円	大人 50円 小人 20円

使用料の減免

免除する場合

- ・市が主催して行う行事又はこれに相当する共催行事に使用するとき。
- 50%減額する場合
- ・市が後援して行う行事又はこれに相当する協賛行事に試用するとき。

【山口市スポーツの森】

1 施設基本使用料

区分	単位	種別	アマチュアスポーツ			プロスポーツ 等
			一般	大学生・高等 専門学校生	高校生 以下	
入場料を徴収 しない場合	1時間	西京スタジアム	1,000円	500円	500円	10,000円
	1時間	第2球場	250円	120円	120円	5,000円
	1時間	多目的広場(ソフトボール1面につき)	250円	120円	120円	5,000円
入場料を徴収 する場合	1時間	西京スタジアム	10,000円	5,000円	1,500円	50,000円
	1時間	第2球場	2,500円	1,200円	360円	25,000円
	1時間	多目的広場(ソフトボール1面につき)	2,500円	1,200円	360円	25,000円

夜間照明施設使用料、施設内営業使用料、附属設備使用料については省略。詳細は行政現況調書を参照。

使用料の減免

免除する場合

- ・市が主催して行う行事又はこれに相当する共催行事に使用するとき。
- ・社会教育関係団体が、入場料等を徴収しないで使用するとき。
- ・市内に設置された学校教育法第1条に規定する学校並びに社会福祉施設の学生、生徒、児童及び幼児により組織された団体が使用するとき。

50%減額する場合

- ・山口市体育協会に加盟する団体が主催する行事に使用するとき。
- ・市内に設置された学校教育法第1条の大学及び高等専門学校が使用するとき。

30%減額する場合

- ・市が後援して行う行事又はこれに相当する協賛行事に使用するとき。

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	体育施設
事業名	体育施設の使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-06-01-05

現 況

小 郡 町

秋 穂 町

【小郡町体育館】

	スポーツ・レクリエーションに使用する場合	催物で営利又は宣伝のために使用する場合	催物で入場料を徴収又は物品の販売等を目的に使用する場合
午前8時30分から正午まで	1,000円	6,300円	12,600円
正午から午後5時まで	1,500円	9,400円	18,900円
午後5時から午後10時まで	2,100円	12,600円	25,200円

【小郡町文化体育館】

	体育館	軽スポーツ場
午前8時30分から正午まで	12,100円	2,900円
正午から午後5時まで	18,900円	3,600円
午後5時から午後10時まで	23,600円	4,600円

【屋外運動場照明施設】

午後7時から午後10時まで	1時間につき1,000円
---------------	--------------

【小郡町運動公園】

	多目的運動場			テニス場(1面あたり)	
	専用使用	一部使用	個人使用	専用使用	個人使用
2時間以内	400円	200円	10円	400円	20円
午前	800円	400円	20円	800円	40円
午後	1,000円	500円	30円	1,000円	60円

屋内プール使用料、附属設備及び器具使用料については省略。詳細は行政現況調書を参照。

使用料の減免

全額を免除する場合

- ・町が使用するとき。
- ・町内社会教育関係団体がスポーツ及び社会教育振興上、入場料又はこれに類するものを徴収しないで使用するとき。
- ・町内の小・中学校、幼稚園の児童生徒及び幼児によって組織された団体が使用するとき。

5割以内を減額する場合

- ・体育振興上必要と認められた者及び公益上有益と認めて町が使用者と共同して使用するとき。

3割以内を減額する場合

- ・公益上有益と認めて町が後援して使用するとき。

【大海総合センター】

区分	単 位	8時30分から12時まで	13時から19時まで
多目的運動場	一部使用	1,030円	1,540円
	専用使用	2,060円	3,090円
テニス場(1面)	一部使用	1時間につき150円	
	専用使用	1時間につき300円	

【屋外運動場照明施設】

種別	区 分	使 用 料
全灯使用	団 体	1時間につき1,200円
減灯使用	団 体	1時間につき600円

使用料の減免

- 1 町議会又は町執行機関(附属機関を含む)が行政上又は公務のために使用する場合は、その全額を免除する。
 - 2 教育委員会の所管に属する教育機関及び社会教育法第10条に規定する社会教育団体がその目的のための事業を行なうために使用する場合は、その全額を免除する。
 - 3 前各号に規定するもののほか町内の各種機関及び団体が使用する場合において、その内容が教育上又は公益上必要があると認められた場合は、全額を免除又はその一部を減額することができる。
 - 4 その他町長が、特別の事由があると認められた場合は、前項に準じて減免することができる。
- 秋穂町屋外照明施設は使用料の減免 なし

阿 知 須 町

【阿知須町体育センター】

区 分	単 位	金 額
高校生以下	8時30分から17時00分まで	1人1時間につき 21円
	17時00分から22時00分まで	1人1時間につき 42円
大 人	8時30分から17時00分まで	1人1時間につき 42円
	17時00分から22時00分まで	1人1時間につき 84円

使用料の減免

町等の関係団体が主催する行事に利用する場合は、その全額を免除する。
 その他町長が必要と認められた場合は、全額を免除又はその一部を減額することができる。

事務一元化現況・分析調書(3)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	体育施設																																								
事業名	体育施設の使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																								
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-06-01-05																																								
現 況				分 析																																									
徳 地 町				調 整 上 の 課 題																																									
<p>【徳地町体育施設】</p> <p>1 専用使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合</th> <th>2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">町民体育館</td> <td>午前8時より 午後5時まで</td> <td>全面 1時間当り520円 片面 1時間当り260円</td> <td rowspan="3">営利、宣伝等を目的の場合、当該使用料の10分の50。入場料を徴収する場合、営利、宣伝等を目的に最高入場料に50を乗じた額を加算。これらに類するものは、500円の入場料を徴収したとみなし、所定の使用料を徴収する。 町外者が使用する場合は、当該使用料の額に10分の20を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>午後5時より 午後10時まで</td> <td>全面 1時間当り840円 片面 1時間当り420円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>1時間当り 100円</td> </tr> <tr> <td>山村広場</td> <td>午前6時から 日没まで</td> <td>グラウンド 全面 1時間当り420円 片面 1時間当り210円</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>長者ヶ原運動公園</td> <td>午前6時から 日没まで</td> <td>グラウンド 全面 1時間当り420円 片面 1時間当り210円 テニスコート1面 1時間当り210円</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>堀中学校屋外運動 場夜間照明</td> <td>日没から午後 9時30分まで</td> <td>30分につき 760円</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 個人使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生以下 その他の者</td> <td rowspan="2">町民体育館(機械器具)のみ個人使用 1時間</td> </tr> <tr> <td>回数時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 附属施設及び器具使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>附属施設及び器具名</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送設備</td> <td rowspan="6">無償貸付</td> </tr> <tr> <td>スコアボード</td> </tr> <tr> <td>卓球台</td> </tr> <tr> <td>レクリエーション用具</td> </tr> <tr> <td>フロアシート</td> </tr> <tr> <td>キャンブテント</td> </tr> <tr> <td>夜間照明</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合	町民体育館	午前8時より 午後5時まで	全面 1時間当り520円 片面 1時間当り260円	営利、宣伝等を目的の場合、当該使用料の10分の50。入場料を徴収する場合、営利、宣伝等を目的に最高入場料に50を乗じた額を加算。これらに類するものは、500円の入場料を徴収したとみなし、所定の使用料を徴収する。 町外者が使用する場合は、当該使用料の額に10分の20を乗じた額	午後5時より 午後10時まで	全面 1時間当り840円 片面 1時間当り420円	個人	1時間当り 100円	山村広場	午前6時から 日没まで	グラウンド 全面 1時間当り420円 片面 1時間当り210円	同 上	長者ヶ原運動公園	午前6時から 日没まで	グラウンド 全面 1時間当り420円 片面 1時間当り210円 テニスコート1面 1時間当り210円	同 上	堀中学校屋外運動 場夜間照明	日没から午後 9時30分まで	30分につき 760円	同 上	区 分	使 用 料	高校生以下 その他の者	町民体育館(機械器具)のみ個人使用 1時間	回数時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。	附属施設及び器具名	使 用 料	放送設備	無償貸付	スコアボード	卓球台	レクリエーション用具	フロアシート	キャンブテント	夜間照明		<ul style="list-style-type: none"> 1市4町で使用料、使用料区分、使用単位、使用時間等にかなり相違がある。 施設内の器具等使用料の違い、また、有料・無料の違いがある。 減免制度については、各市町において相違がある。 	
		1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合																																										
町民体育館	午前8時より 午後5時まで	全面 1時間当り520円 片面 1時間当り260円	営利、宣伝等を目的の場合、当該使用料の10分の50。入場料を徴収する場合、営利、宣伝等を目的に最高入場料に50を乗じた額を加算。これらに類するものは、500円の入場料を徴収したとみなし、所定の使用料を徴収する。 町外者が使用する場合は、当該使用料の額に10分の20を乗じた額																																										
	午後5時より 午後10時まで	全面 1時間当り840円 片面 1時間当り420円																																											
	個人	1時間当り 100円																																											
山村広場	午前6時から 日没まで	グラウンド 全面 1時間当り420円 片面 1時間当り210円	同 上																																										
長者ヶ原運動公園	午前6時から 日没まで	グラウンド 全面 1時間当り420円 片面 1時間当り210円 テニスコート1面 1時間当り210円	同 上																																										
堀中学校屋外運動 場夜間照明	日没から午後 9時30分まで	30分につき 760円	同 上																																										
区 分	使 用 料																																												
高校生以下 その他の者	町民体育館(機械器具)のみ個人使用 1時間																																												
回数時間帯は次の区分とし、それぞれを1回とする。																																													
附属施設及び器具名	使 用 料																																												
放送設備	無償貸付																																												
スコアボード																																													
卓球台																																													
レクリエーション用具																																													
フロアシート																																													
キャンブテント																																													
夜間照明																																													
				課 題 へ の 対 応																																									
				<ul style="list-style-type: none"> 使用料、器具使用料等は施設(器具)の規模(仕様)や建設(購入)年度また、建設(購入)費用等が違いため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 規則については、当面各市町毎に現状の規則で運用するが、減免制度については、負担の公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう新市移行後速やかに調整する。 																																									
				調 整 案																																									
<p>使用料の減免 免除する場合</p> <p>町内の高校生以下が教育的な理由があると認めるとき及び社会教育法第2条による教育活動(自治会活動含む)は、免除するものとする。 学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年や成人に対して行われる組織的な教育活動(体育・レクリエーションの活動を含む。)</p>				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。 [減免規定等]</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 [使用料関係]</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																									

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	複合施設の状況	小項目																																																																																																																																													
事業名	複合施設	分科会名	社会教育分科会	協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																																																																																																												
専門部会名	教育部会			コード	18-07-01-01																																																																																																																																												
現 況				分 析																																																																																																																																													
山 口 市				調 整 上 の 課 題																																																																																																																																													
<p>【山口南総合センター】</p> <p>公民館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th>午 前</th> <th>午 後</th> <th>夜 間</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名田島公民館</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 会議室又は 講座室</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 100㎡未満</td> <td>(420円) 900円</td> <td>(420円) 900円</td> <td>(850円) 1,800円</td> </tr> <tr> <td>イ 100㎡以上</td> <td>(710円) 1,500円</td> <td>(710円) 1,500円</td> <td>(1,420円) 3,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 調理実習室</td> <td>(710円) 1,500円</td> <td>(710円) 1,500円</td> <td>(1,420円) 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 冷暖房を使用する場合は、上段()書きの金額を加算する。 2. 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た額。</p> <p>ホール等使用料 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">使 用 料</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>午前9時 から 正午まで</th> <th>午後1時 から 午後5時 まで</th> <th>午後6時 から 午後10時 まで</th> <th>午前9時 から 午後5時 まで</th> <th>午後1時 から 午後10時 まで</th> <th>午前9時 から 午後10時 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ホール</td> <td>平日</td> <td>9,000</td> <td>16,000</td> <td>20,000</td> <td>22,000</td> <td>32,000</td> <td>38,000</td> <td rowspan="3">控室、 ホワイエを含 む</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日曜日 休日</td> <td>11,000</td> <td>19,000</td> <td>23,000</td> <td>27,000</td> <td>37,000</td> <td>45,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">控室</td> <td>大</td> <td>300</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>180</td> <td>240</td> <td>360</td> <td>420</td> <td>600</td> <td>780</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td></td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td>1,400</td> <td>2,000</td> <td>2,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホワイエ</td> <td></td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>3,500</td> <td>5,000</td> <td>6,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td></td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>3,500</td> <td>5,000</td> <td>6,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>付属設備等</td> <td></td> <td colspan="6">別に教育委員会が定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 面使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設</th> <th>使用単位</th> <th>時間区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1面</td> <td>午前9時から日没までの1時間につき</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アリーナ</td> <td rowspan="3">1面(アリーナ 全面の6分の1 とする。)</td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>午後6時から午後10時まで</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 個人使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設</th> <th>時間区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>1回(4時間以内)</td> <td>1人1回につき 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 付属設備等使用料については別に教育委員会が定める。</p>				種 別	午 前	午 後	夜 間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	名田島公民館				(1) 会議室又は 講座室				ア 100㎡未満	(420円) 900円	(420円) 900円	(850円) 1,800円	イ 100㎡以上	(710円) 1,500円	(710円) 1,500円	(1,420円) 3,000円	(2) 調理実習室	(710円) 1,500円	(710円) 1,500円	(1,420円) 3,000円			使 用 料						備 考	午前9時 から 正午まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後6時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後5時 まで	午後1時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後10時 まで	ホール	平日	9,000	16,000	20,000	22,000	32,000	38,000	控室、 ホワイエを含 む	土曜日							日曜日 休日	11,000	19,000	23,000	27,000	37,000	45,000	控室	大	300	400	600	700	1,000	1,300		小	180	240	360	420	600	780		リハーサル室		600	800	1,200	1,400	2,000	2,600		ホワイエ		1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	6,500		多目的ホール		1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	6,500		付属設備等		別に教育委員会が定める額							使用施設	使用単位	時間区分	使用料	テニスコート	1面	午前9時から日没までの1時間につき	150	アリーナ	1面(アリーナ 全面の6分の1 とする。)	午前9時から正午まで	500	午後1時から午後5時まで	600	午後6時から午後10時まで	600	使用施設	時間区分	使用料	トレーニングルーム	1回(4時間以内)	1人1回につき 100円	<p>・ 山口市以外に同様の施設が無い。 ・ ホール部分、体育館部分、コミュニティ部分の各施設で構成された複合施設であり、これと他団体にある単独施設との取扱いの問題がある。</p> <p style="text-align: center;">課 題 へ の 対 応</p> <p>・ 公民館のあるコミュニティ部分の使用料は、市町の単独公民館の調整方針と併せて考え、新市移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ・ ホール部分についても、市町の単独の文化会館の調整方針と併せて考え、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ・ 体育館部分については、市町の単独体育館の調整方針と併せて考え、減免規定等は、新市移行後速やかに調整し、使用料については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p style="text-align: center;">調 整 案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。〔減免規定関係〕 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 〔コミュニティ部分、ホール部分、体育館部分〕 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	
種 別	午 前	午 後	夜 間																																																																																																																																														
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																																																																																																																																														
名田島公民館																																																																																																																																																	
(1) 会議室又は 講座室																																																																																																																																																	
ア 100㎡未満	(420円) 900円	(420円) 900円	(850円) 1,800円																																																																																																																																														
イ 100㎡以上	(710円) 1,500円	(710円) 1,500円	(1,420円) 3,000円																																																																																																																																														
(2) 調理実習室	(710円) 1,500円	(710円) 1,500円	(1,420円) 3,000円																																																																																																																																														
		使 用 料						備 考																																																																																																																																									
		午前9時 から 正午まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後6時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後5時 まで	午後1時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後10時 まで																																																																																																																																										
ホール	平日	9,000	16,000	20,000	22,000	32,000	38,000	控室、 ホワイエを含 む																																																																																																																																									
	土曜日																																																																																																																																																
	日曜日 休日	11,000	19,000	23,000	27,000	37,000	45,000																																																																																																																																										
控室	大	300	400	600	700	1,000	1,300																																																																																																																																										
	小	180	240	360	420	600	780																																																																																																																																										
リハーサル室		600	800	1,200	1,400	2,000	2,600																																																																																																																																										
ホワイエ		1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	6,500																																																																																																																																										
多目的ホール		1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	6,500																																																																																																																																										
付属設備等		別に教育委員会が定める額																																																																																																																																															
使用施設	使用単位	時間区分	使用料																																																																																																																																														
テニスコート	1面	午前9時から日没までの1時間につき	150																																																																																																																																														
アリーナ	1面(アリーナ 全面の6分の1 とする。)	午前9時から正午まで	500																																																																																																																																														
		午後1時から午後5時まで	600																																																																																																																																														
		午後6時から午後10時まで	600																																																																																																																																														
使用施設	時間区分	使用料																																																																																																																																															
トレーニングルーム	1回(4時間以内)	1人1回につき 100円																																																																																																																																															

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各施設の運営																																																																																													
事業名	老人憩の家	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																																																													
専門部会名	福祉部会			コード	19-04-03-03																																																																																													
現況				分析																																																																																														
山口市		小郡町		調整上の課題																																																																																														
<p>老人憩の家 (管内施設の状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寿泉荘</td> <td>山口市湯田温泉5丁目2-21</td> </tr> <tr> <td>嘉泉荘</td> <td>山口市大字嘉川439-1</td> </tr> <tr> <td>潮寿荘</td> <td>山口市大字秋穂二島438-1</td> </tr> <tr> <td>寿荘</td> <td>山口市三和町3-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">市住民</th> <th rowspan="2">市外住民</th> </tr> <tr> <th>30人未満</th> <th>30人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寿泉荘</td> <td rowspan="3">100円</td> <td rowspan="3">50円</td> <td rowspan="3">300円</td> </tr> <tr> <td>嘉泉荘</td> </tr> <tr> <td>潮寿荘</td> </tr> <tr> <td>寿荘</td> <td colspan="2">無料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(宿泊料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>市住民</th> <th>市外住民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>潮寿荘</td> <td>(200円) 1,300円</td> <td>(200円) 1,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9:00~13:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>(600円)</td> <td>(600円)</td> <td>(1,200円)</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td>1,200円</td> <td>1,200円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>(450円)</td> <td>(450円)</td> <td>(900円)</td> </tr> <tr> <td>900円</td> <td>900円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房を使用した場合は、()書きを加算。 100分の105を乗じた金額とし、10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>高齢者生きがいセンター (管内施設の状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉敷高齢者生きがいセンター</td> <td>山口市大字吉敷2242</td> </tr> <tr> <td>佐山高齢者生きがいセンター</td> <td>山口市大字佐山3875-2</td> </tr> <tr> <td>名田島高齢者生きがいセンター</td> <td>山口市大字名田島1529</td> </tr> <tr> <td>小鯖高齢者生きがいセンター</td> <td>山口市大字下小鯖654-6</td> </tr> <tr> <td>嘉川高齢者生きがいセンター</td> <td>山口市大字深溝48-3</td> </tr> <tr> <td>大内高齢者生きがいセンター</td> <td>山口市大字大内矢田237</td> </tr> <tr> <td>陶高齢者生きがいセンター</td> <td>山口市大字陶571</td> </tr> <tr> <td>平川高齢者生きがいセンター</td> <td>山口市大字黒川866-1</td> </tr> <tr> <td>秋穂二島高齢者生きがいセンター</td> <td>山口市大字秋穂二島5551-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9:00~13:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">集会室</td> <td>(420円)</td> <td>(420円)</td> <td>(850円)</td> </tr> <tr> <td>900円</td> <td>900円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房を使用した場合は、()書きを加算。 100分の105を乗じた金額とし、10円未満の端数は切り捨てる。</p>		名称	位置	寿泉荘	山口市湯田温泉5丁目2-21	嘉泉荘	山口市大字嘉川439-1	潮寿荘	山口市大字秋穂二島438-1	寿荘	山口市三和町3-3		市住民		市外住民	30人未満	30人以上	寿泉荘	100円	50円	300円	嘉泉荘	潮寿荘	寿荘	無料				市住民	市外住民	潮寿荘	(200円) 1,300円	(200円) 1,800円		9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00	和室	(600円)	(600円)	(1,200円)	大広間	1,200円	1,200円	2,400円	その他	(450円)	(450円)	(900円)	900円	900円	1,800円	名称	位置	吉敷高齢者生きがいセンター	山口市大字吉敷2242	佐山高齢者生きがいセンター	山口市大字佐山3875-2	名田島高齢者生きがいセンター	山口市大字名田島1529	小鯖高齢者生きがいセンター	山口市大字下小鯖654-6	嘉川高齢者生きがいセンター	山口市大字深溝48-3	大内高齢者生きがいセンター	山口市大字大内矢田237	陶高齢者生きがいセンター	山口市大字陶571	平川高齢者生きがいセンター	山口市大字黒川866-1	秋穂二島高齢者生きがいセンター	山口市大字秋穂二島5551-1		9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00	集会室	(420円)	(420円)	(850円)	900円	900円	1,800円	<p>高齢者生きがいセンター (管内施設の状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小郡町高齢者生きがいセンター(さるびあ館)</td> <td>小郡町大字下郷29の6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料) 60歳以上は、無料。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さるびあ館</td> <td>1,200円</td> <td>1,500円</td> <td>1,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房を使用する場合は300円を加算。</p>		名称	位置	小郡町高齢者生きがいセンター(さるびあ館)	小郡町大字下郷29の6		8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	さるびあ館	1,200円	1,500円	1,900円	<p>・山口市の老人憩いの家は、浴場及び一部宿泊施設を備えた大規模な施設で、利用料・使用料を徴収しているが、徳地町は無料である。 ・山口市、小郡町の高齢者生きがいセンターの使用料については、徴収の例は少ない(減免又は無料)。 ・秋穂町、阿知須町には該当施設はない。</p>
名称	位置																																																																																																	
寿泉荘	山口市湯田温泉5丁目2-21																																																																																																	
嘉泉荘	山口市大字嘉川439-1																																																																																																	
潮寿荘	山口市大字秋穂二島438-1																																																																																																	
寿荘	山口市三和町3-3																																																																																																	
	市住民		市外住民																																																																																															
	30人未満	30人以上																																																																																																
寿泉荘	100円	50円	300円																																																																																															
嘉泉荘																																																																																																		
潮寿荘																																																																																																		
寿荘	無料																																																																																																	
	市住民	市外住民																																																																																																
	潮寿荘	(200円) 1,300円	(200円) 1,800円																																																																																															
	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00																																																																																															
和室	(600円)	(600円)	(1,200円)																																																																																															
大広間	1,200円	1,200円	2,400円																																																																																															
その他	(450円)	(450円)	(900円)																																																																																															
	900円	900円	1,800円																																																																																															
名称	位置																																																																																																	
吉敷高齢者生きがいセンター	山口市大字吉敷2242																																																																																																	
佐山高齢者生きがいセンター	山口市大字佐山3875-2																																																																																																	
名田島高齢者生きがいセンター	山口市大字名田島1529																																																																																																	
小鯖高齢者生きがいセンター	山口市大字下小鯖654-6																																																																																																	
嘉川高齢者生きがいセンター	山口市大字深溝48-3																																																																																																	
大内高齢者生きがいセンター	山口市大字大内矢田237																																																																																																	
陶高齢者生きがいセンター	山口市大字陶571																																																																																																	
平川高齢者生きがいセンター	山口市大字黒川866-1																																																																																																	
秋穂二島高齢者生きがいセンター	山口市大字秋穂二島5551-1																																																																																																	
	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00																																																																																															
集会室	(420円)	(420円)	(850円)																																																																																															
	900円	900円	1,800円																																																																																															
名称	位置																																																																																																	
小郡町高齢者生きがいセンター(さるびあ館)	小郡町大字下郷29の6																																																																																																	
	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00																																																																																															
さるびあ館	1,200円	1,500円	1,900円																																																																																															
徳地町				<p style="text-align: center;">課題への対応</p> <p>・施設規模、施設の使用目的等が異なるため、利用料・使用料は現行のまま新市に引き継ぐ。</p>																																																																																														
<p>老人のいこいの家等 (管内施設の状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>串地区老人作業所</td> <td>徳地町大字鯖河内1703番1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料) 無料</p>		名称	位置			串地区老人作業所	徳地町大字鯖河内1703番1	調整案																																																																																										
名称	位置																																																																																																	
串地区老人作業所	徳地町大字鯖河内1703番1																																																																																																	
				<p>()1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ()2. 市・町の例により調整する。 ()3. 新たに制度等を創設する。 ()4. 新市移行後、速やかに調整する。 ()5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ()6. 廃止の方向で検討する。 ()7. その他()</p>																																																																																														

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各施設の運営																																																																																	
事業名	老人福祉センター			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																																																	
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-03-04																																																																																	
現況				分析																																																																																		
老人福祉センターの状況				調整上の課題																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td>老人福祉館</td> <td>山口市大字下野小路 2 5 4</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>老人福祉センター</td> <td>小郡町大字下郷 1 4 4 0 - 1</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>老人福祉センター</td> <td>秋穂町東 6 7 1 3 番の 4</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>該当施設なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>老人福祉センター</td> <td>徳地町大字島地 2 0 9 7 - 1 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(山口市使用料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9:00～13:00</th> <th>13:00～17:00</th> <th>17:00～22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>(600円) 1,200円</td> <td>(600円) 1,200円</td> <td>(1,200円) 2,400円</td> </tr> <tr> <td>講座室、図書室、 娯楽室</td> <td>(450円) 900円</td> <td>(450円) 900円</td> <td>(900円) 1,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房を使用する場合は、()書きを加算 上記により計算した額に100分の105を乗じた金額。10円未満の端数は、切り捨てる。</p> <p>(小郡町使用料) 町内に居住するおおむね60歳以上の者、小郡町の福祉に係る団体は、無料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>8:30～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>17:00～22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>1,900円</td> <td>2,500円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>機能回復訓練室</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>2,900円</td> <td>3,700円</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>生活相談室 健康相談室</td> <td>700円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>町民以外の者が使用する場合は、3割を加算 冷暖房を使用する期間中は、4割を加算</p> <p>(秋穂町使用料) (使用料の減免)福祉関係団体等が使用するとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>8:30～12:00</th> <th>13:00～17:00</th> <th>18:00～22:00</th> <th>8:30～22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>410円</td> <td>610円</td> <td>1,030円</td> <td>2,060円</td> </tr> <tr> <td>大集会室</td> <td>820円</td> <td>1,230円</td> <td>2,060円</td> <td>4,120円</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房を使用する場合は、5割を加算</p> <p>(徳地町使用料) (使用料の減免)町内に居住する60歳以上の者、社会福祉団体が使用するときには免除。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9:00～12:00</th> <th>12:00～17:00</th> <th>9:00～17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大集会室</td> <td>1,000円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>600円</td> <td>700円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>図書室 教養娯楽室 健康相談室</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>入浴料 1回につき100円 冷暖房を使用する場合は、1時間につき200円を加算</p>					名 称	位 置	山口市	老人福祉館	山口市大字下野小路 2 5 4	小郡町	老人福祉センター	小郡町大字下郷 1 4 4 0 - 1	秋穂町	老人福祉センター	秋穂町東 6 7 1 3 番の 4	阿知須町	該当施設なし		徳地町	老人福祉センター	徳地町大字島地 2 0 9 7 - 1 番地		9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00	集会室	(600円) 1,200円	(600円) 1,200円	(1,200円) 2,400円	講座室、図書室、 娯楽室	(450円) 900円	(450円) 900円	(900円) 1,800円		8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	教養娯楽室	1,900円	2,500円	3,100円	機能回復訓練室	800円	1,000円	1,300円	集会室	2,900円	3,700円	4,700円	生活相談室 健康相談室	700円	800円	1,000円		8:30～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	8:30～22:00	会議室	410円	610円	1,030円	2,060円	大集会室	820円	1,230円	2,060円	4,120円		9:00～12:00	12:00～17:00	9:00～17:00	大集会室	1,000円	1,100円	2,000円	研修室	600円	700円	1,300円	図書室 教養娯楽室 健康相談室	300円	400円	600円	<p>・施設により使用料が、相違する。</p>	
	名 称	位 置																																																																																				
山口市	老人福祉館	山口市大字下野小路 2 5 4																																																																																				
小郡町	老人福祉センター	小郡町大字下郷 1 4 4 0 - 1																																																																																				
秋穂町	老人福祉センター	秋穂町東 6 7 1 3 番の 4																																																																																				
阿知須町	該当施設なし																																																																																					
徳地町	老人福祉センター	徳地町大字島地 2 0 9 7 - 1 番地																																																																																				
	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00																																																																																			
集会室	(600円) 1,200円	(600円) 1,200円	(1,200円) 2,400円																																																																																			
講座室、図書室、 娯楽室	(450円) 900円	(450円) 900円	(900円) 1,800円																																																																																			
	8:30～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00																																																																																			
教養娯楽室	1,900円	2,500円	3,100円																																																																																			
機能回復訓練室	800円	1,000円	1,300円																																																																																			
集会室	2,900円	3,700円	4,700円																																																																																			
生活相談室 健康相談室	700円	800円	1,000円																																																																																			
	8:30～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	8:30～22:00																																																																																		
会議室	410円	610円	1,030円	2,060円																																																																																		
大集会室	820円	1,230円	2,060円	4,120円																																																																																		
	9:00～12:00	12:00～17:00	9:00～17:00																																																																																			
大集会室	1,000円	1,100円	2,000円																																																																																			
研修室	600円	700円	1,300円																																																																																			
図書室 教養娯楽室 健康相談室	300円	400円	600円																																																																																			
				課題への対応																																																																																		
				<p>・使用料を徴収する例は、少なく、減免対象が多数であり、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>																																																																																		
				調整案																																																																																		
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																																																		

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	施設の状況																																						
事業名	児童館			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																						
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-02-04																																						
現況				分析																																							
<p>児童館の状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">山口市</td> <td>山口市児童館</td> <td>山口市下堅小路254</td> </tr> <tr> <td>山口市三和児童館</td> <td>山口市三和町3-3</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>小郡町立上郷児童館</td> <td>小郡町大字上郷2159</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>秋穂コミュニティセンター</td> <td>秋穂町東6527番の2</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>該当施設なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>該当施設なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(山口市使用料)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>9:00~13:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">集会室</td> <td>(750円)</td> <td>(750円)</td> <td>(1,500円)</td> </tr> <tr> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">図書室</td> <td>(450円)</td> <td>(450円)</td> <td>(900円)</td> </tr> <tr> <td>900円</td> <td>900円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房を使用する場合は、()書きを加算 上記により計算した額に100分の105を乗じた金額。10円未満の端数は、切り捨てる。</p> <p>(山口市使用料, 手数料徴収条例施行規則)</p> <p>小郡町、秋穂町 無料</p>					名称	位置	山口市	山口市児童館	山口市下堅小路254	山口市三和児童館	山口市三和町3-3	小郡町	小郡町立上郷児童館	小郡町大字上郷2159	秋穂町	秋穂コミュニティセンター	秋穂町東6527番の2	阿知須町	該当施設なし		徳地町	該当施設なし			9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00	集会室	(750円)	(750円)	(1,500円)	1,500円	1,500円	3,000円	図書室	(450円)	(450円)	(900円)	900円	900円	1,800円	調整上の課題	
					名称	位置																																					
				山口市	山口市児童館	山口市下堅小路254																																					
山口市三和児童館	山口市三和町3-3																																										
小郡町	小郡町立上郷児童館	小郡町大字上郷2159																																									
秋穂町	秋穂コミュニティセンター	秋穂町東6527番の2																																									
阿知須町	該当施設なし																																										
徳地町	該当施設なし																																										
	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00																																								
集会室	(750円)	(750円)	(1,500円)																																								
	1,500円	1,500円	3,000円																																								
図書室	(450円)	(450円)	(900円)																																								
	900円	900円	1,800円																																								
課題への対応		<p>使用料について、山口市の施設のみ、規定がある。</p> <p>実務上、貸し館業務はなく、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>																																									
調整案				調整案																																							
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																							

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	同和対策の状況	小項目	隣保館の状況																		
事業名	隣保館の運営状況			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																		
専門部会名	福祉部会	分科会名	人権推進分科会	コード	23-06-03-01																		
現況				分析																			
<p>山口市にある施設の名称及び位置 山口市山口隣保館 山口市三和町3番1号 山口市陶隣保館 山口市大字陶4713番地の1</p> <p>山口市隣保館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="3">時間</th> <th rowspan="2">冷暖房 (使用時加算)</th> </tr> <tr> <th>9:00~13:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室、料理講習室</td> <td>900円</td> <td>900円</td> <td>1,800円</td> <td>420円(8:00~17:00) 850円(17:00~22:00)</td> </tr> <tr> <td>浴室、シャワー室</td> <td colspan="3">100円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記により計算した額に100分の105を乗じて得た額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 開館時間(午前9時~午後10時)外は、貸出をしない。</p> <p>【根拠法令等】山口市使用料、手数料徴収条例</p>				種別	時間			冷暖房 (使用時加算)	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~22:00	集会室、料理講習室	900円	900円	1,800円	420円(8:00~17:00) 850円(17:00~22:00)	浴室、シャワー室	100円				調整上の課題	
					種別	時間			冷暖房 (使用時加算)														
				9:00~13:00		13:00~17:00	17:00~22:00																
				集会室、料理講習室	900円	900円	1,800円	420円(8:00~17:00) 850円(17:00~22:00)															
浴室、シャワー室	100円																						
山口市のみに施設がある。																							
課題への対応																							
使用料(冷暖房費を含む)は、現行のまま新市に引き継ぐものとする。																							
調整案																							
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																			

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業																																																																														
事業名	農業集落排水事業			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																																														
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 02 02 02																																																																														
現況				分析																																																																															
<p>農業集落排水事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">処理地域</th> <th colspan="3">山口市</th> <th colspan="2">秋穂町</th> <th>徳地町</th> </tr> <tr> <th>仁保下郷地区</th> <th>名田島地区</th> <th>仁保上・中郷地区</th> <th>秋穂西地区</th> <th>大海地区</th> <th>島地地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理面積</td> <td>55ha</td> <td>76.2ha</td> <td>127.4ha</td> <td>24ha</td> <td>31ha</td> <td>28ha</td> </tr> <tr> <td>処理人口</td> <td>1,730人</td> <td>2,760人</td> <td>3,020人</td> <td>1,260人</td> <td>1,200人</td> <td>1,380人</td> </tr> <tr> <td>供用開始(全部)</td> <td>平成9年4月1日</td> <td>平成12年4月1日</td> <td>平成14年4月1日</td> <td>平成4年4月1日</td> <td>平成7年9月1日</td> <td>平成6年5月12日</td> </tr> <tr> <td>分担金</td> <td>国庫補助対象事業費の2%、 国庫補助対象外事業費の50%</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>20万円/戸</td> <td>同左</td> <td>250,000円 公共ます設置工事金額 の1割負担</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>基本料</td> <td>1,480円/戸</td> <td>1,700円/戸</td> <td>1,520円/戸</td> <td>1,600円/戸</td> <td>同左</td> <td>1,600円/戸</td> </tr> <tr> <td>人数割</td> <td>770円/人</td> <td>820円/人</td> <td>770円/人</td> <td>550円/人</td> <td>同左</td> <td>590円/人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業所</td> <td>基本料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>従業員10人未満2,400円 従業員10人以上6,100円</td> <td>同左</td> <td>1,600円/営業所</td> </tr> <tr> <td>人数割</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>550円/人</td> <td>同左</td> <td>590円/換算人員</td> </tr> <tr> <td>集会所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,000円/施設</td> <td>同左</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>小郡町・阿知須町 該当なし</p>				処理地域	山口市			秋穂町		徳地町	仁保下郷地区	名田島地区	仁保上・中郷地区	秋穂西地区	大海地区	島地地区	処理面積	55ha	76.2ha	127.4ha	24ha	31ha	28ha	処理人口	1,730人	2,760人	3,020人	1,260人	1,200人	1,380人	供用開始(全部)	平成9年4月1日	平成12年4月1日	平成14年4月1日	平成4年4月1日	平成7年9月1日	平成6年5月12日	分担金	国庫補助対象事業費の2%、 国庫補助対象外事業費の50%	同左	同左	20万円/戸	同左	250,000円 公共ます設置工事金額 の1割負担	一般	基本料	1,480円/戸	1,700円/戸	1,520円/戸	1,600円/戸	同左	1,600円/戸	人数割	770円/人	820円/人	770円/人	550円/人	同左	590円/人	事業所	基本料				従業員10人未満2,400円 従業員10人以上6,100円	同左	1,600円/営業所	人数割				550円/人	同左	590円/換算人員	集会所				3,000円/施設	同左		調整上の課題	
					処理地域	山口市			秋穂町		徳地町																																																																								
				仁保下郷地区		名田島地区	仁保上・中郷地区	秋穂西地区	大海地区	島地地区																																																																									
				処理面積	55ha	76.2ha	127.4ha	24ha	31ha	28ha																																																																									
				処理人口	1,730人	2,760人	3,020人	1,260人	1,200人	1,380人																																																																									
				供用開始(全部)	平成9年4月1日	平成12年4月1日	平成14年4月1日	平成4年4月1日	平成7年9月1日	平成6年5月12日																																																																									
				分担金	国庫補助対象事業費の2%、 国庫補助対象外事業費の50%	同左	同左	20万円/戸	同左	250,000円 公共ます設置工事金額 の1割負担																																																																									
				一般	基本料	1,480円/戸	1,700円/戸	1,520円/戸	1,600円/戸	同左	1,600円/戸																																																																								
					人数割	770円/人	820円/人	770円/人	550円/人	同左	590円/人																																																																								
				事業所	基本料				従業員10人未満2,400円 従業員10人以上6,100円	同左	1,600円/営業所																																																																								
人数割					550円/人	同左	590円/換算人員																																																																												
集会所				3,000円/施設	同左																																																																														
<p>分担金の算出根拠が異なるため、使用料で賄うべき管理経費の割合（公債費部分）が異なっている。</p>																																																																																			
課題への対応																																																																																			
<p>山口市において既に処理地区ごとの使用料体系となっているため、当分の間は現行どおりとする。 施設の管理(使用料等)については、公共下水道・漁業集落排水と、一本化に向けた調整が必要である。</p>																																																																																			
調整案																																																																																			
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																																																			

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業																																						
事業名	農業関連施設			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																						
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 02 02 11																																						
現況				分析																																							
山口市 地域特産物販売促進センター 山口市地域特産物販売促進センター（山口市大字仁保中郷1034） 施設の概要：本体1,128㎡（建物部分） 1階：756㎡ 食材供給施設・農産物直売施設、 特産品加工施設×3、休憩情報コーナー、事務室 2階：372㎡ 研修室×2、展示コーナー 朝市広場：250㎡ 多目的デッキ：2,000㎡ 供用開始：平成12年10月7日 運営：有限会社「仁保の郷」（仁保自治会・JA山口中央・森林組合等の出資）へ委託。				秋穂町 農林水産物加工施設 秋穂町農林水産物加工施設（秋穂町東6785） 施設面積：98㎡ 使用料：無料（町長が必要と認めるときは、光熱水費を実費徴収） 【根拠法令等】秋穂町農林水産物加工施設設置条例 秋穂町農林水産物加工施設設置条例施行規則																																							
施設基本使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設</th> <th>単位</th> <th colspan="2">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室</td> <td>1日</td> <td colspan="2">2,000円</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>1時間</td> <td colspan="2">750円</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>1時間</td> <td colspan="2">500円</td> </tr> <tr> <td>多目的デッキ</td> <td>1日</td> <td>1区画につき</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>ハーヴェキュー広場1</td> <td>1日</td> <td>1区画につき</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>ハーヴェキュー広場2</td> <td>1日</td> <td colspan="2">2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">多目的広場</td> <td rowspan="4">1日</td> <td>1㎡</td> <td>3時間以内 10円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6時間以内 20円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6時間を超えるもの 30円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5㎡未満のものは5㎡として計算する。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。 2 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>				使用施設	単位	使用料の額		展示室	1日	2,000円		研修室1	1時間	750円		研修室2	1時間	500円		多目的デッキ	1日	1区画につき	2,000円	ハーヴェキュー広場1	1日	1区画につき	3,000円	ハーヴェキュー広場2	1日	2,000円		多目的広場	1日	1㎡	3時間以内 10円		6時間以内 20円		6時間を超えるもの 30円	(5㎡未満のものは5㎡として計算する。)		特になし	
使用施設	単位	使用料の額																																									
展示室	1日	2,000円																																									
研修室1	1時間	750円																																									
研修室2	1時間	500円																																									
多目的デッキ	1日	1区画につき	2,000円																																								
ハーヴェキュー広場1	1日	1区画につき	3,000円																																								
ハーヴェキュー広場2	1日	2,000円																																									
多目的広場	1日	1㎡	3時間以内 10円																																								
			6時間以内 20円																																								
			6時間を超えるもの 30円																																								
		(5㎡未満のものは5㎡として計算する。)																																									
食材供給施設等使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食材供給施設</td> <td>月額 162,000円</td> <td>じゅう器等設備機器及び倉庫含む</td> </tr> <tr> <td>農産物直売施設</td> <td>月額 120,000円</td> <td>じゅう器等設備機器及び倉庫含む</td> </tr> <tr> <td>特産物加工施設1</td> <td>月額 53,000円</td> <td>じゅう器等設備機器及び倉庫含む</td> </tr> <tr> <td>特産物加工施設2</td> <td>月額 49,000円</td> <td>じゅう器等設備機器及び倉庫含む</td> </tr> <tr> <td>特産物加工施設3</td> <td>月額 32,000円</td> <td>じゅう器等設備機器及び倉庫含む</td> </tr> <tr> <td>朝市広場</td> <td>月額 22,500円</td> <td>設備機器含む</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 上記により計算した額に100分の105を乗じて得た額。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>【根拠法令等】山口市地域特産物販売促進センター条例 山口市地域特産物販売促進センター条例施行規則</p>				区分	使用料	備考	食材供給施設	月額 162,000円	じゅう器等設備機器及び倉庫含む	農産物直売施設	月額 120,000円	じゅう器等設備機器及び倉庫含む	特産物加工施設1	月額 53,000円	じゅう器等設備機器及び倉庫含む	特産物加工施設2	月額 49,000円	じゅう器等設備機器及び倉庫含む	特産物加工施設3	月額 32,000円	じゅう器等設備機器及び倉庫含む	朝市広場	月額 22,500円	設備機器含む	小郡町・徳地町・阿知須町 該当なし																		
区分	使用料	備考																																									
食材供給施設	月額 162,000円	じゅう器等設備機器及び倉庫含む																																									
農産物直売施設	月額 120,000円	じゅう器等設備機器及び倉庫含む																																									
特産物加工施設1	月額 53,000円	じゅう器等設備機器及び倉庫含む																																									
特産物加工施設2	月額 49,000円	じゅう器等設備機器及び倉庫含む																																									
特産物加工施設3	月額 32,000円	じゅう器等設備機器及び倉庫含む																																									
朝市広場	月額 22,500円	設備機器含む																																									
				課題への対応																																							
				特になし																																							
				調整案																																							
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																																							

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	林業	小項目	林業関連施設の状況																
事業名	森林ふれあいセンター			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 03 04 02																
現況				分析																	
<p>森林ふれあいセンター</p> <p>(1) 施設の位置 山口市大字大内長野字上山根 1978 番</p> <p>(2) 内容 森林ふれあいセンターの維持管理 (山口森林ふれあいセンターは、林業構造改善事業により林業の振興と発展を図るため、山口中央森林組合の事務所と合築したもので、その維持管理) 森林ふれあいセンター行事委託 (山口森林ふれあいセンターで開催される森林ふれあいまつりや、林業・木工教室等の行事委託)</p> <p>(3) 事業費 8,093千円 (内訳) 管理運営委託 4,200千円 行事委託 3,600千円 その他 293千円</p> <p>(4) ふれあいセンター使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室1</td> <td>(1,000円) 2,000円</td> <td>(1,000円) 2,000円</td> <td>(1,500円) 3,000円</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>(500円) 1,000円</td> <td>(500円) 1,000円</td> <td>(750円) 1,500円</td> </tr> <tr> <td>研修室3</td> <td>(500円) 1,000円</td> <td>(500円) 1,000円</td> <td>(750円) 1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷暖房施設を使用する場合は、上段()書きの使用料を加算 100分の105を乗じて得た額</p>					午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	研修室1	(1,000円) 2,000円	(1,000円) 2,000円	(1,500円) 3,000円	研修室2	(500円) 1,000円	(500円) 1,000円	(750円) 1,500円	研修室3	(500円) 1,000円	(500円) 1,000円	(750円) 1,500円	調整上の課題	
					午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで														
				研修室1	(1,000円) 2,000円	(1,000円) 2,000円	(1,500円) 3,000円														
研修室2	(500円) 1,000円	(500円) 1,000円	(750円) 1,500円																		
研修室3	(500円) 1,000円	(500円) 1,000円	(750円) 1,500円																		
課題への対応		特になし																			
調整案				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	水産業	小項目	水産業関連施設の状況		
事業名	漁港使用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い		
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 04 03 02		
現況				分析			
漁港使用料				調整上の課題			
使用料	外郭施設及び係留施設	長期使用	総トン数1ト未満の船舟	1年につき	山口市	秋穂町	阿知須町
			総トン数1ト以上5ト未満の船舟		600円	600円	600円
			〃 5ト以上10ト未満 〃		750円	750円	750円
			〃 10ト以上20ト未満 〃		900円	900円	900円
			〃 20ト以上30ト未満 〃		1,050円	1,050円	1,050円
		〃 30ト以上50ト未満 〃		1,350円	1,350円		
		短期使用	総トン数10ト未満の船舟	1日につき	30円	30円	30円
			〃 10ト以上20ト未満の船舟				60円
			〃 20ト以上30ト未満 〃				90円
			〃 30ト以上50ト未満 〃			60円	150円
	〃 10ト以上100ト未満 〃				90円		
	岸壁、物揚場及び棧橋	総トン数5ト未満の船舟	1月につき				
		総トン数5ト以上の船舟					
占有料	野積場その他の公共用地	短期使用	漁業者が漁業を営むために利用する場合	1㎡ 1日につき	1円	1円(使用料として徴収)	
			その他の場合		4円	50円の範囲内で町長が定める額(使用料として徴収)	
		漁業者が漁業を営むために利用する場合	1㎡ 1月につき			接続地又は附近地の1㎡当たりの価格の1000分の8に相当する額	
		その他の場合	1㎡ 1月につき			接続地又は附近地の1㎡当たりの価格の1000分の60に相当する額	
		野積場、漁具干場その他公共用地	1㎡ 1年につき			接続地又は附近地の1㎡当りの価格の100分の9に相当する額	
	市の漁港施設の敷地(護岸、岸壁等を含む)	1月につき					
小郡町・徳地町 該当なし							
				課題への対応			
				<p>使用料、占有料については、新市移行までに、算出根基となる漁港の維持、整備管理費を調査し一本化する。</p> <p>また、プレジャーボートの漁港利用についての使用料は、徴収の方向とするが、調査・調整期間を必要とするため、新市移行後に随時調整する。</p>			
				調整案			
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. ()市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。 ただし、プレジャーボートの漁港利用についての使用料の徴収については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>			

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	水産業	小項目	水産業関連施設の状況																																																										
事業名	漁港区域内の水域等における土砂採取料及び占用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																										
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 04 03 03																																																										
現況				分析																																																											
漁港区域内の水域等における土砂採取料及び占用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th>山口市</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">土砂採取料</td> <td>砂利又は砂れき</td> <td rowspan="4">1立方メートルにつき</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td>80円</td> <td>80円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>くり石又は玉石</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">転石</td> <td>30センチメートル立方以下のもの</td> <td rowspan="3">1個につき</td> <td>50円</td> <td>50円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30センチメートル立方を超え45センチメートル立方以下のもの</td> <td>80円</td> <td>80円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45センチメートル立方を超えるもの</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋立てに伴う浚渫又は浚渫に伴う埋立てのために採取する土砂等</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td>25円</td> <td>25円</td> <td>25円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消費税相当額</td> <td></td> <td>100分の5を加える</td> <td>含む</td> <td>含む</td> </tr> <tr> <td>占用料</td> <td></td> <td>1平方メートル1年につき</td> <td>接続地又は付近地の1平方メートル当たりの価格の100分の9に相当する額</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>				名称	区分	単位	金額			山口市	秋穂町	阿知須町	土砂採取料	砂利又は砂れき	1立方メートルにつき	110円	110円	110円	砂	90円	90円	90円	土砂	80円	80円	80円	くり石又は玉石	110円	110円	110円	転石	30センチメートル立方以下のもの	1個につき	50円	50円		30センチメートル立方を超え45センチメートル立方以下のもの	80円	80円		45センチメートル立方を超えるもの	110円	110円		埋立てに伴う浚渫又は浚渫に伴う埋立てのために採取する土砂等	1立方メートルにつき	25円	25円	25円	消費税相当額			100分の5を加える	含む	含む	占用料		1平方メートル1年につき	接続地又は付近地の1平方メートル当たりの価格の100分の9に相当する額	同左	同左	調整上の課題	
							名称	区分	単位	金額																																																					
				山口市	秋穂町	阿知須町																																																									
				土砂採取料	砂利又は砂れき	1立方メートルにつき	110円	110円	110円																																																						
					砂		90円	90円	90円																																																						
					土砂		80円	80円	80円																																																						
					くり石又は玉石		110円	110円	110円																																																						
					転石	30センチメートル立方以下のもの	1個につき	50円	50円																																																						
						30センチメートル立方を超え45センチメートル立方以下のもの		80円	80円																																																						
						45センチメートル立方を超えるもの		110円	110円																																																						
埋立てに伴う浚渫又は浚渫に伴う埋立てのために採取する土砂等	1立方メートルにつき	25円	25円		25円																																																										
消費税相当額			100分の5を加える		含む	含む																																																									
占用料		1平方メートル1年につき	接続地又は付近地の1平方メートル当たりの価格の100分の9に相当する額		同左	同左																																																									
				土砂採取料について、区分、金額等が多少異なる。																																																											
				課題への対応																																																											
				山口市の例により調整する。																																																											
				調整案																																																											
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																																																											
小郡町・徳地町 該当なし																																																															

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	水産業	小項目	水産業関連施設の状況																																																																															
事業名	海岸保全区域内占用料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																																															
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 04 03 04																																																																															
現況				分析																																																																																
海岸保全区域内占用料				調整上の課題																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> <th rowspan="2">山口県</th> </tr> <tr> <th>山口市</th> <th>秋穂町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">占用料</td> <td>海岸保全区域</td> <td>1平方メートル 1年につき</td> <td>接続地又は付近地の 1平方メートル当 りの価格の100分の9 に相当する額</td> <td>同左</td> <td>接続地又は付近地の 1平方メートル当 りの価格の100分の9 に相当する額の範囲 内で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">布設管類</td> <td>外径0.4メートル未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外径0.4メートル以上1 メートル未満</td> <td>1年1メートル までごとに</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外径1メートル以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電柱又は支柱及びこれに類するもの その他</td> <td>1年1本につき</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">土石採取料</td> <td>砂利又は砂れき</td> <td rowspan="4">1立方メートル につき</td> <td></td> <td></td> <td>115円50銭</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td>110円</td> <td>110円</td> <td>94円50銭</td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>84円</td> </tr> <tr> <td>くり石又は玉石</td> <td>80円</td> <td>80円</td> <td>115円50銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">転石</td> <td>30センチメートル立方 以下のもの</td> <td rowspan="3">1個につき</td> <td>50円</td> <td>52円50銭</td> <td>52円50銭</td> </tr> <tr> <td>30センチメートル立方 を超え45センチメー トル立方以下のもの</td> <td>80円</td> <td>84円</td> <td>84円</td> </tr> <tr> <td>45センチメートル立方 を超えるもの</td> <td>110円</td> <td>115円50銭</td> <td>115円50銭</td> </tr> <tr> <td>埋立てに伴うしゅんせつ又はしゅんせつ に伴う埋立てのために採取する土砂等</td> <td>1立方メートル につき</td> <td></td> <td>25円</td> <td>25円</td> <td>26円25銭</td> </tr> <tr> <td>消費税相当額</td> <td></td> <td>100分の5を加える</td> <td></td> <td>含む</td> <td>含む</td> </tr> </tbody> </table>				名称	区分	単位	金額		山口県	山口市	秋穂町	占用料	海岸保全区域	1平方メートル 1年につき	接続地又は付近地の 1平方メートル当 りの価格の100分の9 に相当する額	同左	接続地又は付近地の 1平方メートル当 りの価格の100分の9 に相当する額の範囲 内で知事が定める額	布設管類	外径0.4メートル未満				外径0.4メートル以上1 メートル未満	1年1メートル までごとに				外径1メートル以上					電柱又は支柱及びこれに類するもの その他	1年1本につき					土石採取料	砂利又は砂れき	1立方メートル につき			115円50銭	砂	110円	110円	94円50銭	土砂	90円	90円	84円	くり石又は玉石	80円	80円	115円50銭	転石	30センチメートル立方 以下のもの	1個につき	50円	52円50銭	52円50銭	30センチメートル立方 を超え45センチメー トル立方以下のもの	80円	84円	84円	45センチメートル立方 を超えるもの	110円	115円50銭	115円50銭	埋立てに伴うしゅんせつ又はしゅんせつ に伴う埋立てのために採取する土砂等	1立方メートル につき		25円	25円	26円25銭	消費税相当額		100分の5を加える		含む	含む	<p>占用料について区分が、土砂採取料について金額が多少異なる。</p>	
名称	区分	単位	金額				山口県																																																																													
			山口市	秋穂町																																																																																
占用料	海岸保全区域	1平方メートル 1年につき	接続地又は付近地の 1平方メートル当 りの価格の100分の9 に相当する額	同左	接続地又は付近地の 1平方メートル当 りの価格の100分の9 に相当する額の範囲 内で知事が定める額																																																																															
	布設管類	外径0.4メートル未満																																																																																		
		外径0.4メートル以上1 メートル未満	1年1メートル までごとに																																																																																	
		外径1メートル以上																																																																																		
電柱又は支柱及びこれに類するもの その他	1年1本につき																																																																																			
土石採取料	砂利又は砂れき	1立方メートル につき			115円50銭																																																																															
	砂		110円	110円	94円50銭																																																																															
	土砂		90円	90円	84円																																																																															
	くり石又は玉石		80円	80円	115円50銭																																																																															
	転石	30センチメートル立方 以下のもの	1個につき	50円	52円50銭	52円50銭																																																																														
		30センチメートル立方 を超え45センチメー トル立方以下のもの		80円	84円	84円																																																																														
		45センチメートル立方 を超えるもの		110円	115円50銭	115円50銭																																																																														
	埋立てに伴うしゅんせつ又はしゅんせつ に伴う埋立てのために採取する土砂等	1立方メートル につき		25円	25円	26円25銭																																																																														
消費税相当額		100分の5を加える		含む	含む																																																																															
<p>小郡町・徳地町・阿知須町 該当なし</p>				課題への対応																																																																																
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>海岸保全区域 海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するために、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる</p> </div>				<p>当該事務事業は、法定受託事務であり、海岸線及び海岸保全区域は県管理、市町管理に関係なく連たんしていることから、県の例により調整する。</p>																																																																																
調整案				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()</p>																																																																																

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工関連施設																																																																								
事業名	山口ふるさと伝承総合センター			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																																								
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 06 06 01																																																																								
現況				分析																																																																									
<p>山口ふるさと伝承総合センター</p> <p>(1) 施設の概要 位置 山口市下野小路12番地 使用時間 午前9時から午後10時まで 休館日 月曜日・12月29日～1月5日・8月14日～16日</p> <p>(2) 使用料<抜粋></p> <p>まなび館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室1</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>和室3</td> <td>400円</td> <td>400円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>たくみ館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>創作室1</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>創作室2</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>食品加工室</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>みやび館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北側和室</td> <td>700円</td> <td>700円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>西側和室</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>中央和室</td> <td>900円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>和室(小)</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 管理運営 (財) 山口市公営施設管理公社</p> <p>(4) 平成16年度予算 37,069千円((財) 山口市公営施設管理公社委託)</p>				使用区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	和室1	800円	800円	1,200円	和室2	800円	800円	1,200円	和室3	400円	400円	600円	茶室	600円	600円	900円	使用区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	研修室	2,000円	2,000円	3,000円	創作室1	2,000円	2,000円	3,000円	創作室2	1,000円	1,000円	1,500円	和室	1,000円	1,000円	1,500円	食品加工室	2,000円	2,000円	3,000円	談話室	1,000円	1,000円	1,500円	使用区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	北側和室	700円	700円	900円	西側和室	1,000円	1,000円	1,200円	中央和室	900円	900円	1,100円	和室(小)	300円	300円	400円	茶室	800円	800円	1,000円	調整上の課題	
				使用区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																																																																						
				和室1	800円	800円	1,200円																																																																						
和室2	800円	800円	1,200円																																																																										
和室3	400円	400円	600円																																																																										
茶室	600円	600円	900円																																																																										
使用区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																																																																										
研修室	2,000円	2,000円	3,000円																																																																										
創作室1	2,000円	2,000円	3,000円																																																																										
創作室2	1,000円	1,000円	1,500円																																																																										
和室	1,000円	1,000円	1,500円																																																																										
食品加工室	2,000円	2,000円	3,000円																																																																										
談話室	1,000円	1,000円	1,500円																																																																										
使用区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																																																																										
北側和室	700円	700円	900円																																																																										
西側和室	1,000円	1,000円	1,200円																																																																										
中央和室	900円	900円	1,100円																																																																										
和室(小)	300円	300円	400円																																																																										
茶室	800円	800円	1,000円																																																																										
				課題への対応																																																																									
				調整案																																																																									
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																																																																									

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	労働対策	小項目	勤労者施設等の状況																																																	
事業名	勤労者関連施設			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																	
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 08 03 01																																																	
現況				分析																																																		
山口市		小郡町		調整上の課題																																																		
<p>山口勤労者総合福祉センター</p> <p>(1) 施設の概要 位置 山口市湯田温泉五丁目5-22 使用時間 午前9時から午後10時まで 休館日 毎週月曜日、12月29日～1月3日</p> <p>(2) 使用料 <抜粋></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会場種別</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後6時から 午後10時まで</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議研修室</td> <td>1,400円</td> <td>1,900円</td> <td>1,900円</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>1,400円</td> <td>1,900円</td> <td>1,900円</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,400円</td> <td>1,900円</td> <td>1,900円</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>スタジオ1</td> <td>900円</td> <td>1,400円</td> <td>(900円) (午後5時～ 午後8時)</td> <td>3,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 管理運営 (財) 山口市公営施設管理公社 (4) 平成16年度予算 27,000千円</p>		会場種別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	全日	会議研修室	1,400円	1,900円	1,900円	4,700円	視聴覚室	1,400円	1,900円	1,900円	4,700円	多目的ホール	1,400円	1,900円	1,900円	4,700円	スタジオ1	900円	1,400円	(900円) (午後5時～ 午後8時)	3,200円	<p>小郡町勤労青少年ホーム</p> <p>(1) 施設の概要 位置 小郡町大字下郷 1440 番地の1 使用時間 午前8時30分から午後10時まで 休館日 毎週火曜日及び、12月29日～翌年1月4日まで</p> <p>(2) 使用料 <抜粋></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>午前8時30分 から正午まで</th> <th>正午から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習室</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>1,800円</td> <td>2,300円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>娯楽談話室</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td>1,900円</td> <td>2,500円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>700円</td> <td>900円</td> <td>1,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 勤労青少年のホームの使用料は無料とする。 ・町民以外の者が使用する場合は、この表の金額に3割を加算した金額とする。 ・冷暖房装置を使用する期間中は、使用料に4割を加算した金額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)</p> <p>(3) 管理：町 運営：小郡町教育委員会</p> <p>【根拠法令等】 小郡町勤労青少年ホーム条例、小郡町勤労青少年ホーム条例施行規則 小郡町勤労青少年ホーム運営委員会規則、小郡町使用料及び手数料徴収条例</p>		種別	午前8時30分 から正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	講習室	1,000円	1,200円	1,500円	料理実習室	1,800円	2,300円	2,900円	娯楽談話室	800円	1,000円	1,300円	軽運動室	1,900円	2,500円	3,100円	音楽室	700円	900円	1,100円	<p>施設の規模や同様の使用目的であるにもかかわらず、使用料の違いがある。</p>	
会場種別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	全日																																																		
会議研修室	1,400円	1,900円	1,900円	4,700円																																																		
視聴覚室	1,400円	1,900円	1,900円	4,700円																																																		
多目的ホール	1,400円	1,900円	1,900円	4,700円																																																		
スタジオ1	900円	1,400円	(900円) (午後5時～ 午後8時)	3,200円																																																		
種別	午前8時30分 から正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																																																			
講習室	1,000円	1,200円	1,500円																																																			
料理実習室	1,800円	2,300円	2,900円																																																			
娯楽談話室	800円	1,000円	1,300円																																																			
軽運動室	1,900円	2,500円	3,100円																																																			
音楽室	700円	900円	1,100円																																																			
<p>山口市働く婦人の家</p> <p>(1) 施設の概要 位置 山口市湯田温泉五丁目1-1 使用時間 午前9時から午後9時まで 休館日 月曜日・12月28日～1月5日・8月14日～16日</p> <p>(2) 使用料 <抜粋></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会場種別</th> <th>午前9時から 午後1時まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後9時まで</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室(洋室)</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>冷暖房使用は5割増</td> </tr> <tr> <td>研修室(和室)</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>7,000円</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>食生活実習室</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>7,000円</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>1人につき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 管理運営 (財) 山口県婦人教育文化会館 (4) その他 ・男女労働者のための仕事と家庭の両立支援事業委託料 400千円 ・土地借り上げ料 756千円</p>		会場種別	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	備考	研修室(洋室)	3,000円	4,000円	5,000円	冷暖房使用は5割増	研修室(和室)	5,000円	6,000円	7,000円	〃	茶室	2,000円	2,500円	3,000円	〃	食生活実習室	5,000円	6,000円	7,000円	〃	トレーニング室	200円	200円	200円	1人につき	<p>秋穂町・徳地町・阿知須町</p> <p>該当なし</p>		課題への対応																				
会場種別	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	備考																																																		
研修室(洋室)	3,000円	4,000円	5,000円	冷暖房使用は5割増																																																		
研修室(和室)	5,000円	6,000円	7,000円	〃																																																		
茶室	2,000円	2,500円	3,000円	〃																																																		
食生活実習室	5,000円	6,000円	7,000円	〃																																																		
トレーニング室	200円	200円	200円	1人につき																																																		
				<p>施設の建設年次が異なることや利用者によって使用料の区分が多岐に渡ることを考慮し、当面は現行どおりとするが、統一に向けて調整する</p>																																																		
				調整案																																																		
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																		

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	観光	小項目	観光関連施設																						
事業名	国民宿舎			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																						
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 09 03 02																						
現況				分析																							
<p>国民宿舎</p> <p>1 施設の名称 秋穂町国民宿舎 秋穂荘</p> <p>2 施設の位置 吉敷郡秋穂町東768-13</p> <p>3 施設の概要 (1) 竣工年月日 昭和41年6月30日 (2) 構造 鉄筋コンクリート造2階 (3) 総客室数 17室 (4) 収容人員 86人</p> <p>4 管理 秋穂町国民宿舎秋穂荘運営協会</p> <p>5 宿泊料(和室)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者</th> <th rowspan="2">宿泊料</th> <th colspan="2">食料料</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>夕食</th> <th>朝食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>4,725円</td> <td>2,310円</td> <td>840円</td> <td>7,875円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>4,200円</td> <td>2,310円</td> <td>840円</td> <td>7,350円</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>2,100円</td> <td colspan="2">実費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 幼児(3歳以上の未就学者)については、独立して寝具を利用した場合に限り、小学校児童の宿泊料の5割に相当する額を宿泊料として徴収する。 (2) 客室へ配膳を行った場合は、その配膳した食料料の10%を加算する。 (3) 宿泊時間は、午後4時から翌朝午前10時までとし、この時間以外の時間については、休憩料を(一般使用の場合)を適用する。ただし、翌朝午前10後の時間については、超過時間として超過料金を加算する。 (4) 中学校生徒は、大人とする。</p> <p>6 利用状況(平成14年度)</p> <p>宿泊者数..... 12,598人 休憩者数..... 12,194人 食堂利用者数..... 37,476人 風呂利用者数..... 36,420人</p> <p>【根拠法令等】秋穂町休養施設設置条例、秋穂町使用料・手数料条例</p>				利用者	宿泊料	食料料		合計	夕食	朝食	大人	4,725円	2,310円	840円	7,875円	小学生	4,200円	2,310円	840円	7,350円	幼児	2,100円	実費			調整上の課題	
						利用者	宿泊料		食料料		合計																
				夕食	朝食																						
大人	4,725円	2,310円	840円	7,875円																							
小学生	4,200円	2,310円	840円	7,350円																							
幼児	2,100円	実費																									
課題への対応		特になし																									
				調整案																							
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																							

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	観光	小項目	観光振興事業																														
事業名	観光関連施設			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																														
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 09 03 04																														
現況				分析																															
徳地町		山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町		調整上の課題																															
<p>重源の郷</p> <p>1 施設の位置 徳地町大字深谷 1137 番地</p> <p>2 施設の概要</p> <p>開設年月日 平成 10 年 4 月 25 日</p> <p>営業時間 夏季 9:30～17:00 冬季 9:30～16:30</p> <p>定休日 毎週水曜日（祝・祭日の場合は営業）</p> <p>入郷料 大人 500 円、子供 300 円 団体（20 名以上）の場合は 大人 400 円、子供 200 円</p> <p>体験料 紙漉き 500 円～ 藍染 1,000 円～ 織り 700 円～ 竹細工 500 円～ 紙細工 500 円～ 木工 2,000 円～</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重源の郷体験交流公園の設置及び管理に関する条例 ・重源の郷体験交流公園の設置及び管理に関する条例施行規則 				特になし																															
<p>ふれあいパーク大原湖</p> <p>(1) 位置 徳地町大字野谷 605 番地</p> <p>(2) 使用料 <抜粋></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">使用料</th> <th colspan="2">期間</th> </tr> <tr> <th>4月1日 ～ 11月30日</th> <th>12月1日 ～ 3月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケビン</td> <td>午後3時から翌日の午前11時まで 1棟</td> <td>13,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>オートキャンプ場</td> <td>午後1時から翌日の午前11時まで 1サイト</td> <td>5,500円</td> <td>2,750円</td> </tr> <tr> <td>一般キャンプサイト</td> <td>午後1時から翌日の午前11時まで 1サイト</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>1張1泊(5人用)</td> <td colspan="2">1,500円</td> </tr> <tr> <td>バーベキューセット</td> <td>1式1回</td> <td colspan="2">1,000円</td> </tr> <tr> <td>カヌー1式</td> <td>1式1時間</td> <td colspan="2">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 管理 徳地町</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大原湖キャンプ場設置及び管理運営に関する条例 ・大原湖キャンプ場管理運営規則 		施設の名称	使用料	期間		4月1日 ～ 11月30日	12月1日 ～ 3月31日	ケビン	午後3時から翌日の午前11時まで 1棟	13,000円	6,500円	オートキャンプ場	午後1時から翌日の午前11時まで 1サイト	5,500円	2,750円	一般キャンプサイト	午後1時から翌日の午前11時まで 1サイト	2,000円	1,000円	テント	1張1泊(5人用)	1,500円		バーベキューセット	1式1回	1,000円		カヌー1式	1式1時間	1,000円				課題への対応	
施設の名称	使用料			期間																															
		4月1日 ～ 11月30日	12月1日 ～ 3月31日																																
ケビン	午後3時から翌日の午前11時まで 1棟	13,000円	6,500円																																
オートキャンプ場	午後1時から翌日の午前11時まで 1サイト	5,500円	2,750円																																
一般キャンプサイト	午後1時から翌日の午前11時まで 1サイト	2,000円	1,000円																																
テント	1張1泊(5人用)	1,500円																																	
バーベキューセット	1式1回	1,000円																																	
カヌー1式	1式1時間	1,000円																																	
				新市へ引継いで引続き活用する																															
				調整案																															
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																															

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	水産業	小項目	区画漁業権																				
事業名				協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																				
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 04 05 01																				
現況				分析																					
徳地町大原湖入漁料 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一日</td> <td>大人</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td style="text-align: center;">100円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td>団体(10名以上)</td> <td style="text-align: center;">100円/人</td> <td style="text-align: center;">150円/人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年間</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table>						金額		町内	町外	一日	大人	200円	300円	中学生以下	100円	100円	団体(10名以上)	100円/人	150円/人	年間		1,000円	2,000円	調整上の課題	
								金額																	
				町内	町外																				
				一日	大人	200円	300円																		
中学生以下	100円	100円																							
団体(10名以上)	100円/人	150円/人																							
年間		1,000円	2,000円																						
徳地町のみ制度																									
課題への対応																									
特になし																									
調整案																									
() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																									

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	コミュニティ活動の状況	小項目	コミュニティ活動																																										
事業名	コミュニティ施設の管理運営			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																										
専門部会名	住民部会	分科会名	コミュニティ分科会	コード	23-08-02-03																																										
現況				分析																																											
調整上の課題				課題への対応																																											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">市町名</td> <td colspan="2">山口市</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td>山口市地域交流ステーション</td> <td colspan="2">山口市市民活動支援センター</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>桜島二丁目4番1号</td> <td colspan="2">道場門前一丁目2番19号</td> </tr> <tr> <td>設置年月</td> <td>平成13年4月</td> <td colspan="2">平成13年12月</td> </tr> <tr> <td>管理</td> <td>宮野自治会</td> <td colspan="2">山口せわやきネットワーク</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>展示室・情報コーナー、会議室（和室・洋室）、炊事場、トイレ</td> <td colspan="2">情報・交流コーナー、ミニギャラリーコーナー、相談コーナー、印刷機材コーナー、会議室</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用料</td> <td>9時～13時</td> <td>900円（冷暖房使用の場合は、420円加算）</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>13時～17時</td> <td>900円（冷暖房使用の場合は、420円加算）</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>17時～22時</td> <td>1,800円（冷暖房使用の場合は、850円加算）</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">・上記使用料×1.05（10円未満の端数は切り捨て） ・一部使用の場合は、使用料免除</td> <td>コピー機 1枚10円</td> </tr> <tr> <td>根拠法令等</td> <td>山口市地域交流ステーション条例（H13条例第12号） 山口市地域交流ステーション条例施行規則（H13規則第19号）</td> <td colspan="2">山口市市民活動支援センター規則（H13規則第35号）</td> </tr> </table>				市町名		山口市		施設名	山口市地域交流ステーション	山口市市民活動支援センター		住所	桜島二丁目4番1号	道場門前一丁目2番19号		設置年月	平成13年4月	平成13年12月		管理	宮野自治会	山口せわやきネットワーク		施設	展示室・情報コーナー、会議室（和室・洋室）、炊事場、トイレ	情報・交流コーナー、ミニギャラリーコーナー、相談コーナー、印刷機材コーナー、会議室		使用料	9時～13時	900円（冷暖房使用の場合は、420円加算）	-	13時～17時	900円（冷暖房使用の場合は、420円加算）	-	17時～22時	1,800円（冷暖房使用の場合は、850円加算）	-	備考	・上記使用料×1.05（10円未満の端数は切り捨て） ・一部使用の場合は、使用料免除		コピー機 1枚10円	根拠法令等	山口市地域交流ステーション条例（H13条例第12号） 山口市地域交流ステーション条例施行規則（H13規則第19号）	山口市市民活動支援センター規則（H13規則第35号）		<p>関係施設の設置の有無、使用料の額、使用時間の区分、使用目的などに相違がある。</p>	
市町名		山口市																																													
施設名	山口市地域交流ステーション	山口市市民活動支援センター																																													
住所	桜島二丁目4番1号	道場門前一丁目2番19号																																													
設置年月	平成13年4月	平成13年12月																																													
管理	宮野自治会	山口せわやきネットワーク																																													
施設	展示室・情報コーナー、会議室（和室・洋室）、炊事場、トイレ	情報・交流コーナー、ミニギャラリーコーナー、相談コーナー、印刷機材コーナー、会議室																																													
使用料	9時～13時	900円（冷暖房使用の場合は、420円加算）	-																																												
	13時～17時	900円（冷暖房使用の場合は、420円加算）	-																																												
	17時～22時	1,800円（冷暖房使用の場合は、850円加算）	-																																												
備考	・上記使用料×1.05（10円未満の端数は切り捨て） ・一部使用の場合は、使用料免除		コピー機 1枚10円																																												
根拠法令等	山口市地域交流ステーション条例（H13条例第12号） 山口市地域交流ステーション条例施行規則（H13規則第19号）	山口市市民活動支援センター規則（H13規則第35号）																																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">市町名</td> <td colspan="2">小郡町</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td>小郡町ふれあいセンター</td> <td>小郡町集会所</td> <td>小郡町駅南集会所</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>下郷440-1</td> <td>下郷2253-1</td> <td>緑町2-5</td> </tr> <tr> <td>設置年月</td> <td>昭和59年3月</td> <td>昭和54年9月</td> <td>昭和56年10月</td> </tr> <tr> <td>管理</td> <td>小郡町</td> <td>小郡町</td> <td>小郡町</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用料</td> <td>8時30分～正午</td> <td>2,100円</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td>正午～17時</td> <td>2,600円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>17時～22時</td> <td>3,100円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">・営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合、2倍の金額 ・飲食を行う場合は、3割を加算とした金額</td> </tr> <tr> <td>根拠法令等</td> <td colspan="3">小郡町使用料及び手数料徴収条例</td> </tr> </table>				市町名		小郡町		施設名	小郡町ふれあいセンター	小郡町集会所	小郡町駅南集会所	住所	下郷440-1	下郷2253-1	緑町2-5	設置年月	昭和59年3月	昭和54年9月	昭和56年10月	管理	小郡町	小郡町	小郡町	使用料	8時30分～正午	2,100円	3,100円	正午～17時	2,600円	4,200円	17時～22時	3,100円	5,200円	備考	・営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合、2倍の金額 ・飲食を行う場合は、3割を加算とした金額			根拠法令等	小郡町使用料及び手数料徴収条例			<p>使用料については、建物の設置年月、施設の使用目的等が異なるため、新市においても現行どおりとするが、使用時間の区分等の一元化可能なところから随時調整する。</p>					
市町名		小郡町																																													
施設名	小郡町ふれあいセンター	小郡町集会所	小郡町駅南集会所																																												
住所	下郷440-1	下郷2253-1	緑町2-5																																												
設置年月	昭和59年3月	昭和54年9月	昭和56年10月																																												
管理	小郡町	小郡町	小郡町																																												
使用料	8時30分～正午	2,100円	3,100円																																												
	正午～17時	2,600円	4,200円																																												
	17時～22時	3,100円	5,200円																																												
備考	・営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合、2倍の金額 ・飲食を行う場合は、3割を加算とした金額																																														
根拠法令等	小郡町使用料及び手数料徴収条例																																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">市町名</td> <td colspan="2">秋穂町</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td>秋穂町コミュニティセンター</td> <td colspan="2">秋穂町コミュニティ消防センター</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>東6527番地の2</td> <td colspan="2">東6031番地の1</td> </tr> <tr> <td>設置年月</td> <td>平成2年4月</td> <td colspan="2">平成9年4月</td> </tr> <tr> <td>管理</td> <td>秋穂町</td> <td colspan="2">秋穂町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用料</td> <td>8:30～18:00</td> <td rowspan="2">無料</td> <td>510円/時間（冷暖房使用又は飲食を伴う場合は、5割加算）</td> </tr> <tr> <td>18:00～22:00</td> <td>720円/時間（冷暖房使用又は飲食を伴う場合は、5割加算）</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">地区主催の集会を行う場合には使用料は免除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">根拠法令等</td> <td>秋穂町コミュニティセンター設置条例（H2.3.28条例第2号）</td> <td colspan="2">秋穂町コミュニティ消防センター設置及び管理条例（H8条例第7号）</td> </tr> <tr> <td>秋穂町コミュニティセンター設置条例施行規則（H2.3.28条例第3号）</td> <td colspan="2">秋穂町コミュニティ消防センター管理運営等に関する規則（H8規則第15号）</td> </tr> </table>				市町名		秋穂町		施設名	秋穂町コミュニティセンター	秋穂町コミュニティ消防センター		住所	東6527番地の2	東6031番地の1		設置年月	平成2年4月	平成9年4月		管理	秋穂町	秋穂町		使用料	8:30～18:00	無料	510円/時間（冷暖房使用又は飲食を伴う場合は、5割加算）	18:00～22:00	720円/時間（冷暖房使用又は飲食を伴う場合は、5割加算）	備考	地区主催の集会を行う場合には使用料は免除			根拠法令等	秋穂町コミュニティセンター設置条例（H2.3.28条例第2号）	秋穂町コミュニティ消防センター設置及び管理条例（H8条例第7号）		秋穂町コミュニティセンター設置条例施行規則（H2.3.28条例第3号）	秋穂町コミュニティ消防センター管理運営等に関する規則（H8規則第15号）		調整案						
市町名		秋穂町																																													
施設名	秋穂町コミュニティセンター	秋穂町コミュニティ消防センター																																													
住所	東6527番地の2	東6031番地の1																																													
設置年月	平成2年4月	平成9年4月																																													
管理	秋穂町	秋穂町																																													
使用料	8:30～18:00	無料	510円/時間（冷暖房使用又は飲食を伴う場合は、5割加算）																																												
	18:00～22:00		720円/時間（冷暖房使用又は飲食を伴う場合は、5割加算）																																												
備考	地区主催の集会を行う場合には使用料は免除																																														
根拠法令等	秋穂町コミュニティセンター設置条例（H2.3.28条例第2号）	秋穂町コミュニティ消防センター設置及び管理条例（H8条例第7号）																																													
	秋穂町コミュニティセンター設置条例施行規則（H2.3.28条例第3号）	秋穂町コミュニティ消防センター管理運営等に関する規則（H8規則第15号）																																													
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																											

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	税務	中項目	市町村税の状況	小項目	手数料
事業名	各種証明手数料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会	コード	07 01 03 01
現			況		

税務関係手数料の比較(手数料条例、規則による比較)

内 容		山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町
証明手数料	(1)課税及び納税に関する証明	1件 200円 1年度1税目1事項をもって1件とする。	1件 100円 1年度 税目1事項をもって1件とする。	1件 200円 1年度をもって1件とする。	1件 100円 1年度をもって1件とする。	1件 200円 1年度1税目1事項をもって1件とする。
	(2)資産に関する証明	1件 200円 土地 = 1筆1年度 家屋 = 1棟1年度 1筆または1棟増すごとに50円を加算する。 償却資産 = 1件1年度	1件 100円 土地 = 3筆1年度 家屋 = 3棟1年度 1筆または1棟増すごとに30円を加算する。 償却資産 = 1件1年度	1件 200円 5筆(棟)ごとに1件とする。	1件 100円 土地 = 1筆1年度 家屋 = 1棟1年度 1筆または1棟増すごとに50円を加算する。 償却資産 = 1件1年度	1件 200円 土地・家屋、償却資産ごとに、1年度をもって1件とする。
	(3)その他証明	1件 200円	1件 100円	1件 200円	1件 100円	1件 200円
閲覧手数料	公簿、図面の閲覧	1件 200円	1件 100円	1件 200円	1件 100円	1件 200円
		1年度1回をもって1件とする。図面の閲覧は実施していない。	1回をもって1件とする。	1回をもって1件とする。	1回をもって1件とする。	1回をもって1件とする。 (図面は無料)
複写手数料 (分限図)	実施していない		3枚まで 100円	1枚 10円	1枚 10円	1枚につき B 4以下 50円 A 3以上 100円
			1枚増すごとに30円加算 閲覧とセットの場合あわせて100円が基本料金	コピー	コピー 10円 青焼 100円	

その他手数料

住宅用家屋証明手数料	1件につき 1,300円	1件につき 100円	1件につき 1,300円	1件につき 1,300円	1件につき 1,300円
税督促手数料	1通につき 80円	1通につき 70円	1通につき 100円	1通につき 100円	1通につき 100円

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	税務	中項目	市町村税の状況	小項目	手数料
事業名	各種証明手数料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会	コード	07 01 03 01
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>証明手数料に関する課題</p> <p>(1) 課税、納税に関する証明 1件の料金(小郡町、阿知須町100円、山口市、秋穂町、徳地町200円)及び1件の取扱定義が市町間で異なっている。</p> <p>(2) 資産に関する証明(土地、家屋、償却資産) 1件の料金(小郡町、阿知須町100円、山口市、秋穂町、徳地町200円)及び1件の取扱定義が市町間で異なっている。</p> <p>(3) その他証明 1件の料金(小郡町、阿知須町100円、山口市、秋穂町、徳地町200円)が市町間で異なっている。</p> <p>閲覧手数料に関する課題</p> <p>1件の料金(小郡町、阿知須町100円、山口市、秋穂町、徳地町200円)及び1件の取扱定義が市町間で異なっている。</p> <p>分限図複写手数料に関する課題</p> <p>分限図の管理方法及び料金が市町間でそれぞれ異なっている。</p> <p>その他手数料に関する問題点</p> <p>1件(通)の料金が市町間で異なっている。</p> <p>(1) 住宅用家屋証明手数料 (2) 税督促手数料</p>		<p>証明手数料に関する対応策</p> <p>(1) 課税、納税に関する証明 1件の料金に関する対応策 この証明については、住民負担の増額を避けることから、1件100円とする。 1件の取扱定義に関する対応策 所得・課税証明については、世帯全員、世帯員(個人)いずれの単位での申請であっても、1年度1税目1事項をもって1件とする。 納税証明については、1納税義務者1年度をもって1件とする。</p> <p>(2) 資産に関する証明(土地、家屋、償却資産) 1件の料金に関する対応策(土地、家屋) この証明については、住民負担の増額を避けることから、1件100円とする。 ただし、の1件から5筆(棟)を増す毎に100円を加算する。 1件の取扱定義に関する対応策 土地又は建物5筆(棟)までをもって1件とする。 なお、償却資産については、1納税義務者1年度をもって1件とする。</p> <p>(3) その他証明 住民負担の増額を避けることから、1件100円とする。</p> <p>閲覧手数料に関するもの</p> <p>(1) 1件の料金に関する対応策 住民負担の増額を避けることから、1件100円とする。 (2) 1件の取扱定義に関する対応策 閲覧事務の合理化を図るため、固定資産課税台帳については1納税義務者1年度1回をもって1件とし、その他の参考資料については1人1回をもって1件とする。</p> <p>分限図複写手数料に関するもの</p> <p>複写のコストを勘案して、証明を要するものについては1枚300円とし、閲覧に伴う資料の写し(コピー)については1枚10円とする。</p> <p>その他手数料に関するもの</p> <p>(1) 住宅用家屋証明手数料 証明の発行コストを勘案し、1件1,300円とする。 (2) 税督促手数料 督促事務のコストを勘案し、1通100円とする。</p>		<p>()1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ()2. ()の例により調整する。 ()3. 新たに制度等を創設する。 ()4. 新市移行後、速やかに調整する。 ()5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ()6. 廃止の方向で検討する。</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	住民窓口の状況	小項目	住民窓口
事業名	証明手数料などの状況			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	住民部会	分科会名	住民窓口分科会	コード	23-03-01-04
現			況		

1市4町の住民窓口における手数料比較表

種別	区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	調整案
証明手数料	印鑑に関する証明	1件 200円	1件 100円	1件 200円	1件 200円	1件 200円	1件 100円
	身分に関する証明	1件 200円	1件 100円	1件 200円	1件 200円	1件 200円	1件 100円
	その他の諸証明	1件 200円	1件 100円	1件 200円	1件 200円	1件 200円	1件 100円
	外国人登録原票記載事項証明	1件 200円	1件 100円	1件 200円	1件 200円	1件 200円	1件 100円
閲覧・照合手数料	住民基本台帳等の閲覧	1件 200円	1件 100円	1件 0円	1件 200円	1件 200円	1件 100円
交付手数料	住民票の写し・住民票記載事項証明 戸籍附票の写し	1件 200円	1件 100円 ₁	1件 200円	1件 200円	1件 200円 ₂	1件 100円
	印鑑登録証交付	1件 200円	1件 0円	1件 200円	1件 200円	1件 200円	1件 100円
	印鑑登録証の再交付			1件 300円	1件 500円	1件 300円	1件 100円

- 1 ただし、住民票の写しは5人まで100円とし、5人を超えるときは1枚増すごとに10円加算（小郡町）
 2 ただし、住民票の写しは4人まで200円とし、5人以上は400円（徳地町）

戸籍法、その他手数料

種別	区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	調整案
戸籍手数料（戸籍法による）	戸籍謄・抄本	1件 450円	同左	同左	同左	同左	1件 450円
	除籍（改製原）謄・抄本	1件 750円	同左	同左	同左	同左	1件 750円
	戸籍記載事項証明	1件 350円	同左	同左	同左	同左	1件 350円
	除籍記載事項証明	1件 450円	同左	同左	同左	同左	1件 450円
その他（道路運送車両法）	臨時運行許可申請	1件 750円	同左	同左	同左	同左	1件 750円
その他（船員法）	雇入契約の公認に関する事務・船員手帳の訂正	-	-	1件 430円	同左	-	-
	船員手帳の交付・書換	-	-	1件 1,900円	同左	-	-

根拠法令：手数料条例

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	住民活動	中項目	住民窓口の状況	小項目	住民窓口
事業名	証明手数料などの状況			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	住民部会	分科会名		コード	23-03-01-04
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>証明手数料 印鑑証明、身分証明、その他の諸証明、外国人登録済証明について、小郡町は100円、その他の市町は200円である。</p> <p>閲覧・照合手数料 閲覧・照合手数料の住民基本台帳閲覧について、山口市、小郡町、阿知須町が1名1件、徳地町は1簿冊1件としている。1件あたりの手数料は、小郡町100円、秋穂町は無料で、その他の市町は200円である。</p> <p>交付手数料 (1) 交付手数料のうち住民票の写しは、小郡町が100円、その他の市町は200円である。 (2) 印鑑登録証の交付は、小郡町は無料で、その他の市町は200円である。再交付は、秋穂町、徳地町は300円、阿知須町は500円、山口市及び小郡町は新規登録の扱いとしている。</p>		<p>証明手数料、 閲覧・照合手数料、 交付手数料 サービスは高く、負担は安くの観点から新たに制度等を創設するものとする。</p> <p>・戸籍法、道路運送車輛法による手数料は、現行の手数料のまま新市に引き継ぐこととする。(1市3町の例) ・船員法による手数料は、実績件数も少ないため、廃止の方向で調整する。</p>		<p>証明手数料、 閲覧・照合手数料、 交付手数料 () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市、町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p> <p>戸籍法、道路運送車輛法及び船員法による手数料 () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、船員法による手数料は廃止の方向で調整する。 () 2. 市、町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	開発指導の状況	小項目	開発行為手数料
事業名				協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	11-01-05-01
現況				分析	
開発行為手数料				調整上の課題	
	山口市	小郡町	秋穂町・徳地町・阿知須町	<p>開発行為の許可については知事の権限に属する事務であるが、山口市は1ha未満について県より事務の委任を受け、山口県と同額の手数料を定めている。 小郡町は0.05ha以上0.1ha未満の開発について都市計画法に基づかない任意の指導手数料を定めている。</p>	
開発行為許可申請手数料 (1件につき)	(ア)主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合、開発区域の面積が 0.1ha未満のとき 8,600円 0.1ha以上、0.3ha未満のとき 22,000円 0.3ha以上、0.6ha未満のとき 43,000円 0.6ha以上、1.0ha未満のとき 86,000円 (イ)主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合、開発区域の面積が 0.1ha未満のとき 13,000円 0.1ha以上、0.3ha未満のとき 30,000円 0.3ha以上、0.6ha未満のとき 65,000円 0.6ha以上、1.0ha未満のとき 120,000円 (ウ)ア及びイ以外の開発行為の場合、開発区域の面積が 0.1ha未満のとき 86,000円 0.1ha以上、0.3ha未満のとき 130,000円 0.3ha以上、0.6ha未満のとき 190,000円 0.6ha以上、1.0ha未満のとき 260,000円	ア)イ)ウ)の 0.05~0.1ha未満の場合 4,200円			
開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額(ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は870,000円とする。) (ア)開発行為に関する設計の変更(イ)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (イ)新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額 (ウ)その他の変更 10,000円				
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件につき	26,000円			
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき、承認申請をする者が行おうとする開発行為が、 (ア)主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものである場合 (イ)主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものである場合 (ウ)その他のものである場合	1,700円 1,700円 17,000円			
開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき	470円			
【根拠法令等】 都市計画法 山口市使用料、手数料条例				課題への対応	
				調整案	
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	開発指導の状況	小項目	建築確認申請手数料																																																														
事業名				協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																														
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	11-01-06-01																																																														
現況				分析																																																															
山口市				調整上の課題																																																															
<p>建築確認申請等手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">床面積の合計</th> <th rowspan="2">建築確認</th> <th rowspan="2">中間検査</th> <th colspan="2">1件につき</th> </tr> <tr> <th>完了検査 (中間検査なし)</th> <th>完了検査 (中間検査あり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30㎡以下のもの</td> <td>5,000円</td> <td>9,000円</td> <td>10,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え、100㎡以下のもの</td> <td>9,000円</td> <td>11,000円</td> <td>12,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超え、200㎡以下のもの</td> <td>14,000円</td> <td>15,000円</td> <td>16,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>200㎡を超え、500㎡以下のもの</td> <td>19,000円</td> <td>20,000円</td> <td>22,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>500㎡を超え、1,000㎡以下のもの</td> <td>34,000円</td> <td>33,000円</td> <td>36,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡を超え、2,000㎡以下のもの</td> <td>48,000円</td> <td>45,000円</td> <td>50,000円</td> <td>47,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの</td> <td>140,000円</td> <td>100,000円</td> <td>120,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を超え、50,000㎡以下のもの</td> <td>240,000円</td> <td>160,000円</td> <td>190,000円</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000㎡を超えるもの</td> <td>460,000円</td> <td>330,000円</td> <td>380,000円</td> <td>370,000円</td> </tr> <tr> <td>工作物を築造する場合</td> <td>8,000円</td> <td>9,000円</td> <td>9,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記工作物の計画を変更する場合</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				床面積の合計	建築確認	中間検査	1件につき		完了検査 (中間検査なし)	完了検査 (中間検査あり)	30㎡以下のもの	5,000円	9,000円	10,000円	9,000円	30㎡を超え、100㎡以下のもの	9,000円	11,000円	12,000円	11,000円	100㎡を超え、200㎡以下のもの	14,000円	15,000円	16,000円	15,000円	200㎡を超え、500㎡以下のもの	19,000円	20,000円	22,000円	21,000円	500㎡を超え、1,000㎡以下のもの	34,000円	33,000円	36,000円	35,000円	1,000㎡を超え、2,000㎡以下のもの	48,000円	45,000円	50,000円	47,000円	2,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	140,000円	100,000円	120,000円	110,000円	10,000㎡を超え、50,000㎡以下のもの	240,000円	160,000円	190,000円	180,000円	50,000㎡を超えるもの	460,000円	330,000円	380,000円	370,000円	工作物を築造する場合	8,000円	9,000円	9,000円		上記工作物の計画を変更する場合	4,000円				<p>建築基準法の定めにより、建築確認等に関する事務については建築主事が行うこととされており、これに伴う建築行政全般の事務については建築主事を置く県の知事、市町村の長が行うこととされている。</p> <p>県及び人口25万人以上の市においては建築主事を置くこととされており、人口25万人未満の市町村においては建築主事を置くことができることとされている。</p> <p>山口市は平成15年度より建築主事を設置し、県、人口25万人以上の市と同様に建築行政全般の事務を行っている。(特定行政庁)</p> <p>他の4町は建築主事を設置しておらず、当該区域に係る建築確認等に関する事務やこれに伴う建築行政全般の事務は県が行っている。</p> <p>したがって、山口市以外は手数料条例を定めていない。</p>	
床面積の合計	建築確認	中間検査	1件につき																																																																
			完了検査 (中間検査なし)	完了検査 (中間検査あり)																																																															
30㎡以下のもの	5,000円	9,000円	10,000円	9,000円																																																															
30㎡を超え、100㎡以下のもの	9,000円	11,000円	12,000円	11,000円																																																															
100㎡を超え、200㎡以下のもの	14,000円	15,000円	16,000円	15,000円																																																															
200㎡を超え、500㎡以下のもの	19,000円	20,000円	22,000円	21,000円																																																															
500㎡を超え、1,000㎡以下のもの	34,000円	33,000円	36,000円	35,000円																																																															
1,000㎡を超え、2,000㎡以下のもの	48,000円	45,000円	50,000円	47,000円																																																															
2,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	140,000円	100,000円	120,000円	110,000円																																																															
10,000㎡を超え、50,000㎡以下のもの	240,000円	160,000円	190,000円	180,000円																																																															
50,000㎡を超えるもの	460,000円	330,000円	380,000円	370,000円																																																															
工作物を築造する場合	8,000円	9,000円	9,000円																																																																
上記工作物の計画を変更する場合	4,000円																																																																		
<p>その他の手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>仮設建築物建築許可申請手数料</td> <td>1件につき、床面積の合計が 100㎡以下のときは 16,000円 100㎡を超え500㎡以下のときは 60,000円 500㎡を超えるときは 120,000円</td> </tr> <tr> <td>総合的設計による1団地の建築物の特例認定申請手数料(1件につき)</td> <td>建築物の数が2のときは 1件につき 78,000円 建築物の数が3以上のときは 1件につき 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料(1件につき(既存建築物を除く))</td> <td>建築物の数が1のときは 1件につき 78,000円 建築物の数が2以上のときは 1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料(同一敷地内建築物を除く)</td> <td>建築物の数が1のときは 1件につき 78,000円 建築物の数が2以上のときは 1件につき78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>複数建築物の認定の取消し申請手数料</td> <td>1件につき、6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>総合的設計による1団地の住宅施設の特例認定申請手数料</td> <td>1件につき 27,000円</td> </tr> </tbody> </table>				仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき、床面積の合計が 100㎡以下のときは 16,000円 100㎡を超え500㎡以下のときは 60,000円 500㎡を超えるときは 120,000円	総合的設計による1団地の建築物の特例認定申請手数料(1件につき)	建築物の数が2のときは 1件につき 78,000円 建築物の数が3以上のときは 1件につき 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料(1件につき(既存建築物を除く))	建築物の数が1のときは 1件につき 78,000円 建築物の数が2以上のときは 1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料(同一敷地内建築物を除く)	建築物の数が1のときは 1件につき 78,000円 建築物の数が2以上のときは 1件につき78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	複数建築物の認定の取消し申請手数料	1件につき、6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	総合的設計による1団地の住宅施設の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円	課題への対応																																																			
仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき、床面積の合計が 100㎡以下のときは 16,000円 100㎡を超え500㎡以下のときは 60,000円 500㎡を超えるときは 120,000円																																																																		
総合的設計による1団地の建築物の特例認定申請手数料(1件につき)	建築物の数が2のときは 1件につき 78,000円 建築物の数が3以上のときは 1件につき 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額																																																																		
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料(1件につき(既存建築物を除く))	建築物の数が1のときは 1件につき 78,000円 建築物の数が2以上のときは 1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額																																																																		
同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料(同一敷地内建築物を除く)	建築物の数が1のときは 1件につき 78,000円 建築物の数が2以上のときは 1件につき78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額																																																																		
複数建築物の認定の取消し申請手数料	1件につき、6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額																																																																		
総合的設計による1団地の住宅施設の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円																																																																		
<p>【根拠法令等】 建築基準法 山口市使用料、手数料条例、同条例施行規則</p>				<p>山口市において既に平成15年度から建築主事を設置し、関連する条例を定めていることから山口市の例により調整することとする。</p> <p>なお、手数料の額については、山口県とも同額であり、現行のままとする。</p>																																																															
小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町				調整案																																																															
該当なし				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																																															

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	開発指導の状況			小項目	優良宅地・優良住宅手数料																																																															
事業名						協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																																																															
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会			コード	11-01-07-01																																																															
現況						分析																																																																
優良宅地・優良住宅手数料						調整上の課題																																																																
<p>優良宅地・優良住宅手数料</p> <p>優良宅地造成認定申請手数料（1件につき）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>徳地町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成宅地面積が 0.1ha未満のとき</td> <td colspan="4">86,000円</td> <td>86,000円</td> </tr> <tr> <td>0.1ha以上 0.3ha未満のとき</td> <td>130,000円</td> <td rowspan="3">県が認定</td> <td rowspan="3">県が認定</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">県が認定</td> </tr> <tr> <td>0.3ha以上 0.6ha未満のとき</td> <td>190,000円</td> </tr> <tr> <td>0.6ha以上 1.0ha未満のとき</td> <td>260,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>優良住宅新築認定申請手数料（1件につき）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>徳地町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築面積の床面積が 100㎡以下のとき</td> <td colspan="4">6,200円</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を越え500㎡以下のとき</td> <td colspan="4">8,600円</td> <td>8,600円</td> </tr> <tr> <td>500㎡を越え2,000㎡以下のとき</td> <td colspan="4">13,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡を越え10,000㎡以下のとき</td> <td colspan="4">35,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡を越え50,000㎡以下のとき</td> <td colspan="4">43,000円</td> <td rowspan="2">43,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000㎡以上のとき</td> <td colspan="3">58,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	造成宅地面積が 0.1ha未満のとき	86,000円				86,000円	0.1ha以上 0.3ha未満のとき	130,000円	県が認定	県が認定		県が認定	0.3ha以上 0.6ha未満のとき	190,000円	0.6ha以上 1.0ha未満のとき	260,000円		山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	新築面積の床面積が 100㎡以下のとき	6,200円				6,200円	100㎡を越え500㎡以下のとき	8,600円				8,600円	500㎡を越え2,000㎡以下のとき	13,000円				13,000円	2,000㎡を越え10,000㎡以下のとき	35,000円				35,000円	10,000㎡を越え50,000㎡以下のとき	43,000円				43,000円	50,000㎡以上のとき	58,000円				<p>優良宅地・優良住宅の認定については、 宅地面積0.1ha未満：市町村長の権限に属する事務 宅地面積0.1ha以上：知事の権限に属する事務 となっているが、山口市は1ha未満について県より事務委任を受け、手数料を定めている。（都市計画区域外は対象外であるため、徳地町は定めていない。） 手数料の額については、1市3町とも概ね山口県使用料、手数料条例に準じている。</p>	
	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町																																																																	
造成宅地面積が 0.1ha未満のとき	86,000円				86,000円																																																																	
0.1ha以上 0.3ha未満のとき	130,000円	県が認定	県が認定		県が認定																																																																	
0.3ha以上 0.6ha未満のとき	190,000円																																																																					
0.6ha以上 1.0ha未満のとき	260,000円																																																																					
	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町																																																																	
新築面積の床面積が 100㎡以下のとき	6,200円				6,200円																																																																	
100㎡を越え500㎡以下のとき	8,600円				8,600円																																																																	
500㎡を越え2,000㎡以下のとき	13,000円				13,000円																																																																	
2,000㎡を越え10,000㎡以下のとき	35,000円				35,000円																																																																	
10,000㎡を越え50,000㎡以下のとき	43,000円				43,000円																																																																	
50,000㎡以上のとき	58,000円																																																																					
						課題への対応																																																																
						<p>県及び県内各市においても同一額となっているため、市町村長の権限に属する宅地面積0.1ha未満については現行のとおりとする。 知事の権限に属する0.1ha以上1ha未満の事務について委任を受ける場合には、現行の山口市の例により調整することとする。</p>																																																																
						調整案																																																																
						<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																																

事務一元化現況・分析調書

大項目	保健医療	中項目	救急医療制度の状況	小項目	休日夜間診療															
事業名	休日夜間診療診断書等の交付手数料			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い															
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健医療分科会	コード	21-02 01-01															
現況				分析																
<p>休日夜間急病診療所（山口市）</p> <p>医療機関が休診となる日曜・祝日及び夜間における地域住民の急病などに対応した医療を確保するための診療所である。</p> <p>所在地 山口市系米2丁目6番6号 診療科目 内科（小児科）、外科、歯科</p> <p>診断書等の手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">診断書料</td> <td>普通診断書</td> <td>1通につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td>特別診断書</td> <td>変死体検案書 1通につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>1通につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">証明書料</td> <td>死亡診断書</td> <td>1通につき 2,000円 (2通目からは1,000円)</td> </tr> <tr> <td>証明書</td> <td>1通につき 300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記により計算した額の100分の105を乗じて得た金額。10円未満の端数は、切り捨てる。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口市休日夜間急病診療所設置条例 ・山口市休日夜間急病診療所設置条例施行規則 				区分	種別	金額	診断書料	普通診断書	1通につき 1,000円	特別診断書	変死体検案書 1通につき 3,000円	上記以外のもの	1通につき 2,000円	証明書料	死亡診断書	1通につき 2,000円 (2通目からは1,000円)	証明書	1通につき 300円	調整上の課題	
				区分	種別	金額														
				診断書料	普通診断書	1通につき 1,000円														
					特別診断書	変死体検案書 1通につき 3,000円														
上記以外のもの	1通につき 2,000円																			
証明書料	死亡診断書	1通につき 2,000円 (2通目からは1,000円)																		
	証明書	1通につき 300円																		
課題への対応																				
調整案																				
<p>（ ）1．現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（ ）2．市・町の例により調整する。</p> <p>（ ）3．新たに制度等を創設する。</p> <p>（ ）4．新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>（ ）5．新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>（ ）6．廃止の方向で検討する。</p> <p>（ ）7．その他（ ）</p>																				

事務一元化現況・分析調書

大項目	環境保全	中項目	防疫・駆除の状況	小項目	狂犬病予防事業																																				
事業名	登録料、手数料等			協定項目	15 使用料・手数料等の取扱い																																				
専門部会名	環境部会	分科会名	環境保全分科会	コード	17-05-01-01																																				
現況				分析																																					
狂犬病予防事業 年1回犬の集合登録と予防注射の諸費用				調整上の課題																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">市町名</th> <th style="width: 12.5%;">山口市</th> <th style="width: 12.5%;">小郡町</th> <th style="width: 12.5%;">秋穂町</th> <th style="width: 12.5%;">阿知須町</th> <th style="width: 12.5%;">徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録料</td> <td>3,000円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射済票交付手数料(法5条2項)</td> <td>550円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射済票再交付手数料(施行令3条)</td> <td>340円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>犬の鑑札再交付手数料</td> <td>1,600円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>集合注射時注射料金</td> <td>2,400円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	登録料	3,000円	同左	同左	同左	同左	狂犬病予防注射済票交付手数料(法5条2項)	550円	同左	同左	同左	同左	狂犬病予防注射済票再交付手数料(施行令3条)	340円	同左	同左	同左	同左	犬の鑑札再交付手数料	1,600円	同左	同左	同左	同左	集合注射時注射料金	2,400円	同左	同左	同左	同左	狂犬病予防事業における諸費用はすでに1市4町で統一済みである。	
市町名	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																				
登録料	3,000円	同左	同左	同左	同左																																				
狂犬病予防注射済票交付手数料(法5条2項)	550円	同左	同左	同左	同左																																				
狂犬病予防注射済票再交付手数料(施行令3条)	340円	同左	同左	同左	同左																																				
犬の鑑札再交付手数料	1,600円	同左	同左	同左	同左																																				
集合注射時注射料金	2,400円	同左	同左	同左	同左																																				
平成14年度実績				課題への対応																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">市町名</th> <th style="width: 12.5%;">山口市</th> <th style="width: 12.5%;">小郡町</th> <th style="width: 12.5%;">秋穂町</th> <th style="width: 12.5%;">阿知須町</th> <th style="width: 12.5%;">徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬の登録件数</td> <td>8,067件</td> <td>1,062件</td> <td>782件</td> <td>863件</td> <td>787件</td> </tr> <tr> <td>犬の注射状況</td> <td>6,827件</td> <td>847件</td> <td>451件</td> <td>621件</td> <td>674件</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	犬の登録件数	8,067件	1,062件	782件	863件	787件	犬の注射状況	6,827件	847件	451件	621件	674件	特になし。																			
市町名	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																				
犬の登録件数	8,067件	1,062件	782件	863件	787件																																				
犬の注射状況	6,827件	847件	451件	621件	674件																																				
				調整案																																					
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																																					

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業																								
事業名	鳥獣飼養登録(手数料)			協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																								
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 03 02 05																								
現況				分析																									
鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>徳地町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付手数料</td> <td>3,400 円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>更新手数料</td> <td>3,400 円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>再交付手数料</td> <td>3,400 円</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	交付手数料	3,400 円	同左	同左	同左	同左	更新手数料	3,400 円	同左	同左	同左	同左	再交付手数料	3,400 円	同左	同左	同左	同左	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町																				
				交付手数料	3,400 円	同左	同左	同左	同左																				
				更新手数料	3,400 円	同左	同左	同左	同左																				
再交付手数料	3,400 円	同左	同左	同左	同左																								
県の委譲事務のため手数料の額が、各市町ともに同額（3,400 円）となっている。																													
課題への対応																													
現行の条例を基に、鳥獣飼養許可（登録）に関する条例を整備する。																													
調整案																													
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()																									

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	地籍調査	小項目	地籍調査事業																								
事業名				協定項目	15 使用料、手数料等の取扱い																								
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 10 01 01																								
現況				分析																									
地籍調査 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">山口市</td> <td style="text-align: center;">小郡町</td> <td style="text-align: center;">秋穂町</td> <td style="text-align: center;">徳地町</td> <td style="text-align: center;">阿知須町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">成果の交付</td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: center;">未定</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td style="text-align: center;">未施</td> <td style="text-align: center;">未実施(地籍図、座標等の閲覧や写しは可能)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">手数料</td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: center;">未定</td> <td style="text-align: center;">一筆につき200円</td> <td style="text-align: center;">注</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付範囲</td> <td></td> <td style="text-align: center;">未定</td> <td colspan="2">一筆図形ほか(多角・各測点の座標を表示)</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 コピー代(複写機による公簿複写手数料)として、一枚につき50円(B4判以内、B4判を超えるものは一枚につき100円)</p>					山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	成果の交付	なし	未定	実施	未施	未実施(地籍図、座標等の閲覧や写しは可能)	手数料	なし	未定	一筆につき200円	注	なし	交付範囲		未定	一筆図形ほか(多角・各測点の座標を表示)			調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町																				
				成果の交付	なし	未定	実施	未施	未実施(地籍図、座標等の閲覧や写しは可能)																				
				手数料	なし	未定	一筆につき200円	注	なし																				
交付範囲		未定	一筆図形ほか(多角・各測点の座標を表示)																										
地籍調査成果の交付及び、閲覧についての手数料等の相違																													
課題への対応																													
・交付 一筆座標値の交付手数料 一筆につき 200円 図根多角点座標値の交付手数料 一路線につき 200円 その他成果の交付手数料 一件につき 200円 ・閲覧はすべて無料																													
調整案																													
() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																													

事務一元化現況・分析調書

大項目	行政委員会	中項目	農業委員会	小項目	組織・事務内容												
事業名	現況確認証明手数料			協定項目	15 使用料・手数料等の取扱い												
専門部会名	経済部会	分科会名	農業委員会分科会	コード	27 02 02 02												
現 況				分 析													
~ 現況比較 ~				調 整 上 の 課 題													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">山口市</th> <th style="width: 15%;">小郡町</th> <th style="width: 15%;">秋穂町</th> <th style="width: 15%;">徳地町</th> <th style="width: 15%;">阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現況確認証明手数料</td> <td>1件500円</td> <td>1件300円</td> <td>1件200円</td> <td>1件500円</td> <td>1件100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>現況確認証明事務： 非農地についての現況確認証明申請を受けて、申請地について他法令の規制の有無を確認した上で、申請地の現況を農業委員と事務局職員が調査し、非農地の確認・証明を行う事務。</p>				区分	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	現況確認証明手数料	1件500円	1件300円	1件200円	1件500円	1件100円	<p>現況確認証明事務については、手数料の金額について市・町間で相違がある。</p>	
区分	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町												
現況確認証明手数料	1件500円	1件300円	1件200円	1件500円	1件100円												
~ 平成14年度決算額 ~				課 題 へ の 対 応													
単位：千円				<p>現況確認証明事務については、農業委員と事務局職員が現地調査を行って非農地の確認を行い、当該確認に基づく証明事務である。したがって、調査及び証明事務に応分の費用を伴うため、金額について山口市・徳地町の例により手数料を徴収するものとする。</p> <p>また、1件の定義については、山口市の例により「1区画を形成する1団地」とする。</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">山口市</th> <th style="width: 15%;">小郡町</th> <th style="width: 15%;">秋穂町</th> <th style="width: 15%;">徳地町</th> <th style="width: 15%;">阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現況確認証明手数料</td> <td>42</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						区分	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町	現況確認証明手数料	42	6	10	3	0
区分	山口市	小郡町	秋穂町	徳地町	阿知須町												
現況確認証明手数料	42	6	10	3	0												
調 整 案				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>													

協議第34号

合併協定項目17

補助金、交付金等の取扱い

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町村税の状況			小項目	税制の状況(対象、税率等)																																
事業名	前納報償金制度				協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																																	
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会			コード	07-01-02-12																																
現況						分析																																	
前納報償制度						調整上の課題																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">山口市</th> <th style="width: 15%;">小郡町</th> <th style="width: 15%;">秋穂町</th> <th style="width: 15%;">阿知須町</th> <th style="width: 15%;">徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前納報償金の交付限度額</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">平成14年度より制度廃止</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td>交付率</td> <td style="text-align: center;">100分の0.5</td> <td style="text-align: center;">100分の0.4</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">100分の0.9</td> </tr> <tr> <td>算定月数に1ヶ月未満の端数がある場合の処理方法</td> <td style="text-align: center;">14日以下 = 切り捨てる 15日以上 = 1ヶ月とする</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td>報償金の端数処理の方法</td> <td style="text-align: center;">10円未満は切り捨てる</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td>交付しないこととする額</td> <td style="text-align: center;">10円未満</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">100円未満</td> </tr> </tbody> </table>						区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	前納報償金の交付限度額	平成14年度より制度廃止	10万円	同左	同左	同左	交付率	100分の0.5	100分の0.4	同左	100分の0.9	算定月数に1ヶ月未満の端数がある場合の処理方法	14日以下 = 切り捨てる 15日以上 = 1ヶ月とする	同左	同左	同左	報償金の端数処理の方法	10円未満は切り捨てる	同左	同左	同左	交付しないこととする額	10円未満	同左	同左	100円未満	<p>山口市は既に制度を廃止しているが、4町には引き続き本制度が存続しており、この制度の廃止、存続を問題点とした。</p>	
区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																		
前納報償金の交付限度額	平成14年度より制度廃止	10万円	同左	同左	同左																																		
交付率		100分の0.5	100分の0.4	同左	100分の0.9																																		
算定月数に1ヶ月未満の端数がある場合の処理方法		14日以下 = 切り捨てる 15日以上 = 1ヶ月とする	同左	同左	同左																																		
報償金の端数処理の方法		10円未満は切り捨てる	同左	同左	同左																																		
交付しないこととする額		10円未満	同左	同左	100円未満																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">平成14年度実績</th> <th style="width: 15%;">山口市</th> <th style="width: 15%;">小郡町</th> <th style="width: 15%;">秋穂町</th> <th style="width: 15%;">阿知須町</th> <th style="width: 15%;">徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付件数(件)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4,712</td> <td style="text-align: center;">1,934</td> <td style="text-align: center;">2,417</td> <td style="text-align: center;">2,673</td> </tr> <tr> <td>交付金額(千円)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">20,960</td> <td style="text-align: center;">2,244</td> <td style="text-align: center;">4,215</td> <td style="text-align: center;">5,299</td> </tr> </tbody> </table>						平成14年度実績	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	交付件数(件)	0	4,712	1,934	2,417	2,673	交付金額(千円)	0	20,960	2,244	4,215	5,299																
平成14年度実績	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																		
交付件数(件)	0	4,712	1,934	2,417	2,673																																		
交付金額(千円)	0	20,960	2,244	4,215	5,299																																		
<p>報償金の対象税目は、徳地町が個人市(町)民税及び固定資産税であり、小郡町、秋穂町及び阿知須町は固定資産税である。</p>						課題への対応																																	
						調整案																																	
						<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 合併年度及びこれに続く3年間に限り、旧4町の区域を対象地区として、固定資産税のみを対象税目に交付率を100分の0.5に統一して、制度を実施する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町村税の状況		小項目	税制の状況(対象、税率等)																				
事業名	たばこ販売組合補助金				協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																				
専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会		コード	07 01 02 14																				
現況					分析																					
<p style="text-align: center;">制度についての比較</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算出根拠</td> <td>1,800円×販売店舗数</td> <td>2,000円×販売店舗数</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成14年度実績</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付金額(千円)</td> <td>551</td> <td>142</td> <td>46</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">徳地町については、平成14年度から制度を廃止している。</p>					区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	算出根拠	1,800円×販売店舗数	2,000円×販売店舗数	同左	同左	平成14年度実績	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	交付金額(千円)	551	142	46	54	調整上の課題	
					区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町																	
					算出根拠	1,800円×販売店舗数	2,000円×販売店舗数	同左	同左																	
					平成14年度実績	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町																	
交付金額(千円)	551	142	46	54																						
徳地町には、補助制度がない。 制度がある1市3町は、補助単価について、山口市は1店舗あたり1,800円であるが、3町は1店舗あたり2,000円で相違がある。																										
課題への対応																										
補助制度がある1市3町は、平成18年度から制度を廃止する方向である。																										
調整案					<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																					

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	開発の状況	小項目	狭隘道路拡幅整備事業
事業名				協定項目	17 補助金、交付金の取扱い
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	11-02-05-01
現況			分析		
山口市		小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町		調整上の課題	
<p>山口市みどりの生活通り推進事業 補助金交付要綱</p> <p>(目的) 生垣の普及促進を図ることにより、緑あふれる潤いのある生活環境を確保すると共に、狭あいな道路を拡幅することにより安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(補助金交付の対象)</p> <p>(1) 道路に面する部分に延長が5 m以上の生垣を設置した場合 (2) 生垣を設置するために道路に面する部分にある門、塀等を撤去する工事を行う場合 (3) 建築基準法第42条第2項に規定する道路等の後退部分にある門、塀等を撤去する工事を行う場合</p> <p>(補助金額)</p> <p>(1) 生垣の設置に係る補助金の額は、1 mにつき3,500円を乗じた額とし、当該金額が50,000円を超える場合は、50,000円とする。 (2) 門、塀等の工作物を撤去する工事に係る補助金の額は、当該工事に係る費用の3分の1の額とし、当該金額が100,000円を超える場合は100,000円とする。</p> <p>狭あい道路拡幅整備要綱</p> <p>(目的) 狭あい道路に係る後退用地を確保し、道路として整備することにより狭あい道路の拡幅を促進し、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(寄附等による道路の整備) 狭あい道路に接する後退用地及び隅切り部分の土地で境界査定が成立したものについて寄附を受け、道路として、整備するものとする。</p> <p>(後退用地等に係る事務及び費用負担) 寄附等に設く後退用地等に係る測量、分筆及び登記に関する事務は市が行い、これらに要する費用は市が負担するものとする。</p> <p>山口市角地買い取り事業</p> <p>(制度の概要) 狭隘道路に接する敷地の土地所有者全員が、道路拡幅について合意した場合、その道路のみに接する拡幅部分の敷地は寄附により、また、角地の拡幅部分および隅切り部分は買い取りにより、幅員4 m以上の道路として整備するもの。</p> <p>(対象要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3以上の異なる地権者が所有する土地であること ・ 狭隘道路のみに接する敷地の拡幅部分を市に寄附すること。 <p>(買い取り単価の基準) 固定資産税評価額及び地価公示額を基準とし、市長が別に定める。</p> <p>(事業に関わる事務及び費用負担) この事業に伴う測量、分筆、登記等に関する事務及び道路の整備、並びに角地及び隅切り部分にある建築物及び工作物の撤去並びに敷地内への移転に要する費用は、市が負担するものとする。</p> <p>【根拠法令等】 山口市みどりの生活通り推進事業(補助金交付要綱、狭あい道路拡幅整備要綱) 山口市角地買い取り事業</p>		該当なし		<p>本事業は、建築基準法(都市計画区域内にある建築物の敷地は、幅員4 m以上の道路に2 m以上接していなければならない。)に基づき、都市計画区域内の快適な住環境を確保し、災害時の安全性を高めるうえで重要な役割を担う生活道路の拡幅を行おうとするものであり、山口市のみ実施している。</p>	
課題への対応					
<p>新市においても安全で快適なまちづくりのため、建築基準法に定める道路幅員の確保を進めていく必要があることから、山口市の例により調整することとする。(都市計画区域外は対象としない。)</p>					
調整案					
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>					

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	公園・緑化の状況	小項目	生け垣設置奨励補助事業
事業名				協定項目	17 補助金、交付金の取扱い
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	11-03-05-01
現況				分析	
山口市		小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町		調整上の課題	
<p>山口市みどりの生活通り推進事業 補助金交付要綱</p> <p>(目的) 生垣の普及促進を図ることにより、緑あふれる潤いのある生活環境を確保すると共に、狭い道路を拡幅することにより安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>(補助金交付の対象)</p> <p>(1) 道路に面する部分に延長が5m以上の生垣を設置した場合 (2) 生垣を設置するために道路に面する部分にある門、塀等を撤去する工事を行う場合 (3) 建築基準法第42条第2項に規定する道路等の後退部分にある門、塀等を撤去する工事を行う場合</p> <p>(生け垣の要件)</p> <p>補助金交付の対象となる生け垣は、次の要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 原則として樹木は、支柱等に結束し、植栽後の高さは0.9m以上及び植栽間隔1mにつき3本以上とし、植栽後の生け垣は外部から眺望できること。 (2) 少なくとも5年間は活用できるものであること。 (3) 樹木の種類、植栽場所が適切であること。 (4) 交通、隣地等の障害とならないよう、維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(補助金額)</p> <p>(1) 生垣の設置に係る補助金の額は、1mにつき3,500円を乗じた額とし、当該金額が50,000円を超える場合は、50,000円とする。 (2) 門、塀等の工作物を撤去する工事に係る補助金の額は、当該工事に係る費用の3分の1の額とし、当該金額が100,000円を超える場合は100,000円とする。</p> <p>【根拠法令等】 山口市みどりの生活通り推進事業(補助金交付要綱)</p>		該当なし		<p>本事業は、生け垣の普及促進を図ることにより緑あふれる潤いのある生活環境を確保するとともに、狭い道路を拡幅することにより安全で快適なまちづくりを推進することを目的とし、都市計画区域内の生け垣の設置工事を行う者に対し、補助金を交付しようとするものであり、山口市のみ実施している。</p>	
課題への対応					
<p>緑あふれる潤いのある生活環境の確保と安全で快適なまちづくりを進めていく必要があることから、新市においても継続することとし、山口市の例により調整することとする。(都市計画区域外は対象としない。)</p>					
調整案					
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>					

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	開発の状況	小項目	緑化の推進
事業名	都市緑化祭			協定項目	17 補助金、交付金の取扱い
専門部会名	建設部会	分科会名	都市計画分科会	コード	11-03-06-03
現況				分析	
山口市		小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町		調整上の課題	
<p>目的 ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境づくりのため、都市の骨格となる緑を系統的に整備するとともに市民の関係諸団体の積極的な参加と協力により総合的に都市緑化の推進を図る。このため、“都市に緑と公園を”をテーマに市民の理解と協力を得ることを目的に毎年、都市緑化祭を開催している。</p> <p>開催日 毎年10月</p> <p>会場 市内都市公園</p> <p>主催 山口市（都市緑化祭実行委員会）</p> <p>後援 山口県 山口市緑化推進協議会</p> <p>協賛 山口市造園協会（造園業者11社）</p> <p>内容 式典、剪定実技講習、緑化相談、苗木の販売、モデル庭園</p> <p>補助金 都市緑化祭実行委員会補助金 600,000円（平成14年度）</p>		該当なし		<p>山口市のみ都市緑化月間に合わせ毎年10月に実施している。</p>	
課題への対応					
<p>新市全体のイベントとして実施することとするが、規模の拡大に伴う内容の検討や関係団体との調整等が必要なことから、当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>					
調整案					
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>					

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	公園・緑化の状況	小項目	緑化の推進																																																																									
事業名	保存樹等補助金	分科会名	都市計画分科会	協定項目	17 補助金、交付金の取扱い																																																																									
専門部会名	建設部会			コード	11-03-06-04																																																																									
現況			分析																																																																											
山口市			小郡町・秋穂町・徳地町・阿知須町																																																																											
<p>良好な環境を保存するために、基準に該当する樹木等を保存樹又は保存樹林として指定し、枯損の防止、病虫害防除、その他保存にかかる経費を補助することで、指定保存樹等の保存を図る。</p> <p>保存樹・保存樹林指定一覧表 (樹木の部)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定番号</th> <th>樹種名</th> <th>所在地</th> <th>C=幹周(1.5m高) H=高さ(m)</th> <th>指定年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>クスノキ</td><td>大内御堀4177</td><td>C=9.9 H=17.6</td><td>平成2年度</td></tr> <tr><td>2</td><td>タブノキ</td><td>黒川2823</td><td>C=3.9 H=18.0</td><td>〃</td></tr> <tr><td>3</td><td>クロマツ</td><td>下小鯖1170</td><td>C=3.1 H=19.5</td><td>〃</td></tr> <tr><td>4</td><td>イチイガシ</td><td>宮野上2769</td><td>C=3.4 H=14.3</td><td>〃</td></tr> <tr><td>5</td><td>モッコク</td><td>陶2958</td><td>C=2.0 H=13.1</td><td>〃</td></tr> <tr><td>6</td><td>マキノキ</td><td>下小鯖1418</td><td>C=2.0 H=4.3</td><td>〃</td></tr> <tr><td>7</td><td>クスノキ</td><td>佐山1826</td><td>C=3.5 H=14.0</td><td>〃</td></tr> <tr><td>8</td><td>イチヨウ</td><td>黒川138</td><td>C=3.2 H=19.2</td><td>〃</td></tr> <tr><td>9</td><td>ヤブツバキ</td><td>黒川3142</td><td>C=2.1 H=6.6</td><td>〃</td></tr> <tr><td>10</td><td>イチヨウ</td><td>黒川1342</td><td>C=2.6 H=21.3</td><td>〃</td></tr> <tr><td>11</td><td>アカマツ</td><td>香山町7-1</td><td>C=2.5 H=17.7</td><td>平成9年度</td></tr> </tbody> </table> <p>(樹林の部)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定番号</th> <th>樹種名</th> <th>所在地</th> <th>面積(m²)</th> <th>指定年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>エノキ・クスノキ・モチノキ・スギ・モッコク・モミ</td> <td>大字矢原</td> <td>10,000</td> <td>平成2年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 山口市の生活環境の保全に関する条例(抜粋) (保存樹等の指定) 第7条 市長は、良好な環境を保全するために必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又は樹林の集団を、その所有者の同意を得て、保存樹又は保存樹林(以下「保存樹等」という。)として指定することができる。 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、その所有者に対し、保存樹等の枯損の防止その他保存に関し、必要な助言又は援助をすることができる。</p> <p>保存樹等の指定に伴う補助金交付要綱(抜粋) (補助金の交付対象) 市長は、保存樹等の保存に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内において、次により補助金を交付するものとする。 (1) 保存樹等の病虫害防除に要する経費の2分の1以内の額 (2) 保存樹等の保全に要する経費の2分の1以内の額</p>			指定番号	樹種名	所在地	C=幹周(1.5m高) H=高さ(m)	指定年度	1	クスノキ	大内御堀4177	C=9.9 H=17.6	平成2年度	2	タブノキ	黒川2823	C=3.9 H=18.0	〃	3	クロマツ	下小鯖1170	C=3.1 H=19.5	〃	4	イチイガシ	宮野上2769	C=3.4 H=14.3	〃	5	モッコク	陶2958	C=2.0 H=13.1	〃	6	マキノキ	下小鯖1418	C=2.0 H=4.3	〃	7	クスノキ	佐山1826	C=3.5 H=14.0	〃	8	イチヨウ	黒川138	C=3.2 H=19.2	〃	9	ヤブツバキ	黒川3142	C=2.1 H=6.6	〃	10	イチヨウ	黒川1342	C=2.6 H=21.3	〃	11	アカマツ	香山町7-1	C=2.5 H=17.7	平成9年度	指定番号	樹種名	所在地	面積(m ²)	指定年度	1	エノキ・クスノキ・モチノキ・スギ・モッコク・モミ	大字矢原	10,000	平成2年度	<p>該当なし</p>			<p>本事業は、良好な環境を保全することを目的とし、所有者の同意を得て保存樹又は保存樹林を指定し、指定保存樹等の保存のため必要に応じ補助金を交付しようとするものであり、山口市のみ実施している。</p>		
指定番号	樹種名	所在地	C=幹周(1.5m高) H=高さ(m)	指定年度																																																																										
1	クスノキ	大内御堀4177	C=9.9 H=17.6	平成2年度																																																																										
2	タブノキ	黒川2823	C=3.9 H=18.0	〃																																																																										
3	クロマツ	下小鯖1170	C=3.1 H=19.5	〃																																																																										
4	イチイガシ	宮野上2769	C=3.4 H=14.3	〃																																																																										
5	モッコク	陶2958	C=2.0 H=13.1	〃																																																																										
6	マキノキ	下小鯖1418	C=2.0 H=4.3	〃																																																																										
7	クスノキ	佐山1826	C=3.5 H=14.0	〃																																																																										
8	イチヨウ	黒川138	C=3.2 H=19.2	〃																																																																										
9	ヤブツバキ	黒川3142	C=2.1 H=6.6	〃																																																																										
10	イチヨウ	黒川1342	C=2.6 H=21.3	〃																																																																										
11	アカマツ	香山町7-1	C=2.5 H=17.7	平成9年度																																																																										
指定番号	樹種名	所在地	面積(m ²)	指定年度																																																																										
1	エノキ・クスノキ・モチノキ・スギ・モッコク・モミ	大字矢原	10,000	平成2年度																																																																										
			課題への対応																																																																											
			<p>市民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて、良好な環境が極めて重要であることから、新市においても継続することとし、山口市の例により調整することとする。</p>																																																																											
			調整案																																																																											
			<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	環境衛生		中項目	ごみ処理の状況		小項目	ごみ処理に関する施策																																																							
事業名	ごみ収集場所整備費補助金					協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																																																							
専門部会名	環境部会		分科会名	環境衛生分科会		コード	16-02-04-01																																																							
現況						分析																																																								
ごみ集積施設整備費補助金						調整上の課題																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>徳地町</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付先</td> <td></td> <td>町内会等</td> <td>町内で設置する集積施設</td> <td>町内で設置する集積施設</td> <td>各自治会が設置するゴミ集積箱・分別収集施設</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>補助対象事業</td> <td></td> <td>ごみ集積施設整備事業</td> <td>ごみ集積施設整備事業</td> <td>ごみ集積施設整備事業</td> <td>分別収集施設整備事業 ゴミ集積箱設置事業</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助金の額</td> <td>補助率</td> <td>経費の2分の1</td> <td>経費の2分の1</td> <td>施設容器及び 収納施設</td> <td>資材費、人件費及び町長が必要と認める経費の3分の1</td> <td>分別収集施設整備事業</td> <td>2分の1以内</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>散乱防止用品 2万円 収納容器設置 4万円 収納施設建設 50万円</td> <td>施設 50万円 タンク方式の使用材料購入費 4万円</td> <td>大型収納施設</td> <td>施設設置に要する経費の2分の1</td> <td>ゴミ集積箱設置事業</td> <td>3分の1以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度実績</td> <td>件数</td> <td>71件</td> <td>14件</td> <td>6件</td> <td>分別収集施設整備事業</td> <td>5件 233千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>5,267千円</td> <td>2,398千円</td> <td>280千円</td> <td>ゴミ集積箱設置事業</td> <td>22件 391千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								山口市	小郡町	秋穂町	徳地町			交付先		町内会等	町内で設置する集積施設	町内で設置する集積施設	各自治会が設置するゴミ集積箱・分別収集施設			補助対象事業		ごみ集積施設整備事業	ごみ集積施設整備事業	ごみ集積施設整備事業	分別収集施設整備事業 ゴミ集積箱設置事業			補助金の額	補助率	経費の2分の1	経費の2分の1	施設容器及び 収納施設	資材費、人件費及び町長が必要と認める経費の3分の1	分別収集施設整備事業	2分の1以内	上限額	散乱防止用品 2万円 収納容器設置 4万円 収納施設建設 50万円	施設 50万円 タンク方式の使用材料購入費 4万円	大型収納施設	施設設置に要する経費の2分の1	ゴミ集積箱設置事業	3分の1以内	平成14年度実績	件数	71件	14件	6件	分別収集施設整備事業	5件 233千円		補助金額	5,267千円	2,398千円	280千円	ゴミ集積箱設置事業	22件 391千円		<ul style="list-style-type: none"> 阿知須町以外は補助金を出している。 阿知須町は、公共用地に町費で設置している。 補助金の補助率と上限額に相違がある。 		
		山口市	小郡町	秋穂町	徳地町																																																									
交付先		町内会等	町内で設置する集積施設	町内で設置する集積施設	各自治会が設置するゴミ集積箱・分別収集施設																																																									
補助対象事業		ごみ集積施設整備事業	ごみ集積施設整備事業	ごみ集積施設整備事業	分別収集施設整備事業 ゴミ集積箱設置事業																																																									
補助金の額	補助率	経費の2分の1	経費の2分の1	施設容器及び 収納施設	資材費、人件費及び町長が必要と認める経費の3分の1	分別収集施設整備事業	2分の1以内																																																							
	上限額	散乱防止用品 2万円 収納容器設置 4万円 収納施設建設 50万円	施設 50万円 タンク方式の使用材料購入費 4万円	大型収納施設	施設設置に要する経費の2分の1	ゴミ集積箱設置事業	3分の1以内																																																							
平成14年度実績	件数	71件	14件	6件	分別収集施設整備事業	5件 233千円																																																								
	補助金額	5,267千円	2,398千円	280千円	ゴミ集積箱設置事業	22件 391千円																																																								
						課題への対応																																																								
						<ul style="list-style-type: none"> 新市においては、全域において補助金を出す方向で調整する。 補助金の補助率及び上限額については、山口市の例により調整する。 																																																								
						調整案																																																								
*阿知須町は該当なし。						<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 																																																								

事務一元化現況・分析調書

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ処理に関する施策
事業名	家庭用生ごみ処理容器等購入補助金			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境衛生分科会	コード	16-02-04-03
現況				分析	
<p>家庭用生ごみ処理容器等購入補助金 (概要) 家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を推進するため、生ごみ自家処理容器を設置する者に対する補助金。</p>				調整上の課題	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
補助金交付対象者及び対象事業	市内住所を有する者	町内在住者	ごみ減量化奨励事業	町内に住所を有しかつ居住している者	町内の一般家庭又は事業所
	市内販売店で対象品目を購入	県内販売店で対象品目を購入	その他町長が特に認めた事業	対象品目を購入しかつ適正に維持管理	毎年度、一世帯又は一事業所に対し一個を限度
				堆肥化された生ごみを適正に処理できるもの	町内販売店で対象品目を購入
補助対象品目	土を利用するコンポスト電動生ごみ処理機 EM菌を使用する処理容器	生ごみ処理容器 電動生ごみ処理機	コンポスター電動生ごみ処理機 キッチンサイクラー	生ごみ減量容器 電動生ごみ処理機	生ごみ減量容器 電動生ごみ処理機
補助率	2分の1以内	2分の1	2分の1以内	1世帯2基まで。 3分の1以内	2分の1以内
限度額	電動以外：2,500円 (1世帯2個まで)	電動以外：2,500円	コンポスター、キッチンサイクラー：2,000円 (環衛連幹旋に限)	電動以外：6,600円 (1基)	電動以外：2,500円
	電動：20,000円 (1世帯1基まで)	電動：20,000円	電動：10,000円 (市販物) 町長が認めた事業： その都度	電動：10,000円(1基)	電動：20,000円
平成14年度実績	コン：55基 電動：233基 EM：30基 4,781千円	コン：12基 電動：37基 402千円	コン：18基 電動：2基 キッチン：2基 60千円	コン：8基 電動：58基 591千円	コン：14基 電動：21基 238千円
	課題への対応				
	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量のため、家庭用生ごみ処理容器の普及は必要であり、そのためには補助制度は有効である。 補助対象品目や補助率及び補助限度額については、山口市の例により調整する。 購入場所のエリアの限定は、家庭用生ごみ処理容器の普及を主とすることから無しとする。 				
調整案					
<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 					

事務一元化現況・分析調書

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ処理に関する施策
事業名	資源ごみ回収事業報奨金			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境衛生分科会	コード	16-02-04-04
現況				分析	
資源ごみ回収事業報奨金について				調整上の課題	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
奨励金交付対象者	自治会・子ども会等	リサイクル事業を実施した地区及び団体	環衛連、婦人会、子ども会、PTA、老人クラブ等	婦人会、PTA、子ども会、老人クラブ等	自治会、育友会、PTA、子ども会、婦人会、老人クラブ等
対象物	古紙類 古布類 金属類 缶類 びん類	古紙類 繊維類 金属類 びん類 紙パック	古紙類 繊維類 金属類 びん類 紙パック	古紙・雑誌 繊維類 鉄類 びん類 紙類	古紙類 繊維類 金属類 びん類
報奨金額 (1kgあたり)	5円(*H14から) (H13までは6円)	8円	5円	古紙・雑誌は10円 その他は5円	5円 (雑誌は10円)
平成14年度実績について				課題への対応	
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
回収量					
古紙類	2,624t	657t	1t	143t	174t
繊維類(古布)	46t	6t	0t	3t	1t
金属類	15t	27t	1t	3t	1t
缶類	83t	41t	11t	6t	2t
びん類	70t	5t	3t	3t	15t
合計	2,838t	736t	16t	158t	193t
	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
補助実績					
団体数	196	40	20	3	5
補助金額	14,189千円	5,886千円	83千円	844千円	1,225千円
根拠法令等 山口市資源回収推進事業奨励金交付要綱 小郡町リサイクル事業奨励金交付要綱 秋穂町資源リサイクル事業報奨金交付要綱 阿知須町資源再利用化事業奨励金交付要綱 徳地町資源再利用化事業奨励金交付要綱				調整案	
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ処理に関する施策																		
事業名	資源ごみ回収事業奨励金			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																		
専門部会名	環境部会	分科会名	環境衛生分科会	コード	16-02-04-05																		
現況				分析																			
<p style="text-align: center;">資源ごみ回収事業奨励金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">山口市</th> <th style="text-align: center;">小郡町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>趣旨・目的</td> <td>営利を目的としない団体が回収した資源物を資源回収した事業者に対して奨励金を交付することにより、一般廃棄物の減量及び資源化の充実に図る。</td> <td>地域及び公共団体が収集した資源物を資源回収する業者に対して奨励金を交付することにより、ごみの減量、資源化の一層の充実に図ることを目的とする。</td> </tr> <tr> <td>対象品目</td> <td>雑誌 段ボール 新聞 スチール缶 その他</td> <td>搬入雑誌 回収雑誌 搬入鉄 回収鉄 バイク</td> </tr> <tr> <td>奨励金額 (1kgあたり)</td> <td>雑誌 8円 段ボール 9円 新聞 2円 スチール缶 2円 その他 1円</td> <td>搬入雑誌 5円 回収雑誌 8円 搬入鉄 4円 回収鉄 6円 バイク 2,500円</td> </tr> <tr> <td>登録業者数</td> <td style="text-align: center;">8業者</td> <td style="text-align: center;">1業者</td> </tr> <tr> <td>平成14年度実績</td> <td style="text-align: center;">11,541千円</td> <td style="text-align: center;">1,779千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*秋穂町、阿知須町、徳地町には制度がない。</p>					山口市	小郡町	趣旨・目的	営利を目的としない団体が回収した資源物を資源回収した事業者に対して奨励金を交付することにより、一般廃棄物の減量及び資源化の充実に図る。	地域及び公共団体が収集した資源物を資源回収する業者に対して奨励金を交付することにより、ごみの減量、資源化の一層の充実に図ることを目的とする。	対象品目	雑誌 段ボール 新聞 スチール缶 その他	搬入雑誌 回収雑誌 搬入鉄 回収鉄 バイク	奨励金額 (1kgあたり)	雑誌 8円 段ボール 9円 新聞 2円 スチール缶 2円 その他 1円	搬入雑誌 5円 回収雑誌 8円 搬入鉄 4円 回収鉄 6円 バイク 2,500円	登録業者数	8業者	1業者	平成14年度実績	11,541千円	1,779千円	調整上の課題	
					山口市	小郡町																	
				趣旨・目的	営利を目的としない団体が回収した資源物を資源回収した事業者に対して奨励金を交付することにより、一般廃棄物の減量及び資源化の充実に図る。	地域及び公共団体が収集した資源物を資源回収する業者に対して奨励金を交付することにより、ごみの減量、資源化の一層の充実に図ることを目的とする。																	
				対象品目	雑誌 段ボール 新聞 スチール缶 その他	搬入雑誌 回収雑誌 搬入鉄 回収鉄 バイク																	
				奨励金額 (1kgあたり)	雑誌 8円 段ボール 9円 新聞 2円 スチール缶 2円 その他 1円	搬入雑誌 5円 回収雑誌 8円 搬入鉄 4円 回収鉄 6円 バイク 2,500円																	
登録業者数	8業者	1業者																					
平成14年度実績	11,541千円	1,779千円																					
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利を目的としない団体が回収した資源物を資源回収した業者に対して奨励金を山口市、小郡町は交付しているが、秋穂町、阿知須町、徳地町には制度がない。 ・ 対象品目と奨励金額に相違がある。 																			
				課題への対応																			
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源ごみ回収事業の推進及び業者の育成においても存続が望ましい。 ・ 奨励金額は相場を考慮した金額とする必要があり、その都度調整する。 ・ 対象品目については、統一する方向で検討する。 																			
				調整案																			
				<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 																			

事務一元化現況・分析調書

大項目	環境保全	中項目	環境保全関係団体の状況			小項目	環境保全関係団体等への助成等																																																																								
事業名	補助金					協定項目	17 補助金、交付金の取扱い																																																																								
専門部会名	環境部会	分科会名	環境保全分科会			コード	17-06-02-01																																																																								
現況						分析																																																																									
環境保全関係団体等に対する補助金の状況（平成16年度予算額） <div style="text-align: right;">（単位：円）</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名目</th> <th style="width: 10%;">山口市</th> <th style="width: 10%;">小郡町</th> <th style="width: 10%;">秋穂町</th> <th style="width: 10%;">阿知須町</th> <th style="width: 10%;">徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口子どもエコクラブ補助金</td> <td>27,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公衆浴場組合運営費補助金</td> <td>500,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口市環境を守る会補助金</td> <td>923,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口食品衛生協会補助金</td> <td>90,000</td> <td>5,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境衛生推進協議会補助金</td> <td></td> <td>600,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公衆浴場経営安定化対策事業補助金</td> <td></td> <td>520,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>割り箸回収エコ活動</td> <td></td> <td>50,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境衛生連合会補助金</td> <td></td> <td></td> <td>2,090,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿知須町環境衛生組合連合会補助金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,169,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リサイクル活動連絡協議会補助金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>徳地町環境衛生推進協議会補助金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>180,000</td> </tr> </tbody> </table>						名目	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	山口子どもエコクラブ補助金	27,000					公衆浴場組合運営費補助金	500,000					山口市環境を守る会補助金	923,000					山口食品衛生協会補助金	90,000	5,000				環境衛生推進協議会補助金		600,000				公衆浴場経営安定化対策事業補助金		520,000				割り箸回収エコ活動		50,000				環境衛生連合会補助金			2,090,000			阿知須町環境衛生組合連合会補助金				1,169,000		リサイクル活動連絡協議会補助金				45,000		徳地町環境衛生推進協議会補助金					180,000	調整上の課題	
						名目	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																																																				
						山口子どもエコクラブ補助金	27,000																																																																								
						公衆浴場組合運営費補助金	500,000																																																																								
山口市環境を守る会補助金	923,000																																																																														
山口食品衛生協会補助金	90,000	5,000																																																																													
環境衛生推進協議会補助金		600,000																																																																													
公衆浴場経営安定化対策事業補助金		520,000																																																																													
割り箸回収エコ活動		50,000																																																																													
環境衛生連合会補助金			2,090,000																																																																												
阿知須町環境衛生組合連合会補助金				1,169,000																																																																											
リサイクル活動連絡協議会補助金				45,000																																																																											
徳地町環境衛生推進協議会補助金					180,000																																																																										
1. 公衆浴場への補助金が、山口市と小郡町に補助金があり、1軒当たりの補助額に相違がある。（公衆浴場数：山口市2軒、小郡町1軒） 2. 各市町における環境衛生推進協議会の体制・取り組み・補助額に大きな差がある。																																																																															
課題への対応																																																																															
1. 公衆浴場に対する補助金は、新市移行後5年を目途に減額していく。 2. 市町独自の取り組み事業に係る補助金の取扱いについては、当面継続することとし、統廃合できるものについては、今後検討し進めていく。																																																																															
調整案																																																																															
() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																																																																															

事務一元化現況・分析調書

大項目	環境保全	中項目	その他環境保全対策		小項目	浄化槽等の普及
事業名	合併処理浄化槽等の設置補助				協定項目	17 補助金、交付金の取扱い
専門部会名	環境部会	分科会名	環境保全分科会		コード	17-07-01-01
現況					分析	
合併処理浄化槽設置整備事業補助金 補助限度額					調整上の課題	
					補助限度額に差がある。 (1) 一般地域において 国・県補助基準額を採用した地区(山口・阿知須) 国・県補助基準額に1割を加算した地区(秋穂) 国・県補助基準額に10万円を加算した地区(小郡) (2) 公共下水道の整備される見込みのない地域に大幅な加算をした地区(小郡)がある。 (3) 清流保全指定地域として、国・県補助基準額に5万円を加算した地区がある。	
					課題への対応	
					1. 公共下水道認可区域外・農業集落排水等処理区域外については、合併処理浄化槽の設置に補助制度を設け、普及促進を図っているところであるが、各市町の補助基準額が過去の経緯・地域の特殊事情から決定されており、公共下水道接続者との間に個人負担の差が生じている。こうしたことから、個人負担額の削減により、不公平感の解消を図る。 2. 一般地域の補助限度額は、山口市・阿知須町で適用の額(国・県補助基準額)に一律5万円加算の額とする。 3. 小郡町については、当面、現行の補助額とし、5年以内に調整する。	
					調整案	
					() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

地域 人槽区分	山口市・阿知須町	小郡町		秋穂町	徳地町
	一般地域	将来に渡り公共下水道の整備される見込みのない地域(奥畑、前畑、新町西の一部)	左記以外の地域	一般地域	佐波川清流保全条例指定地域
5人槽	354,000円	888,000円	454,000円	389,000円	404,000円
6~7人槽	411,000円	1,026,000円	511,000円	452,000円	461,000円
8~10人層	519,000円	1,296,000円	619,000円	570,000円	569,000円

平成14年度実績

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	1市4町計
設置件数(件)	452	4	33	40	80	609
補助金額(千円)	177,420	2,936	14,152	16,518	35,911	246,937

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校																														
事業名	私立幼稚園助成（就園奨励費補助）			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																														
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会	コード	18-01-01-07(09)																														
現況				分 析																															
山口市・小郡町・阿知須町・徳地町				調整上の課題																															
<p>○目的 私立幼稚園の設置者が保護者に対して授業料等の減免をする場合に補助金の交付を行う。</p> <p>○補助の対象 私立幼稚園設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児以上の幼児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">補 助 限 度 年 額</th> </tr> <tr> <th>1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）</th> <th>同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）</th> <th>同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子降）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度の納付すべき市町民税が非課税となる世帯</td> <td style="text-align: center;">137,700 円</td> <td style="text-align: center;">196,000 円</td> <td style="text-align: center;">253,000 円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市町民税の所得割が非課税となる世帯</td> <td style="text-align: center;">104,900 円</td> <td style="text-align: center;">176,000 円</td> <td style="text-align: center;">246,000 円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市町民税の所得割課税の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。）が8,800円以下となる世帯</td> <td style="text-align: center;">80,400 円</td> <td style="text-align: center;">161,000 円</td> <td style="text-align: center;">241,000 円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市町民税の所得割課税の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。）が8,800円を超え、102,100円以下となる世帯</td> <td style="text-align: center;">56,500 円</td> <td style="text-align: center;">147,000 円</td> <td style="text-align: center;">237,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	補 助 限 度 年 額			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子降）	生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度の納付すべき市町民税が非課税となる世帯	137,700 円	196,000 円	253,000 円	当該年度に納付すべき市町民税の所得割が非課税となる世帯	104,900 円	176,000 円	246,000 円	当該年度に納付すべき市町民税の所得割課税の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。）が8,800円以下となる世帯	80,400 円	161,000 円	241,000 円	当該年度に納付すべき市町民税の所得割課税の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。）が8,800円を超え、102,100円以下となる世帯	56,500 円	147,000 円	237,000 円	<p>・ 秋穂町には、制度が無いいため、町民が他市町の私立幼稚園へ入園しても補助金の交付がない。</p>								
区 分	補 助 限 度 年 額																																		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子降）																																
生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度の納付すべき市町民税が非課税となる世帯	137,700 円	196,000 円	253,000 円																																
当該年度に納付すべき市町民税の所得割が非課税となる世帯	104,900 円	176,000 円	246,000 円																																
当該年度に納付すべき市町民税の所得割課税の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。）が8,800円以下となる世帯	80,400 円	161,000 円	241,000 円																																
当該年度に納付すべき市町民税の所得割課税の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。）が8,800円を超え、102,100円以下となる世帯	56,500 円	147,000 円	237,000 円																																
				課題への対応																															
				<p>・ この制度は、新市全域において継続して実施する。</p>																															
<p>秋穂町 該当なし</p>																																			
<p>【補助実績額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">私立幼稚園数</th> <th colspan="2">平成14年度</th> </tr> <tr> <th>対象園児数(人)</th> <th>補助額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口市</td> <td style="text-align: center;">10園</td> <td style="text-align: center;">1,080</td> <td style="text-align: center;">72,043</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td style="text-align: center;">2園</td> <td style="text-align: center;">312</td> <td style="text-align: center;">19,543</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td style="text-align: center;">無し</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td style="text-align: center;">1園</td> <td style="text-align: center;">102</td> <td style="text-align: center;">7,021</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td style="text-align: center;">1園</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">14園</td> <td style="text-align: center;">1,494</td> <td style="text-align: center;">98,607</td> </tr> </tbody> </table>					私立幼稚園数	平成14年度		対象園児数(人)	補助額(千円)	山口市	10園	1,080	72,043	小郡町	2園	312	19,543	秋穂町	無し	0	0	阿知須町	1園	102	7,021	徳地町	1園	0	0	合計	14園	1,494	98,607	調 整 案	
	私立幼稚園数	平成14年度																																	
		対象園児数(人)	補助額(千円)																																
山口市	10園	1,080	72,043																																
小郡町	2園	312	19,543																																
秋穂町	無し	0	0																																
阿知須町	1園	102	7,021																																
徳地町	1園	0	0																																
合計	14園	1,494	98,607																																
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 秋穂町を除く1市3町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																															

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校																								
事業名	私立幼稚園助成（運営費補助）			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																								
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務分科会	コード	18-01-01-08																								
現況		現況		分析																									
山口市		阿知須町		調整上の課題																									
<p>私立幼稚園運営費助成</p> <p>補助の対象：山口市内私立幼稚園10園 補助の対象事業：幼児教育振興事業とする。 補助額：予算の範囲内 ・16年度予算 6,000千円</p> <p>運営費補助実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>5,999千円</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>5,999千円</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>6,000千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>6,000千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>6,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 ・学校法人に対する助成に関する規則</p>			補助額	平成10年度	5,999千円	平成11年度	5,999千円	平成12年度	6,000千円	平成13年度	6,000千円	平成14年度	6,000千円	<p>阿知須町私立幼稚園の助成</p> <p>趣旨：町内の私立幼稚園の幼児教育振興を図るため、町が私立幼稚園の運営費及び研修費の一部を助成することに関して必要な事項を定めるものとする。 補助の対象：町内私立幼稚園 1園 補助額：予算の範囲内 ・16年度予算 338千円</p> <p>運営費補助実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>338千円</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>338千円</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>338千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>338千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>338千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 ・阿知須町私立幼稚園の助成に関する要綱</p>			補助額	平成10年度	338千円	平成11年度	338千円	平成12年度	338千円	平成13年度	338千円	平成14年度	338千円	<p>・算出根拠が異なる。</p>	
	補助額																												
平成10年度	5,999千円																												
平成11年度	5,999千円																												
平成12年度	6,000千円																												
平成13年度	6,000千円																												
平成14年度	6,000千円																												
	補助額																												
平成10年度	338千円																												
平成11年度	338千円																												
平成12年度	338千円																												
平成13年度	338千円																												
平成14年度	338千円																												
小郡町		秋穂町・徳地町		課題への対応																									
<p>私立幼稚園振興費補助</p> <p>趣旨：町内の私立幼稚園に就園している園児の幼児教育の振興を図るため、補助する。 補助の対象：町内私立幼稚園2園 補助の対象事業：幼児教育振興事業とする。 補助額：予算の範囲内 ・16年度予算 600千円（300千円×2園）</p> <p>運営費補助実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>600千円</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>600千円</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>600千円</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>600千円</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>600千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 ・交付要綱なし</p>			補助額	平成10年度	600千円	平成11年度	600千円	平成12年度	600千円	平成13年度	600千円	平成14年度	600千円	<p>該当なし</p>		<p>・補助は継続するが、新市において、私学振興審議会等を設置し、補助のあり方を検討し、統一した制度へ速やかに調整する。</p>													
	補助額																												
平成10年度	600千円																												
平成11年度	600千円																												
平成12年度	600千円																												
平成13年度	600千円																												
平成14年度	600千円																												
				調整案																									
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																									

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校																																							
事業名	私立幼稚園助成（施設整備費補助）			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																																							
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務分科会	コード	18-01-01-10																																							
現況			分 析																																									
山 口 市		阿 知 須 町		調 整 上 の 課 題																																								
<p>補助の対象 私立学校振興助成法により学校法人へ補助金を支出することができる。</p> <p>【補助実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助額（千円）</th> <th>対象園数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成9年度</td> <td>2,000</td> <td>1園</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校振興助成法 ・学校法人に対する助成に関する規則 		区分	補助額（千円）	対象園数	平成9年度	2,000	1園	平成10年度	0	-	平成11年度	0	-	平成12年度	0	-	平成13年度	0	-	平成14年度	0	-	<p>補助の対象等 町長は、国の要綱第3項に規定する事業（アスベスト対策工事を除く。）を行う学校法人に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金の交付対象となる経費は、国の要綱に定める補助金（以下「国庫補助金」という。）の算定の基礎となった経費とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助額（千円）</th> <th>対象園数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>2,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>2,000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>1,397</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿知須町私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱 		区分	補助額（千円）	対象園数	平成10年度	0	0	平成11年度	2,000	1	平成12年度	2,000	1	平成13年度	1,397	1	平成14年度	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・小郡町・秋穂町、徳地町には制度がない。 ・補助金の算出方法に相違がある。 	
区分	補助額（千円）	対象園数																																										
平成9年度	2,000	1園																																										
平成10年度	0	-																																										
平成11年度	0	-																																										
平成12年度	0	-																																										
平成13年度	0	-																																										
平成14年度	0	-																																										
区分	補助額（千円）	対象園数																																										
平成10年度	0	0																																										
平成11年度	2,000	1																																										
平成12年度	2,000	1																																										
平成13年度	1,397	1																																										
平成14年度	0	0																																										
小郡町・秋穂町・徳地町 該当なし				課 題 へ の 対 応																																								
				<ul style="list-style-type: none"> ・補助は継続するが、新市において、私学振興審議会等を設置し、補助のあり方を検討し、統一した制度へ速やかに調整する。 																																								
				調 整 案																																								
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																								

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校																																																				
事業名	私立幼稚園助成（障害児教育費補助）			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																																																				
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務分科会	コード	18-01-01-11																																																				
現況				分 析																																																					
<p>〔私立幼稚園障害児教育補助金〕</p> <p>趣旨 私立幼稚園における障害児教育の振興を図るため、財団法人山口県私立幼稚園協会が行う障害児教育費補助事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>補助の対象等 毎年度予算の範囲内において、協会が次の各号のいずれにも該当する補助事業を行うために要する経費について、その一部を協会に対し、補助金として交付する。</p> <p>(1)障害児認定要領に定める障害児の在園する私立幼稚園に対し、協会が補助金を交付する事業 (2)県から市の補助金の額と同額以上の当該補助事業に係る補助金を受けて行う事業</p> <p>障 害 児 認 定 要 領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の種類</th> <th>障 害 の 程 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 覚 障 害</td> <td>身体障害者障害程度等級表の6級</td> </tr> <tr> <td>聴 覚 障 害</td> <td>身体障害者障害程度等級表の6級</td> </tr> <tr> <td>肢 体 不 自 由</td> <td>身体障害者障害程度等級表の7級</td> </tr> <tr> <td>病 弱 ・ 虚 弱</td> <td>先天的又は後天的な原因により身体諸機能の異常を示し、登園停止の必要を認める程度ではないが、長期の生活規制を必要とするもの</td> </tr> <tr> <td>知 的 障 害</td> <td>日常生活に差し支えない程度に身の事柄を処理することはできるが、抽象的な思考が困難であるもの（「知的障害判定基準」の4度）</td> </tr> <tr> <td>言 語 障 害</td> <td>発生又は発語が不完全で集団生活に差し支える程度の言語障害を示すもの</td> </tr> <tr> <td>情 緒 障 害</td> <td>知能には、はなはだしい欠陥は認められないが、性格の偏りが著しく、そのため環境への適応が困難であるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>算出根基</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山 口 市</th> <th>小 郡 町</th> <th>秋 穂 町</th> <th>阿 知 須 町</th> <th>徳 地 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者1人あたり</td> <td>98,000円</td> <td>98,000円</td> <td>私立幼稚園なし</td> <td>98,000円</td> <td>私立幼稚園休園中</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山 口 市</th> <th>小 郡 町</th> <th>秋 穂 町</th> <th>阿 知 須 町</th> <th>徳 地 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11年度決算</td> <td>0円</td> <td>96,000円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">該当なし</td> <td>0円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> <tr> <td>12年度決算</td> <td>194,000円</td> <td>97,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>13年度決算</td> <td>98,000円</td> <td>98,000円</td> <td>98,000円</td> </tr> <tr> <td>14年度決算</td> <td>98,000円</td> <td>0円</td> <td>98,000円</td> </tr> </tbody> </table>				障害の種類	障 害 の 程 度	視 覚 障 害	身体障害者障害程度等級表の6級	聴 覚 障 害	身体障害者障害程度等級表の6級	肢 体 不 自 由	身体障害者障害程度等級表の7級	病 弱 ・ 虚 弱	先天的又は後天的な原因により身体諸機能の異常を示し、登園停止の必要を認める程度ではないが、長期の生活規制を必要とするもの	知 的 障 害	日常生活に差し支えない程度に身の事柄を処理することはできるが、抽象的な思考が困難であるもの（「知的障害判定基準」の4度）	言 語 障 害	発生又は発語が不完全で集団生活に差し支える程度の言語障害を示すもの	情 緒 障 害	知能には、はなはだしい欠陥は認められないが、性格の偏りが著しく、そのため環境への適応が困難であるもの		山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	障害者1人あたり	98,000円	98,000円	私立幼稚園なし	98,000円	私立幼稚園休園中		山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	11年度決算	0円	96,000円	該当なし	0円	該当なし	12年度決算	194,000円	97,000円	0円	13年度決算	98,000円	98,000円	98,000円	14年度決算	98,000円	0円	98,000円	調 整 上 の 課 題	
障害の種類	障 害 の 程 度																																																								
視 覚 障 害	身体障害者障害程度等級表の6級																																																								
聴 覚 障 害	身体障害者障害程度等級表の6級																																																								
肢 体 不 自 由	身体障害者障害程度等級表の7級																																																								
病 弱 ・ 虚 弱	先天的又は後天的な原因により身体諸機能の異常を示し、登園停止の必要を認める程度ではないが、長期の生活規制を必要とするもの																																																								
知 的 障 害	日常生活に差し支えない程度に身の事柄を処理することはできるが、抽象的な思考が困難であるもの（「知的障害判定基準」の4度）																																																								
言 語 障 害	発生又は発語が不完全で集団生活に差し支える程度の言語障害を示すもの																																																								
情 緒 障 害	知能には、はなはだしい欠陥は認められないが、性格の偏りが著しく、そのため環境への適応が困難であるもの																																																								
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町																																																				
障害者1人あたり	98,000円	98,000円	私立幼稚園なし	98,000円	私立幼稚園休園中																																																				
	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町																																																				
11年度決算	0円	96,000円	該当なし	0円	該当なし																																																				
12年度決算	194,000円	97,000円		0円																																																					
13年度決算	98,000円	98,000円		98,000円																																																					
14年度決算	98,000円	0円		98,000円																																																					
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼稚園を対象とした県下で統一されている事業である。 																																																					
				課 題 へ の 対 応																																																					
				特になし																																																					
				調 整 案																																																					
				<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 																																																					

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校																		
事業名	学校法人（私立高校）等への助成			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																		
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務分科会	コード	18-01-01-12																		
現況				分 析																			
山 口 市		小 郡 町		調 整 上 の 課 題																			
<p>学校法人に対する助成に関する規則</p> <p>○学校法人が市に援助の申請をしようとするときは、申請書に次に掲げる書類をそえて市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)理由書 (2)助成を受けようとする事業その他の計画書 (3)国、県その他から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成等の程度を記載した書類 (4)財産目録及び貸借対照表 (5)当該年度の収支予算書 (6)前年度の収支決算書 (7)生徒の在学数及び職員組織 (8)その他必要な書類</p> <p>補助実績</p> <table border="1"> <tr> <td>野田学園高等学校</td> <td>8年度～15年度</td> <td>定額</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>中村女子高等学校</td> <td>8年度～15年度</td> <td>定額</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </table> <p>16年度予算額 6,000千円</p>		野田学園高等学校	8年度～15年度	定額	3,000,000円	中村女子高等学校	8年度～15年度	定額	3,000,000円	<p>私学振興費補助金（交付要綱なし）</p> <p>山口県鴻城高等学校 補助実績</p> <table> <tr><td>H元</td><td>30万円</td></tr> <tr><td>H2</td><td>50万円</td></tr> <tr><td>H3</td><td>70万円</td></tr> <tr><td>H4</td><td>90万円</td></tr> <tr><td>H5～</td><td>100万円</td></tr> </table> <p>16年度予算額 1,000千円</p>		H元	30万円	H2	50万円	H3	70万円	H4	90万円	H5～	100万円	<p>・ 算出根拠が、異なる。</p>	
野田学園高等学校	8年度～15年度	定額	3,000,000円																				
中村女子高等学校	8年度～15年度	定額	3,000,000円																				
H元	30万円																						
H2	50万円																						
H3	70万円																						
H4	90万円																						
H5～	100万円																						
				課 題 へ の 対 応																			
				<p>・ 補助は継続するが、新市において、私学振興審議会等を設置し、補助のあり方を検討し、統一した制度へ速やかに調整する。</p>																			
秋穂町・阿知須町・徳地町 該当なし				調 整 案																			
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																			

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進																																											
事業名	就学費の援助	分科会名	学校教育分科会	協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																																											
専門部会名	教育部会			コード	18-01-02-06																																											
現況				分析																																												
<p>【就学費援助】</p> <p>○目的 就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を与える。</p> <p>○適用範囲 次に該当する児童生徒のうち、経済的理由によって就学困難と認められる者の保護者に適用する。</p> <p>(1) 該当の市及び町立小中学校に通学する児童生徒</p> <p>(2) 該当の市及び町に居住する小中学校の児童生徒</p> <p>○就学困難と認められる者</p> <p>(1) 生活保護法第6条第2項に定める要保護者と同一世帯にある児童生徒</p> <p>(2) 生活保護法第6条第2項に定める要保護者に準ずる程度に困窮している者と同一世帯にある児童生徒</p> <p>○生活保護法により援助が行われているものを除き、単給又は併給して行う。</p>				調整上の課題																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">支給する額(年額)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> </tr> <tr> <th>1年</th> <th>2~6年</th> <th>1年</th> <th>2・3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費・通学用品費・校外活動費</td> <td>12,610円</td> <td>14,780円</td> <td>23,880円</td> <td>26,050円</td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費等</td> <td>19,900円</td> <td>-</td> <td>22,900円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>給食費</td> <td colspan="4">当該学校において学校給食費として徴収する実費</td> </tr> <tr> <td>学校病医療費</td> <td colspan="4">治療にかかった実費</td> </tr> <tr> <td>通学に要する交通費</td> <td colspan="4">交通機関の旅客運賃</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費(鉄道賃・船賃・車馬賃・見学科・記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料・宿泊料)</td> <td colspan="4">実費として他の一般児童生徒が負担する額</td> </tr> </tbody> </table>				区分	支給する額(年額)				小学校		中学校		1年	2~6年	1年	2・3年	学用品費・通学用品費・校外活動費	12,610円	14,780円	23,880円	26,050円	新入学児童生徒学用品費等	19,900円	-	22,900円	-	給食費	当該学校において学校給食費として徴収する実費				学校病医療費	治療にかかった実費				通学に要する交通費	交通機関の旅客運賃				修学旅行費(鉄道賃・船賃・車馬賃・見学科・記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料・宿泊料)	実費として他の一般児童生徒が負担する額				<p>・ 制度は1市4町で統一されたものであるが、各市町で、援助認定のための算定根拠が異なる。</p>	
区分	支給する額(年額)																																															
	小学校		中学校																																													
	1年	2~6年	1年	2・3年																																												
学用品費・通学用品費・校外活動費	12,610円	14,780円	23,880円	26,050円																																												
新入学児童生徒学用品費等	19,900円	-	22,900円	-																																												
給食費	当該学校において学校給食費として徴収する実費																																															
学校病医療費	治療にかかった実費																																															
通学に要する交通費	交通機関の旅客運賃																																															
修学旅行費(鉄道賃・船賃・車馬賃・見学科・記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料・宿泊料)	実費として他の一般児童生徒が負担する額																																															
				課題への対応																																												
				<p>・ 新市の級地区分に基づき、山口市の例により調整し、算定根拠を統一し、助成する。ただし、認定に前年度の収入額等必要であるため、合併年度の翌年から実施するものとする。</p>																																												
				調整案																																												
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																												
<p>平成14年度就学援助費実績額(実績額合計: 2,386人 164,845千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算定根拠</td> <td>住宅扶助 1律40,000円</td> <td>1律14,100円</td> <td>1律8,000円</td> <td>1律8,000円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定基準</td> <td>()×1.3</td> <td>()×1.5</td> <td>()×1.2</td> <td>()×1.2</td> <td>注1</td> </tr> <tr> <td>実績人数</td> <td>1,973人</td> <td>331人</td> <td>31人</td> <td>24人</td> <td>27人</td> </tr> <tr> <td>実績額(千円)</td> <td>136,210</td> <td>22,622</td> <td>2,057</td> <td>1,677</td> <td>2,279</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 徳地町は、下記項目のいずれかに該当すれば認定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民税が非課税である。 ・ 児童扶養手当が支給されている。 ・ 生活保護の支給停止となっている。 <p>()・・・特殊教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準</p>						区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	算定根拠	住宅扶助 1律40,000円	1律14,100円	1律8,000円	1律8,000円	-	認定基準	()×1.3	()×1.5	()×1.2	()×1.2	注1	実績人数	1,973人	331人	31人	24人	27人	実績額(千円)	136,210	22,622	2,057	1,677	2,279													
区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																											
算定根拠	住宅扶助 1律40,000円	1律14,100円	1律8,000円	1律8,000円	-																																											
認定基準	()×1.3	()×1.5	()×1.2	()×1.2	注1																																											
実績人数	1,973人	331人	31人	24人	27人																																											
実績額(千円)	136,210	22,622	2,057	1,677	2,279																																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進								
事業名	遠距離児童・生徒通学費補助			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い								
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会	コード	18-01-02-10								
現 況				分 析									
山 口 市				調 整 上 の 課 題									
<p>【山口市通学奨励費補助金交付要綱】</p> <p>○目的：学校統合等による遠距離通学児童の通学費について、その一部又は全部を補助することにより、保護者負担の軽減を図り、もって義務教育の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>○補助金交付対象者 ・教育委員会が定める学校統合により廃止された校区から通学する児童の保護者</p> <p>○補助額 学年始め、夏季、冬季及び学年末の休業日を除き、通学に要するバス定期券及び回数券の実費</p>				<p>・ 山口市、小郡町及び徳地町にのみ補助制度がある。</p>									
小 郡 町				課 題 へ の 対 応									
<p>学校統合（藪台分校廃止）による奥畑地区からの児童・生徒の通学費を全額補助</p> <p>藪台～ 上郷小学校 藪台～ " 中学校</p>				<p>・ 学校統合時の約束事等あるため、補助額は、当分の間現行どおりとし、随時調整し、統一化していく。</p>									
徳 地 町				調 整 案									
<p>【徳地町立小・中学校児童生徒通学援助費等に関する条例】</p> <p>○目的：学校統廃合及び通学区域の変更による遠距離通学児童生徒の通学費を補助する。</p> <p>○補助</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス定期券支給</td> <td>旧野谷分校通学区域児童、旧遠内分校通学区域児童、旧岸見小学校通学区域児童、旧伊賀地小学校通学区域児童、旧御所野小学校通学区域児童、柚野小学校通学区域児童及び野尻、樋の口部落の生徒に、バス運行区間の最寄りの停留所より関係学校までとする</td> </tr> <tr> <td>スクールバス等通学</td> <td>旧御所野小学校通学区域児童、旧岸見小学校通学区域児童、旧伊賀地小学校通学区域児童、旧柚野小学校通学区域児童、旧三谷小学校通学区域児童、引谷小学校通学区域児童及び旧串中学校通学区域の生徒で教育委員会が認めたもの</td> </tr> <tr> <td>通学費補助</td> <td>旧大月分校通学区域児童の通学に要する費用</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	適 用	バス定期券支給	旧野谷分校通学区域児童、旧遠内分校通学区域児童、旧岸見小学校通学区域児童、旧伊賀地小学校通学区域児童、旧御所野小学校通学区域児童、柚野小学校通学区域児童及び野尻、樋の口部落の生徒に、バス運行区間の最寄りの停留所より関係学校までとする	スクールバス等通学	旧御所野小学校通学区域児童、旧岸見小学校通学区域児童、旧伊賀地小学校通学区域児童、旧柚野小学校通学区域児童、旧三谷小学校通学区域児童、引谷小学校通学区域児童及び旧串中学校通学区域の生徒で教育委員会が認めたもの	通学費補助	旧大月分校通学区域児童の通学に要する費用	<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()</p>	
区 分	適 用												
バス定期券支給	旧野谷分校通学区域児童、旧遠内分校通学区域児童、旧岸見小学校通学区域児童、旧伊賀地小学校通学区域児童、旧御所野小学校通学区域児童、柚野小学校通学区域児童及び野尻、樋の口部落の生徒に、バス運行区間の最寄りの停留所より関係学校までとする												
スクールバス等通学	旧御所野小学校通学区域児童、旧岸見小学校通学区域児童、旧伊賀地小学校通学区域児童、旧柚野小学校通学区域児童、旧三谷小学校通学区域児童、引谷小学校通学区域児童及び旧串中学校通学区域の生徒で教育委員会が認めたもの												
通学費補助	旧大月分校通学区域児童の通学に要する費用												
秋穂町・阿知須町 該当なし													

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進								
事業名	通学バスの運行補助			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い								
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会	コード	18-01-02-12								
現 況				分 析									
小 郡 町				調 整 上 の 課 題									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 45%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小郡町</td> <td>通学バス維持費補助金</td> <td>分校の廃止により、奥畑・前畑地区の児童の通学のため、上郷小学校までのバス路線の新設によるバス運行費用をバス会社へ補助する。</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> </tr> </tbody> </table>					名 称	内 容	金額(千円)	小郡町	通学バス維持費補助金	分校の廃止により、奥畑・前畑地区の児童の通学のため、上郷小学校までのバス路線の新設によるバス運行費用をバス会社へ補助する。	1,100	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の運行路以外の所を運行してもらうための補助金で、小郡町のみ行われている事業である。 	
	名 称	内 容	金額(千円)										
小郡町	通学バス維持費補助金	分校の廃止により、奥畑・前畑地区の児童の通学のため、上郷小学校までのバス路線の新設によるバス運行費用をバス会社へ補助する。	1,100										
<p>山口市・秋穂町・阿知須町・徳地町 該当なし</p>													
				課 題 へ の 対 応									
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 他市町には無い制度であるが、児童生徒の交通機関確保のため、廃止は出来ないため、内容の見直しなどを含め、当分の間現行どおりとし、随時調整する。 									
				調 整 案									
				<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 									

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進																											
事業名	特殊学級就学奨励金の補助			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																											
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会	コード	18-01-02-16																											
現況				分 析																												
<p>補助の目的 特殊教育に在籍する児童・生徒及び通級による指導を受ける児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のため必要な経費について、その負担能力の程度に応じ、その経費の一部を補助する。</p> <p>認定区分 特殊学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、保護者の属する世帯のその前年の収入額が需要額の2.5倍未満であるときは、奨励費を支給する。ただし、「就学困難な児童生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」により、要保護者又は準要保護者と認定され、就学に係る経費を給付されている児童・生徒の保護者については、奨励費のうち職場実習交通費のみ支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入額が需要額の2.5倍以上、3.5倍未満の世帯に属する特殊学級に在籍する児童・生徒の保護者には、奨励費のうち通学費、職場実習交通費及び交流学習交通費を支給する。 ・収入額が需要額の3.5倍以上の世帯に属する特殊学級に在籍する児童・生徒の保護者には、奨励費のうち通学費のみ支給する。 ・通級による指導を受ける児童・生徒の保護者に対し、奨励費のうち通学費を支給する。 <p>【奨励費】 平成14年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>小 学 校</th> <th>中 学 校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 校 給 食 費</td> <td>(年額)実費の1/2</td> <td>(年額)実費の1/2</td> </tr> <tr> <td>通 学 費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td>職 場 実 習 交 通 費</td> <td>-</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td>修 学 旅 行 費</td> <td>実費の1/2(上限10,300円)</td> <td>実費の1/2(上限27,950円)</td> </tr> <tr> <td>学用品・通学用品費・ 校外活動費</td> <td>第1学年 6,305円 その他 7,390円</td> <td>11,940円 13,025円</td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費等</td> <td>9,950円</td> <td>11,450円</td> </tr> <tr> <td>交 流 学 習 交 通 費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td>校 外 活 動 費 (宿 泊 有)</td> <td>実費の1/2(上限1,735円)</td> <td>実費の1/2(上限2,920円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>交通費について 【山口市】単市補助として、自家用車送迎している場合にガソリン代相当を支給している。 【徳地町】ことばの教室通級に係る交通費補助 徳地町内小・中学校より通級している児童生徒について距離に応じて町の旅費規程による金額の1/2を補助する。</p>				区 分	小 学 校	中 学 校	学 校 給 食 費	(年額)実費の1/2	(年額)実費の1/2	通 学 費	実費	実費	職 場 実 習 交 通 費	-	実費	修 学 旅 行 費	実費の1/2(上限10,300円)	実費の1/2(上限27,950円)	学用品・通学用品費・ 校外活動費	第1学年 6,305円 その他 7,390円	11,940円 13,025円	新入学児童生徒学用品費等	9,950円	11,450円	交 流 学 習 交 通 費	実費	実費	校 外 活 動 費 (宿 泊 有)	実費の1/2(上限1,735円)	実費の1/2(上限2,920円)	<p style="text-align: center;">調 整 上 の 課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の制度に基づき1市4町で実施されているが、山口市と徳地町のみ交通費部分について単独で支給しているところに相違がある。 <p style="text-align: center;">課 題 へ の 対 応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助は、現行どおり国の制度に基づいておこなうが、交通費については、速やかに調整する。 <p style="text-align: center;">調 整 案</p> <ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、交通費については、速やかに調整する。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 	
区 分	小 学 校	中 学 校																														
学 校 給 食 費	(年額)実費の1/2	(年額)実費の1/2																														
通 学 費	実費	実費																														
職 場 実 習 交 通 費	-	実費																														
修 学 旅 行 費	実費の1/2(上限10,300円)	実費の1/2(上限27,950円)																														
学用品・通学用品費・ 校外活動費	第1学年 6,305円 その他 7,390円	11,940円 13,025円																														
新入学児童生徒学用品費等	9,950円	11,450円																														
交 流 学 習 交 通 費	実費	実費																														
校 外 活 動 費 (宿 泊 有)	実費の1/2(上限1,735円)	実費の1/2(上限2,920円)																														

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習
事業名	社会教育団体等補助金			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-03-01-11

現 況

社会教育団体等補助金

団 体 名	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	調整案
(連合)婦人会	250千円	50千円	225千円	135千円	750千円	4. 新市移行後、速やかに調整
婦人団体連絡協議会					100千円	5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
ユネスコ協会	81千円					5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
(連合)青年団			90千円		200千円	4. 新市移行後、速やかに調整
子ども会育成連絡協議会	480千円	375千円	225千円	81千円	130千円	4. 新市移行後、速やかに調整
P T A 連 合 会	459千円		54千円	432千円	150千円	4. 新市移行後、速やかに調整
B S ・ G S ・ 海 洋 少 年 団	64千円	110千円	90千円			4. 新市移行後、速やかに調整
レクリエーションボランティア団体				108千円		5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
郷土芸能及び文化財保存団体		100千円				5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
青少年(健全)育成市民(町民)会議	378千円		162千円	150千円	100千円	4. 新市移行後、速やかに調整
たくましい小郡の子育成協議会		650千円				5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
地区公民館活動補助金、公民館活動推進費補助金		397千円		500千円		4. 新市移行後、速やかに調整
町民踊振興会補助金		300千円				5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
ふるさとづくり推進協議会補助金		150千円				5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
はたちの広場補助金		280千円				5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
文化祭実行委員会補助金		200千円				5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
読書グループ紫陽花			9千円			5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
生涯学習モデル地区指定補助金		240千円				5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
青空天国いこいの広場	1,550千円					5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
生涯学習支援事業				100千円		5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
子ども会スポーツ大会				80千円		5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
ふれあいキャンプ				100千円		5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
ふるさとおこし事業補助金					550千円	5. 当分の間現行どおりとし、随時調整
とくち奈良こども交歓会補助金					1,000千円	5. 当分の間現行どおりとし、随時調整

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習
事業名	社会教育団体等補助金			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-03-01-11
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<ul style="list-style-type: none"> 各市町で共通の社会教育団体と各市町独自の社会教育団体があり、活動内容等が異なる。 		<ul style="list-style-type: none"> 1市4町で同一あるいは同種の団体に対する補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統合の方向で調整する。 各市町独自の社会教育団体及び行事に対する補助金については、新市に移行後も当分の間、現行どおりとし随時調整するものとする。ただし、その必要性も考慮し、検討する。 		<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 [1市4町で類似の団体] () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 [市町独自の社会教育団体、行事] () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 	

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化																												
事業名	文化芸術団体等の状況			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																												
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-03-03-09																												
現		況		分 析																													
山 口 市		小 郡 町		調 整 上 の 課 題																													
文化芸術団体への補助 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年度</th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口文化協会</td> <td>1,539,000円</td> <td>1,500,000円</td> <td>1,500,000円</td> </tr> <tr> <td>やまぐち市民文化の会</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>大内文化まちづくり協議会</td> <td>450,000円</td> <td>450,000円</td> <td>450,000円</td> </tr> <tr> <td>大内文化探訪会</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			平成12年度	平成13年度	平成14年度	山口文化協会	1,539,000円	1,500,000円	1,500,000円	やまぐち市民文化の会	300,000円	300,000円	300,000円	大内文化まちづくり協議会	450,000円	450,000円	450,000円	大内文化探訪会	-	-	-	文化芸術団体への補助 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年度</th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化協会</td> <td>0円</td> <td>300,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table>			平成12年度	平成13年度	平成14年度	文化協会	0円	300,000円	300,000円	<ul style="list-style-type: none"> 文化協会については、補助金の額が異なる。 市町によって独自の文化芸術団体が存在し、補助金の額も異なる。 	
	平成12年度	平成13年度	平成14年度																														
山口文化協会	1,539,000円	1,500,000円	1,500,000円																														
やまぐち市民文化の会	300,000円	300,000円	300,000円																														
大内文化まちづくり協議会	450,000円	450,000円	450,000円																														
大内文化探訪会	-	-	-																														
	平成12年度	平成13年度	平成14年度																														
文化協会	0円	300,000円	300,000円																														
秋 穂 町		阿 知 須 町		課 題 へ の 対 応																													
文化協会なし 文化協会なし		文化芸術団体への補助 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年度</th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿知須の文化を高める会</td> <td>190,000円</td> <td>190,000円</td> <td>190,000円</td> </tr> </tbody> </table>			平成12年度	平成13年度	平成14年度	阿知須の文化を高める会	190,000円	190,000円	190,000円	<ul style="list-style-type: none"> 文化協会は、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統合の方向で調整する。 その他の文化芸術団体については、それぞれの設立の経緯、歴史等が異なるため一本化を進めるのは困難がある。したがって、当分の間は現行どおりとし、随時調整する。 																					
	平成12年度	平成13年度	平成14年度																														
阿知須の文化を高める会	190,000円	190,000円	190,000円																														
		徳 地 町		調 整 案																													
		文化芸術団体への補助 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年度</th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化協会</td> <td>150,000円</td> <td>150,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table>			平成12年度	平成13年度	平成14年度	文化協会	150,000円	150,000円	150,000円	<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 [文化協会] () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 [その他の文化芸術団体] () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 																					
	平成12年度	平成13年度	平成14年度																														
文化協会	150,000円	150,000円	150,000円																														

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	文化																																
事業名	文化財に関する補助金等			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																																
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-03-03-18																																
現況			分析																																		
山口市			小郡町																																		
文化財に関する補助金			文化財に関する補助金																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口鷺流狂言保存会</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>鷺の舞保存会</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>陶腰輪踊保存会</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>小鯖代神楽舞保存会</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>山口の文化財を守る会</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td>須川山固め神事保存会</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>				平成14年度	山口鷺流狂言保存会	80,000円	鷺の舞保存会	15,000円	陶腰輪踊保存会	15,000円	小鯖代神楽舞保存会	15,000円	山口の文化財を守る会	36,000円	須川山固め神事保存会	15,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩戸の舞保存会</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>大般若経</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>				平成14年度	岩戸の舞保存会	50,000円	大般若経	20,000円												
	平成14年度																																				
山口鷺流狂言保存会	80,000円																																				
鷺の舞保存会	15,000円																																				
陶腰輪踊保存会	15,000円																																				
小鯖代神楽舞保存会	15,000円																																				
山口の文化財を守る会	36,000円																																				
須川山固め神事保存会	15,000円																																				
	平成14年度																																				
岩戸の舞保存会	50,000円																																				
大般若経	20,000円																																				
			<p>・ 各市町に様々な補助があり、また、金額も異なっている。</p>																																		
秋穂町			阿知須町																																		
文化財に関する補助金			文化財に関する補助金																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福楽寺のソテツ</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>善城寺のタブノキ</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>日地の石風呂</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>加茂の石風呂</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>十二の舞</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>善光寺式阿弥陀三尊立像版木</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>太刀銘了戒能定作</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>大村益次郎誕生地碑</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>大村益次郎両親の墓</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>正八幡宮防災設備保安点検</td> <td>31,000円</td> </tr> </tbody> </table>				平成14年度	福楽寺のソテツ	5,000円	善城寺のタブノキ	5,000円	日地の石風呂	18,000円	加茂の石風呂	18,000円	十二の舞	54,000円	善光寺式阿弥陀三尊立像版木	5,000円	太刀銘了戒能定作	5,000円	大村益次郎誕生地碑	5,000円	大村益次郎両親の墓	5,000円	正八幡宮防災設備保安点検	31,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引野2000年回道・貝塚管理</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>領家遺跡公園管理</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>玉川闘鶏踊り保存会</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>小古郷代神楽</td> <td>90,000円</td> </tr> </tbody> </table>				平成14年度	引野2000年回道・貝塚管理	100,000円	領家遺跡公園管理	50,000円	玉川闘鶏踊り保存会	90,000円	小古郷代神楽	90,000円
	平成14年度																																				
福楽寺のソテツ	5,000円																																				
善城寺のタブノキ	5,000円																																				
日地の石風呂	18,000円																																				
加茂の石風呂	18,000円																																				
十二の舞	54,000円																																				
善光寺式阿弥陀三尊立像版木	5,000円																																				
太刀銘了戒能定作	5,000円																																				
大村益次郎誕生地碑	5,000円																																				
大村益次郎両親の墓	5,000円																																				
正八幡宮防災設備保安点検	31,000円																																				
	平成14年度																																				
引野2000年回道・貝塚管理	100,000円																																				
領家遺跡公園管理	50,000円																																				
玉川闘鶏踊り保存会	90,000円																																				
小古郷代神楽	90,000円																																				
			<p>・ 各市町の事業及び補助金は、経緯や歴史などがそれぞれあり、当分の間現行どおりとし、随時調整するものとする。</p>																																		
			徳地町																																		
文化財に関する補助金			文化財に関する補助金																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人形浄瑠璃保存会補助金</td> <td>70,000円</td> <td>県補助金30,000円</td> </tr> <tr> <td>月輪寺防災設備点検補助金</td> <td>113,000円</td> <td>県補助金38,000円</td> </tr> <tr> <td>法光寺防災設備保守点検補助金</td> <td>18,000円</td> <td>県補助金18,000円</td> </tr> <tr> <td>岸見の石風呂管理委託料</td> <td>120,000円</td> <td>月10,000円</td> </tr> <tr> <td>岸見の石風呂防災設備保守委託料</td> <td>30,450円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				平成14年度	備考	人形浄瑠璃保存会補助金	70,000円	県補助金30,000円	月輪寺防災設備点検補助金	113,000円	県補助金38,000円	法光寺防災設備保守点検補助金	18,000円	県補助金18,000円	岸見の石風呂管理委託料	120,000円	月10,000円	岸見の石風呂防災設備保守委託料	30,450円		<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																
	平成14年度	備考																																			
人形浄瑠璃保存会補助金	70,000円	県補助金30,000円																																			
月輪寺防災設備点検補助金	113,000円	県補助金38,000円																																			
法光寺防災設備保守点検補助金	18,000円	県補助金18,000円																																			
岸見の石風呂管理委託料	120,000円	月10,000円																																			
岸見の石風呂防災設備保守委託料	30,450円																																				

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	人権教育の状況	小項目	推進事業
事業名	企業職場人権学習連絡協議会運営費補助			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-04-02-03
現況				分 析	
<p>山口市 山口市企業職場人権学習連絡協議会 ・目的：人権尊重の確保や自主的・計画的な啓発活動を推進する。 ・平成14年度 補助額 27千円（決算額） ただし、平成15年度から上記の協議会運営費の一部補助は廃止している。</p> <p>その他の団体への委託 小・中学校PTA 304千円（8千円×38校） PTA連合会 300千円（隔年。H16は無し。） 連合婦人会 100千円（ ” ） 各地区人権教育学習推進協議会 800千円（50千円×16地区）</p> <p>小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町 該当なし</p>				調整上の課題	
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口市にのみ関係団体がある。 	
				課題への対応	
				<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の委託団体については、今までの経緯もあり当分の間現行どおりとし、随時調整する。 	
				調 整 案	
				<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	スポーツの推進
事業名	スポーツの推進団体			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-06-02-02

現

況

山 口 市					小 郡 町				阿 知 須 町			
【団体補助】					【団体補助】				【団体補助(事務的補助含む。)]			
補助金名称	交付団体	補助金額			団体名	H13年度	H14年度	H15年度	団体名	H13年度	H14年度	H15年度
		H13年度	H14年度	H15年度								
山口市関係団体補助金					吉敷郡体育協会				阿知須町体育協会			
山口市体育指導委員協議会研修費補助金	山口市体育指導委員協議会	300,000円	300,000円	300,000円	小郡町体育協会	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	阿知須町スポーツ少年団本部	450,000円	450,000円	450,000円
山口市体育協会運営費補助金	山口市体育協会	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	小郡武道協会	80,000円	80,000円	80,000円	吉敷郡体育協会	150,000円	150,000円	150,000円
山口市スポーツ少年団本部運営費補助金	山口市スポーツ少年団本部	450,000円	450,000円	450,000円	小郡町スポーツ少年団	660,000円	660,000円	720,000円	中国山口駅伝競走大会	100,000円	100,000円	100,000円
山口県中体連山口支部運営費補助金	山口県中体連山口支部	2,100,000円	2,000,000円	2,000,000円	小郡町ゲートボール協会	70,000円	70,000円	70,000円	AJISU駅伝大会実行委員会		730,000円	730,000円
山口県小体連山口支部運営費補助金	山口県小体連山口支部	360,000円	370,000円	370,000円	小郡万歩クラブ	50,000円	50,000円	50,000円	世界少年野球大会実行委員会			500,000円
鏡鏡河蔵六コミュニティスポーツ運営費補助金	鏡鏡河蔵六コミュニティスポーツ	1,000,000円	700,000円	300,000円	中国山口駅伝	100,000円	100,000円	100,000円	合 計	1,700,000円	1,680,000円	2,110,000円
佐山コミュニティスポーツ運営費補助金	佐山コミュニティスポーツ	1,000,000円	700,000円	300,000円								
二島コミュニティスポーツ運営費補助金	二島コミュニティスポーツ	0円	0円	1,000,000円								
山口市大会(経常分)補助金					秋 穂 町				徳 地 町			
山口市民体育大会開催補助金					【団体補助】				【団体補助】			
山口市民体育大会開催補助金	山口市体育協会	900,000円	920,000円	920,000円	団体名	H13	H14	H15	団体名	H13年度	H14年度	H15年度
山口市駅伝競走大会開催補助金	山口市体育協会	900,000円	900,000円	1,100,000円	体育協会	846,000円	846,000円	916,000円	徳地町体育協会	400,000円	400,000円	400,000円
県高校選抜・通計制体育大会開催補助金	山口県高体連	20,000円	20,000円	20,000円	スポーツ少年本部	243,000円	324,000円	324,000円	徳地町スポーツ少年団	540,000円	540,000円	480,000円
山口県春日馬芸選手派遣費補助金	山口市陸上競技協会	500,000円	500,000円	500,000円	浜村杯ロードレース	2,520,000円	2,520,000円	2,520,000円	佐波郡剣道連盟	100,000円	100,000円	100,000円
中国山口駅伝競走大会開催補助金	中国新聞社	100,000円	100,000円	100,000円	吉敷郡体育協会	150,000円	150,000円	150,000円	合 計	1,040,000円	1,040,000円	980,000円
山口加ガク大会地元開催補助金	山口市陸上競技協会	360,000円	360,000円	360,000円								
全日本実業団トーマツ大会運営費補助金	山口市陸上競技協会	450,000円	450,000円	450,000円								

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	スポーツの推進
事業名	スポーツの推進団体			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-06-02-02
分			析		
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育協会・スポーツ少年団は1市4町ともあるが、組織のあり方等に大きな相違点がある。 ・ 補助金交付団体に相違がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育協会は、各種目団体による話し合いなどで合併後の速やかな統合が望まれる。しかしながら、あらゆる諸事情もからんでくるため、各種目団体の動向を注視しつつ、種目団体、更には、体協の一本化を目指す。当分は現行どおりとし、随時調整しながら時間をかけて一本化を図る。 ・ スポーツ少年団は、金額面だけで、基本的にはほぼ同一のものであるため、統一化を速やかに調整していく。 ・ 小・中体連は、連盟ですべての行事を行っており、新市移行後の統合は可能と考えられるため、速やかに調整していく。 ・ コミュニティスポーツクラブは山口市独自のものであるため、また、その他の各市町のみ補助についても独自のものであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。 		<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 [コミュニティクラブ、その他事業] () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 [スポ少、小・中体連] () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 [体育協会] () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	スポーツの推進
事業名	全国大会出場賞賜金の交付			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-06-02-06

現況

山口市	小郡町	秋穂町																						
<p>【スポーツ大会出場補助金交付要領】</p> <p>対象となるもの 山口市に居住する者、又は山口市を代表して出場する者、若しくは山口市に所在するスポーツ団体とし、山口市を含む地域を範囲とした予選又は選考を経て出場資格を得たもので、県外で開催される大会へ出場するものとする。</p> <p>対象となる大会 国、地方公共団体又はアマチュアスポーツ組織(国際又は日本の組織)及びその加盟団体が主催するアマチュアスポーツ組織の競技種目で行われる世界大会、国際大会及び全国大会とする。ただし、小学生、中学生及びスポーツ少年団の大会は中国大会以上の規模で行われる大会を含める。</p> <p>補助金の額</p> <table border="1"> <tr> <td>一般</td> <td>1人 5,000円 ただし、団体(チーム)で出場する場合は、50,000円を限度とする。</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>同上</td> </tr> </table> <p>1. 補助金交付対象人数は、団体(チーム)の場合、大会要綱で定められた人数(監督・コーチを含む)を限度とする。 2. 同一大会に個人と団体とに重複するものは個人とする。</p>	一般	1人 5,000円 ただし、団体(チーム)で出場する場合は、50,000円を限度とする。	高校生	同上	小・中学生	同上	<p>【全国大会・広域ブロック大会等出場に対する補助金交付要綱】</p> <p>対象者 本町に住所を有する者、又は在校・在勤する者(小・中・高校の児童、生徒及び教職員に限る)で、小郡町体育協会及び他のスポーツ団体に所属する個人並びに団体。(文化団体においても準用して、適用する。)</p> <p>対象となる大会 全国若しくは中国地区以上をを対象とする大会で、国又は地方公共団体が主催若しくは共催する大会並びに小体連・中体連・高体連・日本体育協会加盟団体が主催する大会で、教育委員会が対象と認めた大会。</p> <p>補助金の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助金の額</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中学生</td> <td>旅費(実費)、宿泊費(最小必要限度)</td> <td>左と同額</td> <td>左と同額</td> </tr> <tr> <td>スポーツ少年団</td> <td>小学生の半額</td> <td>左と同額</td> <td>左と同額</td> </tr> <tr> <td>一般(高校生以上)</td> <td>10,000円</td> <td>100,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 団体(チーム)は、10人以上とする。 2. 小・中学生の旅費は、特別車輜料金を除く。 3. 宿泊費は、小郡町吏員その他旅費支給条例別表の一般職の宿泊料を限度とする。 4. 引率者は、小・中学生及びスポーツ少年団の個人出場の場合は1人以内とし、団体出場の場合は20人まで2人、20人を超えるときは3人を限度とする。 5. 引率者に対する補助金の額は、小・中学生の額と同額とする。 6. 大会主催者、県、小、中、高体連等から補助金の交付、又は交通費、宿泊費の負担がある場合は、その額を控除した額とする。 7. 同年度に2回以上の同一種目の大会に出場する場合の補助金の額は、上表の10分の8以内の額とする。 8. 一般(高校生以上)で大会が県内で開催される場合は、個人3,000円、団体30,000円とする。</p>	補助金の額		個人	団体	小・中学生	旅費(実費)、宿泊費(最小必要限度)	左と同額	左と同額	スポーツ少年団	小学生の半額	左と同額	左と同額	一般(高校生以上)	10,000円	100,000円	100,000円	<p>【山口県外のスポーツ大会選手等派遣参加費一部支給基準要項】</p> <p>対象となるもの 本町に居住している者又は所在する団体</p> <p>対象となる大会 国民体育大会並びにこれに準ずる全国大会や西日本大会</p> <p>補助金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民体育大会・高校体育大会(総体・選手権等)に派遣される場合 1人 20,000円 【ただし、団体(選手ほか監督、コーチ含む。)が5名以上所属の場合は1団体90,000円が限度。】 上記以外の全国大会や西日本大会の個人競技に派遣される場合 1人 20,000円 上記以外の全国大会や西日本大会の団体競技に本町所在の団体として、また町外の団体であっても町民がその団体に所属し派遣される場合 1人 10,000円 【ただし、団体(選手ほか監督、コーチ含む。)が9名以上所属の場合は1団体90,000円が限度。】 スポーツの普及や振興を目的とした大会、各種世界大会等への派遣についてはその都度町長が定める額を支給する。 当該年度内において、1町民並びに1団体に対し、1回を限度とする 大会が県内開催の場合は支給しない。
一般	1人 5,000円 ただし、団体(チーム)で出場する場合は、50,000円を限度とする。																							
高校生	同上																							
小・中学生	同上																							
補助金の額		個人	団体																					
小・中学生	旅費(実費)、宿泊費(最小必要限度)	左と同額	左と同額																					
スポーツ少年団	小学生の半額	左と同額	左と同額																					
一般(高校生以上)	10,000円	100,000円	100,000円																					

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	スポーツの推進												
事業名	全国大会出場賞賜金の交付			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い												
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会	コード	18-06-02-06												
現況				分 析													
阿 知 須 町		徳 地 町		調 整 上 の 課 題													
<p>【全国大会に出場する補助金交付要綱】</p> <p>対象となるもの 阿知須町の住民若しくは阿知須町に主たる事務所を有する団体又はこれらのもの以外のもので、阿知須町に特に縁故がある者若しくは団体で阿知須町が推進する「ゴーゴー山口県一運動」実践者として選奨するに値する顕著な業績があったもの。</p> <p>対象となる大会 全国規模の大会とする。(文化事業含む。)</p> <p>補助金の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補 助 金 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>1人 10,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>		補 助 金 の 額		一 般	1人 10,000円	高校生	同上	小・中学生	同上	<p>【全国大会に出場する補助金交付要綱】</p> <p>対象となるもの 住所又は勤務先(学校を含む)を有する個人及び本町に所在する団体で、本市を含む地域を対象として行う予選を経て県・市を代表として出場資格を得たものとする。</p> <p>対象となる大会 全国を対象とする大会で、国又は地方公共団体が主催もしくは共催する大会並びに日本体育協会加盟団体、中体連及び高体連が主催する大会とし、教育委員会が対象とすることを認めた大会とする。</p> <p>補助金の額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般・高校生</td> <td>中国大会 5,000円 全国大会 10,000円</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>中国大会 町職員旅費の3分の1 全国大会 町職員旅費の2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 補助金交付対象人数は、団体(チーム)の場合、大会要綱で定められた人数(監督・コーチを含む)を限度とする。 2. 小・中学生の場合、大会主催者又は山口県等から補助金が交付されるときは、適用しないものとする。</p>		一般・高校生	中国大会 5,000円 全国大会 10,000円	小・中学生	中国大会 町職員旅費の3分の1 全国大会 町職員旅費の2分の1	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ団体に対しては、1市4町ともに、交付要綱・要領等はあるが、内容に大きな相違がある。また、小郡阿は、旅費も支給している。 ・ 芸術文化に対しては、小郡阿・阿知須町のみ制度があり、また内容が異なっている。 	
補 助 金 の 額																	
一 般	1人 10,000円																
高校生	同上																
小・中学生	同上																
一般・高校生	中国大会 5,000円 全国大会 10,000円																
小・中学生	中国大会 町職員旅費の3分の1 全国大会 町職員旅費の2分の1																
課 題 へ の 対 応																	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国大会等へのお祝い金という趣旨に基づき旅費については、廃止する。 ・ 制度については、スポーツと芸術文化を一本化し、1市4町で統一した制度を創設する。 																	
調 整 案																	
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	施設の状況																						
事業名	心身障害者福祉施設整備助成			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																						
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-02-05																						
現況				分析																							
<p>心身障害者福祉施設整備助成 山口市 (補助金の種類と額) 社会福祉施設整備及び施設整備費補助金 ・国庫負担(補助)基本額、公益補助基本額の8分の1 (身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設等) 社会福祉施設整備借入金償還元金に係る補助金 (1)建設整備費から国庫補助金算定基準額を減じた額に4分の3を乗じた額を振興会等に対する償還元金の償還年数で除した額。 (2)社会福祉事業振興会の補助について建設整備費から振興会補助金を減じた額に2分の1を乗じた額を償還年数で除した額。 (3)社会福祉法人の単独事業については、償還元金の額に2分の1を乗じて得た額を償還年数で除した額。 社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金 (1)社会福祉・医療事業団からの借入金の各年度ごとに、当該借入金の利息の定率を年2分として計算した額の範囲内とする。 (2)市長が特に必要と認めるときは、予算の範囲内で前項の額を超えて補助することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口秋穂園元利補助</td> <td>428千円</td> </tr> <tr> <td>ひらきの里利息補助</td> <td>560千円</td> </tr> <tr> <td>るりがくえん利息補助</td> <td>296千円</td> </tr> <tr> <td>鳴滝園利息補助</td> <td>90千円</td> </tr> <tr> <td>ふしの学園利息補助</td> <td>325千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成14年度決算額) 【根拠法令等】・山口市社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費補助金交付要綱 ・山口市社会福祉施設整備費関係借入金利息等補助金交付規則 ・社会福祉施設整備費借入金償還元金に係る補助金交付要綱</p> <p>小幡町 (平成14年度実績) 単年度のみ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者療護施設整備費補助金(なでしこ園)</td> <td>10,080千円</td> </tr> <tr> <td>山口ココニー授産作業所改築工事補助金</td> <td>304千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】なし</p> <p>徳地町 (平成14年度実績) 単年度のみ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口ココニー授産作業所改築工事補助金</td> <td>104千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】なし</p> <p>秋穂町・阿知須町 (平成14年度) 実績なし</p>				内 訳	金 額	山口秋穂園元利補助	428千円	ひらきの里利息補助	560千円	るりがくえん利息補助	296千円	鳴滝園利息補助	90千円	ふしの学園利息補助	325千円	内 訳	金 額	身体障害者療護施設整備費補助金(なでしこ園)	10,080千円	山口ココニー授産作業所改築工事補助金	304千円	内 訳	金 額	山口ココニー授産作業所改築工事補助金	104千円	調整上の課題	
				内 訳	金 額																						
				山口秋穂園元利補助	428千円																						
ひらきの里利息補助	560千円																										
るりがくえん利息補助	296千円																										
鳴滝園利息補助	90千円																										
ふしの学園利息補助	325千円																										
内 訳	金 額																										
身体障害者療護施設整備費補助金(なでしこ園)	10,080千円																										
山口ココニー授産作業所改築工事補助金	304千円																										
内 訳	金 額																										
山口ココニー授産作業所改築工事補助金	104千円																										
				<p>・山口市において、補助団体がある。</p>																							
				課題への対応																							
				<p>・山口市の例により調整する。</p>																							
				調整案																							
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																							

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	その他の状況																																																
事業名	障害者関係団体への助成			協定項目	17 補助金、交付金の取扱い																																																
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-03-08-01																																																
現況				分析																																																	
障害者関係団体への助成 (平成14年度実績) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>団体名</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">山口市</td> <td>市身体障害者団体連合会</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>市身体障害者団体連合会青年部</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>市身体障害者福祉更生会</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>市聴覚障害者福祉更生会</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>市盲人福祉会</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>市肢体不自由児・者父母の会</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>市腎臓病友の会</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>市手をつなぐ親の会</td> <td>150千円</td> </tr> <tr> <td>手話友の会</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小郡町</td> <td>町身体障害者福祉更生会</td> <td>300千円</td> </tr> <tr> <td>町盲人会</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>町手をつなぐ親の会</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">秋穂町</td> <td>町身障福祉更生会</td> <td>60千円</td> </tr> <tr> <td>つくしの会</td> <td>60千円</td> </tr> <tr> <td>精神障害者家族の会</td> <td>60千円</td> </tr> <tr> <td>障害者青年部えびの会</td> <td>60千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">阿知須町</td> <td>厚狭地域身障更生会連合会</td> <td>40千円</td> </tr> <tr> <td>厚狭地域手をつなぐ親の会</td> <td>20千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">徳地町</td> <td>町身体障害者福祉更生会</td> <td>250千円</td> </tr> <tr> <td>町腎友会</td> <td>10千円</td> </tr> </tbody> </table>					団体名	補助金額	山口市	市身体障害者団体連合会	50千円	市身体障害者団体連合会青年部	50千円	市身体障害者福祉更生会	100千円	市聴覚障害者福祉更生会	100千円	市盲人福祉会	100千円	市肢体不自由児・者父母の会	100千円	市腎臓病友の会	50千円	市手をつなぐ親の会	150千円	手話友の会	50千円	小郡町	町身体障害者福祉更生会	300千円	町盲人会	50千円	町手をつなぐ親の会	100千円	秋穂町	町身障福祉更生会	60千円	つくしの会	60千円	精神障害者家族の会	60千円	障害者青年部えびの会	60千円	阿知須町	厚狭地域身障更生会連合会	40千円	厚狭地域手をつなぐ親の会	20千円	徳地町	町身体障害者福祉更生会	250千円	町腎友会	10千円	調整上の課題	
					団体名	補助金額																																															
				山口市	市身体障害者団体連合会	50千円																																															
					市身体障害者団体連合会青年部	50千円																																															
市身体障害者福祉更生会	100千円																																																				
市聴覚障害者福祉更生会	100千円																																																				
市盲人福祉会	100千円																																																				
市肢体不自由児・者父母の会	100千円																																																				
市腎臓病友の会	50千円																																																				
市手をつなぐ親の会	150千円																																																				
手話友の会	50千円																																																				
小郡町	町身体障害者福祉更生会	300千円																																																			
	町盲人会	50千円																																																			
	町手をつなぐ親の会	100千円																																																			
秋穂町	町身障福祉更生会	60千円																																																			
	つくしの会	60千円																																																			
	精神障害者家族の会	60千円																																																			
	障害者青年部えびの会	60千円																																																			
阿知須町	厚狭地域身障更生会連合会	40千円																																																			
	厚狭地域手をつなぐ親の会	20千円																																																			
徳地町	町身体障害者福祉更生会	250千円																																																			
	町腎友会	10千円																																																			
				・各市町において、助成団体、助成額が相違する。																																																	
				課題への対応																																																	
				・ 同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 ・ スポーツ等への参加促進事業(19-03-04-02)とあわせて調整を行うものとする。																																																	
				調整案																																																	
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																																																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	施設整備																								
事業名	施設整備補助金交付制度			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																								
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-02-02																								
現			況																										
山口市		小郡町		阿知須町																									
<p>(1) 社会福祉施設等施設整備及び設備整備費補助金 (趣旨) 社会福祉法人に対する助成に関する条例第1条の規定による社会福祉法人に対する補助金で、当該社会福祉法人が山口市の区域内に社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担に定める社会福祉施設等を国、県又は公益法人の補助により整備する場合において、必要な事項を定めるものとする。 (補助対象施設等) 予算の範囲内において、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設に補助率1/8の補助をすることができる。</p> <p>(2) 社会福祉施設整備借入金にかかる補助金 (補助の対象) 補助金の対象は、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行うための施設で市長の措置により入所、収容の委託がなされるもの、老人福祉法に言う軽費老人ホーム、老人介護支援センターの施設整備とする。</p> <p>(補助金の種類と額) 社会福祉施設整備借入金償還元金補助金(建物に限る) ・国庫補助事業については、建物整備費から国庫補助事業の基準額を減じた額に4分の3を乗じて得た額を振興会等に対する償還元金の償還年数で除して得た額とする。日本自転車振興会等補助事業については建物整備費から当該補助金を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額を償還年数で除して得た額とする。 社会福祉法人の単独事業については借入金償還元金の額に2分の1を乗じて得た額を償還年数で除して得た額とする。</p> <p>(2) 社会福祉施設整備借入金利息補助金(遅延利息を除く) ・各年度ごとに、社会福祉・医療事業団からの当該借入金の利息の定率を年2分として計算して得た額の範囲内の額とする。</p> <p>平成14年度決算額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設整備費償還元金分補助金</td> <td>1,529千円</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設整備費償還利息分補助金</td> <td>3,666千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5,195千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 ・山口市社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費補助金交付要綱 ・山口市社会福祉法人に対する助成に関する条例 ・山口市社会福祉施設整備費関係借入金利息等補助金交付規則 ・社会福祉施設整備借入金償還元金に係る補助金交付要綱</p>		内 訳	金 額	社会福祉施設整備費償還元金分補助金	1,529千円	社会福祉施設整備費償還利息分補助金	3,666千円	合 計	5,195千円	<p>(趣旨) 社会福祉法人に対する助成に関する条例第1条の規定による社会福祉法人に対する補助金で、当該社会福祉法人がその設置経営する社会福祉施設の整備を図るために借り入れた借入金の償還元金に対する補助金の交付について、必要な事項を定める。 (定義) 1 「社会福祉施設」とは、社会福祉事業法第2条に掲げる社会福祉事業を行うための施設で、社会福祉法人が設置経営し、町長の措置により入所又は収容の委託がなされるものをいう。 2 「借入金」とは、社会福祉法人がその設置経営する社会福祉施設の整備に要する資金として社会福祉事業振興会又は山口県社会福祉協議会(以下「振興会等」という。)から借り入れた借入金をいう。 3 「日自振等補助金」とは、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、日本財団及び中央競馬社会福祉財団からの補助金をいう。</p> <p>(補助金の額等)月額 1 社会福祉法人に対する借入金償還元金に係る補助金の額は、各年度ごとに予算の定めるところにより、次の算定方法により得た額の範囲内の額とする。 (1) 国庫補助事業については、建物整備費(国庫補助基準面積の100パーセント以内の整備面積に対応する整備費とする。)から国庫補助金算定基準額を減じた額に4分の3を乗じて得た額を振興会等に対する償還元金の償還年数(以下「償還年数」という。)で除して得た額。 (2) 日自振等補助事業については、建物整備費から日自振等補助金を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額を償還年数で除して得た額。ただし、この前号による算定方法により得た額を下回るときは、前号による算定方法により得た額とする。 (3) 社会福祉法人の単独事業については、借入金償還元金の額に2分の1を乗じて得た額を償還年数で除して得た額。 2 前項により算出して得た補助金の額が、各年度ごとの社会福祉法人の借入金償還額を上回るときは、当該償還元金の額を上限とする。</p> <p>平成14年度決算額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム 小郡・山手一番館</td> <td>711千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>711千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 ・社会福祉法人に対する助成に関する条例 ・小郡町社会福祉施設整備借入金償還元金に係る補助金交付要綱</p>		内 訳	金 額	特別養護老人ホーム 小郡・山手一番館	711千円	合 計	711千円	<p>(補助の対象) 補助金の対象は、社会福祉事業法第2条に規定する社会福祉事業を行うための施設で国庫補助金及び日本自転車振興会等の公益補助金を受けて行う施設整備並びに町長が特に必要と認める施設整備とする。 (補助金の種類と額) (1) 社会福祉施設整備資金補助金(建物に限る) 国庫補助事業等の基準額に4分の1を乗じた額の2分の1以内の額とする。 (2) 社会福祉施設整備借入金利息補助金(遅延利息を除く) 社会福祉・医療事業団からの借入金の各年度ごとに支払った利息額に別表1に定めた率を乗じた額から県の利息補助額を控除した額の2分の1以内の額とする。 (3) 社会福祉施設整備借入金償還元金補助金 県要綱と同様</p> <p>平成14年度決算額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム白松苑ショートステイ整備借入金償還元金補助</td> <td>31千円</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム白松苑施設整備借入金償還利息補助</td> <td>244千円</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム白松苑ショートステイ整備借入金償還利息補助</td> <td>58千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>333千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 ・社会福祉法人の助成に関する条例 ・阿知須町社会福祉法人の助成に関する規則</p>		内 訳	金 額	特別養護老人ホーム白松苑ショートステイ整備借入金償還元金補助	31千円	特別養護老人ホーム白松苑施設整備借入金償還利息補助	244千円	特別養護老人ホーム白松苑ショートステイ整備借入金償還利息補助	58千円	合 計	333千円
内 訳	金 額																												
社会福祉施設整備費償還元金分補助金	1,529千円																												
社会福祉施設整備費償還利息分補助金	3,666千円																												
合 計	5,195千円																												
内 訳	金 額																												
特別養護老人ホーム 小郡・山手一番館	711千円																												
合 計	711千円																												
内 訳	金 額																												
特別養護老人ホーム白松苑ショートステイ整備借入金償還元金補助	31千円																												
特別養護老人ホーム白松苑施設整備借入金償還利息補助	244千円																												
特別養護老人ホーム白松苑ショートステイ整備借入金償還利息補助	58千円																												
合 計	333千円																												
徳地町		調 整 上 の 課 題		調 整 案																									
<p>(補助の対象) 社会福祉事業法第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人の助成については、別に定めるもののほか、条例の定めるところによる。 (補助金の種類と額) 町長は、必要があると認めるときは社会福祉法人に対し、予算の範囲内において助成を行うことができる。</p> <p>平成14年度決算額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人佐波福祉会 老人福祉施設整備補助金</td> <td>129,937千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>129,937千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 ・徳地町社会福祉法人の助成に関する条例</p>		内 訳	金 額	社会福祉法人佐波福祉会 老人福祉施設整備補助金	129,937千円	合 計	129,937千円	<p>・施設整備費、施設整備借入金に係る補助金交付制度のある市町とない市町がある。</p>		<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																			
内 訳	金 額																												
社会福祉法人佐波福祉会 老人福祉施設整備補助金	129,937千円																												
合 計	129,937千円																												
徳地町		課 題 へ の 対 応																											
		<p>・山口市の交付制度により統一する。</p>																											

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	高齢者の就労・生きがい対策																																																						
事業名	老人クラブ助成	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																																																						
専門部会名	福祉部会			コード	19-04-07-01																																																						
現況				分析																																																							
<p>老人クラブ助成</p> <p>補助分 (平成14年度実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象クラブ数</td> <td>132クラブ</td> <td>30クラブ</td> <td>19クラブ</td> <td>21クラブ</td> <td>20クラブ</td> </tr> <tr> <td>加入者数</td> <td>7,145人</td> <td>1,722人</td> <td>1,209人</td> <td>1,071人</td> <td>1,181人</td> </tr> <tr> <td>(1)老人クラブに対するもの</td> <td>3,880円×助成を行った老人クラブ活動月数</td> <td>4,800円×助成を行った老人クラブ活動月数</td> <td>山口市と同じ</td> <td>4,000円×助成を行った老人クラブ活動月数</td> <td>山口市と同じ</td> </tr> <tr> <td>老人クラブ補助金額</td> <td>6,145,280円</td> <td>1,728,000円</td> <td>884,640円</td> <td>1,008,000円</td> <td>931,200円</td> </tr> <tr> <td>(2)老人クラブ連合会に対するもの</td> <td>194,000円+72円×会員数+194,000円(特別事業活動費)</td> <td>同左</td> <td>194,000円+72円×会員数</td> <td>山口市と同じ</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>老人クラブ連合会補助金額</td> <td>902,440円</td> <td>514,000円</td> <td>279,000円</td> <td>465,000円</td> <td>475,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>単独分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>その他単独補助</th> <th></th> <th></th> <th>該当なし</th> <th></th> <th>該当なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・市老人クラブ連合会育成費補助 1団体 684千 ・地区老人クラブ連合会活動費補助 16団体 925千</td> <td>・会員数20名未満のクラブに対して 20,000円を助成 6団体 120千円</td> <td></td> <td>・老人クラブ連合会補助 1団体 118千円 ・町老人クラブ連合会 運営費補助(人件費) 480千円 【平成16年度から】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	補助対象クラブ数	132クラブ	30クラブ	19クラブ	21クラブ	20クラブ	加入者数	7,145人	1,722人	1,209人	1,071人	1,181人	(1)老人クラブに対するもの	3,880円×助成を行った老人クラブ活動月数	4,800円×助成を行った老人クラブ活動月数	山口市と同じ	4,000円×助成を行った老人クラブ活動月数	山口市と同じ	老人クラブ補助金額	6,145,280円	1,728,000円	884,640円	1,008,000円	931,200円	(2)老人クラブ連合会に対するもの	194,000円+72円×会員数+194,000円(特別事業活動費)	同左	194,000円+72円×会員数	山口市と同じ	同左	老人クラブ連合会補助金額	902,440円	514,000円	279,000円	465,000円	475,000円	その他単独補助			該当なし		該当なし		・市老人クラブ連合会育成費補助 1団体 684千 ・地区老人クラブ連合会活動費補助 16団体 925千	・会員数20名未満のクラブに対して 20,000円を助成 6団体 120千円		・老人クラブ連合会補助 1団体 118千円 ・町老人クラブ連合会 運営費補助(人件費) 480千円 【平成16年度から】		調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																																																		
補助対象クラブ数	132クラブ	30クラブ	19クラブ	21クラブ	20クラブ																																																						
加入者数	7,145人	1,722人	1,209人	1,071人	1,181人																																																						
(1)老人クラブに対するもの	3,880円×助成を行った老人クラブ活動月数	4,800円×助成を行った老人クラブ活動月数	山口市と同じ	4,000円×助成を行った老人クラブ活動月数	山口市と同じ																																																						
老人クラブ補助金額	6,145,280円	1,728,000円	884,640円	1,008,000円	931,200円																																																						
(2)老人クラブ連合会に対するもの	194,000円+72円×会員数+194,000円(特別事業活動費)	同左	194,000円+72円×会員数	山口市と同じ	同左																																																						
老人クラブ連合会補助金額	902,440円	514,000円	279,000円	465,000円	475,000円																																																						
その他単独補助			該当なし		該当なし																																																						
	・市老人クラブ連合会育成費補助 1団体 684千 ・地区老人クラブ連合会活動費補助 16団体 925千	・会員数20名未満のクラブに対して 20,000円を助成 6団体 120千円		・老人クラブ連合会補助 1団体 118千円 ・町老人クラブ連合会 運営費補助(人件費) 480千円 【平成16年度から】																																																							
				<p>・小郡町、阿知須町は、老人クラブへの助成において、国の補助基準に上乘せしている。また、単独の補助についても、それぞれの事情で助成内容が相違する。</p>																																																							
				課題への対応																																																							
				<p>・老人クラブに対するもの 3,880円×助成を行った老人クラブ活動月数 ・老人クラブ連合会に対するもの 人員割 194,000円+72円×会員数 特別事業 194,000円 とする。 ・単独分の補助については、新市移行後老人クラブの統一の状況等を勘案しながら調整する。</p>																																																							
				調整案																																																							
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市・徳地町の例により調整する。(国・県制度によるもの)ただし、市町単独の助成によるものについては、新市移行後、速やかに調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>																																																							

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	その他の福祉事業																														
事業名	福祉団体等助成の状況			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																														
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会	コード	19-04-09-01																														
現況				分析																															
福祉団体等への助成 (平成14年度実績) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>団体等</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">山口市</td> <td>老人敬愛運動推進対策</td> <td>785,000円</td> </tr> <tr> <td>やまぐち介護者の会</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>山口地区痴呆性老人を支える家族の会</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>山口・吉南地区ケア連絡協議会</td> <td>750,000円</td> </tr> <tr> <td>中国地区老人福祉施設研修大会</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小郡町</td> <td>老人敬愛団体補助金</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>山口・吉南地区ケア連絡協議会</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">秋穂町</td> <td>山口地区痴呆性老人を支える家族の会</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>山口・吉南地区ケア連絡協議会</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>山口・吉南地区ケア連絡協議会</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					団体等	補助額	山口市	老人敬愛運動推進対策	785,000円	やまぐち介護者の会	100,000円	山口地区痴呆性老人を支える家族の会	110,000円	山口・吉南地区ケア連絡協議会	750,000円	中国地区老人福祉施設研修大会	0円	小郡町	老人敬愛団体補助金	55,000円	山口・吉南地区ケア連絡協議会	150,000円	秋穂町	山口地区痴呆性老人を支える家族の会	7,000円	山口・吉南地区ケア連絡協議会	50,000円	阿知須町	山口・吉南地区ケア連絡協議会	50,000円	徳地町	該当なし		調整上の課題	
					団体等	補助額																													
				山口市	老人敬愛運動推進対策	785,000円																													
					やまぐち介護者の会	100,000円																													
山口地区痴呆性老人を支える家族の会	110,000円																																		
山口・吉南地区ケア連絡協議会	750,000円																																		
中国地区老人福祉施設研修大会	0円																																		
小郡町	老人敬愛団体補助金	55,000円																																	
	山口・吉南地区ケア連絡協議会	150,000円																																	
秋穂町	山口地区痴呆性老人を支える家族の会	7,000円																																	
	山口・吉南地区ケア連絡協議会	50,000円																																	
阿知須町	山口・吉南地区ケア連絡協議会	50,000円																																	
徳地町	該当なし																																		
				・同一団体への補助と市町独自の団体への補助がある。																															
				課題への対応																															
				・同一あるいは同種の団体への補助金については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。独自の補助金については、目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。																															
				調整案																															
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																															

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業																														
事業名	母親クラブ育成費補助	分科会名	児童・母子福祉分科会	協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																														
専門部会名	福祉部会			コード	19-05-03-07																														
現況				分析																															
<p>母親クラブ育成費補助</p> <p style="text-align: right;">(平成14年度実績)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>山口市</th> <th>小郡町</th> <th>秋穂町</th> <th>阿知須町</th> <th>徳地町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金の額</td> <td>総事業費から寄付金 その他収入を控除し た額、補助対象経費 の実支出額又は 189,000円のうち最 も低い額</td> <td>総事業費から寄付金 その他収入を控除し た額、補助対象経費 の実支出額又は 185,000円のうち最 も低い額</td> <td>総事業費から寄付金 その他収入を控除し た額、補助対象経費 の実支出額又は 150,000円のうち最 も低い額</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> <td style="text-align: center;">山口市と同じ</td> </tr> <tr> <td>対象クラブ</td> <td style="text-align: center;">11クラブ</td> <td style="text-align: center;">6クラブ</td> <td style="text-align: center;">5クラブ</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2クラブ</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td style="text-align: center;">678人</td> <td style="text-align: center;">268人</td> <td style="text-align: center;">223人</td> <td></td> <td style="text-align: center;">227人</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td style="text-align: center;">2,079千円</td> <td style="text-align: center;">1,110千円</td> <td style="text-align: center;">750千円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">378千円</td> </tr> </tbody> </table>					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	補助金の額	総事業費から寄付金 その他収入を控除し た額、補助対象経費 の実支出額又は 189,000円のうち最 も低い額	総事業費から寄付金 その他収入を控除し た額、補助対象経費 の実支出額又は 185,000円のうち最 も低い額	総事業費から寄付金 その他収入を控除し た額、補助対象経費 の実支出額又は 150,000円のうち最 も低い額	該当なし	山口市と同じ	対象クラブ	11クラブ	6クラブ	5クラブ		2クラブ	会員数	678人	268人	223人		227人	補助金額	2,079千円	1,110千円	750千円		378千円	調整上の課題	
					山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町																										
				補助金の額	総事業費から寄付金 その他収入を控除し た額、補助対象経費 の実支出額又は 189,000円のうち最 も低い額	総事業費から寄付金 その他収入を控除し た額、補助対象経費 の実支出額又は 185,000円のうち最 も低い額	総事業費から寄付金 その他収入を控除し た額、補助対象経費 の実支出額又は 150,000円のうち最 も低い額	該当なし	山口市と同じ																										
				対象クラブ	11クラブ	6クラブ	5クラブ		2クラブ																										
				会員数	678人	268人	223人		227人																										
補助金額	2,079千円	1,110千円	750千円		378千円																														
		補助の上限額が、山口市、徳地町は189,000円、小郡町は185,000円、秋穂町は150,000円である。																																	
課題への対応																																			
補助金の上限を山口市、徳地町の例により調整する。																																			
調整案																																			
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市・徳地町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																			

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業												
事業名	民間保育所への施設整備費補助			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い												
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-05-03-09												
現況				分析													
<p>民間保育所への施設整備費補助</p> <p>山口市</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>補助等の内訳</th> <th>14年度決算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間保育所建築費補助</td> <td>50,292千円</td> <td>総事業費から国・県補助及び社会福祉・医療事業団借入金を除いた法人負担分の1/2程度 (単年度予算措置)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設整備費償還元金補助</td> <td>7,986千円</td> <td>(目的)借入金元金の一部を補助することにより、園の経費負担を軽減し、経営の安定を図る。 (算出根拠) 要綱による。</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設整備費償還利息補助</td> <td>2,605千円</td> <td>(目的)借入金利息の一部を補助することにより、園の経費負担を軽減し、経営の安定を図る。 (算出根拠) 規則による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令】・社会福祉施設整備借入金償還元金に係る補助金交付要綱 ・社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金交付規則</p> <p>小郡町 制度なし</p> <p>秋穂町 定額補助〔平成14年度 改修補助 5,406千円〕</p> <p>阿知須町 民間保育所なし</p> <p>徳地町 国庫補助事業費の基本額に8分の1を乗じた額を補助する。〔平成14年度 実績なし〕 【根拠法令】・徳地町私立保育園施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱</p>				補助等の内訳	14年度決算額	備考	民間保育所建築費補助	50,292千円	総事業費から国・県補助及び社会福祉・医療事業団借入金を除いた法人負担分の1/2程度 (単年度予算措置)	社会福祉施設整備費償還元金補助	7,986千円	(目的)借入金元金の一部を補助することにより、園の経費負担を軽減し、経営の安定を図る。 (算出根拠) 要綱による。	社会福祉施設整備費償還利息補助	2,605千円	(目的)借入金利息の一部を補助することにより、園の経費負担を軽減し、経営の安定を図る。 (算出根拠) 規則による。	調整上の課題	
				補助等の内訳	14年度決算額	備考											
				民間保育所建築費補助	50,292千円	総事業費から国・県補助及び社会福祉・医療事業団借入金を除いた法人負担分の1/2程度 (単年度予算措置)											
				社会福祉施設整備費償還元金補助	7,986千円	(目的)借入金元金の一部を補助することにより、園の経費負担を軽減し、経営の安定を図る。 (算出根拠) 要綱による。											
社会福祉施設整備費償還利息補助	2,605千円	(目的)借入金利息の一部を補助することにより、園の経費負担を軽減し、経営の安定を図る。 (算出根拠) 規則による。															
1市2町で制度があるが、補助割合が相違する。阿知須町には、民間保育所がない。																	
課題への対応																	
民間保育所の負担軽減を図るため、また今後も保育ニーズが高まることから、保育所の整備が急務である。したがって建設補助は継続するものとし、山口市の例により調整する。																	
調整案																	
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。 ただし、5年を目途に見直しを行うものとする。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	母(父)子福祉の状況	小項目	母子相談員															
事業名	母子寡婦福祉連合会補助			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い															
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童・母子福祉分科会	コード	19-06-06-02															
現況				分析																
<p style="text-align: center;">母子寡婦福祉連合会補助</p> <p style="text-align: right;">【14年度補助実績】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>山口市</td> <td>山口市母子寡婦福祉連合会補助金</td> <td>70千円</td> </tr> <tr> <td>小郡町</td> <td>小郡町母子・寡婦福祉会活動費補助金</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>秋穂町</td> <td>秋穂町母子寡婦福祉会補助</td> <td>60千円</td> </tr> <tr> <td>阿知須町</td> <td>阿知須町母子寡婦福祉会活動費補助金</td> <td>40千円</td> </tr> <tr> <td>徳地町</td> <td>徳地町母子寡婦福祉連合会補助金</td> <td>200千円</td> </tr> </table>				山口市	山口市母子寡婦福祉連合会補助金	70千円	小郡町	小郡町母子・寡婦福祉会活動費補助金	100千円	秋穂町	秋穂町母子寡婦福祉会補助	60千円	阿知須町	阿知須町母子寡婦福祉会活動費補助金	40千円	徳地町	徳地町母子寡婦福祉連合会補助金	200千円	調整上の課題	
				山口市	山口市母子寡婦福祉連合会補助金	70千円														
				小郡町	小郡町母子・寡婦福祉会活動費補助金	100千円														
				秋穂町	秋穂町母子寡婦福祉会補助	60千円														
阿知須町	阿知須町母子寡婦福祉会活動費補助金	40千円																		
徳地町	徳地町母子寡婦福祉連合会補助金	200千円																		
各市町に組織があるが、補助額が相違する。																				
課題への対応																				
同一の補助金であり、関係団体の理解と協力を得て、組織を統一する方向で調整する。																				
調整案																				
<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																				

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	社会福祉団体の状況	小項目		
事業名	社会福祉団体への補助金			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い	
専門部会名	福祉部会	分科会名	社会福祉(地域福祉)分科会	コード	19-09-01-02	
現況				分析		
社会福祉団体への補助金				調整上の課題		
〔平成14年度決算〕 (単位:千円)				社会福祉団体が、多岐にわたっている。		
山口市		小郡町				
補助団体の名称	補助金の名称	補助金額	補助金の名称			補助金額
人権擁護委員協議会						
保護司会	山口地区保護司会活動費助成金	33	小郡町保護司会補助金	50		
			吉敷地区保護司会補助金	150		
更生保護婦人会			小郡町更生保護婦人会補助金	50		
			山口更生保護会補助金	50		
遺族会	山口市連合遺族会活動費補助金 市内16地区遺族援護事務費交付金	562	小郡町遺族会補助金	70		
傷痍軍人会	山口市傷痍軍人会活動費補助金	0				
原爆被爆者の会	山口市原爆被爆者協議会	230	山口小郡地区原爆被爆者の会補助金	50		
ボランティア団体	山口BBS会	27				
	「小さな親切」運動	24				
秋穂町		阿知須町		課題への対応		
補助団体の名称	補助金の名称	補助金額	補助金の名称			補助金額
人権擁護委員協議会	人権擁護委員協議会補助金	52				
保護司会	保護司会活動費補助金	40	吉敷地区保護司会補助金	80		
更生保護婦人会			社会を明るくする運動実施団体補助金	140		
遺族会	追悼式補助金 遺族会補助金	333 72	阿知須町遺族会活動費補助金	70		
傷痍軍人会						
原爆被爆者の会						
ボランティア団体	ふくしボランティア連合会助成金	60				
徳地町		調整案		() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()		
補助団体の名称	補助金の名称	補助金額				
人権擁護委員協議会	人権擁護委員協議会補助金	37				
保護司会	保護司会活動費補助金	300				
更生保護婦人会						
遺族会	徳地町連合遺族会活動費補助金	300				
傷痍軍人会						
原爆被爆者の会	原爆被爆者の会補助金	50				
ボランティア団体						

事務一元化現況・分析調書

大項目	保健医療	中項目	健康医療関係団体の状況	小項目													
事業名	病院群輪番制病院運営費補助			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い												
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健医療分科会	コード	21-04-01-01												
現況				分析													
<p>病院群輪番制病院運営補助 2次救急医療対策として、地域病院の開設者が行う病院群輪番制病院の運営事業に対する補助。</p> <p>山口市を幹事市として、<u>山口市</u>、<u>小郡町</u>、阿東町、美東町、秋芳町で事業を行っている。 病院群輪番制病院の運営病院 山口市赤十字病院、済生会山口総合病院、小郡第一総合病院 補助金の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1. 基準額</th> <th>2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次により算出された額の合計額 1. 71,820円(ただし、これは山口県救急医療施設運営費等補助金交付要綱に規定する病院群輪番制病院の基準額に相当する額)に診療日数を乗じて得た額。 2. 71,820円×1/6×土曜日診療日数 ア. 第1欄に定める基準額と第2欄に定める実支出額とを施設ごとに比較して少ない額とする。</td> <td>病院群輪番制病院の運営に必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成14年度実績 山口市 32,640千円(単独加算を含む) ポケットベル使用料補助 1,483千円(単独補助) 小郡町 1,416千円(単独加算を含む) ポケットベル使用料補助 210千円(単独補助)</p> <p>防府市を幹事市として、防府市、<u>徳地町</u>、<u>秋穂町</u>で事業を行っている。 病院群輪番制病院の運営病院 三田尻病院、緑町三祐病院、松本外科病院、防府胃腸病院、桑陽病院 補助金の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1. 基準額</th> <th>2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 73,320円(ただし、これは山口県救急医療施設運営費等補助金交付要綱に規定する病院群輪番制病院の基準額に相当する額)に診療日数を乗じて得た額。 ア. 上記と同じ</td> <td>上記と同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成14年度実績 秋穂町 632千円 徳地町 665千円</p> <p>宇部市を幹事市として、宇部市、小野田市、美祢市、山陽町、楠町、<u>阿知須町</u>で事業を行っている。 病院群輪番制病院の運営病院 宇部興産中央病院、宇部協立病院、宇部臨記念病院、尾中病院、セントヒル病院、厚南セントヒル病院、小野田市立病院、小野田赤十字病院、山口労災病院、美祢市立病院、山陽中央総合病院、阿知須同仁病院、阿知須共立病院 補助金の限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1. 基準額</th> <th>2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 73,320円に診療日数を乗じて得た額 ア. 上記と同じ</td> <td>上記と同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成14年度実績 阿知須町 1,156千円</p>				1. 基準額	2. 対象経費	次により算出された額の合計額 1. 71,820円(ただし、これは山口県救急医療施設運営費等補助金交付要綱に規定する病院群輪番制病院の基準額に相当する額)に診療日数を乗じて得た額。 2. 71,820円×1/6×土曜日診療日数 ア. 第1欄に定める基準額と第2欄に定める実支出額とを施設ごとに比較して少ない額とする。	病院群輪番制病院の運営に必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)	1. 基準額	2. 対象経費	1. 73,320円(ただし、これは山口県救急医療施設運営費等補助金交付要綱に規定する病院群輪番制病院の基準額に相当する額)に診療日数を乗じて得た額。 ア. 上記と同じ	上記と同じ	1. 基準額	2. 対象経費	1. 73,320円に診療日数を乗じて得た額 ア. 上記と同じ	上記と同じ	<p style="text-align: center;">調整上の課題</p> <p>・山口県救急医療施設運営費等補助金交付要綱による運営費補助であるが、山口市・小郡町において、単独加算及びポケットベル使用料に対する単独補助を実施している。</p>	
1. 基準額	2. 対象経費																
次により算出された額の合計額 1. 71,820円(ただし、これは山口県救急医療施設運営費等補助金交付要綱に規定する病院群輪番制病院の基準額に相当する額)に診療日数を乗じて得た額。 2. 71,820円×1/6×土曜日診療日数 ア. 第1欄に定める基準額と第2欄に定める実支出額とを施設ごとに比較して少ない額とする。	病院群輪番制病院の運営に必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)																
1. 基準額	2. 対象経費																
1. 73,320円(ただし、これは山口県救急医療施設運営費等補助金交付要綱に規定する病院群輪番制病院の基準額に相当する額)に診療日数を乗じて得た額。 ア. 上記と同じ	上記と同じ																
1. 基準額	2. 対象経費																
1. 73,320円に診療日数を乗じて得た額 ア. 上記と同じ	上記と同じ																
				課題への対応													
				<p>・現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、単独補助については、今後検討し調整する。</p>													
				調整案													
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>													

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業
事業名	その他農業振興対策事業・国事業			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 02 02 06
現況				分析	
<p>野菜価格安定対策事業（国・県、期限なし）</p> <p>（1）目的 国の指定野菜・特定野菜、県の認定野菜の価格と供給の安定を図る。（国・県事業）</p> <p>（2）補助（負担）対象 農業協同組合</p> <p>（3）補助額 補助対象事業費の1/3以内</p> <p>農業経営体活性化事業（国、H19年度まで）【山口市、小郡町、秋穂町】</p> <p>（1）目的 基本構想の実現に向けた推進活動の実施 認定農業者の育成</p> <p>（2）補助額 補助対象事業費の1/2</p> <p>中山間地域等直接支払事業（国、H16年度まで）【山口市、徳地町】</p> <p>（1）目的 中山間地域等における農業生産の維持及び多面的機能の確保</p> <p>（2）交付対象 集落協定締結農業者等</p> <p>（3）交付単価 急傾斜（田 1 / 20以上）21,000円（10aあたり） 緩傾斜（田 1 / 100以上）8,000円（10aあたり）</p> <p>農業生産総合対策事業（国、期限なし）【山口市】</p> <p>（1）目的 農業生産体制の整備、高度な産地体制の構築を推進するほか、土地利用型作物の技術・機械化による効率的生産を実証する。（国事業）</p> <p>（2）補助対象 農業協同組合</p> <p>（3）補助額 補助対象事業費の1/2以内</p> <p>病害虫対策事業（国・市、H16年度まで）【山口市】</p> <p>（1）目的 スクミリンゴ貝による被害を防止し、稲作の経営安定を図る。</p> <p>（2）補助対象 スクミリンゴ貝防除対策協議会</p> <p>（3）補助率 国10/20、市35/100</p> <p>田んぼの学校（国、H17年度まで）【山口市】</p> <p>（1）目的 現地学習や体験活動等への支援</p> <p>（2）補助対象 仁保土地改良区</p>				調整上の課題	
				課題への対応	
				調整案	
				<p>特になし</p> <p>特になし</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業
事業名	その他農業振興対策事業・県事業			協定項目	17補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 02 02 07
現況				分 析	
<p>就農円滑化対策事業（県、期限なし）【山口市、徳地町】</p> <p>(1)目的 研修及び研修施設整備の支援</p> <p>(2)補助対象 研修生支援 認定就農者で特定の要件を満たす者 指導農家支援 研修生を指導できる農業者 施設整備 認定就農者 機械器具整備 認定就農者又は就農後3年以内の新規就農者</p> <p>(3)補助額 研修生支援 研修生1人当たり月額15万円（親と同居の場合10万円）以内（延べ2年以内） 指導農家支援 研修生1人当たり月額6万円以内 施設整備 補助対象事業費の1/2以内 機械器具整備 //</p> <p>野菜認定産地整備近代化事業（県、期限なし）【山口市】</p> <p>(1)目的 市内市場への市内産野菜の供給率向上のため野菜認定産地等を育成（県事業）</p> <p>(2)補助対象 農業協同組合、営農集団、農業生産法人、特認団体</p> <p>(3)補助額 補助対象事業費の2/3以内</p> <p>需要に対応できる地域水田農業再構築推進事業（県、未定）【山口市】</p> <p>(1)目的 水田農業の再構築に向けた体制づくり及び条件整備</p> <p>(2)補助対象 1 水田農業再構築の推進 農協、全農山口県本部、農業会議 2 水田畑作物等生産条件整備 市町村、農協、農業公社、営農集団、特認団体</p> <p>(3)補助額 1 水田農業再構築の推進 事業費の1/2以内 2 水田畑作物等生産条件整備 小規模土地基盤整備 事業費の1/2以内 共同利用施設整備 事業費の1/2以内 （集団営農用生産施設のうち施設園芸用施設は1/3以内） 集団営農用機械整備 事業費の1/2以内</p> <p>地産・地消対応型園芸産地育成事業（県、H17年度まで）【山口市、徳地町】</p> <p>(1)目的 園芸産地の生産体制整備の支援</p> <p>(2)補助対象 農協、営農集団、農業生産法人</p> <p>(3)補助額 事業費の2/3</p> <p>新規就農者農地確保支援事業（県）【徳地町】</p> <p>(1)目的 新規就農者の育成と農用地の有効利用を促進する。</p> <p>(2)補助対象 山口県農林開発公社</p> <p>(3)補助額 対象事業費の1/2以内</p> <p>被害防止施設緊急整備事業（県、H18年度まで）【山口市】</p> <p>(1)目的 生産意欲の確保及び農業経営の安定</p> <p>(2)補助対象 農協、生産組織、集落組織</p> <p>(3)補助額 事業費の1/4以内</p> <p>野猿被害防止実証事業（県、H17年度まで）【山口市】</p> <p>(1)目的 野猿による農作物の被害の防止</p> <p>(2)補助対象 農協、生産組織、集落組織</p> <p>(3)補助額 事業費の1/4以内</p> <p>農山村のひと・きらめき発信事業（県、期限なし）【阿知須町】</p> <p>(1)目的 女性・高齢者の地域資源を活用した加工品開発を支援</p> <p>(2)補助対象 農業を行う60才以上の女性・高齢者団体</p> <p>(3)補助額 補助対象事業費の1/2</p>				調 整 上 の 課 題	
				<p>今後の事業の実施については、米政策改革大綱等の国や県の方針を踏まえた新市の農業振興の方針に基づく必要がある。 1市4町では3つの農協があり、事業の実施にあたり調整が必要になる。</p>	
				課 題 へ の 対 応	
<p>基本的に現在実施している事業を引き続き実施するが、新市の農業振興方針（作物や人材育成など）等に沿って事業の対象地域を検討する。</p>					
調 整 案					
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他 ()</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業
事業名	その他農業振興対策事業・単独事業			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 02 02 08
現			況		
山 口 市					
<p>山口市認定農業者農地集積促進事業(市、未定)</p> <p>(1) 目的 認定農業者への農地集積による経営安定 *山口市内の農用地で利用権設定促進事業による権利設定により特定の要件を満たす場合を対象</p> <p>(2) 補助対象 認定農業者及び当該年度内に認定農業者の認定が確実に見込まれる者</p> <p>(3) 補助額 面積、利用権設定期間により交付額算出</p> <p>農業後継者育成事業助成措置(市、期限なし)</p> <p>(1) 目的 吉山4Hクラブの活動にかかる経費</p> <p>(2) 補助対象 吉山4Hクラブ、県外研修集団</p> <p>(3) 補助額 年間活動費 会員数×10,000円 県外視察研修費 補助対象事業費の1/2以内</p> <p>農村女性支援事業(市、期限なし)</p> <p>(1) 目的 農村生活の向上を図り、男女共同参画社会の実現を図る。</p> <p>(2) 補助対象 生活改善実行グループ</p> <p>(3) 補助額 地区数×30,000円</p> <p>優良農地確保促進事業(市、期限なし)</p> <p>(1) 目的 農振農用地区域の管理(全体見直し、通常管理) ・全体見直し、基礎調査 ・通常除の除外・編入管理</p> <p>山口南部地区活性化農構償還助成事業(市、H22年度まで)</p> <p>(1) 目的 低コスト生産システムの確立</p> <p>(2) 補助対象 農業協同組合</p> <p>(3) 補助額 国庫補助事業費の1/10</p> <p>しなやかアグリリスト発掘育成事業(市、未定)</p> <p>(1) 目的 多様な担い手の発掘・育成</p> <p>(2) 補助対象 新規就農希望者、兼業農家で他産業に従事していない配偶者等</p> <p>需要に対応できる地域水田農業再構築推進事業(市、未定)</p> <p>(1) 目的 水田農業の再構築に向けた体制づくり及び条件整備</p> <p>(2) 補助対象 農協、農業公社、営農集団、特認団体</p> <p>(3) 補助額 小規模土地基盤整備 事業費の1/4以内 共同利用施設整備 事業費の1/10以内 (集団営農用生産施設のうち施設園芸用施設は1/3以内) 集団営農用機械整備 事業費の1/10以内</p> <p>アグリ夢サポート研修事業(市、H16年度まで)</p> <p>(1) 目的 集落営農組織などが、農業経営の改善・発展のために行う研修会に係る経費の助成</p> <p>(2) 補助対象 特定の要件を満たす集落営農組織等が開催する研修会の参加又は開催に係る事業</p> <p>(3) 補助額 事業費の2/3以内</p>	<p>山口市農業生産組織活性化促進事業(市、H17年度まで)</p> <p>(1) 目的 組織再編や強化を目指す農業生産組織等の機械・施設整備に係る費用を助成し、農業生産組織の活性化を促進する。</p> <p>(2) 補助対象 特定の要件を満たす組織再編や強化等を目指す農業生産組織等</p> <p>(3) 補助額 事業費の3/10以内～5/10以内 (限度額200万円～400万円)</p> <p>山口市農業生産法人経営強化対策事業(市、H16年度まで)</p> <p>(1) 目的 農業経営の健全化と基盤強化を図ろうとする設立間もない農業生産法人の農地集積に係る経費を助成し、農業経営の健全化と基盤の強化を図る。</p> <p>(2) 補助対象 特定の要件を満たす農業生産法人が、農地利用集積期間中に農振農用地区域内の農地を、利用権設定等促進事業による賃借権、又は使用貸借の権利設定により3ha以上借り入れた場合</p> <p>(3) 補助額 10aあたり2,000円～8,000円(交付限度額:500万円) (特定の要件を満たす場合の加算あり)</p> <p>認定農業者研修活動支援事業(市、未定)</p> <p>(1) 目的 本市の農業の担い手となるべき農業経営者の育成などを図り、認定農業者の農業経営改善のためのパソコン研修、視察研修などに対する支援</p> <p>(2) 補助対象 山口市認定農業者の会</p> <p>(3) 補助額 事業費の2/3以内</p> <p>山口特産づくり事業(市、未定)</p> <p>(1) 目的 特産物主要品目についての施設経費補助</p> <p>(2) 補助対象 山口中央農協(予定)</p> <p>(3) 補助額 事業費の1/3(予定)</p> <p>競争力のある戦略作物産地づくり促進事業(市、未定)</p> <p>(1) 目的 麦・大豆・野菜による新たな産地づくりの促進</p> <p>売れる米・特産物販売対策事業(市、未定)</p> <p>(1) 目的 独自の販売手法で有利販売を図る。</p> <p>(2) 補助対象 山口中央農協</p> <p>(3) 補助額 事業費の1/2</p> <p>みのりとこころのネットワーク推進事業(市、未定)</p> <p>(1) 目的 市民農園を実施する農家への補助、遊休農地解消</p> <p>(2) 補助対象 農地提供者</p> <p>被害防止施設緊急整備事業(市、H18年度まで)</p> <p>(1) 目的 生産意欲の確保及び農業経営の安定</p> <p>(2) 補助対象 農協、生産組織、集落組織</p> <p>(3) 補助額 事業費の3/4以内</p>	<p>野猪・猿被害対策事業費(市、未定)</p> <p>(1) 目的 農業生産意欲の確保及び農業経営の安定</p> <p>(2) 補助対象 山口中央農協</p> <p>野猿被害防止実証事業(市、H17年度まで)</p> <p>(1) 目的 野猿による農作物の被害の防止</p> <p>(2) 補助対象 農協、生産組織、集落組織</p> <p>(3) 補助額 事業費の3/4以内</p>			

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業
事業名	その他農業振興対策事業・単独事業			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 02 02 08
現			況		
小 郡 町		秋 穂 町		徳 地 町	
<p>野猪被害防止柵設置補助金(小郡町単独事業、終了年度なし)</p> <p>(1)内容 野猪被害による農作物の減収に対応するため、新たに設置する野猪被害防止柵に係る経費を補助する。</p> <p>(2)補助対象 農業協同組合等</p> <p>(3)補助額 2分の1以内(但し、補助対象経費の額が10,000円以上を対象として総事業費の千円未満は切り捨てるものとする。またタン1m当たりの単価は300円又は購入実費額のいずれか低い額とする。)</p> <p>【根拠法令等】 小郡町野猪被害対策事業補助金交付要綱</p> <p>ジャンボタニシ防除対策事業補助金(町)</p> <p>(1)目的 生産力の発展及び農家経営の安定をはかるためジャンボタニシが他地域へ拡散しないように防ぐ労務費を補助する。</p> <p>(2)補助対象 地区対策委員会</p> <p>(3)補助額 毎年度町長が定める額</p> <p>【根拠法令等】 小郡町農業振興対策事業補助金交付要綱</p>		<p>菜の花の里づくり推進事業(事業実施期間:町長が定める期間)</p> <p>(1)目的 町の花である「菜の花」の促進と不耕作地の解消・防止を図り、農村の景観形成と水田の持つ多面的機能の発揮を図る。</p> <p>(2)補助対象 農業協同組合、農業関係団体、農業者</p> <p>(3)補助額 菜の花フェスタ等実施事業 毎年度町長が定める額 特認事業 毎年度町長が定める額</p> <p>【根拠法令等】 「菜の花里づくり推進事業実施要領」 「農業振興対策事業補助金交付要綱」</p> <p>農業団体育成事業(事業実施期間:町長が定める期間)</p> <p>(1)目的 農業振興と農村の発展を図るため、その推進力となる農業団体等の育成、強化と活動促進に係る経費を補助する。</p> <p>(2)補助対象 女性農業者で組織する団体・中核農家及び農業後継者で組織する団体・生活改善組織・吉山4Hクラブ・農作業受託組織・その他町長が必要と認める団体等(農作業受託組織:事業期間3年間)</p> <p>(3)補助額 毎年度町長が定める額</p> <p>【根拠法令等】 「団体育成事業実施要領」 「農業振興対策事業補助金交付要綱」</p> <p>試験展示ほ場設置事業(毎年度委託契約)</p> <p>(1)目的 農業全般の発展と総合的安定を図るため農業関係展示ほ等の設置事業委託する。</p> <p>(2)委託対象 農業協同組</p> <p>(3)委託料 1ほ場10千円(毎年度予算の範囲内)</p> <p>【根拠法令等】 「試験展示ほ場設置事業委託契約書」</p> <p>野菜等生産拡大事業(平成15年度から平成16年度まで)</p> <p>(1)目的 野菜産地の形成と農家所得の向上を図る</p> <p>(2)補助対象 農業協同組合</p> <p>(3)補助額 毎年度町長が定める額</p> <p>【根拠法令等】 「秋穂町野菜等生産拡大事業実施要領」 「農業振興対策事業補助金交付要綱」</p>		<p>地域農業再編事業(町:未定)</p> <p>(1)目的 集落等で話し合いを契機として新たな地域づくり活動の芽生えがある意欲の高い集落や組織等を重点的に支援する事業であり、その活動等に係る経費を補助する。</p> <p>(2)補助対象 営農集団、集落組織等</p> <p>(3)補助率 7/10以内。ただし、特に公益性の高い事業主体については、町長が別に決定する。</p> <p>土地利用型農業等活性化対策事業(町:未定)</p> <p>1 水田畑作物生産条件整備 ・共同利用施設整備 ・集団営農用生産施設 ・集団営農用機械整備 ・その他町長が必要と認めるもの</p> <p>(1)目的 農業の生産体制を抜本的に強化することにより、本町農業の持続的発展及び構造改善を図る。</p> <p>(2)補助対象 農業協同組合、農業公社、営農集団等</p> <p>(3)補助率 4/10以内。(施設園芸用施設の補助率は、1/2以内) ただし、県の補助事業の採択を受けたときは、当該補助要綱による費用負担割合若しくは2/3以内とする。</p> <p>有害鳥獣被害防止対策事業(町:未定)</p> <p>野猪被害防止対策事業</p> <p>(1)目的 水稲を作付けする水田を野猪の被害から防止する。</p> <p>(2)補助対象 水稲作農業者、集落組織、営農集団等</p> <p>(3)補助率 電気柵1件につき14,000円(定額)</p> <p>奨励作物産地拡大対策事業(町:未定)</p> <p>種子・種苗供給事業</p> <p>(1)目的 事業主体が行う共販に供するために、自ら作付けするための種子・種苗(種苗100本以上)を購入する生産者に、安価に販売したものに限り補助する。</p> <p>(2)補助対象 農業協同組合</p> <p>(3)補助率 1/2以内</p> <p>特定野菜等生産振興事業(町:未定)</p> <p>(1)目的 新規作物並びに振興作物の産地化を目指すための種苗を購入するために必要な費用を補助する。</p> <p>(2)補助対象 集落組織、営農集団等</p> <p>(3)補助率 1/2以内。ただし、補助金の額100千円を限度とする。</p>	

事務一元化現況・分析調書(3)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業
事業名	その他農業振興対策事業・単独事業			協定項目	17補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 02 02 08
現況			分析		
阿知須町			調整上の課題		課題への対応
<p>農業用使用済プラスチック適正処理(町)</p> <p>(1)目的 農業用使用済プラスチックの適正処理</p> <p>(2)補助対象 農業用使用済プラスチック</p> <p>(3)補助額 毎年度町長が定める額 予算30千円</p> <p>生産組織育成事業補助金(町)</p> <p>(1)目的 各生産組合の育成強化</p> <p>(2)補助対象 肉牛生産育成組合、露地野菜生産組合、施設園芸組合、果樹生産組合</p> <p>(3)補助額 町予算額の範囲内 予算1,800千円</p> <p>革新的モデル事業(町)</p> <p>(1)目的 不耕起乾田直播技術の確立</p> <p>(2)補助対象 不耕起乾田直播き栽培グループ活動費</p> <p>(3)補助額 毎年度町長が定める額 予算100千円</p> <p>農業担い手育成強化奨励金交付事業(町)</p> <p>(1)目的 農業担い手育成確保と遊休農地の減少と農地の流動化の促進</p> <p>(2)補助対象 賃借権3年以上かつ借受面積の合計が70a以上の規模の者</p> <p>(3)補助額 町予算額の範囲内 予算1,350千円</p> <p>農作業受託者組織強化育成事業(町)</p> <p>(1)目的 農作業受託作業を円滑に実施、あわせて農作業の技術向上を図り、農地の流動化の促進に寄与</p> <p>(2)補助対象 農作業受託活動</p> <p>(3)補助額 毎年度町長が定める額 予算100千円</p> <p>珍野菜栽培研究事業(町)</p> <p>(1)目的 地産・地消にかかる少量他品目を確立するため</p> <p>(2)補助対象 珍野菜生産者</p> <p>(3)補助額 毎年度町長が定める額 予算200千円</p>			<p>各市町とも独自の方針により事業を実施しているため、事業の実施分野が異なっている。</p> <p>同様な事業においても、対象、補助率等が異なっている。</p>		<p>新市の農業振興の方針に沿って、事業を展開することとし、同様な事業について内容を精査し一本化する方向で調整する。</p>
			調 整 案		
			<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. ()市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>		

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業
事業名	生産調整事業(補助金)			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 02 02 09
現況				分析	
<p>山口市</p> <p>活かそう水田保全(市、期限なし)</p> <p>(1) 目的 自己保全管理田等における景観作物(ひまわり、コスモス、ケイトウ、菜の花等)の作付推進により環境保全を図る。</p> <p>(2) 補助対象 事業実施農業者</p> <p>(3) 補助額 10a あたり 単位未定</p> <p>生産調整推進事業(国、未定)</p> <p>(1) 目的 水田農業ビジョンと一体的に、円滑に生産調整を推進する。</p> <p>(2) 補助対象 山口市</p> <p>徳地町</p> <p>奨励作物推進助成事業(町、未定)</p> <p>(1) 目的 町の奨励する作物への助成</p> <p>(2) 補助対象 集荷円滑化対策に拠出した農業者</p> <p>(3) 補助額 振興作物 10a 当たり 8,000 円</p> <p>戦略的作物 " 5,000 円</p> <p>集落ビジョン推進作物 " 2,000 円</p> <p>小郡町、秋穂町、阿知須町 該当なし</p>				調整上の課題	
				<p>米政策改革大綱により、平成16年度から22年度にかけて生産調整制度の改革がされることになっており、制度変更への対応が必要になる。</p> <p>米政策改革大綱では、農協を単位としたエリアで地域農業ビジョンを策定することとなっている。</p>	
				課題への対応	
				<p>生産調整については、基本的に国の定めた方針に従い実施することとなるため、制度が具体化した段階で市町間の調整が必要で有れば、調整を行うこととなる。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 (ただし、生産調整の改革に併せて対応していくこととする。)</p> <p>() 2. () 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他 ()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業
事業名	畜産振興事業			協議事項	17補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 02 02 10
現況			分析		
山口市		秋穂町		調整上の課題	
<p>優良後継牛確保放牧事業（市、未定）</p> <p>(1)目的 酪農経営における乳用牛の体質向上のために、育成乳用牛の放牧を推進し、酪農経営の向上を図る。</p> <p>(2)補助対象 生後7日齢以上の乳用雌牛であり、系統繁殖を目的とした牛を山口県育成牧場へ預託する経費。ただし、精液・受精料・診療費・予防注射・検査料及び搬出入に要する経費は除く。</p> <p>(3)補助率 1/10以内</p>		<p>畜舎環境整備事業（町）</p> <p>(1)目的 防疫薬剤の配布による畜舎の環境整備を図る。</p> <p>(2)補助対象 秋穂町家畜防疫対策協議会</p> <p>(3)補助率 定額補助</p>		<p>各市町で畜産の状況にかなりの相違が見られる。農協を補助対象とした事業もあり、3つの農協間において調整が必要になる。</p>	
		徳地町			
<p>元気な子牛生産事業（市、未定）</p> <p>(1)目的 異常産予防注射経費を補助することにより予防接種率を上げ、優良後継牛及び肉用牛の生産を図る</p> <p>(2)補助対象 繁殖用雌牛に対する異常産予防注射</p> <p>(3)補助率 1回に対し1/2</p>		<p>受精卵移植推進事業（町、未定）</p> <p>(1)目的 乳用牛への経済性の高い黒毛和種を受精卵移植することによって酪農経営の改善をしようとする農家への支援を目的とする。</p> <p>(2)補助対象 受精卵移植師により受精卵移植した場合の移植料。</p> <p>(3)補助率 定額補助</p>		<p>課題への対応</p> <p>畜産の事業は、全て単独事業であるので、新市の振興方針に沿って事業を実施することとし、同様な事業について内容を精査し一本化する方向で調整する。</p>	
<p>うるおい蜜蜂ブンブン事業（市、未定）</p> <p>(1)目的 遊休農地等を活用し、菜の花の栽培を行い蜜源を確保することにより、安心安全の食糧確保や環境保全に寄与するとともに、元気なみつばちを園芸農家等へ供給する。併せて、養蜂経営の安定を図る。</p> <p>(2)補助対象 菜の花栽培ほ場の借地料、荒越し等委託料及びその他の必要経費</p> <p>(3)補助率 10アールあたり 10,000円以内</p>		<p>家畜防疫対策事業（町、未定）</p> <p>(1)目的 家畜伝染性疾病の多様化に対処し、地域の家畜防疫活動を推進し、その発生を未然に防止することを目的とする。</p> <p>(2)補助対象 伝染性疾病の予防注射の実施に必要な経費</p> <p>(3)補助率 定額補助</p>			
小郡町・阿知須町		<p>徳地銘柄牛産子保留対策事業（町、未定）</p> <p>(1)目的 徳地銘柄牛の促進を図ることを目的とする。</p> <p>(2)補助対象 徳地銘柄牛確立対策事業により導入した繁殖雌牛の産子で、第4産目までの子牛であること。</p> <p>(3)補助額 定額補助</p>		<p>調整案</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. ()市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	
該当なし		<p>山口県畜産共進会展出事業（町、未定）</p> <p>(1)目的 改良増殖に資し、堅実な畜産業の進展を期することを目的とする。</p> <p>(2)補助対象 山口県畜産共進会展出する場合の輸送経費とする。</p> <p>(3)補助率 定額補助</p>			
		<p>肉牛預託事業利子補助金（町、未定）</p> <p>(1)目的 肉牛の肥育農家に対し、預託事業を推進し、農家経営の安定を図るとともに、所得の増大を図ることを目的とする</p> <p>(2)補助対象 預託牛</p> <p>(3)補助率 利息の1/2以内</p>			
		<p>徳地銘柄牛確立対策事業補助金（町、H19年度）</p> <p>(1)目的 肉質の斉一化を図るため、系統牛の増殖及び保留を促進し、もって優良肉用牛産地としての基盤、確立を図ることを目的とする</p> <p>(2)補助対象 黒毛和種優良繁殖雌牛導入事業により徳地銘柄牛管理委員会の審査をパスした雌牛</p> <p>(3)補助率 事業に要する経費の3/10以内（上限20万円）</p>			

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	農業・畜産業振興事業
事業名	その他関係団体			協定項目	17補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 02 04 03
現況			分析		
山口市		小郡町		調整上の課題	
平成16年度予算 山口中央農業協同組合.....700千円		平成16年度予算 小郡町生活改善実行グループ..... 100千円 小郡町下郷水利委員会..... 255千円 小郡町上郷水利委員会.....60千円 山口中央農業協同組合小郡支所..... 700千円 農業後継者育成対策..... 110千円		各市町で補助金、交付金を交付している団体等が異なる。 同様な団体への補助金、交付金等についても、金額等が異なっている。	
秋穂町		徳地町		課題への対応	
平成16年度予算 有線放送振興対策事業.....270千円 土地改良区..... 25,775千円		平成16年度予算 徳地酪農組合.....36千円 徳地町肉牛生産組合.....54千円 生活改善実行グループ.....45千円 農家生活改善士.....22千円 (社)徳地町農業公社..... 6,347千円		1市4町で同一あるいは同種の団体に対する補助金は、できるだけ早い時期に統合の方向で調整する。	
阿知須町		阿知須町		調整案	
		平成16年度予算 フレッシュミセスの会..... 45千円 生活改善グループ..... 45千円 阿知須町農業システム研究会.....300千円 農作業受託者組織.....100千円 生産組織育成事業.....1,800千円 吉敷郡阿知須土地改良区.....7,044千円		() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	林業	小項目	林業振興事業等																																																																																											
事業名	有害鳥獣対策事業	分科会名	農林水産	協定項目	17補助金、交付金等の取扱い																																																																																											
専門部会名	経済			コード	22 03 02 03																																																																																											
現況																																																																																																
山口市			小郡町																																																																																													
<p>有害鳥獣捕獲奨励事業</p> <p>(1)内容 ノウサギ、サル、カラス、タヌキ及びイノシシ(以下「有害鳥獣」という。)の捕獲の促進を図るための事業。</p> <p>(2)補助対象 有害鳥獣捕獲従事者(捕獲隊)</p> <p>(3)奨励金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>奨励金</th> <th>市補助率</th> <th>県補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノウサギ</td> <td>200円</td> <td>200×1/2</td> <td>200×1/2</td> </tr> <tr> <td>サル</td> <td>30,000円</td> <td>17,000×10/10</td> <td>13,000×10/10</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>800円</td> <td>400×1/2+400</td> <td>400×1/2</td> </tr> <tr> <td>タヌキ</td> <td>1,000円</td> <td>1,000×1/2</td> <td>1,000×1/2</td> </tr> <tr> <td>イノシシ(捕獲許可以外)</td> <td>1,500円</td> <td>1,500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>イノシシ(捕獲許可分)</td> <td>6,000円</td> <td>3,000×1/2+3,000</td> <td>3,000×1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>有害鳥獣捕獲事業</p> <p>(1)内容 有害鳥獣による農作物等に対する被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲に対し協議体制を確立し、団体で計画的にしかも効果的に被害を防止するため捕獲を目的として行う事業</p> <p>(2)補助対象 団体を構成する捕獲従事者</p> <p>(3)補助率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>奨励金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕獲従事者一人当たり</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イノシシ捕獲柵設置事業</p> <p>(1)目的 イノシシによる農作物等の被害を防止するため</p> <p>(2)補助対象 有害鳥獣捕獲従事者(捕獲隊)</p> <p>(3)対象事業 イノシシ捕獲柵の設置</p> <p>(4)補助率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>奨励金</th> <th>市補助率</th> <th>県補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1柵当たり</td> <td>157,500円</td> <td>157,500×1/2</td> <td>157,500×1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)補助条件 ・木材を使用したもの：面積49.0㎡以上3年以上の使用に耐えるもの ・鉄骨・金網を使用したもの：面積30.0㎡以上5年以上の使用に耐えるもの ・上記の条件を満たす柵であれば、157,500円以下の柵についても購入費用を市1/2、県1/2で補助する。なお、奨励金の限度を157,500円とする。</p> <p>イノシシ捕獲檻設置事業</p> <p>(1)目的 イノシシによる農作物等の被害を防止するため</p> <p>(2)補助対象 有害鳥獣捕獲従事者(捕獲隊)</p> <p>(3)対象事業 イノシシ捕獲檻の設置</p> <p>(4)補助率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>奨励金</th> <th>市補助率</th> <th>県補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1檻当たり</td> <td>80,000円</td> <td>80,000×1/2</td> <td>80,000×1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)補助条件 ・H=1m、W=1m、L=2.5m程度 ・5年以上の使用に耐えるもの ・上記の条件を満たす檻であれば、80,000円以下の檻についても購入費用を市1/2、県1/2で補助する。なお、奨励金の限度を80,000円とする。</p>			種類	奨励金	市補助率	県補助率	ノウサギ	200円	200×1/2	200×1/2	サル	30,000円	17,000×10/10	13,000×10/10	カラス	800円	400×1/2+400	400×1/2	タヌキ	1,000円	1,000×1/2	1,000×1/2	イノシシ(捕獲許可以外)	1,500円	1,500	0	イノシシ(捕獲許可分)	6,000円	3,000×1/2+3,000	3,000×1/2	種類	奨励金	捕獲従事者一人当たり	800円	種類	奨励金	市補助率	県補助率	1柵当たり	157,500円	157,500×1/2	157,500×1/2	種類	奨励金	市補助率	県補助率	1檻当たり	80,000円	80,000×1/2	80,000×1/2	<p>シカ防護柵設置事業</p> <p>(1)目的 シカによる農作物等の被害を防止するため</p> <p>(2)補助対象 防護柵設置者</p> <p>(3)対象事業 シカ防護柵の設置</p> <p>(4)補助率 支給額 640円/m 補助率 640×10/10</p> <p>シカ捕獲奨励事業</p> <p>(1)目的 シカの保護とシカによる農作物等の被害を防止するため。</p> <p>(2)補助対象 捕獲従事者(捕獲隊)</p> <p>(3)対象事業 シカを生け捕り捕獲し、一定の保護収容施設への搬送</p> <p>(4)補助率 12,000円/頭 市補助率 12,000円×1/3 県補助率 12,000円×2/3</p> <p>カラス・ドバト捕獲わな設置事業</p> <p>(1)目的 カラス・ドバトによる農作物等の被害を防止するため。</p> <p>(2)補助対象 捕獲従事者(捕獲隊)</p> <p>(3)対象事業 カラス・ドバト捕獲わなの設置</p> <p>(4)補助率 支給額 52,500円/わな 市補助率 52,500円×1/2 県補助率 52,500円×1/2</p> <p>(5)補助条件 H=1m以上、W=1m以上、L=1.2m以上 3年以上の使用に耐えるもの</p>			<p>有害鳥獣駆除奨励事業</p> <p>野兎、野猿、カラス及びタヌキ(以下「有害鳥獣」という。)の駆除の促進を図るための事業。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害鳥獣を適法に捕獲し、その確認資料を提出した者に対する奨励金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)野兎1羽当たり</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>(2)野猿1頭当たり</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>(3)カラス1羽当たり</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>(4)タヌキ1頭当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>野猪駆除事業</p> <p>野猪による農作物等に対する被害を防止するため、有害鳥獣の駆除に対し協議体制を確立し、団体で計画的にしかも効果的に被害を防止するため捕獲を目的として行う事業及び野猪捕獲奨励事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)団体を構成する駆除従事者に支給する経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駆除従事者1人当たり</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>(2)野猪を適法に捕獲し、その確認資料を提出したものの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野猪1頭当たり(駆除許可による捕獲)</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>野猪捕獲柵設置事業</p> <p>野猪による農作物等の被害を防止するため、</p> <p>(1)木材を使用して製作した野猪捕獲柵(当該柵の設置基準については、原則として、その面積は49.0平方メートル以上とし、使用する資材は3年以上の使用に耐えるもの。ただし、地形等でやむを得ない場合に限り、その面積を2割まで減少することができる。)を設置する事業。</p> <p>(2)鉄骨、金網を使用して製作した野猪捕獲柵(当該柵の設置基準については、原則として、その面積は30.0平方メートル以上とし、使用する資材は5年以上の使用に耐えるもの。)を設置する事業。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">捕獲基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柵を設置するのに要する経費</td> <td>1柵当たり・・・157,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>カラス・ドバト捕獲わな設置事業</p> <p>カラス・ドバトによる農作物等の被害を防止するため、カラス又はドバトの捕獲わな(当該わなの設置基準については、原則として、高さ1メートル以上、幅1メートル以上、長さ1.2メートル以上とし、使用する資材は3年以上の使用に耐えるもの。)を設置する事業。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わなの設置に要する事業</td> <td>1わな当たり・・・52,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>シカ捕獲奨励事業</p> <p>シカの保護とシカによる農作物等の被害を防止するため、シカを生け捕りし、一定の保護収容施設へ搬送する事業。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シカを捕獲し、搬送するのに要する経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1頭当たり</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>野猪捕獲檻設置事業</p> <p>(1)目的 野猪による農作物の被害を防止するため</p> <p>(2)基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>檻を設置するのに要する経費</td> <td>1檻当たり・・・80,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】 小郡町有害鳥獣駆除奨励事業等に係る補助金交付要綱</p> <p>猟友会育成事業</p> <p>(1)目的 有害鳥獣駆除の促進を図る</p> <p>(2)補助対象 小郡猟友会、有害鳥獣駆除対策協議会</p> <p>(3)補助金 60,000円、30,000円</p>			補助基準額		有害鳥獣を適法に捕獲し、その確認資料を提出した者に対する奨励金		(1)野兎1羽当たり	200円	(2)野猿1頭当たり	30,000円	(3)カラス1羽当たり	500円	(4)タヌキ1頭当たり	1,000円	補助基準額		(1)団体を構成する駆除従事者に支給する経費		駆除従事者1人当たり	800円	(2)野猪を適法に捕獲し、その確認資料を提出したものの		野猪1頭当たり(駆除許可による捕獲)	4,000円	捕獲基準額		柵を設置するのに要する経費	1柵当たり・・・157,500円	補助基準額		わなの設置に要する事業	1わな当たり・・・52,500円	補助基準額		シカを捕獲し、搬送するのに要する経費		1頭当たり	12,000円	補助基準額		檻を設置するのに要する経費	1檻当たり・・・80,000円
種類	奨励金	市補助率	県補助率																																																																																													
ノウサギ	200円	200×1/2	200×1/2																																																																																													
サル	30,000円	17,000×10/10	13,000×10/10																																																																																													
カラス	800円	400×1/2+400	400×1/2																																																																																													
タヌキ	1,000円	1,000×1/2	1,000×1/2																																																																																													
イノシシ(捕獲許可以外)	1,500円	1,500	0																																																																																													
イノシシ(捕獲許可分)	6,000円	3,000×1/2+3,000	3,000×1/2																																																																																													
種類	奨励金																																																																																															
捕獲従事者一人当たり	800円																																																																																															
種類	奨励金	市補助率	県補助率																																																																																													
1柵当たり	157,500円	157,500×1/2	157,500×1/2																																																																																													
種類	奨励金	市補助率	県補助率																																																																																													
1檻当たり	80,000円	80,000×1/2	80,000×1/2																																																																																													
補助基準額																																																																																																
有害鳥獣を適法に捕獲し、その確認資料を提出した者に対する奨励金																																																																																																
(1)野兎1羽当たり	200円																																																																																															
(2)野猿1頭当たり	30,000円																																																																																															
(3)カラス1羽当たり	500円																																																																																															
(4)タヌキ1頭当たり	1,000円																																																																																															
補助基準額																																																																																																
(1)団体を構成する駆除従事者に支給する経費																																																																																																
駆除従事者1人当たり	800円																																																																																															
(2)野猪を適法に捕獲し、その確認資料を提出したものの																																																																																																
野猪1頭当たり(駆除許可による捕獲)	4,000円																																																																																															
捕獲基準額																																																																																																
柵を設置するのに要する経費	1柵当たり・・・157,500円																																																																																															
補助基準額																																																																																																
わなの設置に要する事業	1わな当たり・・・52,500円																																																																																															
補助基準額																																																																																																
シカを捕獲し、搬送するのに要する経費																																																																																																
1頭当たり	12,000円																																																																																															
補助基準額																																																																																																
檻を設置するのに要する経費	1檻当たり・・・80,000円																																																																																															

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	林業	小項目	林業振興事業等																																				
事業名	有害鳥獣対策事業			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																																				
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 03 02 03																																				
現		況		分																																					
秋穂町		徳地町		調整上の課題																																					
<p>有害鳥獣捕獲対策協議会育成事業</p> <p>(1) 目的 町内有害鳥獣被害発生予察、駆除計画の作成、協議会が編成する駆除隊の駆除従事者の経費</p> <p>(2) 補助対象 秋穂町有害鳥獣捕獲対策協議会</p> <p>(3) 補助金 270,000 円</p>		<p>有害鳥獣駆除対策事業</p> <p>野猪駆除事業</p> <p>野猪による農林産物等の被害防止のための事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> <th>町補助金</th> <th>県補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野猪1頭(猟期外)</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>野猪1頭(猟期)</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駆除従事者(1人)</td> <td>800円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>有害鳥獣駆除奨励事業</p> <p>野兎・野狸・野猿・カラスの駆除の促進を図るための事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> <th>町補助金</th> <th>県補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野兎(1羽あたり)</td> <td>1,000円</td> <td>900円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>野狸(1頭あたり)</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>野猿(1頭あたり)</td> <td>27,000円</td> <td>14,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>カラス(1羽あたり)</td> <td>400円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>猟友会育成事業</p> <p>(1) 目的 有害鳥獣駆除の促進を図る</p> <p>(2) 補助対象 猟友会徳地支部</p> <p>(3) 補助金 270,000 円</p> <p>有害鳥獣駆除対策協議会育成事業</p> <p>(1) 目的 町内有害鳥獣被害発生予察、駆除計画の作成、協議会が編成する駆除隊(熊・猿)の駆除従事者の経費</p> <p>(2) 補助対象 徳地町有害鳥獣駆除対策協議会</p> <p>(3) 補助金 300,000 円</p>		種類	金額	町補助金	県補助金	野猪1頭(猟期外)	3,000円	1,500円	1,500円	野猪1頭(猟期)	1,000円	1,000円		駆除従事者(1人)	800円	400円	400円	種類	金額	町補助金	県補助金	野兎(1羽あたり)	1,000円	900円	100円	野狸(1頭あたり)	1,000円	500円	500円	野猿(1頭あたり)	27,000円	14,000円	13,000円	カラス(1羽あたり)	400円	200円	200円	<p>各市町において、補助金の内容・金額が異なる。</p> <p>各市町において、猟友会事務局への助成が異なる。</p>	
種類	金額	町補助金	県補助金																																						
野猪1頭(猟期外)	3,000円	1,500円	1,500円																																						
野猪1頭(猟期)	1,000円	1,000円																																							
駆除従事者(1人)	800円	400円	400円																																						
種類	金額	町補助金	県補助金																																						
野兎(1羽あたり)	1,000円	900円	100円																																						
野狸(1頭あたり)	1,000円	500円	500円																																						
野猿(1頭あたり)	27,000円	14,000円	13,000円																																						
カラス(1羽あたり)	400円	200円	200円																																						
阿知須町				課題への対応																																					
<p>有害鳥獣駆除補助金</p> <p>(1) 目的 有害鳥獣(野猪・カラス)による農作物の被害を防止するため</p> <p>(2) 補助対象 捕獲従事者(捕獲隊)</p> <p>(3) 補助率 野猪 1頭につき3,000円 カラス 1羽につき400円</p> <p>猟友会育成事業</p> <p>(1) 目的 有害鳥獣捕獲の促進を図る</p> <p>(2) 補助対象 阿知須町有害鳥獣捕獲隊</p> <p>(3) 補助金 54,000 円</p>				<p>有害鳥獣駆除補助金については、下記により調整する。</p> <p>野猪：山口市 野兎：徳地町 野猿：山口市・小郡町 カラス：山口市 タヌキ：山口市・小郡町 駆除従事者：山口市・小郡町・徳地町 野猪捕獲柵設置：山口市・小郡町 野猪捕獲檻設置：山口市・小郡町 シカ保護柵設置：山口市 シカ捕獲奨励：山口市・小郡町 カラス・ドバト捕獲わな設置：山口市・小郡町</p> <p>猟友会等への助成については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>																																					
				調整案																																					
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。 (ただし、猟友会等の助成については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する)</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	林業	小項目	林業振興事業等
事業名	その他林業振興事業(補助金)			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 03 02 04
現況			分析		
山口市		小郡町		秋穂町・阿知須町	
<p>作業道開設事業補助金</p> <p>(1)目的 民有林野に造林事業を行うための作業道の開設に要する経費を補助する。</p> <p>(2)補助対象:森林組合、森林所有者等</p> <p>(3)補助率 国、県補助事業...事業費の4/10以内又は500円/mの少額の方を適用 補助がない場合...事業費の4/10以内又は800円/mの少額の方を適用</p> <p>単独緊急間伐推進事業</p> <p>(1)目的 民有林野における間伐の実施について、その経費の一部を補助し間伐の推進を図る。</p> <p>(2)対象:森林組合及び森林所有者</p> <p>(3)補助率:県が定める標準事業費の20%</p> <p>松林保護樹林帯緊急造成事業</p> <p>(1)目的 保全松林周囲の保護樹林帯における樹種転換のため造林保育経費の補助</p> <p>(2)対象:森林組合及び森林所有者</p> <p>(3)補助率:県が定める標準事業費の20%</p> <p>樹種転換促進事業</p> <p>(1)目的 松くい虫被害跡地復旧のための樹種転換に係る造林保育経費の補助</p> <p>(2)対象:森林組合及び森林所有者</p> <p>(3)補助率:県が定める標準事業費の10%</p> <p>森林整備推進事業</p> <p>(1)目的 民有林野における拡大造林及び広葉樹による再造林に係る造林保育経費の補助</p> <p>(2)対象:森林組合及び森林所有者</p> <p>(3)補助率:県が定める標準事業費の10%</p> <p>市民手づくりの森設置事業</p> <p>(1)目的 各地区の住民団体等が市有林等の手入れ(植栽等)を行うことについて、苗木や資材の購入にかかる経費を補助</p> <p>(2)対象:自治会、住民グループ等</p> <p>(3)補助率:100%(25万円を限度)</p> <p>森林整備地域活動支援事業</p> <p>(1)目的 森林施業に不可欠な地域活動を支援し適時適切な森林施業の確保を図る</p> <p>(2)対象:森林施業計画の認定を受けた森林所有者等</p> <p>(3)補助率 森林施業の実施に不可欠な地域活動の実施について1ha当たり1万円の交付金を交付する。 平成16年度 10協定 積算基礎森林 1,750ha予定 事業費 17,500千円 (財源内訳) 国・県交付金 13,125千円 一般財源 4,375千円</p> <p>特用林産物生産団地化促進事業</p> <p>(1)目的 山口市内には2地区に菌床による椎茸生産団体があり、それらの団体を強化し、特用林産物生産の振興を図るため、生産団体が導入する生産設備に対して補助をする。</p> <p>(2)対象:椎茸生産団体</p> <p>(3)補助率:事業費120万円を超える事業に対して、80万円を補助する。 (県費40万円、市費40万円)</p>		<p>間伐材搬出促進対策事業補助金</p> <p>(1)目的 この要綱は、間伐材の搬出促進により、間伐材の有効利用及び間伐材製品の需要拡大を推進し、間伐意欲の向上を図り、もって地域林業の振興に資することを目的とする。</p> <p>(2)補助対象 森林組合等</p> <p>(3)補助率 間伐材1本当たり300円</p> <p>【根拠法令等】 小郡町間伐材搬出促進対策事業補助金交付要綱</p>		<p>該当なし</p>	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	林業	小項目	林業振興事業等
事業名	その他林業振興事業(補助金)			協定項目	17補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 03 02 04
現 況				分 析	
徳 地 町				調 整 上 の 課 題	
<p>基幹作業道開設事業補助金</p> <p>(1) 目的: 林業経営の改善及び造林事業の推進のため、作業道の開設に要する経費を補助する</p> <p>(2) 補助対象: 森林組合、森林所有者、林業経営者</p> <p>(3) 補助率</p> <p>森林施業面積がおおむね1ha以上、開設延長が50m以上、幅員が1.5m以上、勾配が20%以下のもの補助金が事業費全体の90%以下</p> <p>幅員 1.5m~2.4m 1mあたり 300円 2.5m~2.9m 1mあたり 400円 3.0m以上 1mあたり 500円</p>		<p>森林整備地域活動支援交付金</p> <p>(1) 目的</p> <p>適切な森林整備の推進を図るため、計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動を行う経費を交付する。</p> <p>(2) 補助対象</p> <p>森林所有者・森林組合・生産森林組合・森林整備法人・森林法施行令第11条第7項に規定する団体</p> <p>(3) 補助率</p> <p>積算基礎森林1ha当たり10,000円</p>		<p>秋穂町、阿知須町は該当なし</p> <p>各市町の補助制度の種類及び採択基準、補助単価、補助率、算出方法等に差異がある</p>	
<p>間伐対策促進事業</p> <p>(1) 目的: 民有林における間伐実施について、経費の一部を補助し、間伐の推進を図る</p> <p>(2) 補助対象: 森林組合</p> <p>(3) 補助率: 県が定める標準事業費の10%以内</p>		<p>特用林産物生産団地化促進事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>特用林産物の生産団地を育成するため、特用林産物の生産を目的とする生産施設等の整備に要する経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象: 特用林産物の生産を目的とする協業体</p> <p>(3) 補助率: 県が定める標準事業費の2/3以内</p>		課 題 へ の 対 応	
<p>新市移行後、課題等を検討しながら新たに制度等を創設するが、それまでの間は現行どおりとする。</p>		<p>作業道補修事業補助金</p> <p>(1) 目的</p> <p>林業経営の安定と作業の効率化を図るため、風水害で被災した作業道の補修に要する経費を補助する</p> <p>(2) 補助対象: 森林所有者、林業経営者</p> <p>(3) 補助率</p> <p>路線延長50m以上、幅員2m以上、適切に維持管理されている作業道で補助金が事業費全体の90%以下</p> <p>補助単価 1mあたり300円 補助限度額 100,000円(333m以上) 補助最低限度額 6,000円</p>			
<p>松くい虫被害地造林事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>松くい虫被害跡地復旧のための樹種転換にかかる造林事業の実施について、経費の一部を補助する</p> <p>(2) 補助対象: 森林組合</p> <p>(3) 補助率: 県が定める標準事業費の10%以内</p>		<p>分収造林整備事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>分収造林地の整備を推進するため造林事業に要する経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象: 分収造林組合</p> <p>(3) 補助率: 県が定める標準事業費の10%以内</p>		調 整 案	
<p>クヌギ造林推進事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>徳用林産物の生産振興を図るため、クヌギ造林事業の実施について、経費の一部を補助する</p> <p>(2) 補助対象: 森林組合</p> <p>(3) 補助率: 県が定める標準事業費の10%以内</p>		<p>ユリノキ造林推進事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>森林資源の充実と、町土の保全、自然環境の保全等の機能を高度に発揮させる造林事業の推進を図るため、ユリノキ造林事業の実施について、経費の一部を補助する</p> <p>(2) 補助対象: 森林組合</p> <p>(3) 補助率: 事業費の50%以内</p>			
<p>再造林促進事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>間伐後の町土の保全、森林資源及び機能を高度に発揮させるため、再造林事業の実施において、経費の一部を補助する。</p> <p>(2) 補助対象: 森林組合</p> <p>(3) 補助率</p> <p>1. 国・県補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託施業 総事業費の9/10から国県補助金を除いた額以内 ・個人施業 県標準事業費の1/20以内 <p>2. 国・県補助対象外事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人施業 県標準事業費の4/10以内 		<p>林業構造改善対策事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>林業構造の改善を図るため実施する林業構造改善対策事業に要する経費の一部を補助する。</p> <p>(2) 補助対象: 森林組合</p> <p>(3) 補助率</p> <p>国、県の採択を受けたものは、6/10以内 機械及びその附帯施設にあっては5/10以内(機械お消費税を含まない)</p>		<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. () 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	林業	小項目	林業関係団体
事業名	その他関係団体			協定項目	17補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 03 03 02
現況				分析	
山口市		小郡町		調整上の課題	
平成16年度予算 森林組合指導事業(林業グループ育成他)...100千円		平成16年度予算 小郡緑化推進協議会.....30千円		各市町において関係団体に相違がある	
		徳地町		課題への対応	
		平成16年度予算 徳地町緑化推進協議会.....340千円 緑の少年隊.....81千円		同一あるいは同種の団体に対する補助金は、できるだけ早い時期に統合の方向で調整する。	
秋穂町					
該当なし		阿知須町		調整案	
		平成16年度予算 緑の少年団.....45千円		() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	水産業	小項目	水産業振興事業
事業名	種苗放流養殖事業			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 04 02 01
現況				分析	
山口市		小郡町		調整上の課題	
1 市補助事業 (1) 事業の概要(平成14年度実績) アサリ..... 2,000,000個 アユ..... 272,400尾 アマゴ..... 8,500尾 カニ..... 24,000尾 ウナギ..... 1.8kg (2) 補助金(平成14年度実績) 1,150千円		1 町補助事業 (1) 事業の概要(平成14年度実績) アユ..... 272,400尾 アマゴ..... 8,800尾 カニ..... 24,000尾 ウナギ..... 2.9kg (2) 補助金(平成14年度実績) 50千円		漁業協同組合が事業主体で実施する事業に対する補助事業であり、各市町における過去からの水産業振興策(補助率等)に相違がある。	
秋穂町		徳地町		課題への対応	
1 町補助事業 (1) 事業の概要(平成14年度実績) アサリ..... 1,140kg 車エビ..... 500,000尾 アワビ..... 20,000個 (2) 補助金(平成14年度実績) 812千円		1 町補助事業 (1) 事業の概要(平成14年度実績) アユ..... 600,000尾 ヤマメ..... 30,000尾 ウナギ..... 1.4kg モズクガン..... 30,000尾 (2) 補助金(平成14年度実績) 300千円		漁獲高の向上と水産資源の確保から、当該事業の継続は必要と考える。 新市移行後は、水産業振興策の調整と併せて一体化を行うこととする。ただし、内水面と外海を区別した対応となる。	
阿知須町		阿知須町		調整案	
1 町補助事業 (1) 事業の概要(平成14年度実績) 車えび..... 800,000尾 アサリ..... 2,700kg アサリ(研究)..... 1,000kg (2) 補助金(平成14年度実績) 1,080千円		1 町補助事業 (1) 事業の概要(平成14年度実績) 車えび..... 800,000尾 アサリ..... 2,700kg アサリ(研究)..... 1,000kg (2) 補助金(平成14年度実績) 1,080千円		() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	水産業	小項目	水産業振興事業
事業名	水産業振興事業			協定項目	17補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	22 04 02 06
現況				分析	
山口市		小郡町		調整上の課題	
間伐材魚礁設置事業（H15～H17） 県補助30% 事業主体：市 目的/内容 漁場生産基盤の整備促進、また林業の活性化を目的とした、間伐材利用の魚礁を設置する。		該当なし		各市町における水産業振興策に地域的な相違がある。 管内の各漁業協同組合の漁業推進策を踏まえた新市における水産業振興策の調整が必要である	
		徳地町		課題への対応	
		該当なし		事業の目的等を精査し水産業振興策の調整や漁協合併への対応を検討する必要があり、新市移行後に調整する方針とした。	
秋穂町					
秋穂地区魚食普及推進協議会補助（単独） 目的/団体運営補助 補助率/定額（63千円） 団体育成事業 （1）事業の概要（平成14年度実績） 婦人部青壮年部育成事業 （2）事業費（平成14年度実績） 450千円（補助金額）		阿知須町		調整案	
		水産振興対策事業（単独） 目的/内容：魚消費促進事業 補助対象：阿知須漁協 補助金額：90千円		（ ）1．現行のまま新市に引き継ぐ。 （ ）2．（ ）市・町の例により調整する。 （ ）3．新たに制度等を創設する。 （ ）4．新市移行後、速やかに調整する。 （ ）5．新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 （ ）6．廃止の方向で検討する。 （ ）7．その他（ ）	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工業振興事業
事業名	商店街支援事業			協定項目	17補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 06 03 03
現況					
山口市		小郡町		分析	
<p>商工振興事業補助金</p> <p>1 目的 本市の商工業の振興を図るため、次の各団体が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 補助対象団体 (1) 山口商工会議所 (2) 事業協同組合(中小企業等協同組合法第3条に定めるもの)、商店街振興組合(商店街組合振興法第2条第1項に定めるもの) (3) 山口市商店街連合会 (4) タウンマネージメント機関(TMO) (5) このほか、市長が適当と認めるもの</p> <p>3 補助金の交付の対象となる事業 (1) 中心市街地活性化対策事業 (2) 人材育成セミナー支援事業 (3) 商店街イベント事業 (4) 空き店舗対策に係る事業 (5) TMO自立支援事業 (6) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認めるもの。</p> <p>4 補助率 (1) 3の(1)の事業については、中心活性化法に基づく市の基本計画、又はTMOが作成する事業計画に位置づけられた事業、若しくは位置づけられると見込まれる事業についての補助率は15%とし、その他の事業の補助率は、10%とする。 (2) 3の(2)及び(3)の事業については、事業費の概ね2分の1以内を限度として補助する。 (3) 3の(4)の事業については、事業費の概ね3分の2以内を限度として補助する。 (4) 3の(5)の事業については、事業費の概ね3分の2以内を限度として補助する。 (5) 前各号に定めるほか特別なものは、市長が別に定める。</p> <p>・個性ある商店街創造イベント事業 若手店主らの行うソフト事業を支援 2,667千円(16年度)</p> <p>・空き店舗対策事業(チャレンジショップ事業) 2,000千円(16年度)</p> <p>・イベント振興事業 1,200千円(16年度)</p> <p>・駐車誘導システム運営費 中心市街地の駐車場を来街者に誘導・案内することにより、良好なアクセスを確保するとともに、中心部の渋滞緩和、路上駐車防止に努める。 ・加入駐車場: 11カ所 ・誘導表示板: 5カ所 ・個別誘導板: 17カ所</p> <p>経費負担 ・ホストコンピューターに係るもの : 県警 ・県の駐車場に関する保守、運営経費 : 県 ・市及び民間駐車場に関する保守、運営経費: 市と民間</p>		<p>小郡地区空き店舗対策事業</p> <p>目的 小郡中心商店街を再生させる足掛かりとして、駅北口に位置する中心商店街を活性化し、賑わいを創出することを目的に本事業を実施する。</p> <p>対象場所 大正通り商店街を含む駅北口前商業区域</p> <p>補助対象事業 ミニ・チャレンジショップ事業 中心商店街の空洞化、衰退を阻止するため商店街の空き店舗を活用して、近い将来起業を目指す者を対象としたチャレンジショップ事業を実施。16年度は、対象を3店舗とする。 イベント事業 空き店舗を利用してイベント事業を行い、商店街活性化、集客を図る。</p> <p>補助率 について家賃補助10万円を限度とし8ヶ月間、また店舗修繕費補助として50万円を限度として補助する。 について150万円。</p>		<p>調整上の課題</p> <p>山口市はソフト事業とハード事業、小郡町はソフト事業のみを対象としており、補助率も異なっている。また、山口市は中心市街地活性化基本計画及びTMO構想を策定しているが、小郡町は未策定である。</p>	
		秋穂町・徳地町・阿知須町		課題への対応	
		該当なし		<p>新市における中心市街地の位置づけや上位計画等を踏まえ、事業の統一(新たな制度の創設)に努めることとするが、それまでの間は現行どおりとし、随時調整する。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. ()市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工業振興事業
事業名	補助金(起業化向け)			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 06 03 08
現 況				分 析	
山 口 市				調 整 上 の 課 題	
<p>起業化支援補助金</p> <p>目的 新規創業時やその後の販路拡大等における経済的負担を軽減することにより、起業化の促進による産業の振興及び雇用の促進を図る。</p> <p>補助金の対象 次の要件のいずれにも該当する者。 1 山口市に事業所がある者 2 創業から規定の年数を超えていない者 3 次の各号のいずれかに該当する者 ・ 事業の内容が起業化支援補助金交付要綱に定める業種のいずれかに該当する者 ・ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に定める研究開発等事業計画の県知事認定を取得した者 ・ その他市長が特に必要と認めた者</p> <p>交付を申請するためには事前に指定を受ける必要がある。 専門家の判断を要する場合は、起業化支援補助金交付審議会を開催する。</p> <p>補助費目 ・ 事業所開設費補助（創業後1年未満） 補助率2分の1、上限100万円、1事業所1回限り ・ 販売促進費補助（創業後5年未満） 1回につき上限20万円、1事業所年1回 ・ 通信費補助（創業後5年未満） 1か月につき上限5千円、1事業所につき最長3年間 ・ 出資受入支援費補助（創業後10年未満） 上限20万円、1事業所1回限り</p> <p>平成14年度実績 2,792,000円 平成16年度予算 4,620,000円</p> <p>【根拠法令等】 ・ 起業化支援補助金交付要綱 ・ 起業化支援補助金交付審議会設置要綱</p>		<p>情報関連産業等起業化オフィス事業</p> <p>補助金の名称 情報オフィス家賃補助金</p> <p>目的 情報関連産業等を営む者が、やまぐち情報文化都市基本計画に掲げる「情報・業務・文化ゾーン」に事業所を借りる際の家賃の負担を軽減することにより、当該地区への新産業の集積を図る。</p> <p>補助金の対象 次の要件のいずれにも該当する者。 1 やまぐち情報文化都市基本計画に定める「情報・業務・文化ゾーン」に賃貸により事業所を設置する者 2 事業の内容が、情報オフィス家賃補助金交付要綱に定める情報関連産業等に該当する事業者 3 その他市長が特に必要と認めた者</p> <p>交付を申請するためには事前に指定を受ける必要がある。</p> <p>制度の実施時期 平成15年4月1日施行</p> <p>平成16年度予算 2,400,000円</p> <p>【根拠法令等】 情報オフィス家賃補助金交付要綱</p>		<p>山口市のみの制度 新市へ引き継いだときのエリアの設定。</p>	
				課 題 へ の 対 応	
				<p>新しい雇用の創出のため、起業化支援補助金を現行のまま新市へ引き継ぎ、新市全域を対象とする 情報関連産業等起業化オフィス事業については、補助対象地域が限定されているので、新市の土地利用計画が決まった時点で検討する。</p>	
				調 整 案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 (ただし、情報関連産業等起業化オフィス事業については、補助対象地域が限定されているので、新市の土地利用計画が決まった時点で検討する) () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工業振興事業
事業名	地場産業活性化推進事業			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 06 03 10
現 況				分 析	
山 口 市				調 整 上 の 課 題	
<p>大内文化特定地域地場産業活性化イベント開催事業</p> <p>(1) 目的 伝統産業を中心とした地場産業の振興を促すイベントを、「山口ふるさと伝承総合センター」で開催し、市内地場産業の活性化及びセンターにおける地場産業の拠点性を高める。</p> <p>(2) 概要 上記センター他、市物産事業者連絡協議会や大内塗漆器振興組合等で組織した実行委員会が主催。例年、同地区の「アートふる山口」と同時開催。大内塗、山口萩焼を中心に、ものづくりをテーマにした関連製品の展示・実演・即売。</p> <p>(3) 予算 1,200千円(15年度:実行委員会へ)</p> <p>匠のまち創造支援事業補助金</p> <p>(1) 目的 大内文化特定地域内における伝統産業の事業活動の活発化、新規出店を促すために、伝統産業の分野で同地域に新規出店や事業設備の整備を行うために、必要な費用を一部補助し、同地域内における地場産業の活性化を図る。</p> <p>(2) 補助対象 山口における伝統産業の分野で、大内文化特定地域内において、新規出店や事業設備の整備を行う伝統産業等の事業者</p> <p>(3) 予算 3,000千円(16年度)</p> <p>特産品開発等支援事業</p> <p>(1) 目的 「山口らしさ」あふれる特産品・新製品の開発等に要する経費の支援。特産品の開発、異業種交流の機会提供、販路拡大等を促進する。</p> <p>(2) 概要 「山口市物産事業者連絡協議会」の会員を対象に上記目的にあった経費の支援を行う。</p> <p>(3) 予算 2,000千円(16年度:市物産事業者連絡協議会へ)</p>				<p>山口市のみの制度</p>	
				課 題 へ の 対 応	
				<p>、 は、大内文化にかかるものであるため、補助対象が地域、業種限定のためこのまま新市へ引き継ぐ。 特産品開発等支援事業については、新市全域を対象とする方向で検討する。</p>	
				調 整 案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 (ただし、特産品開発等支援事業は、新市全域を対象とする方向で検討する)</p> <p>() 2. ()市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	その他関係団体
事業名	その他関係団体			協定項目	17補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 06 05 04
現況				分析	
山口市		小郡町		調整上の課題	
平成16年度予算 山口商工会議所..... 11,500千円 山口市魚食普及推進協議会..... 45千円 山口秋焼作家協会..... 90千円 大内塗漆器振興協同組合..... 360千円 秋穂二島地区(砕石権等制限補償金)...1,600千円 ファッションデザインコンテスト支援事業...1,000千円		平成16年度予算 山口商工会議所.....8,469千円		補助金、負担金の内容について、調整が必要。	
秋穂町		徳地町		課題への対応	
平成16年度予算 秋穂町商工会.....7,000千円		平成16年度予算 徳地町特産品振興対策委員会.....450千円 徳地町商工会.....7,220千円		1市4町で同一あるいは同種の団体に対する補助金は、できるだけ早い時期に統合の方向で調整する。	
阿知須町		阿知須町		調整案	
		平成16年度予算 阿知須町商工会..... 10,050千円 阿知須まちづくり財団..... 23,820千円		() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	労働対策	小項目	勤労者福祉対策事業										
事業名	退職金掛金補助事業			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い										
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 08 02 02										
現況				分析											
<p>中小企業退職金共済掛金補助金</p> <p>(1) 適用制度 中小企業退職金共済制度 特定退職金共済制度(小郡町、秋穂町、徳地町はなし)</p> <p>(2) 補助の対象 中小企業退職金共済法第2条第1項に規定する中小企業者 市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること 市税を完納していること 共済掛金を納付していること</p> <p>(3) 補助金の額(従業員一人あたり) 月額500円</p> <p>(4) 交付期間 1年間</p> <p>平成14年度 補助実績</p> <table border="1"> <tr><td>山 口 市</td><td>579,000円</td></tr> <tr><td>小 郡 町</td><td>457,000円</td></tr> <tr><td>秋 穂 町</td><td>151,000円</td></tr> <tr><td>徳 地 町</td><td>8,500円</td></tr> <tr><td>阿 知 須 町</td><td>124,000円</td></tr> </table> <p>【根拠法令等】 ・各市町中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱</p>				山 口 市	579,000円	小 郡 町	457,000円	秋 穂 町	151,000円	徳 地 町	8,500円	阿 知 須 町	124,000円	調整上の課題	
				山 口 市	579,000円										
				小 郡 町	457,000円										
秋 穂 町	151,000円														
徳 地 町	8,500円														
阿 知 須 町	124,000円														
課題への対応															
調整案															
<p>中小企業退職金共済 中小・零細企業においては単独で退職金制度をもつことが困難であるため、中小企業者の相互扶助と国の援助により設けられた、中小企業で働く従業員のための退職金制度</p> <p>特定退職金共済 個人事業主又は法人が、特定退職金共済団体(商工会議所、商工会など)と退職金共済契約を締結し特定退職金団体から従業員に直接退職金等の給付を行う制度</p> <p>両者の違い 特定退職金共済は従業員数等の加入制限がない</p>				<p>小郡町、秋穂町、徳地町は特定退職金共済制度を補助対象にしていない。 特定退職金共済制度の中で県中小企業団体中央会も対象にするか。 (山口市は対象としている)</p> <p>特定退職金共済制度の内、商工会議所、商工会、県中小企業団体中央会扱いの退職金掛金についても補助対象とする方向で調整。</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>											

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	労働対策	小項目	労働関係団体
事業名	その他関係団体			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 08 04 02
現況				分析	
山口市		小郡町		調整上の課題	
平成 16 年度予算 (社)山口市シルバー人材センター.....13,000 千円 地区労働者福祉協議会.....50 千円 労働団体運営費.....1,200 千円		平成 16 年度予算 共同福祉施設運営費(旧山口勤労者会館運営費)補助金 500 千円 労働文化行事費補助金.....1,200 千円 小郡町シルバー人材センター.....4,500 千円		労働団体運営費補助要綱をどう統一化するか。 阿知須町に職業能力開発支援給付金交付事業については調整の必要がある。	
秋穂町		徳地町		課題への対応	
該当なし		平成 16 年度予算 徳地町シルバー人材センター.....1,620 千円		阿知須町の職業能力開発支援給付金交付事業は他市町ではないが、現在の雇用環境の中では有意義な制度であるので、新たな制度として、全市を対象とする方向で検討する。 労働団体への補助金は、労働団体の合併等の動きを見ながら、調整に努める。	
		阿知須町		調整案	
		平成 16 年度予算 阿知須町シルバー人材センター.....1,600 千円 職業能力開発支援給付金交付事業.....1,000 千円		() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 (ただし、職業能力開発支援給付金交付事業については、新たに制度を創設し、新市全域を対象とする方向で検討する。) () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	観光	小項目	観光振興事業
事業名	まつり・イベント事業			協定項目	17補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 09 02 01
現況				分析	
山口市		小郡町		調整上の課題	
平成16年度予算 山口市ふるさとまつり.....7,973千円 (山口祇園祭、山口七夕ちょうちんまつり) 湯の町文化祭.....3,500千円 湯田温泉白狐まつり.....1,900千円 周防大橋花火大会・南部地区ふれあいまつり 2,300千円 ほたる観賞の夕べ.....1,369千円 山口天神祭.....500千円		平成16年度予算 ふしの夏まつり.....5,000千円 七夕まつり.....500千円		まつり・イベント数の差異、補助金額の差異がある まつり・イベントには、それぞれに地域性、あるいは、歴史的・文化的な背景があるため統一が困難	
秋穂町		徳地町		課題への対応	
平成16年度予算 あいお祭り.....1,800千円		平成16年度予算 徳地フェスティバル.....2,000千円 花火大会.....2,000千円 農林業まつり.....300千円		まつり・イベントは歴史的背景、文化的背景があるため当分の間現行どおりとする。 経済的效果を考え、まつり・イベントの日程調整をする必要がある。	
阿知須町		阿知須町		調整案	
		平成16年度予算 あじすふれあいまつり.....2,000千円 十七夜祭.....1,300千円 あじす港まつり.....2,000千円 夜桜ライトアップ.....450千円		() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	観光	小項目	観光振興事業
事業名	その他関係団体(補助金等)			協定項目	17補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	22 09 04 02
現況			分析		
山口市		徳地町		調整上の課題	
平成16年度予算 (財)山口観光コンベンション協会..... 34,200千円 湯田温泉配給協同組合..... 41,798千円 湯田温泉旅館協同組合.....2,420千円 山口市観光ボランティアガイドの会.....600千円 大内文化のまちづくり推進協議会.....2,500千円 湯田温泉足湯設置管理団体(3団体計)...267千円 山口・萩歴史ウォーク実行委員会.....3,000千円		平成16年度予算 徳地町観光協会.....500千円		市町によって内容が異なる。	
課題への対応					
同一あるいは同種の団体に対する補助金は、できるだけ早い時期に統合の方向で調整する。					
秋穂町		小郡町・阿知須町		調整案	
平成16年度予算 秋穂町観光協会.....900千円		該当なし		() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()	

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	交通安全対策の状況				小項目	交通安全推進団体の育成
事業名	補助金・交付金					協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い	
専門部会名	住民部会	分科会名	住民生活分科会				コード	23-07-01-01
現況						分析		
平成14年度実績						調整上の課題		
						<ul style="list-style-type: none"> ・交付先、補助メニュー及び補助金額が自治体毎に異なる。 ・自治体によっては設置していない団体、交付していない団体がある。 		
						課題への対応		
						<ul style="list-style-type: none"> ・補助金、交付金について、同一団体へのものについては統合する。なお、現在交付している補助金等は基本的に現行の額で継続する。 ・類似団体に対し、補助金を交付している自治体としていない自治体があるが、現在交付している団体には当面交付を続けることとし、交付していない団体については、新市移行後交付を検討する。 		
						調整案		
						<ul style="list-style-type: none"> () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他() 		

(単位:円)

補助金・交付金等	支払先団体	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
山口交通指導員協議会運営費補助金	山口交通安全協会	383,000				
山口市幼稚園保育園交通安全協議会補助金	山口市幼稚園保育園交通安全協議会	38,000				
山口市交通安全母の会補助金	山口市交通安全母の会	54,000				
山口市反射鏡設置補助金	各申請団体	848,262				
山口市交通安全対策協議会補助金	山口市交通安全対策協議会	1,000,000				
山口交通安全協会補助金	山口交通安全協会	600,000				
防府交通事故等相談所運営委員会補助金	防府交通事故等相談所運営委員会			100,000		200,000
小郡交通安全協会交通指導員補助金	小郡交通安全協会	574,000	574,000	246,000	246,000	
小郡交通安全協会補助金	小郡交通安全協会	450,000	450,000	180,000	180,000	
小郡交通安全協会秋穂支部補助金	小郡交通安全協会秋穂支部			90,000		
吉敷郡幼稚園・保育園(所)交通安全指導主任連絡協議会助成金	吉敷郡幼稚園・保育園(所)交通安全指導主任連絡協議会		22,860		8,000	
防府交通安全協会補助金	防府交通安全協会					750,000
防府徳地交通協働員会補助金	防府徳地交通協働員会					50,000
防府地区安全運転管理者協議会補助金	防府地区安全運転管理者協議会					50,000

山口市交通安全対策費

山口市反射鏡設置補助金交付要綱

(趣旨) 国・県・市道以外の交通安全上危険な箇所に反射鏡を設置、または既存の反射鏡を修復する団体に対し補助金を交付し、交通事故の防止を図る。
 (補助の対象) 国・県・市の機関が、直接設置できない場所に反射鏡を設置する(町内会等地域)団体、または既存の反射鏡を破損、老朽化等のため修復する団体。
 (補助率) 対象経費の50%以内。新設については50,000円、修復については25,000円を最高限度額とする。市長が特に必要と認めた場合は、市長が定めた率。

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	交通安全対策の状況	小項目	その他各種交通安全施策																		
事業名	チャイルドシート助成事業			協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い																		
専門部会名	住民部会	分科会名	住民生活分科会	コード	23-07-03-01																		
現況				分析																			
チャイルドシート助成事業について チャイルドシート助成事業				調整上の課題																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">小郡町</th> <th style="text-align: center;">秋穂町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成対象</td> <td>6歳未満の乳幼児の保護者（小郡町在住）</td> <td>6歳未満の乳幼児の保護者</td> </tr> <tr> <td>助成要件</td> <td></td> <td>町内に住所を有していること 前年分の町税を完納していること</td> </tr> <tr> <td>助成金額</td> <td> 購入金額 5,000円未満 全額 購入金額 5,000円以上 5,000円 * 乳幼児1人につき1台 </td> <td> 購入金額の1/2（限度額1万円、千円未満の端数切捨て） * 乳幼児1人につき1台限り </td> </tr> <tr> <td>平成14年度実績</td> <td style="text-align: center;">719,530円（150件）</td> <td style="text-align: center;">101,000円（11件）</td> </tr> <tr> <td>根拠規定</td> <td></td> <td>秋穂町チャイルドシート購入費補助金交付要綱</td> </tr> </tbody> </table>					小郡町	秋穂町	助成対象	6歳未満の乳幼児の保護者（小郡町在住）	6歳未満の乳幼児の保護者	助成要件		町内に住所を有していること 前年分の町税を完納していること	助成金額	購入金額 5,000円未満 全額 購入金額 5,000円以上 5,000円 * 乳幼児1人につき1台	購入金額の1/2（限度額1万円、千円未満の端数切捨て） * 乳幼児1人につき1台限り	平成14年度実績	719,530円（150件）	101,000円（11件）	根拠規定		秋穂町チャイルドシート購入費補助金交付要綱	・小郡町及び秋穂町には制度があるが、山口市、阿知須町、徳地町には制度がない。	
	小郡町	秋穂町																					
助成対象	6歳未満の乳幼児の保護者（小郡町在住）	6歳未満の乳幼児の保護者																					
助成要件		町内に住所を有していること 前年分の町税を完納していること																					
助成金額	購入金額 5,000円未満 全額 購入金額 5,000円以上 5,000円 * 乳幼児1人につき1台	購入金額の1/2（限度額1万円、千円未満の端数切捨て） * 乳幼児1人につき1台限り																					
平成14年度実績	719,530円（150件）	101,000円（11件）																					
根拠規定		秋穂町チャイルドシート購入費補助金交付要綱																					
				課題への対応																			
				・子どもの交通事故防止等の観点から、新市移行後、制度を全市的に拡大する方向で調整する。																			
				調整案																			
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. () 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他 ()																			

*山口市、阿知須町、徳地町は、該当なし。

事務一元化現況・分析調書

大項目	建設	中項目	定住促進対策	小項目	定住促進条例
事業名				協定項目	17 補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会	コード	10-10-01-01
現況				分析	
秋穂町				調整上の課題	
<p>秋穂町定住促進条例(抜粋)</p> <p>(目的) 人口増加及び定住の促進を図り、自立し活力ある町づくりを創造し、生き生きとした町づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(対象者及び支給額)</p> <p>1. 賃貸用住宅建設費補助金 対象者 町内に賃貸用住宅を建設しようとする者(国、県その他公共団体から補助を受け、又は受ける見込みの者を除く。)に対して支給する。 支給額 当該賃貸用住宅(家屋に限る。)の延べ面積から共用部分の面積を差し引いた面積に1㎡あたり10,000円を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)とし、最高限度額は、5,000,000円とする。</p> <p>2. 賃貸用住宅新築報奨金 対象者 町内に賃貸用住宅を建設した者に対して支給する。 支給額 当該賃貸用住宅の家屋に係る固定資産税標準額に百分の1.4を乗じて得た額の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、支給期間は当該賃貸用住宅に固定資産税が課せられることとなった年度から3年間とする。</p> <p>(有効期限) 平成19年3月31日限りその効力を失う。ただし、その時までには支給の申請が行われた奨励金等の支給については、その時以後もなおその効力を有する。</p> <p>【根拠法令等】 秋穂町定住促進条例 秋穂町定住促進条例施行規則</p>				<p>1. 平成14年6月制定された条例に基づく秋穂町のみ制度である。</p> <p>2. 平成19年3月までの時限条例である。</p>	
				課題への対応	
				<p>秋穂町のみ制度であるが平成19年3月までの時限条例であり、期間内は現行制度をそのまま適用する。</p>	
				調整案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 平成19年3月31日までの間、旧秋穂町区域を対象に制度を存続させる。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

協議第 3 5 号

合併協定項目 1 8

町名・字名の取扱い

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画		中項目	町名・住居表示の状況		小項目	町・字名の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
事業名						協定項目	18 町名・字名の取扱い																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
専門部会名	住民部会		分科会名	住民窓口分科会		コード	11-04-01-01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
現			況			分 析																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
調 整 上 の 課 題			調 整 上 の 課 題			課 題 へ の 対 応																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>【山口市】</p> <table border="1"> <tr><td>アイワツシマ</td><td>大字 秋穂二島</td></tr> <tr><td>アオ11</td><td>葵一丁目</td></tr> <tr><td>アオ12</td><td>葵二丁目</td></tr> <tr><td>アカツマチヨウ</td><td>赤妻町</td></tr> <tr><td>アサクラチヨウ</td><td>朝倉町</td></tr> <tr><td>アサタ</td><td>大字 朝田</td></tr> <tr><td>アサヒトオリ1</td><td>旭通り一丁目</td></tr> <tr><td>アサヒトオリ2</td><td>旭通り二丁目</td></tr> <tr><td>イカノノチヨウ</td><td>石観音町</td></tr> <tr><td>イズミチヨウ</td><td>泉町</td></tr> <tr><td>イトヨネ1</td><td>糸米一丁目</td></tr> <tr><td>イトヨネ2</td><td>糸米二丁目</td></tr> <tr><td>イマチヨウ</td><td>今井町</td></tr> <tr><td>ウシロカワラ</td><td>大字 後河原</td></tr> <tr><td>エキトオリ1</td><td>駅通り一丁目</td></tr> <tr><td>エキトオリ2</td><td>駅通り二丁目</td></tr> <tr><td>エザキ</td><td>大字 江崎</td></tr> <tr><td>エンセイシ</td><td>大字 円政寺</td></tr> <tr><td>エンセイシチヨウ</td><td>円政寺町</td></tr> <tr><td>オイチチヨウ</td><td>大市町</td></tr> <tr><td>オウチナガノ</td><td>大字 大内長野</td></tr> <tr><td>オウチミホリ</td><td>大字 大内御堀</td></tr> <tr><td>オウチヤタ</td><td>大字 大内矢田</td></tr> <tr><td>オテマチ</td><td>大手町</td></tr> <tr><td>オホノオホシ</td><td>大字 大殿大路</td></tr> <tr><td>オキチヨウ</td><td>荻町</td></tr> <tr><td>オリエト1</td><td>折本一丁目</td></tr> <tr><td>オリエト2</td><td>折本二丁目</td></tr> <tr><td>カガワ</td><td>大字 嘉川</td></tr> <tr><td>カスカチヨウ</td><td>春日町</td></tr> <tr><td>カナコソチヨウ</td><td>金古曾町</td></tr> <tr><td>カミウレイ</td><td>大字 上宇野令</td></tr> <tr><td>カミオサハ</td><td>大字 上小鯖</td></tr> <tr><td>カミタテコウジ</td><td>大字 上野小路</td></tr> <tr><td>カミテンケマチ</td><td>上天花町</td></tr> <tr><td>カヤマチヨウ</td><td>亀山町</td></tr> <tr><td>カンタチヨウ</td><td>神田町</td></tr> <tr><td>キマチ</td><td>木町</td></tr> <tr><td>クスノキチヨウ</td><td>楠木町</td></tr> <tr><td>クホシヨウジ</td><td>大字 久保小路</td></tr> <tr><td>クマノチヨウ</td><td>熊野町</td></tr> <tr><td>クワカ</td><td>大字 黒川</td></tr> <tr><td>クワサンチヨウ</td><td>香山町</td></tr> <tr><td>コカネチヨウ</td><td>黄金町</td></tr> <tr><td>コヤマチヨウ</td><td>米屋町</td></tr> </table>			アイワツシマ	大字 秋穂二島	アオ11	葵一丁目	アオ12	葵二丁目	アカツマチヨウ	赤妻町	アサクラチヨウ	朝倉町	アサタ	大字 朝田	アサヒトオリ1	旭通り一丁目	アサヒトオリ2	旭通り二丁目	イカノノチヨウ	石観音町	イズミチヨウ	泉町	イトヨネ1	糸米一丁目	イトヨネ2	糸米二丁目	イマチヨウ	今井町	ウシロカワラ	大字 後河原	エキトオリ1	駅通り一丁目	エキトオリ2	駅通り二丁目	エザキ	大字 江崎	エンセイシ	大字 円政寺	エンセイシチヨウ	円政寺町	オイチチヨウ	大市町	オウチナガノ	大字 大内長野	オウチミホリ	大字 大内御堀	オウチヤタ	大字 大内矢田	オテマチ	大手町	オホノオホシ	大字 大殿大路	オキチヨウ	荻町	オリエト1	折本一丁目	オリエト2	折本二丁目	カガワ	大字 嘉川	カスカチヨウ	春日町	カナコソチヨウ	金古曾町	カミウレイ	大字 上宇野令	カミオサハ	大字 上小鯖	カミタテコウジ	大字 上野小路	カミテンケマチ	上天花町	カヤマチヨウ	亀山町	カンタチヨウ	神田町	キマチ	木町	クスノキチヨウ	楠木町	クホシヨウジ	大字 久保小路	クマノチヨウ	熊野町	クワカ	大字 黒川	クワサンチヨウ	香山町	コカネチヨウ	黄金町	コヤマチヨウ	米屋町	<table border="1"> <tr><td>サイウチヨウ</td><td>幸町</td></tr> <tr><td>サクラハチケ1</td><td>桜島一丁目</td></tr> <tr><td>サクラハチケ2</td><td>桜島二丁目</td></tr> <tr><td>サクラハチケ3</td><td>桜島三丁目</td></tr> <tr><td>サクラハチケ4</td><td>桜島四丁目</td></tr> <tr><td>サヤマ</td><td>大字 佐山</td></tr> <tr><td>サンノミヤ1</td><td>三の宮一丁目</td></tr> <tr><td>サンノミヤ2</td><td>三の宮二丁目</td></tr> <tr><td>サンワチヨウ</td><td>三和町</td></tr> <tr><td>シハサキチヨウ</td><td>芝崎町</td></tr> <tr><td>シモイチチヨウ</td><td>下市町</td></tr> <tr><td>シモルレイ</td><td>大字 下宇野令</td></tr> <tr><td>シモオサハ</td><td>大字 下小鯖</td></tr> <tr><td>シモタテコウジ</td><td>大字 下野小路</td></tr> <tr><td>シヨガノシヨウジ</td><td>大字 諸願小路</td></tr> <tr><td>シライシ1</td><td>白石一丁目</td></tr> <tr><td>シライシ2</td><td>白石二丁目</td></tr> <tr><td>シライシ3</td><td>白石三丁目</td></tr> <tr><td>シンハハ</td><td>大字 新馬場</td></tr> <tr><td>スエ</td><td>大字 陶</td></tr> <tr><td>スエンジ</td><td>大字 鑄銭司</td></tr> <tr><td>スフチヨウ</td><td>周布町</td></tr> <tr><td>セントウシヨウジ</td><td>大字 銭湯小路</td></tr> <tr><td>セントチヨウ</td><td>泉都町</td></tr> <tr><td>ソウタウチヨウ</td><td>惣太夫町</td></tr> <tr><td>タカラチヨウ</td><td>宝町</td></tr> <tr><td>タキマチ</td><td>滝町</td></tr> <tr><td>チュウオウ1</td><td>中央一丁目</td></tr> <tr><td>チュウオウ2</td><td>中央二丁目</td></tr> <tr><td>チュウオウ3</td><td>中央三丁目</td></tr> <tr><td>チュウオウ4</td><td>中央四丁目</td></tr> <tr><td>チュウオウ5</td><td>中央五丁目</td></tr> <tr><td>テンゲ1</td><td>天花一丁目</td></tr> <tr><td>テンゲ2</td><td>天花二丁目</td></tr> <tr><td>テンゲ3</td><td>天花三丁目</td></tr> <tr><td>トウジヨウメン1</td><td>道場門前一丁目</td></tr> <tr><td>トウジヨウメン2</td><td>道場門前二丁目</td></tr> <tr><td>トウジチヨウ</td><td>道祖町</td></tr> <tr><td>ドウノマチチヨウ</td><td>堂の前町</td></tr> <tr><td>トミタハチチヨウ</td><td>富田原町</td></tr> <tr><td>チカイチチヨウ</td><td>中市町</td></tr> <tr><td>チカオ</td><td>大字 中尾</td></tr> <tr><td>チカカワラ</td><td>大字 中河原</td></tr> <tr><td>チカカワラチヨウ</td><td>中河原町</td></tr> <tr><td>チカサノチヨウ</td><td>中園町</td></tr> </table>			サイウチヨウ	幸町	サクラハチケ1	桜島一丁目	サクラハチケ2	桜島二丁目	サクラハチケ3	桜島三丁目	サクラハチケ4	桜島四丁目	サヤマ	大字 佐山	サンノミヤ1	三の宮一丁目	サンノミヤ2	三の宮二丁目	サンワチヨウ	三和町	シハサキチヨウ	芝崎町	シモイチチヨウ	下市町	シモルレイ	大字 下宇野令	シモオサハ	大字 下小鯖	シモタテコウジ	大字 下野小路	シヨガノシヨウジ	大字 諸願小路	シライシ1	白石一丁目	シライシ2	白石二丁目	シライシ3	白石三丁目	シンハハ	大字 新馬場	スエ	大字 陶	スエンジ	大字 鑄銭司	スフチヨウ	周布町	セントウシヨウジ	大字 銭湯小路	セントチヨウ	泉都町	ソウタウチヨウ	惣太夫町	タカラチヨウ	宝町	タキマチ	滝町	チュウオウ1	中央一丁目	チュウオウ2	中央二丁目	チュウオウ3	中央三丁目	チュウオウ4	中央四丁目	チュウオウ5	中央五丁目	テンゲ1	天花一丁目	テンゲ2	天花二丁目	テンゲ3	天花三丁目	トウジヨウメン1	道場門前一丁目	トウジヨウメン2	道場門前二丁目	トウジチヨウ	道祖町	ドウノマチチヨウ	堂の前町	トミタハチチヨウ	富田原町	チカイチチヨウ	中市町	チカオ	大字 中尾	チカカワラ	大字 中河原	チカカワラチヨウ	中河原町	チカサノチヨウ	中園町	<table border="1"> <tr><td>ナダシマ</td><td>大字 名田島</td></tr> <tr><td>ニシキチヨウ</td><td>錦町</td></tr> <tr><td>ニホカミコウ</td><td>大字 仁保上郷</td></tr> <tr><td>ニホシメコウ</td><td>大字 仁保下郷</td></tr> <tr><td>ニホナカコウ</td><td>大字 仁保中郷</td></tr> <tr><td>ノダ</td><td>大字 野田</td></tr> <tr><td>ヒカシヤマ1</td><td>東山一丁目</td></tr> <tr><td>ヒカシヤマ2</td><td>東山二丁目</td></tr> <tr><td>ヒライ</td><td>大字 平井</td></tr> <tr><td>フカミソ</td><td>大字 深溝</td></tr> <tr><td>フルクマ1</td><td>古熊一丁目</td></tr> <tr><td>フルクマ2</td><td>古熊二丁目</td></tr> <tr><td>フルクマ3</td><td>古熊三丁目</td></tr> <tr><td>ホツミチヨウ</td><td>穂積町</td></tr> <tr><td>ホノマチ1</td><td>本町一丁目</td></tr> <tr><td>ホノマチ2</td><td>本町二丁目</td></tr> <tr><td>マエマチ</td><td>前町</td></tr> <tr><td>マツミチヨウ</td><td>松美町</td></tr> <tr><td>ミスノウチヨウ</td><td>水の上町</td></tr> <tr><td>ミトリチヨウ</td><td>緑町</td></tr> <tr><td>ミヤジマチチヨウ</td><td>宮島町</td></tr> <tr><td>ミヤノカミ</td><td>大字 宮野上</td></tr> <tr><td>ミヤノシモ</td><td>大字 宮野下</td></tr> <tr><td>モトマチ</td><td>元町</td></tr> <tr><td>ヤハラ</td><td>大字 矢原</td></tr> <tr><td>ヤハラチヨウ</td><td>矢原町</td></tr> <tr><td>ヤワタハハ</td><td>大字 八幡馬場</td></tr> <tr><td>イダノセ1</td><td>湯田温泉一丁目</td></tr> <tr><td>イダノセ2</td><td>湯田温泉二丁目</td></tr> <tr><td>イダノセ3</td><td>湯田温泉三丁目</td></tr> <tr><td>イダノセ4</td><td>湯田温泉四丁目</td></tr> <tr><td>イダノセ5</td><td>湯田温泉五丁目</td></tr> <tr><td>イダノセ6</td><td>湯田温泉六丁目</td></tr> <tr><td>ヨシキ</td><td>大字 吉敷</td></tr> <tr><td>ヨシダ</td><td>大字 吉田</td></tr> <tr><td>ワカミヤチヨウ</td><td>若宮町</td></tr> <tr><td>ワニシチヨウ</td><td>鱈石町</td></tr> </table>			ナダシマ	大字 名田島	ニシキチヨウ	錦町	ニホカミコウ	大字 仁保上郷	ニホシメコウ	大字 仁保下郷	ニホナカコウ	大字 仁保中郷	ノダ	大字 野田	ヒカシヤマ1	東山一丁目	ヒカシヤマ2	東山二丁目	ヒライ	大字 平井	フカミソ	大字 深溝	フルクマ1	古熊一丁目	フルクマ2	古熊二丁目	フルクマ3	古熊三丁目	ホツミチヨウ	穂積町	ホノマチ1	本町一丁目	ホノマチ2	本町二丁目	マエマチ	前町	マツミチヨウ	松美町	ミスノウチヨウ	水の上町	ミトリチヨウ	緑町	ミヤジマチチヨウ	宮島町	ミヤノカミ	大字 宮野上	ミヤノシモ	大字 宮野下	モトマチ	元町	ヤハラ	大字 矢原	ヤハラチヨウ	矢原町	ヤワタハハ	大字 八幡馬場	イダノセ1	湯田温泉一丁目	イダノセ2	湯田温泉二丁目	イダノセ3	湯田温泉三丁目	イダノセ4	湯田温泉四丁目	イダノセ5	湯田温泉五丁目	イダノセ6	湯田温泉六丁目	ヨシキ	大字 吉敷	ヨシダ	大字 吉田	ワカミヤチヨウ	若宮町	ワニシチヨウ	鱈石町	<p>【小郡町】</p> <table border="1"> <tr><td>オエマチ</td><td>大江町</td></tr> <tr><td>カミコウ</td><td>大字 上郷</td></tr> <tr><td>コカネマチ</td><td>黄金町</td></tr> <tr><td>シメコウ</td><td>大字 下郷</td></tr> <tr><td>タカサコマチ</td><td>高砂町</td></tr> <tr><td>ハナツノマチ</td><td>花園町</td></tr> <tr><td>ヒラサマチ</td><td>平砂町</td></tr> <tr><td>フナクラマチ</td><td>船倉町</td></tr> <tr><td>マエダマチ</td><td>前田町</td></tr> <tr><td>マナ</td><td>大字 真名</td></tr> <tr><td>ミトリマチ</td><td>緑町</td></tr> <tr><td>ミユキマチ</td><td>御幸町</td></tr> <tr><td>ワカサマチ</td><td>若草町</td></tr> </table>			オエマチ	大江町	カミコウ	大字 上郷	コカネマチ	黄金町	シメコウ	大字 下郷	タカサコマチ	高砂町	ハナツノマチ	花園町	ヒラサマチ	平砂町	フナクラマチ	船倉町	マエダマチ	前田町	マナ	大字 真名	ミトリマチ	緑町	ミユキマチ	御幸町	ワカサマチ	若草町	<p>【秋穂町】</p> <table border="1"> <tr><td>ニシ</td><td>西</td></tr> <tr><td>ヒガシ</td><td>東</td></tr> </table>			ニシ	西	ヒガシ	東	<p>【徳地町】</p> <table border="1"> <tr><td>イカシ</td><td>大字 伊賀地</td></tr> <tr><td>オコソ</td><td>大字 小古祖</td></tr> <tr><td>カミムラ</td><td>大字 上村</td></tr> <tr><td>キジミ</td><td>大字 岸見</td></tr> <tr><td>クシ</td><td>大字 串</td></tr> <tr><td>サハゴウチ</td><td>大字 鯖河内</td></tr> <tr><td>シマシ</td><td>大字 島地</td></tr> <tr><td>ノダニ</td><td>大字 野谷</td></tr> <tr><td>ヒクダニ</td><td>大字 引谷</td></tr> <tr><td>フジキ</td><td>大字 藤木</td></tr> <tr><td>フカタニ</td><td>大字 深谷</td></tr> <tr><td>フナジ</td><td>大字 船路</td></tr> <tr><td>ホリ</td><td>大字 堀</td></tr> <tr><td>ミタニ</td><td>大字 三谷</td></tr> <tr><td>ヤサカ</td><td>大字 八坂</td></tr> <tr><td>ヤマハタ</td><td>大字 山畑</td></tr> <tr><td>ユノキ</td><td>大字 柚木</td></tr> </table>			イカシ	大字 伊賀地	オコソ	大字 小古祖	カミムラ	大字 上村	キジミ	大字 岸見	クシ	大字 串	サハゴウチ	大字 鯖河内	シマシ	大字 島地	ノダニ	大字 野谷	ヒクダニ	大字 引谷	フジキ	大字 藤木	フカタニ	大字 深谷	フナジ	大字 船路	ホリ	大字 堀	ミタニ	大字 三谷	ヤサカ	大字 八坂	ヤマハタ	大字 山畑	ユノキ	大字 柚木	<p>・大字名・町名について、同一の名称がある。 黄金町 (山口市・小郡町) 緑町 (山口市・小郡町) ・秋穂町及び阿知須町には、同一又は類似する大字名・町名は該当がない。</p>		
アイワツシマ	大字 秋穂二島																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
アオ11	葵一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
アオ12	葵二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
アカツマチヨウ	赤妻町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
アサクラチヨウ	朝倉町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
アサタ	大字 朝田																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
アサヒトオリ1	旭通り一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
アサヒトオリ2	旭通り二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イカノノチヨウ	石観音町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イズミチヨウ	泉町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イトヨネ1	糸米一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イトヨネ2	糸米二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イマチヨウ	今井町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ウシロカワラ	大字 後河原																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
エキトオリ1	駅通り一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
エキトオリ2	駅通り二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
エザキ	大字 江崎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
エンセイシ	大字 円政寺																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
エンセイシチヨウ	円政寺町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
オイチチヨウ	大市町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
オウチナガノ	大字 大内長野																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
オウチミホリ	大字 大内御堀																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
オウチヤタ	大字 大内矢田																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
オテマチ	大手町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
オホノオホシ	大字 大殿大路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
オキチヨウ	荻町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
オリエト1	折本一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
オリエト2	折本二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
カガワ	大字 嘉川																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
カスカチヨウ	春日町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
カナコソチヨウ	金古曾町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
カミウレイ	大字 上宇野令																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
カミオサハ	大字 上小鯖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
カミタテコウジ	大字 上野小路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
カミテンケマチ	上天花町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
カヤマチヨウ	亀山町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
カンタチヨウ	神田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
キマチ	木町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
クスノキチヨウ	楠木町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
クホシヨウジ	大字 久保小路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
クマノチヨウ	熊野町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
クワカ	大字 黒川																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
クワサンチヨウ	香山町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
コカネチヨウ	黄金町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
コヤマチヨウ	米屋町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
サイウチヨウ	幸町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
サクラハチケ1	桜島一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
サクラハチケ2	桜島二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
サクラハチケ3	桜島三丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
サクラハチケ4	桜島四丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
サヤマ	大字 佐山																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
サンノミヤ1	三の宮一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
サンノミヤ2	三の宮二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
サンワチヨウ	三和町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
シハサキチヨウ	芝崎町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
シモイチチヨウ	下市町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
シモルレイ	大字 下宇野令																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
シモオサハ	大字 下小鯖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
シモタテコウジ	大字 下野小路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
シヨガノシヨウジ	大字 諸願小路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
シライシ1	白石一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
シライシ2	白石二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
シライシ3	白石三丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
シンハハ	大字 新馬場																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
スエ	大字 陶																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
スエンジ	大字 鑄銭司																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
スフチヨウ	周布町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
セントウシヨウジ	大字 銭湯小路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
セントチヨウ	泉都町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ソウタウチヨウ	惣太夫町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
タカラチヨウ	宝町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
タキマチ	滝町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
チュウオウ1	中央一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
チュウオウ2	中央二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
チュウオウ3	中央三丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
チュウオウ4	中央四丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
チュウオウ5	中央五丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
テンゲ1	天花一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
テンゲ2	天花二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
テンゲ3	天花三丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
トウジヨウメン1	道場門前一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
トウジヨウメン2	道場門前二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
トウジチヨウ	道祖町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ドウノマチチヨウ	堂の前町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
トミタハチチヨウ	富田原町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
チカイチチヨウ	中市町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
チカオ	大字 中尾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
チカカワラ	大字 中河原																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
チカカワラチヨウ	中河原町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
チカサノチヨウ	中園町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ナダシマ	大字 名田島																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ニシキチヨウ	錦町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ニホカミコウ	大字 仁保上郷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ニホシメコウ	大字 仁保下郷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ニホナカコウ	大字 仁保中郷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ノダ	大字 野田																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヒカシヤマ1	東山一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヒカシヤマ2	東山二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヒライ	大字 平井																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
フカミソ	大字 深溝																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
フルクマ1	古熊一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
フルクマ2	古熊二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
フルクマ3	古熊三丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ホツミチヨウ	穂積町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ホノマチ1	本町一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ホノマチ2	本町二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
マエマチ	前町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
マツミチヨウ	松美町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ミスノウチヨウ	水の上町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ミトリチヨウ	緑町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ミヤジマチチヨウ	宮島町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ミヤノカミ	大字 宮野上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ミヤノシモ	大字 宮野下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
モトマチ	元町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヤハラ	大字 矢原																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヤハラチヨウ	矢原町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヤワタハハ	大字 八幡馬場																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イダノセ1	湯田温泉一丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イダノセ2	湯田温泉二丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イダノセ3	湯田温泉三丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イダノセ4	湯田温泉四丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イダノセ5	湯田温泉五丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イダノセ6	湯田温泉六丁目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヨシキ	大字 吉敷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヨシダ	大字 吉田																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ワカミヤチヨウ	若宮町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ワニシチヨウ	鱈石町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
オエマチ	大江町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
カミコウ	大字 上郷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
コカネマチ	黄金町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
シメコウ	大字 下郷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
タカサコマチ	高砂町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ハナツノマチ	花園町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヒラサマチ	平砂町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
フナクラマチ	船倉町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
マエダマチ	前田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
マナ	大字 真名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ミトリマチ	緑町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ミユキマチ	御幸町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ワカサマチ	若草町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ニシ	西																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヒガシ	東																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
イカシ	大字 伊賀地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
オコソ	大字 小古祖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
カミムラ	大字 上村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
キジミ	大字 岸見																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
クシ	大字 串																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
サハゴウチ	大字 鯖河内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
シマシ	大字 島地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ノダニ	大字 野谷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヒクダニ	大字 引谷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
フジキ	大字 藤木																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
フカタニ	大字 深谷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
フナジ	大字 船路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ホリ	大字 堀																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ミタニ	大字 三谷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヤサカ	大字 八坂																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ヤマハタ	大字 山畑																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ユノキ	大字 柚木																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<p>大字名・町名の変更は、住民登録、登記、郵便など住民生活に重大な影響を及ぼすことから、新市発足時において支障のないよう調整しなければならない。 したがって、同一名称については、区別ができるよう調整が必要である。 実施にあたっては、住民意向の集約や議会の議決、事前の届出、その他事務処理等相応の期間を要することを考慮しなければならない。</p>			<p>調整案</p>			<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他(1市4町の区域内の町・字の区域及び名称は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町・字名については、当該地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。なお、現在の町名・字名に旧市町名を加えることについては、地域の実情及び住民の意見を踏まえ、旧市町名を残す方向で調整するものとする。)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

* 阿知須町は該当なし。

協議第36号

合併協定項目20

国民健康保険事業の取扱い

事務事業一元化調整案総括表

平成14年度末現在

区 分				山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	調 整 案
世 帯 数				22,144世帯	3,571世帯	1,615世帯	1,593世帯	2,023世帯	
加 入 率				39.35%	40.46%	56.21%	51.49%	62.94%	
被 保 険 者 数				38,527人	6,374人	2,965人	2,780人	3,725人	
加 入 率				27.77%	28.30%	36.69%	31.35%	44.09%	
納 入 (税) 義 務 者				被 保 険 者 の 属 す る 世 帯 の 世 帯 主					同 左
賦 課 形 態				保 険 料	保 険 税				保 険 料
賦 課 方 式				三 方 式	四 方 式				三 方 式
保 險 料 (税) 率	応 能	所得割額	医療分	8.1%	8.0%	8.1%	8.5%	8.2%	
			介護分	0.9%	0.8%	1.2%	1.0%	1.2%	
		資産割額	医療分	なし	35.0%	61.0%	45.0%	35.0%	
			介護分	なし	1.3%	10.0%	4.0%	3.0%	
	応 益	被保険者 均等割額	医療分	26,900円	14,500円	18,300円	17,400円	17,000円	
			介護分	4,800円	3,000円	4,500円	3,800円	4,500円	
		世帯別 平等割額	医療分	26,600円	16,500円	19,400円	19,800円	18,500円	
			介護分	3,600円	3,800円	3,900円	4,500円	3,400円	
賦課割合(応能対応益)				54:46	72:28	59:41	66:34	57:43	平準化
納 期				10期	9期	10期	10期	8期	10期
限 度 額				医療分:530,000円、介護分:70,000円(平成15年度からは80,000円)					同 左
保 険 料 (税) の 軽 減 割 合				7割、5割、2割	6割、4割				7割、5割、2割
任意給付	出産育児一時金			300,000円					同 左
	葬 祭 費			40,000円	40,000円	30,000円			50,000円
はり、 きゅう 施術費 (助成額)	対 象 者			被保険者		被保険者		被保険者	
	はり術のみ			800円/回	なし	500円/回	なし		800円/回
	きゅう術のみ					400円/回			
	はり、きゅう併用			900円/回			600円/回		
人 間 ドック (補助率)	外 来			被保険者 90%	被保険者(20歳以上 70歳未満)90%	被保険者(35歳以上 70歳未満)80%	100%(注1)	100%(注2)	被保険者(75歳未満) 90%
	歯 科					被保険者(35歳以上 70歳未満)90%	なし	なし	なし
	脳			なし	なし	なし			なし

注1: 節目年齢(40歳、45歳、50歳、55歳、60歳)のみ対象。

注2: 健康診断において、老人保健事業として実施しており、国民健康保険被保険者に限り個人負担相当分を国民健康保険特別会計で負担している。

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	社会保障	中項目	国民健康保険の状況	小項目	賦課の状況
事業名	保険料(税)賦課割合、保険料(税)率			協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金分科会	コード	20-01-03-01
現			況		

平成14年度国保世帯数・被保険者数(平成15年3月31日現在)

	世帯数			人口		
	全市	国保加入世帯	加入率	全市	国保加入者	加入率
山口市	56,205世帯	22,114世帯	39.35%	138,746人	38,527人	27.77%
小郡町	8,826世帯	3,571世帯	40.46%	22,524人	6,374人	28.30%
秋穂町	2,873世帯	1,615世帯	56.21%	8,082人	2,965人	36.69%
阿知須町	3,094世帯	1,593世帯	51.49%	8,868人	2,780人	31.35%
徳地町	3,214世帯	2,023世帯	62.94%	8,449人	3,725人	44.09%

「国民健康保険事業年報」

平成14年度国民健康保険料(税)賦課割合、保険料(率)

	区分	賦課割合				保険料(税)率				納期数	限度額	備考
		所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
山口市	医療分	55.23%		28.20%	16.57%	8.1%		26,900円	26,600円	10回	530千円	平成12年度から平準化を実施
	介護分	52.26%		30.04%	17.70%	0.9%		4,800円	3,600円	10回	70千円	
小郡町	医療分	59.78%	16.64%	13.78%	9.80%	8.0%	35.0%	14,500円	16,500円	9回	530千円	
	介護分	61.77%	3.35%	17.58%	17.30%	0.8%	1.3%	3,000円	3,800円	9回	70千円	
秋穂町	医療分	46.88%	14.70%	24.15%	14.26%	8.1%	61.0%	18,300円	19,400円	10回	530千円	
	介護分	51.08%	11.97%	22.51%	14.44%	1.2%	10.0%	4,500円	3,900円	10回	70千円	
阿知須町	医療分	54.38%	15.76%	17.67%	12.19%	8.5%	45.0%	17,400円	19,800円	10回	530千円	
	介護分	43.81%	5.85%	25.98%	24.36%	1.0%	4.0%	3,800円	4,500円	10回	70千円	
徳地町	医療分	54.76%	12.08%	21.28%	11.88%	8.2%	35.0%	17,000円	18,500円	8回	530千円	
	介護分	58.26%	3.54%	24.18%	14.02%	1.2%	3.0%	4,500円	3,400円	8回	70千円	

平成14年度一世帯・一人当たりの保険料(税)(現年分)

	区分	一世帯当たり保険料(税)		一人当たり保険料(税)			
		調定額	上昇率	調定額	上昇率	収納額	上昇率
山口市	一般	140,065	98.01%	83,250	97.91%	76,672	99.54%
	退職	226,725	98.62%	101,713	96.67%	98,517	93.02%
	計	150,241	97.95%	86,017	97.66%	79,982	98.46%
小郡町	一般	156,616	100.30%	85,051	99.36%	77,433	99.51%
	退職	158,669	95.64%	101,940	94.23%	99,901	95.03%
	計	157,023	99.36%	87,971	98.44%	81,317	98.71%
秋穂町	一般	117,918	96.54%	65,665	96.42%	61,350	95.88%
	退職	140,990	97.46%	93,667	97.71%	92,144	96.81%
	計	121,808	96.69%	69,734	96.60%	65,825	95.99%
阿知須町	一般	141,768	102.51%	85,960	100.79%	84,051	101.25%
	退職	147,700	99.21%	95,511	97.95%	99,598	104.94%
	計	143,101	101.67%	88,002	100.01%	87,375	102.08%
徳地町	一般	111,248	99.97%	59,770	99.23%	57,128	98.66%
	退職	128,986	100.19%	76,836	99.10%	76,068	99.49%
	計	113,186	99.54%	61,470	99.25%	59,128	98.84%

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	社会保障	中項目	国民健康保険の状況	小項目	賦課の状況
事業名	保険料(税)賦課割合、保険料(税)率			協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金分科会	コード	20-01-03-01
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>賦課形態の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口市は「保険料」を採用しており、小郡町及び秋穂町、阿知須町並びに徳地町は、「保険税」を採用している。 <p>賦課方式の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口市は三方式であり、小郡町及び秋穂町、阿知須町並びに徳地町は、四方式である。 <p>賦課割合の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口市は、応能と応益の割合を50:50に近い範囲内で賦課割合を定めており(平準化) 軽減制度は、7割、5割、2割の軽減割合としている。 小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町は、応能と応益の割合が50:50に近い範囲内ではない 賦課割合を定めており(平準化未実施) 軽減制度は、6割、4割の軽減割合としている。 <p>保険料の相違</p> <p>賦課方式、賦課割合が異なることから、1市4町それぞれ保険料が異なる。</p> <p>納期の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口市、秋穂町、阿知須町は10回 小郡町は、9回 徳地町は、8回 		<p>賦課形態の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 料を採用する。(山口市の例) <p>賦課方式の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 三方式を採用する。(山口市の例) <p>賦課割合の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 平準化を実施し、保険料軽減制度の軽減割合を7割、5割、2割とする。(山口市の例) <p>保険料の相違</p> <p>具体的な料率については、医療費の動向により調整を図ることとするとともに、保険料については、急激な激変の緩和を図るよう、調整する。</p> <p>納期の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 納期は10回とする。(山口市・秋穂町・阿知須町の例) 		<p>・ 賦課形態・賦課方式・賦課割合</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市の例により調整する。 ただし、合併年度の翌年度から実施する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p> <p>保険料</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他(急激な負担増に配慮し、激変の緩和を図るよう、調整を行う。ただし、合併年度の翌年度から実施する。)</p> <p>納期</p> <p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 山口市・秋穂町・阿知須町の例により調整する。 ただし、合併年度の翌年度から実施する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	社会保障	中項目	国民健康保険の状況	小項目	給付の状況																																																																																																																																																																																																																											
事業名	任意給付の内容・状況			協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い																																																																																																																																																																																																																											
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金分科会	コード	20-01-05-03																																																																																																																																																																																																																											
現況				調整上の課題																																																																																																																																																																																																																												
任意給付の状況 (単位：円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 年度</th> <th colspan="3">出産育児一時金</th> <th colspan="3">葬祭費</th> <th rowspan="2">合計給付額</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>1件当たり支給額</th> <th>給付額</th> <th>件数</th> <th>1件当たり支給額</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">山口市</td> <td>10</td> <td>99件</td> <td>300,000</td> <td>29,700,000</td> <td>695件</td> <td>40,000</td> <td>27,800,000</td> <td>57,500,000</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>137件</td> <td>300,000</td> <td>41,100,000</td> <td>720件</td> <td>40,000</td> <td>28,800,000</td> <td>69,900,000</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>148件</td> <td>300,000</td> <td>44,400,000</td> <td>703件</td> <td>40,000</td> <td>28,120,000</td> <td>72,520,000</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>128件</td> <td>300,000</td> <td>38,400,000</td> <td>717件</td> <td>40,000</td> <td>28,680,000</td> <td>67,080,000</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>157件</td> <td>300,000</td> <td>47,100,000</td> <td>748件</td> <td>40,000</td> <td>29,920,000</td> <td>77,020,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">小郡町</td> <td>10</td> <td>21件</td> <td>300,000</td> <td>6,300,000</td> <td>82件</td> <td>40,000</td> <td>3,280,000</td> <td>9,580,000</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>24件</td> <td>300,000</td> <td>7,200,000</td> <td>113件</td> <td>40,000</td> <td>4,520,000</td> <td>11,720,000</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>28件</td> <td>300,000</td> <td>8,400,000</td> <td>108件</td> <td>40,000</td> <td>4,320,000</td> <td>12,720,000</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>26件</td> <td>300,000</td> <td>7,800,000</td> <td>100件</td> <td>40,000</td> <td>4,000,000</td> <td>11,800,000</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>31件</td> <td>300,000</td> <td>9,300,000</td> <td>122件</td> <td>40,000</td> <td>4,880,000</td> <td>14,180,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">秋穂町</td> <td>10</td> <td>2件</td> <td>300,000</td> <td>600,000</td> <td>61件</td> <td>30,000</td> <td>1,830,000</td> <td>2,430,000</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>6件</td> <td>300,000</td> <td>1,800,000</td> <td>58件</td> <td>30,000</td> <td>1,740,000</td> <td>3,540,000</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>8件</td> <td>300,000</td> <td>2,400,000</td> <td>57件</td> <td>30,000</td> <td>1,710,000</td> <td>4,110,000</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>6件</td> <td>300,000</td> <td>1,800,000</td> <td>71件</td> <td>30,000</td> <td>2,130,000</td> <td>3,930,000</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>5件</td> <td>300,000</td> <td>1,500,000</td> <td>70件</td> <td>30,000</td> <td>2,100,000</td> <td>3,600,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">阿知須町</td> <td>10</td> <td>2件</td> <td>300,000</td> <td>600,000</td> <td>61件</td> <td>30,000</td> <td>1,830,000</td> <td>2,430,000</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>3件</td> <td>300,000</td> <td>900,000</td> <td>63件</td> <td>30,000</td> <td>1,890,000</td> <td>2,790,000</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>4件</td> <td>300,000</td> <td>1,200,000</td> <td>62件</td> <td>30,000</td> <td>1,860,000</td> <td>3,060,000</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>6件</td> <td>300,000</td> <td>1,800,000</td> <td>52件</td> <td>30,000</td> <td>1,560,000</td> <td>3,360,000</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>3件</td> <td>300,000</td> <td>900,000</td> <td>62件</td> <td>30,000</td> <td>1,860,000</td> <td>2,760,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">徳地町</td> <td>10</td> <td>9件</td> <td>300,000</td> <td>2,700,000</td> <td>82件</td> <td>30,000</td> <td>2,460,000</td> <td>5,160,000</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>5件</td> <td>300,000</td> <td>1,500,000</td> <td>78件</td> <td>30,000</td> <td>2,340,000</td> <td>3,840,000</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>7件</td> <td>300,000</td> <td>2,100,000</td> <td>94件</td> <td>30,000</td> <td>2,820,000</td> <td>4,920,000</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>4件</td> <td>300,000</td> <td>1,200,000</td> <td>64件</td> <td>30,000</td> <td>1,920,000</td> <td>3,120,000</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>4件</td> <td>300,000</td> <td>1,200,000</td> <td>75件</td> <td>30,000</td> <td>2,250,000</td> <td>3,450,000</td> </tr> </tbody> </table>				区分 年度	出産育児一時金			葬祭費			合計給付額	件数	1件当たり支給額	給付額	件数	1件当たり支給額	給付額	山口市	10	99件	300,000	29,700,000	695件	40,000	27,800,000	57,500,000	11	137件	300,000	41,100,000	720件	40,000	28,800,000	69,900,000	12	148件	300,000	44,400,000	703件	40,000	28,120,000	72,520,000	13	128件	300,000	38,400,000	717件	40,000	28,680,000	67,080,000	14	157件	300,000	47,100,000	748件	40,000	29,920,000	77,020,000	小郡町	10	21件	300,000	6,300,000	82件	40,000	3,280,000	9,580,000	11	24件	300,000	7,200,000	113件	40,000	4,520,000	11,720,000	12	28件	300,000	8,400,000	108件	40,000	4,320,000	12,720,000	13	26件	300,000	7,800,000	100件	40,000	4,000,000	11,800,000	14	31件	300,000	9,300,000	122件	40,000	4,880,000	14,180,000	秋穂町	10	2件	300,000	600,000	61件	30,000	1,830,000	2,430,000	11	6件	300,000	1,800,000	58件	30,000	1,740,000	3,540,000	12	8件	300,000	2,400,000	57件	30,000	1,710,000	4,110,000	13	6件	300,000	1,800,000	71件	30,000	2,130,000	3,930,000	14	5件	300,000	1,500,000	70件	30,000	2,100,000	3,600,000	阿知須町	10	2件	300,000	600,000	61件	30,000	1,830,000	2,430,000	11	3件	300,000	900,000	63件	30,000	1,890,000	2,790,000	12	4件	300,000	1,200,000	62件	30,000	1,860,000	3,060,000	13	6件	300,000	1,800,000	52件	30,000	1,560,000	3,360,000	14	3件	300,000	900,000	62件	30,000	1,860,000	2,760,000	徳地町	10	9件	300,000	2,700,000	82件	30,000	2,460,000	5,160,000	11	5件	300,000	1,500,000	78件	30,000	2,340,000	3,840,000	12	7件	300,000	2,100,000	94件	30,000	2,820,000	4,920,000	13	4件	300,000	1,200,000	64件	30,000	1,920,000	3,120,000	14	4件	300,000	1,200,000	75件	30,000	2,250,000	3,450,000	出産育児一時金 ・1市3町とも300,000円で同額である。 葬祭費 ・山口市・小郡町 40,000円 ・秋穂町・阿知須町・徳地町 30,000円 となっており、ばらつきがある。	
区分 年度	出産育児一時金				葬祭費			合計給付額																																																																																																																																																																																																																								
	件数	1件当たり支給額	給付額	件数	1件当たり支給額	給付額																																																																																																																																																																																																																										
山口市	10	99件	300,000	29,700,000	695件	40,000	27,800,000	57,500,000																																																																																																																																																																																																																								
	11	137件	300,000	41,100,000	720件	40,000	28,800,000	69,900,000																																																																																																																																																																																																																								
	12	148件	300,000	44,400,000	703件	40,000	28,120,000	72,520,000																																																																																																																																																																																																																								
	13	128件	300,000	38,400,000	717件	40,000	28,680,000	67,080,000																																																																																																																																																																																																																								
	14	157件	300,000	47,100,000	748件	40,000	29,920,000	77,020,000																																																																																																																																																																																																																								
小郡町	10	21件	300,000	6,300,000	82件	40,000	3,280,000	9,580,000																																																																																																																																																																																																																								
	11	24件	300,000	7,200,000	113件	40,000	4,520,000	11,720,000																																																																																																																																																																																																																								
	12	28件	300,000	8,400,000	108件	40,000	4,320,000	12,720,000																																																																																																																																																																																																																								
	13	26件	300,000	7,800,000	100件	40,000	4,000,000	11,800,000																																																																																																																																																																																																																								
	14	31件	300,000	9,300,000	122件	40,000	4,880,000	14,180,000																																																																																																																																																																																																																								
秋穂町	10	2件	300,000	600,000	61件	30,000	1,830,000	2,430,000																																																																																																																																																																																																																								
	11	6件	300,000	1,800,000	58件	30,000	1,740,000	3,540,000																																																																																																																																																																																																																								
	12	8件	300,000	2,400,000	57件	30,000	1,710,000	4,110,000																																																																																																																																																																																																																								
	13	6件	300,000	1,800,000	71件	30,000	2,130,000	3,930,000																																																																																																																																																																																																																								
	14	5件	300,000	1,500,000	70件	30,000	2,100,000	3,600,000																																																																																																																																																																																																																								
阿知須町	10	2件	300,000	600,000	61件	30,000	1,830,000	2,430,000																																																																																																																																																																																																																								
	11	3件	300,000	900,000	63件	30,000	1,890,000	2,790,000																																																																																																																																																																																																																								
	12	4件	300,000	1,200,000	62件	30,000	1,860,000	3,060,000																																																																																																																																																																																																																								
	13	6件	300,000	1,800,000	52件	30,000	1,560,000	3,360,000																																																																																																																																																																																																																								
	14	3件	300,000	900,000	62件	30,000	1,860,000	2,760,000																																																																																																																																																																																																																								
徳地町	10	9件	300,000	2,700,000	82件	30,000	2,460,000	5,160,000																																																																																																																																																																																																																								
	11	5件	300,000	1,500,000	78件	30,000	2,340,000	3,840,000																																																																																																																																																																																																																								
	12	7件	300,000	2,100,000	94件	30,000	2,820,000	4,920,000																																																																																																																																																																																																																								
	13	4件	300,000	1,200,000	64件	30,000	1,920,000	3,120,000																																																																																																																																																																																																																								
	14	4件	300,000	1,200,000	75件	30,000	2,250,000	3,450,000																																																																																																																																																																																																																								
				課題への対応																																																																																																																																																																																																																												
				出産育児一時金は、同額のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。 葬祭費は、一律50,000円とする。																																																																																																																																																																																																																												
				調整案																																																																																																																																																																																																																												
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。(出産育児一時金) () 2. 市、町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。(葬祭費) ただし、合併年度の翌年度から実施する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()																																																																																																																																																																																																																												

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	社会保障	中項目	国民健康保険の状況	小項目	保健事業の状況
事業名	はり・きゅう施術費支給状況			協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金分科会	コード	20-01-06-01

現況

はり・きゅう施術費支給状況

区分 年度	被保険者数	施 術 件 数				施 術 費 負 担 分			
		は り	き ゅ う	はり、きゅう併用	計	は り	き ゅ う	はり、きゅう併用	制 限 回 数
山 口 市	10	32,284人	5,598件		1,547件	7,145件	750円/回	850円/回	10回/月
	11	33,586人	5,904件		2,062件	7,966件	800円/回	900円/回	10回/月
	12	35,024人	4,465件		2,152件	6,617件	800円/回	900円/回	10回/月
	13	36,566人	4,969件		3,139件	8,108件	800円/回	900円/回	10回/月
	14	38,252人	4,761件		3,805件	8,566件	800円/回	900円/回	10回/月

小 郡 町	10								
	11								
	12					なし			
	13								
	14								

秋 穂 町	10	2,519人	481件		12件	493件	500円/回	600円/回	10回/月
	11	2,604人	381件		10件	391件	500円/回	600円/回	10回/月
	12	2,688人	260件		32件	292件	500円/回	600円/回	10回/月
	13	2,828人	306件		13件	319件	500円/回	600円/回	10回/月
	14	2,942人	372件		7件	379件	500円/回	600円/回	10回/月

阿 知 須 町	10	2,415人	159件			159件	400円/件		10回/月
	11	2,492人	197件			197件	400円/件		10回/月
	12	2,517人	234件			234件	400円/件		10回/月
	13	2,661人	432件			432件	400円/件		10回/月
	14	2,716人	436件			436件	400円/件		10回/月

徳 地 町	10								
	11								
	12					なし			
	13								
	14								

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	社会保障	中項目	国民健康保険の状況	小項目	保健事業の状況
事業名	はり・きゅう施術費支給状況	分科会名	国保年金分科会	協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い
専門部会名	住民部会	コード	20-01-06-01	調整案	
調整上の課題		課題への対応		調整案	
<p>対象者 ・山口市、秋穂町、阿知須町については、国民健康保険全被保険者としており、年齢制限はない。</p> <p>施術費 ・市町間で施術費負担が異なる。</p>		<p>対象者 ・国民健康保険全被保険者とする。</p> <p>施術費 ・はりのみ、きゅうのみであれば、それぞれ 800 円、併用すれば、1,000 円とする。</p>		<p>() 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2 . 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3 . 新たに制度等を創設する。 ただし、合併年度の翌年度から実施する。</p> <p>() 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7 . その他()</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	社会保障	中項目	国民健康保険の状況	小項目	保健事業の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
事業名	人間ドックの利用状況			協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
専門部会名	住民部会	分科会名	国保年金分科会	コード	20-01-06-02																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
現況				分析																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
人間ドック等利用状況				調整上の課題																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">外 来</th> <th colspan="4">歯 科</th> <th colspan="4">脳 ド ッ ク</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>基準額</th> <th>補助率</th> <th>保険者負担金</th> <th>件数</th> <th>基準額</th> <th>補助率</th> <th>保険者負担金</th> <th>件数</th> <th>基準額</th> <th>補助率</th> <th>保険者負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">山 口 市</td> <td>10</td> <td>609件</td> <td>約47,000円</td> <td>90%</td> <td>22,481,306円</td> <td>18件</td> <td>3,500円</td> <td>90%</td> <td>56,700円</td> <td>310件</td> <td>31,500円</td> <td>90%</td> <td>9,059,400円</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>536件</td> <td>約47,000円</td> <td>90%</td> <td>20,273,119円</td> <td>16件</td> <td>3,500円</td> <td>90%</td> <td>50,400円</td> <td>245件</td> <td>31,500円</td> <td>90%</td> <td>7,355,250円</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>597件</td> <td>約47,000円</td> <td>90%</td> <td>22,399,295円</td> <td>12件</td> <td>3,500円</td> <td>90%</td> <td>37,800円</td> <td>318件</td> <td>31,500円</td> <td>90%</td> <td>9,402,750円</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>678件</td> <td>約47,000円</td> <td>90%</td> <td>26,117,807円</td> <td>19件</td> <td>3,500円</td> <td>90%</td> <td>59,850円</td> <td>374件</td> <td>31,500円</td> <td>90%</td> <td>11,166,750円</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>823件</td> <td>約47,000円</td> <td>90%</td> <td>31,721,191円</td> <td>16件</td> <td>3,500円</td> <td>90%</td> <td>50,400円</td> <td>458件</td> <td>31,500円</td> <td>90%</td> <td>13,481,580円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 外来人間ドックの基準額は、検査項目が選択制及び総合病院と診療所により一律でない。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">小 郡 町</td> <td>10</td> <td>83件</td> <td>43,720円</td> <td>90%</td> <td>3,271,860円</td> <td>1件</td> <td>3,500円</td> <td>90%</td> <td>3,150円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>100件</td> <td>43,720円</td> <td>90%</td> <td>3,897,660円</td> <td>0件</td> <td></td> <td></td> <td>0円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>85件</td> <td>43,720円</td> <td>90%</td> <td>3,382,800円</td> <td>1件</td> <td>3,500円</td> <td>90%</td> <td>3,150円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>87件</td> <td>43,720円</td> <td>90%</td> <td>3,483,640円</td> <td>1件</td> <td>3,500円</td> <td>90%</td> <td>3,150円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>93件</td> <td>43,720円</td> <td>90%</td> <td>3,579,680円</td> <td>0件</td> <td></td> <td></td> <td>0円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">秋 穂 町</td> <td>10</td> <td>48件</td> <td>37,000円</td> <td>80%</td> <td>1,420,800円</td> <td>1件</td> <td>3,500円</td> <td>90%</td> <td>3,150円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>44件</td> <td>37,000円</td> <td>80%</td> <td>1,302,400円</td> <td>1件</td> <td>3,500円</td> <td>90%</td> <td>3,150円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>50件</td> <td>37,000円</td> <td>80%</td> <td>1,480,000円</td> <td>5件</td> <td>3,500円</td> <td>90%</td> <td>15,750円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>49件</td> <td>37,000円</td> <td>80%</td> <td>1,450,400円</td> <td>1件</td> <td>3,500円</td> <td>90%</td> <td>3,150円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>57件</td> <td>37,000円</td> <td>80%</td> <td>1,687,200円</td> <td>3件</td> <td>3,500円</td> <td>90%</td> <td>9,450円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">阿 知 須 町</td> <td>10</td> <td>14件</td> <td>37,000円</td> <td>100%</td> <td>518,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>29件</td> <td>37,000円</td> <td>100%</td> <td>1,073,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>18件</td> <td>37,000円</td> <td>100%</td> <td>666,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>34件</td> <td>37,000円</td> <td>100%</td> <td>1,258,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>24件</td> <td>37,000円</td> <td>100%</td> <td>888,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 節目ドック（40、45、50、55、60歳）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">徳 地 町</td> <td>10</td> <td>37件</td> <td>注1</td> <td>100%</td> <td>216,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>42件</td> <td>注1</td> <td>100%</td> <td>243,200円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>40件</td> <td>注1</td> <td>100%</td> <td>237,500円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>43件</td> <td>注1</td> <td>100%</td> <td>269,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>44件</td> <td>注1</td> <td>100%</td> <td>304,300円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 老人保健事業として実施されている日帰り人間ドック（40、45、50、55、60、65歳）について、国保被保険者に限り個人負担金を国保特別会計が全額負担している。 注2. 日帰り人間ドックのほか、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肝炎検診の個人負担金を国保特別会計が全額負担している。（14年度558,100円）</p>				区分	外 来				歯 科				脳 ド ッ ク				年度	件数	基準額	補助率	保険者負担金	件数	基準額	補助率	保険者負担金	件数	基準額	補助率	保険者負担金	山 口 市	10	609件	約47,000円	90%	22,481,306円	18件	3,500円	90%	56,700円	310件	31,500円	90%	9,059,400円	11	536件	約47,000円	90%	20,273,119円	16件	3,500円	90%	50,400円	245件	31,500円	90%	7,355,250円	12	597件	約47,000円	90%	22,399,295円	12件	3,500円	90%	37,800円	318件	31,500円	90%	9,402,750円	13	678件	約47,000円	90%	26,117,807円	19件	3,500円	90%	59,850円	374件	31,500円	90%	11,166,750円	14	823件	約47,000円	90%	31,721,191円	16件	3,500円	90%	50,400円	458件	31,500円	90%	13,481,580円	小 郡 町	10	83件	43,720円	90%	3,271,860円	1件	3,500円	90%	3,150円					11	100件	43,720円	90%	3,897,660円	0件			0円					12	85件	43,720円	90%	3,382,800円	1件	3,500円	90%	3,150円					13	87件	43,720円	90%	3,483,640円	1件	3,500円	90%	3,150円					14	93件	43,720円	90%	3,579,680円	0件			0円					秋 穂 町	10	48件	37,000円	80%	1,420,800円	1件	3,500円	90%	3,150円					11	44件	37,000円	80%	1,302,400円	1件	3,500円	90%	3,150円					12	50件	37,000円	80%	1,480,000円	5件	3,500円	90%	15,750円					13	49件	37,000円	80%	1,450,400円	1件	3,500円	90%	3,150円					14	57件	37,000円	80%	1,687,200円	3件	3,500円	90%	9,450円					阿 知 須 町	10	14件	37,000円	100%	518,000円									11	29件	37,000円	100%	1,073,000円									12	18件	37,000円	100%	666,000円									13	34件	37,000円	100%	1,258,000円									14	24件	37,000円	100%	888,000円									徳 地 町	10	37件	注1	100%	216,000円									11	42件	注1	100%	243,200円									12	40件	注1	100%	237,500円									13	43件	注1	100%	269,000円									14	44件	注1	100%	304,300円									<p>外来ドック（人間ドック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者、基準額、補助率、検査項目等にばらつきがある。 ・節目検診を阿知須町のみが実施している。 ・徳地町は、老人保健法対象事業として行っている健康診査の一部負担金について、国保被保険者に限り国保特別会計から全額補助をしており、他の1市3町が行っている国保の人間ドックの実施方法とは異なる。 <p>歯科ドック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口市、小郡町、秋穂町で実施している。 <p>脳ドック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口市のみで実施している。 	
区分	外 来				歯 科				脳 ド ッ ク																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	年度	件数	基準額	補助率	保険者負担金	件数	基準額	補助率	保険者負担金	件数	基準額	補助率	保険者負担金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
山 口 市	10	609件	約47,000円	90%	22,481,306円	18件	3,500円	90%	56,700円	310件	31,500円	90%	9,059,400円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	11	536件	約47,000円	90%	20,273,119円	16件	3,500円	90%	50,400円	245件	31,500円	90%	7,355,250円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	12	597件	約47,000円	90%	22,399,295円	12件	3,500円	90%	37,800円	318件	31,500円	90%	9,402,750円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	13	678件	約47,000円	90%	26,117,807円	19件	3,500円	90%	59,850円	374件	31,500円	90%	11,166,750円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	14	823件	約47,000円	90%	31,721,191円	16件	3,500円	90%	50,400円	458件	31,500円	90%	13,481,580円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
小 郡 町	10	83件	43,720円	90%	3,271,860円	1件	3,500円	90%	3,150円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	11	100件	43,720円	90%	3,897,660円	0件			0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	12	85件	43,720円	90%	3,382,800円	1件	3,500円	90%	3,150円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	13	87件	43,720円	90%	3,483,640円	1件	3,500円	90%	3,150円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	14	93件	43,720円	90%	3,579,680円	0件			0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
秋 穂 町	10	48件	37,000円	80%	1,420,800円	1件	3,500円	90%	3,150円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	11	44件	37,000円	80%	1,302,400円	1件	3,500円	90%	3,150円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	12	50件	37,000円	80%	1,480,000円	5件	3,500円	90%	15,750円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	13	49件	37,000円	80%	1,450,400円	1件	3,500円	90%	3,150円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	14	57件	37,000円	80%	1,687,200円	3件	3,500円	90%	9,450円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
阿 知 須 町	10	14件	37,000円	100%	518,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	11	29件	37,000円	100%	1,073,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	12	18件	37,000円	100%	666,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	13	34件	37,000円	100%	1,258,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	14	24件	37,000円	100%	888,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
徳 地 町	10	37件	注1	100%	216,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	11	42件	注1	100%	243,200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	12	40件	注1	100%	237,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	13	43件	注1	100%	269,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	14	44件	注1	100%	304,300円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
課題への対応				<p>外来ドック（人間ドック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者は75歳未満の国保被保険者とし、補助率は90%とする。（ただし、75歳以上は、老人保健法対象事業で対応する。） <p>歯科ドック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、国保全被保険者とし、補助率は90%とする。 <p>脳ドック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者は、75歳未満の国保被保険者とし、補助率は90%とする。 																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
調整案				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>() 2. 市・町の例により調整する。</p> <p>() 3. 新たに制度等を創設する。 ただし、合併年度の翌年度から実施する。</p> <p>() 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>() 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>() 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>() 7. その他()</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

協議第 3 7 号

合併協定項目 2 1

介護保険事業の取扱い

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	介護サービス適正実施事業
事業名	その他の適正実施事業（介護相談員派遣事業）			協定項目	22 各種事務事業の取扱い（5）高齢者福祉事業
専門部会名	福祉部会	分科会名	介護保険分科会	コード	19-04-06-03
現況				分析	
<p>介護相談員派遣事業</p> <p>山口市 （目的） 介護サービスの提供の場に介護相談員を派遣することにより、介護利用者の不安、不満や疑問にきめこまやかに対応するとともに、利用者と介護サービス提供事業者の橋渡しを行うことにより、サービスの質的な向上を図ることを目的とする。</p> <p>（実施主体） 実施主体は山口市とし、事業の実施については山口市社会福祉協議会に委託。</p> <p>（対象となるサービス） 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・短期入所生活介護・短期入所療養介護・通所介護・通所リハビリテーションのサービスを対象とする。</p> <p>（事業内容） 介護相談員は、提供者のサービス事業所を訪問、次の業務を行う。 （1）利用者や家族の話を聞き、相談にのる。 （2）サービスの現状把握に努める。 （3）提供者の管理者や従事者に相談内容を報告し、意見交換をする。 （4）利用者に自分の連絡先を周知する。 （5）その他、目的を遂行する上で必要と認められる業務。</p> <p>（事業実績） 平成14年度 相談員 2名 派遣日数 87日 派遣法人 20箇所 実相談者数 646人</p> <p>（事業費） 平成14年度決算 6,443千円</p> <p>【根拠法令等】 ・山口市介護相談員派遣事業実施要綱</p>				調整上の課題	
				課題への対応	
				調整案	
				<p>（ ）1．現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>（ ）2．山口市の例により調整する。</p> <p>（ ）3．新たに制度等を創設する。</p> <p>（ ）4．新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>（ ）5．新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>（ ）6．廃止の方向で検討する。</p> <p>（ ）7．その他（ ）</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	社会保障	中項目	介護保険の状況	小項目	介護保険料の賦課・徴収		
事業名	介護保険料の算定基準			協定項目	21 介護保険事業の取扱い		
専門部会名	福祉部会	分科会名	介護保険分科会	コード	20-05-03-01		
現況				分析			
第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料(基準額)の算定 (平成15年度から17年度)				調整上の課題			
(各市町介護保険事業計画より)				・第1号被保険者保険料に相違がある。(3,636円~4,613円)			
		山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町	1市4町
平成15年度から平成17年度までの介護サービス総費用	居宅サービス	89.6億円	10.4億円	4.4億円	5.5億円	7.7億円	109.9億円
	施設サービス	142.4億円	19.8億円	14.4億円	14.7億円	17.6億円	191.3億円
	その他	12.1億円	1.3億円	0.7億円	0.6億円	1.2億円	14.7億円
(B)標準給付見込額		218.2億円	28.2億円	17.3億円	18.7億円	23.7億円	282.4億円
(C)財政安定化基金拠出金(B)×0.1%		0.2億円	0.03億円	0.02億円	0.02億円	0.02億円	0.3億円
(D)財政安定化基金償還金		0.8億円	0.2億円	0.04億円	0.2億円	-	1.2億円
(D')財政安定化基金償還期間		9.0年間	9.0年間	9.0年間	9.0年間	-	36.0億円
(E)全体の経費 (B)+(C)+(D)		219.2億円	28.4億円	17.4億円	18.9億円	23.7億円	283.9億円
(F)国庫負担金 (B)×20%		43.6億円	5.6億円	3.5億円	3.7億円	4.7億円	56.4億円
(G)後期高齢者補正係数		0.9543	0.9927	0.9	0.9665	0.87	
(H)所得水準補正係数		1.0265	1.057	0.96	1.0293	0.92	
(S)調整交付金交付割合		5.35%	3.8%	6.94%	4.83%	7.60%	
(I)調整交付金 (B)×(S)%		11.7億円	1.1億円	1.2億円	0.9億円	1.8億円	14.9億円
(J)県負担金 (B)×12.5%		27.3億円	3.5億円	2.1億円	2.3億円	3.0億円	35.2億円
(K)市町負担分 (B)×12.5%		27.3億円	3.5億円	2.1億円	2.3億円	3.0億円	35.2億円
(L)介護給付費交付金(第2号被保険者分) (B)×32%		69.8億円	9.0億円	5.6億円	6.0億円	7.6億円	90.4億円
(M)市町村特別給付額		-	-	-	-	-	
(N)保健福祉事業費		-	-	-	-	-	
(O)1号被保険者負担分 (E)-(F)-(I)-(J)-(K)-(L)+(M)+(N)		39.5億円	5.7億円	2.9億円	3.6億円	3.7億円	51.7億円
(P)所得階層補正後被保険者数(3年間の延べ人数)		8.4万人	1.2万人	0.6万人	0.7万人	0.9万人	10.9万人
(Q)年間保険料の基準額 (O)÷(P)		47,281円	43,764円	43,629円	55,356円	44,260円	
(R)月額保険料 (Q)÷12		3,941円	3,647円	3,636円	4,613円	3,688円	
【用語について】				課題への対応			
標準給付費 ... 介護サービス費用に被保険者自己負担部分や施設食費を除いた割合(実効給付率)を乗じて、実際に必要となる事業費を算出する。				・第1号被保険者保険料については、平成17年度までは現行の保険料とし、平成18年度からの介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。(平成16年度に国の制度改正が行われることから、その動向に配慮する。)			
財政安定化基金 ... 介護保険財政安定のための基金							
後期高齢者補正 ... 75歳以上の高齢者が多いことによる事業費増が保険料の上昇を招かないように補正する。							
所得水準補正 ... 国の調整交付金と第1号被保険者の負担割合を調整							
所得階層補正後被保険者数 ... 第1号被保険者の保険料は、所得により基準額×0.5~基準額×1.5の額を支払うことになるので、所得階層ごとの人数に負担割合をかけた総数							
調整案							
				() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 市・町の例により調整する。 () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 (平成18年度から保険料を統一する。) () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()			

事務一元化現況・分析調書

大項目	社会保障	中項目	介護保険の状況	小項目	介護保険料の賦課・徴収
事業名	介護保険料の賦課及び徴収方法			協定項目	21 介護保険事業の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	介護保険分科会	コード	20-05-03-02

現況

分析

保険料

平成16年6月1日現在

山口市			小郡町			秋穂町			阿知須町			徳地町		
段階	所得状況	保険料率	段階	所得状況	保険料率	段階	所得状況	保険料率	段階	所得状況	保険料率	段階	所得状況	保険料率
第1段階	生活保護の受給者、老齢年金受給者で市町村民税世帯非課税	基準額 × 0.469	第1段階	同左	基準額 × 0.4	第1段階	同左	基準額 × 0.5	同左	第1段階	同左	第1段階	同左	同左
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	基準額 × 0.739	第2段階	同左	基準額 × 0.72	第2段階	同左	基準額 × 0.75		第2段階		第2段階		
第3段階	本人が市町村民税非課税	基準額 × 1.0	第3段階	同左	基準額 × 1.0	第3段階	同左	基準額 × 1.0		第3段階		第3段階		
第4段階	本人が市町村民税課税者であって合計所得金額200万円未満の者	基準額 × 1.25	第4段階	同左	基準額 × 1.25	第4段階	同左	基準額 × 1.25		第4段階		第4段階		
第5段階	本人が市町村民税課税者であって合計所得金額200万円以上700万円未満の者	基準額 × 1.5	第5段階	本人が市町村民税課税者であって合計所得金額200万円以上500万円未満の者	基準額 × 1.5	第5段階	本人が市町村民税課税者であって合計所得金額200万円以上の者	基準額 × 1.5		第5段階		第5段階		
第6段階	本人が市町村民税課税者であって合計所得金額700万円以上の者	基準額 × 1.75	第6段階	本人が市町村民税課税者であって合計所得金額500万円以上の者	基準額 × 1.75									

減免措置

山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
法に基づいた減免と独自の減免実施	法に基づいた減免実施	同左	同左	同左

山口市：保険料徴収段階が第2段階でありかつ生活困窮者に対しては、第1段階保険料へ軽減普通徴収について

	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
第1期	6月16日～6月30日まで	7月1日～7月31日まで	6月1日～6月30日まで	同左	7月1日～7月31日まで
第2期	7月16日～7月31日まで	8月1日～8月31日まで	7月1日～7月31日まで		8月1日～8月31日まで
第3期	8月16日～8月31日まで	9月1日～9月30日まで	8月1日～8月31日まで		9月1日～9月30日まで
第4期	9月16日～9月30日まで	10月1日～10月31日まで	9月1日～9月30日まで		10月1日～10月31日まで
第5期	10月16日～10月31日まで	11月1日～11月30日まで	10月1日～10月31日まで		11月1日～11月30日まで
第6期	11月16日～11月30日まで	12月1日～12月25日まで	11月1日～11月30日まで		12月1日～12月30日まで
第7期	12月16日～12月28日まで	1月1日～1月31日まで	12月1日～12月28日まで		1月1日～1月31日まで
第8期	1月16日～1月31日まで	2月1日～2月末日まで	1月1日～1月31日まで		2月1日～2月末日まで
第9期	2月16日～2月末日まで	3月1日～3月31日まで	2月1日～2月末日まで		
第10期	3月16日～3月31日まで		3月1日～3月31日まで		

山口市100円未満の端数は1期でまとめて徴収 小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町、100円未満の端数は1期でまとめて徴収

調整上の課題

- ・保険料の段階区分、保険料率、境界所得に相違がある。
- ・法に基づく保険料減免について、減免割合が相違する。山口市は、独自の減免を実施。
- ・普通徴収の納期、納期数に相違がある。

課題への対応

- ・国の制度改革が行われることから、その動向を見ながら段階区分、保険料率、基準所得について保険料の統一時（平成18年）に併せて一本化する。
- ・法に基づく減免は実施し、減免割合については国保との整合性に配慮する。独自の減免制度については、新市移行後調整する。
- ・普通徴収の納期については、国民健康保険の納期と同一とする。（合併年度の翌年度から統一する）

調整案

- () 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- () 2. 市・町の例により調整する。
- () 3. 新たに制度等を創設する。
- () 4. 新市移行後、速やかに調整する。
(段階区分、保険料率及び基準所得については平成18年度から、納期については合併年度の翌年度から統一する。)
- () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- () 6. 廃止の方向で検討する。
- () 7. その他()

事務一元化現況・分析調書

大項目	社会保障	中項目	介護保険の状況	小項目	低所得者対策
事業名	サービス利用における低所得者対策			協定項目	21 介護保険事業の取扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	介護保険分科会	コード	20-05-05-01
現況				分 析	
<p>国の特別対策による低所得者対策 1市4町 実施</p> <p>1. 訪問介護利用料の軽減対策 2. 社会福祉法人等サービス利用者負担額減免費用助成</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【訪問介護利用料の軽減対策】</p> <p>1. 趣旨 介護保険の導入に伴い、旧ホームヘルプ利用者の負担の激変を緩和する目的で、低所得の利用者負担について特別の措置を実施。</p> <p>2. 制度内容</p> <p>1) 施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置 対象者要件 ・施行前1年の間にホームヘルパーの派遣実績があること。・生計中心者が所得税非課税（生活保護受給世帯を含む）であること。 利用者負担割合 ・10%を6%（平成17年度以降は未定）</p> <p>2) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置 対象要件 A：若年の頃から障害者施策のホームヘルプ利用者で、65歳になって介護保険適用者となり、施行前1年の間にヘルパーの派遣実績があること。（法施行時において、高齢者施策又は障害者施策によるホームヘルプを利用していた65歳以上の障害者のうち、65歳以前の障害を原因として手帳の交付を受けているものを含む。） B：介護保険特定疾病により、要介護・要支援の状態となった40歳から64歳までの者。（A、Bについては、いずれかに該当する者が対象となる。） ・生計中心者が所得税非課税（生活保護受給世帯を含む。）であること。 利用者負担割合 3%（平成17年度以降は未定）</p> <p>【社会福祉法人による利用者負担の減免】 社会福祉法人が行うサービスを利用している場合は、利用料の減免の対象となることがあります。 対象となるサービス ・介護老人福祉施設における施設サービス ・通所介護（デイサービス）・短期入所生活介護（ショートステイ）・訪問介護（ホームヘルプサービス） 減免の対象者 市町村民税世帯非課税者であって特に生計が困難である人（生活保護受給者は除く）。例えば ・市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者 ・利用者負担が減免されなければ生活保護受給者になってしまう人 ・その他、市町村民税世帯非課税者であって上記に準ずると市長が認めた人など 減免割合 利用者負担の1/2</p> </div> <p>市町独自の低所得者対策</p> <p>山口市 高額介護サービス費貸付事業 社協との契約による 利用者はサービス提供事業者へ高額介護（支援）サービス費該当金額以外を支払い、社会福祉協議会が事業者へ立替え払いを行う。後日、高額介護（支援）サービス費該当金額を社会福祉協議会へ受領委任として支給する。 高額介護サービス費受領委任払 次の要件を満たす高額介護サービス費の受領の権限を施設に委任できる。 ・介護保険施設の入所者 ・高額サービス費に相当する自己負担金の支払いが困難であるもの ・同一世帯に要介護者がいない者 【根拠法令等】・山口市介護保険高額介護サービス費受領委任払実施要綱</p> <p>小郡町 介護保険利用者負担軽減事業 （助成の範囲） 1. 訪問介護 利用者負担額のうち70%を助成する。（生計中心者前年度所得税非課税世帯は100%） 2. 訪問入浴介護 利用者負担額のうち70%を助成する。（生計中心者前年度所得税非課税世帯は100%） 3. 訪問看護 利用者負担額のうち70%を助成する。 4. 訪問リハビリ 利用者負担額のうち70%を助成する。 5. 通所介護 利用者負担額のうち70%を助成する。 6. 通所リハビリ 利用者負担額のうち70%を助成する。 【根拠法令等】・小郡町介護保険利用者負担軽減事業要綱</p> <p>秋穂町 高額介護サービス費貸付金 【根拠法令等】・秋穂町高額介護サービス費貸付要綱</p> <p>阿知須町・徳地町 該当なし</p>				<p style="text-align: center;">調 整 上 の 課 題</p> <p>[国制度] ・1市4町実施で相違なし。</p> <p>[市町独自の制度] ・山口市、秋穂町が、高額介護サービス費貸付事業、山口市が高額介護サービス費受領委任払を実施。 ・小郡町は、介護保険利用者負担軽減事業として、7割助成を実施している。</p>	
				課 題 へ の 対 応	
				<p>[市町独自の制度] ・高額サービス費貸付事業、高額介護サービス費受領委任払については、国の制度改正の動向を見ながら山口市の例により調整する。</p> <p>・小郡町の介護保険利用者負担軽減事業については、低所得対策として見直しが検討される予定であり、当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>	
				調 整 案	
				<p>() 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 () 2. 山口市の例により調整する。 () (ただし、介護保険利用者負担軽減事業については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。) () 3. 新たに制度等を創設する。 () 4. 新市移行後、速やかに調整する。 () 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 () 6. 廃止の方向で検討する。 () 7. その他()</p>	